

平城宮編年史料集成(稿)

例言

一、本資料集は、平城宮の構造、宮殿・官衙などの配置を考えるための素材となる史料を、編年順に排列したものである。平城宮に直接関わらない場合でも、その考察の素材となるような史料については、掲載するよう努めた。採録した史料の主なものとその底本は次の通りである。

続日本紀	新日本古典文学大系(岩波書店)
萬葉集	新編日本古典文学全集(小学館)
日本霊異記	新編日本古典文学全集(小学館)
日本後紀	新訂増補国史大系
続日本後紀	新訂増補国史大系
日本三代実録	新訂増補国史大系
類聚国史	新訂増補国史大系
日本紀略	新訂増補国史大系
類聚三代格	新訂増補国史大系・関晃編『狩野文庫本類聚三代格』
政事要略	新訂増補国史大系
公卿補任	新訂増補国史大系
扶桑略記	新訂増補国史大系
元享積書	新訂増補国史大系
日本高僧伝要文抄	新訂増補国史大系
東大寺要録	筒井英俊校訂『東大寺要録』
年中行事抄	群書類従
年中行事秘抄	群書類従
皇代記	群書類従
唐大和上東征伝	群書類従
招提寺建立縁起	奈良六大寺大観『唐招提寺』一
袖中抄	歌学大系
河海抄	天理大学善本叢書
藤氏家伝	佐藤信・沖森卓也・矢崎泉編『藤氏家伝(鎌足・貞慧・武智麻呂伝)注釈と研究』
行基年譜	井上薫編『行基事典』
正倉院文書	東京大学史料編纂所編『大日本古文書』編年文書

正倉院伝世木簡……………木簡学会『日本古代木簡選』
平城宮出土木簡……………奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』・『平城宮発掘調査出土木簡概報』

なお、日付は、基本的に岩波書店刊行新日本古典文学大系『続日本紀』に従った。また、官衙名のみえる史料は、原則としてそれが施設としての官衙を意味する場合のみ採録することとし、機構としての官衙名に過ぎない場合は採録していない。全体として採録の基準については編者の主観による部分が大きく、また掲載すべくして逸した史料も多いことと思いが、ご寛恕いただきたい。

一、史料は項目ごとに網文を立て、網文には一から**奈**の通し番号を付した。従って、同一日付の網文が複数存在する場合や、同一史料を複数の網文に掲げた場合もある。同一網文に関連する史料はa、b、c…の枝番号を付して、一括して掲げた。ほとんど同文の場合などは、主要な史料を掲げるにとどめ、【参考】として関連史料の存在を示した。なお、日本紀略、類聚国史については、字句に異同がある場合と、『日本後紀』が欠けている期間についてのみ原文を掲げることとし、それ以外の場合の同日条の存在の一々の註記は省略した。なお、網文はできるだけ平易な表現を用いるように努めた。

一、史料は原文のまま掲げ、返り点を付した。直接当該網文に関連しない部分については、適宜省略し、(前略)、(中略)、(後略)とした。

一、平城宮の構造、宮殿・官衙配置に関わるものを中心に、必要に応じて【註】として後註を付した。史料全体についての註は、※を付して最初に掲げ、また史料の字句に関わるものについては、1、2、3…の番号を該当部分の右肩に付して註のあることを示した上で、順次記すこととした。なお、註の内容は編者の現在の見解に基づくものであり、通説と異なる場合もある。既往の説についても註記するように努めたが、出典などについては紙幅の関係で省略した場合が多く、必ずしも一定の基準によっているものではないことをお断りしておく。

一、平城宮の構造、宮殿・官衙配置を考える上で重要な字句については、ゴチックで示した上で、史料上段に標出を付した。

一、標出に採録した字句について、索引を作成し、網文番号(枝番号)がある場合は枝番号も)で示した。

目次

例言	二	神龜六年・天平元年(七二九)	二六
目次	三	天平二年(七三〇)	三三
編年史料	五	天平三年(七三一)	三三
慶雲四年(七〇七)	五	天平四年(七三二)	三三
慶雲五年・和銅元年(七〇八)	五	天平五年(七三三)	三四
和銅二年(七〇九)	六	天平六年(七三四)	三五
和銅三年(七一一)	六	天平七年(七三五)	三六
和銅四年(七一〇)	六	天平八年(七三六)	三七
和銅五年(七一一)	八	天平九年(七三七)	三九
和銅六年(七一二)	九	天平十年(七三八)	四〇
和銅七年(七一三)	九	天平十一年(七三九)	四一
和銅八年(七一四)	九	天平十二年(七四〇)	四三
和銅八年・靈龜元年(七一五)	九	天平十三年(七四一)	四五
靈龜二年(七一六)	一一	天平十四年(七四二)	四八
靈龜三年・養老元年(七一七)	一一	天平十五年(七四三)	五〇
養老二年(七一八)	一二	天平十六年(七四四)	五三
養老三年(七一九)	一二	天平十七年(七四五)	五五
養老四年(七二〇)	一三	天平十八年(七四六)	五九
養老五年(七二一)	一四	天平十九年(七四七)	六〇
養老六年(七二二)	一五	天平二十年(七四八)	六二
養老七年(七二三)	一六	天平二十一年・天平感宝元年・天平勝宝元年(七四九)	六四
養老八年・神龜元年(七二四)	一七	天平勝宝二年(七五〇)	六七
神龜二年(七二五)	二〇	天平勝宝三年(七五一)	六八
神龜三年(七二六)	二二	天平勝宝四年(七五二)	六八
神龜四年(七二七)	二三	天平勝宝五年(七五三)	七一
神龜五年(七二八)	二四	天平勝宝六年(七五四)	七二

天平勝宝七歲 (七五五)	七四
天平勝宝八歲 (七五六)	七四
天平勝宝九歲・天平宝字元年 (七五七)	七六
天平宝字二年 (七五八)	八四
天平宝字三年 (七五九)	八五
天平宝字四年 (七六〇)	八八
天平宝字五年 (七六一)	九〇
天平宝字六年 (七六二)	九二
天平宝字七年 (七六三)	九五
天平宝字八年 (七六四)	九六
天平宝字九年・天平神護元年 (七六五)	一〇〇
天平神護二年 (七六六)	一〇三
天平神護三年・神護景雲元年 (七六七)	一〇四
神護景雲二年 (七六八)	一〇七
神護景雲三年 (七六九)	一〇八
神護景雲四年・宝龜元年 (七七〇)	一一三
宝龜二年 (七七一)	一一六
宝龜三年 (七七二)	一一七
宝龜四年 (七七三)	一一九
宝龜五年 (七七四)	一二〇
宝龜六年 (七七五)	一二二
宝龜七年 (七七六)	一二三
宝龜八年 (七七七)	一二五
宝龜九年 (七七八)	一二七
宝龜十年 (七七九)	一二八
宝龜十一年 (七八〇)	一二九
天応元年 (七八一)	一三三
天応二年・延暦元年 (七八二)	一三三
延暦二年 (七八三)	一三四
延暦三年 (七七四)	一三五

索引

索引	一四九
----	-------	-----

延暦四年 (七八五)	一三八
延暦五年 (七八六)	一四〇
延暦十年 (七九一)	一四〇
延暦十一年 (七九二)	一四一
延暦二十一年 (八〇二)	一四一
大同四年 (八〇九)	一四一
大同五年・弘仁元年 (八一〇)	一四二
弘仁二年 (八一—)	一四四
弘仁七年 (八一六)	一四四
弘仁十四年 (八二三)	一四五
弘仁十五年・天長元年 (八二四)	一四六
天長二年 (八二五)	一四六
承和二年 (八三五)	一四六
承和三年 (八三六)	一四七
貞觀二年 (八六〇)	一四七
貞觀四年 (八六二)	一四七
貞觀六年 (八六四)	一四七
貞觀八年 (八六六)	一四七
昌泰元年 (八九八)	一四八

慶雲四年（七〇七）

一 二月十九日 五位以上の諸王・諸臣に、遷都のことを議論させる。

遷都

〔続日本紀〕卷三慶雲四年二月戊子《十九日》条
戊子、詔諸王臣五位已上、議遷都事也。

【註】1 遷都―必ずしも平城遷都に限定することなく、難波宮をも視野に入れたものか。

慶雲五年
和銅元年

（七〇八） 一月十一日改元

二 二月十五日 四禽が凶に叶い、三山が鎮を作し、亀卜・筮占の結果のよい平城の地への遷都の詔が出される。

〔続日本紀〕卷四和銅元年二月戊寅《十五日》条

戊寅、詔曰、朕祇奉上玄、君臨宇内。以菲薄之徳、処紫宮之尊。常以為、作之者勞、居之者逸。遷都之事、必未遑也。而王公大臣咸言、往古已降、至于近代、揆日瞻星、起宮室之基、卜世相土、建帝皇之邑。定斲之基永固、無窮之業斯在。衆議難忍、詞情深切。然則京師者、百官之府。四海所歸。唯朕一人、独逸豫、苟利於物、其可遠乎。昔殷王五遷、受中興之号。周后三定、致太平之称。安以遷其久安宅。方今、平城之地、四禽叶凶、三山作鎮、龜筮並從。宜建都邑。其營構資、須隨事条奏。亦待秋収後、合造路橋。子來之義、勿致勞擾。制度之宜、合後不加之。

平城
都邑

京師

宮室

遷都

三 三月十三日 大伴手拍を造宮卿に任じる。

造宮卿

〔続日本紀〕卷四和銅元年三月丙午《十三日》条
丙午、（中略）正五位上大伴宿祢手拍為造宮卿。（後

略）

【註】※大伴手拍は、和銅六年九月に死去している（『続日本紀』和銅六年九月丁丑条）。

四 九月十四日 元明天皇が菅原に行幸する。

菅原

〔続日本紀〕卷四和銅元年九月壬申《十四日》条
壬申、行幸菅原。

五 九月二十日 元明天皇が平城の地を巡幸し、その地形を視察する。

平城

〔続日本紀〕卷四和銅元年九月戊寅《二十日》条
戊寅、巡幸平城、觀其地形。

六 九月二十二日 元明天皇が山背国相楽郡の岡田離宮に行幸する。

岡田離宮

〔続日本紀〕卷四和銅元年九月庚辰《二十二日》条
庚辰、行幸山背国相楽郡岡田離宮。賜行所經国司目以上袍・袴各一領、造行宮郡司禄各有差。并免百姓調。特給賀茂・久仁二里戸稻卅束。

七 九月三十日 阿倍宿奈麻呂・多治比池守を造平城京司長官に、中臣人足・小野広人・小野馬養を造平城京司次官に、坂上忍熊を造平城京司大匠に任じる。また、造平城京司判官七人、造平城京司主典四人を任じる。

〔続日本紀〕卷四和銅元年九月戊子《三十日》条

戊子、以正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂・從四位下多治比真人池守、為造平城京司長官。從五位下中臣朝臣人足・小野朝臣広人・小野朝臣馬養等為次官。從五位下坂上忌寸忍熊為大匠。判官七人。主典四造平城京司主典人。

八 十月二日 平城宮の造営を伊勢神宮に報告する。

〔続日本紀〕卷四和銅元年十月庚寅《二日》条

平城宮 庚寅、遣_二宮内卿正四位下犬上王_一、奉_二幣帛于伊勢太
神宮_一。以_レ告_下宮_上平城宮_一之状_上也。

九 十一月七日 平城宮域に入る菅原の地の九十余家の人々を移転
させ、布と穀を支給する。

菅原 〔続日本紀〕卷四和銅元年十一月乙丑《七日》条
乙丑、遷_二菅原地民九十余家_一。給_二布・穀_一。

一〇 十二月五日 平城宮造営の地鎮祭を行う。

平城宮 〔続日本紀〕卷四和銅元年十二月癸巳《五日》条
癸巳、鎮_二祭平城宮地_一。

和銅二年（七〇九）

二 八月二十八日 元明天皇が平城宮に行幸する。

平城宮 〔続日本紀〕卷四和銅二年八月辛亥《二十八日》条
辛亥、車駕幸_二平城宮_一。免_二從_レ駕京畿兵衛戸雜徭_一。

三 九月二日 元明天皇が平城京を巡幸し、人々を慰撫する。

新京 〔続日本紀〕卷四和銅二年九月乙卯《二日》条
乙卯、(中略)是日、車駕巡_二撫新京百姓_一焉。

三 九月四日 平城宮の造営にあたっての造宮省の番上の工人以
上に物をたまう。

造宮将領 〔続日本紀〕卷四和銅二年九月丁巳《四日》条
丁巳、賜_二造宮将領已上物_一有_レ差。
〔註〕1 将領―番上の工人。

四 九月五日 元明天皇が平城宮行幸を終え、藤原宮に戻る。

平城 〔続日本紀〕卷四和銅二年九月戊午《五日》条
戊午、車駕至_レ自_二平城_一。

二五 十月十一日 平城京造営に際する墳墓の処置について、造平城
京司に指示する。

造平城京司 〔続日本紀〕卷四和銅二年十月癸巳《十一日》条
癸巳、勅、造平城京司、若彼墳隴、見_二発堀_一者、随
即埋斂、勿_レ使_二露棄_一。普加_二祭酹_一、以_レ慰_二幽魂_一。

二六 十二月五日 元明天皇が平城宮に行幸する。

平城宮 〔続日本紀〕卷四和銅二年十二月丁亥《五日》条
丁亥、車駕幸_二平城宮_一。

〔註〕※元明天皇が藤原宮に戻ったとの記事はないが、翌和
銅三年正月の元日朝賀は藤原宮でのことと判断されるので
(史料七註※・史料三註※参照)、この年の十二月のうちに
藤原宮に還幸したと考えられる。

和銅三年（七一〇）

二七 一月一日 元明天皇が大極殿に出御して元日朝賀の儀式を行
い、隼人・蝦夷もこれに参列させる。

大極殿 〔続日本紀〕卷五和銅三年正月壬子朔《一日》条
壬子朔、天皇御_二大極殿_一、受_レ朝。隼人・蝦夷等、亦
在_レ列。左將軍正五位上大伴宿祢旅人・副將軍從五位

下穂積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿祢石湯・副將
軍從五位下小野朝臣馬養等、於_二皇城門外朱雀路東
西二分頭、陳_二列騎兵_一、引_二隼人・蝦夷等_一而進。
〔註〕※藤原宮の大極殿に関する記事であるが、平城宮の大
極殿の造営過程を考える上で重要な史料であるので便宜掲げ
る。『続日本紀』には和銅二年十二月五日の平城宮行幸(史
料二六)から藤原宮に戻った記事がないことから、本史料の大
極殿を平城宮の大極殿とする説もあるが、必ずしも遷都の記
事があるとも限らず、また遷都以前であるので、藤原宮の大
極殿でないことの根拠とはしがたい。ここで大極殿・朝堂・

皇城門 朱雀路

朱雀門を南北に一体として利用して儀式を行っていていることは、これが藤原宮の記事であることの重要な根拠となる（史料三註※参照）。

一六 一月十六日 元明天皇が重閣門に出御し、官人及び隼人・蝦夷に対して宴会を催す。

重閣門

〔続日本紀〕卷五和銅三年正月丁卯〔十六日〕条
丁卯、天皇御_レ重閣門_一、賜_レ宴文武百官并隼人・蝦夷_一、奏_レ諸方樂_一。從五位已上賜_レ衣一襲_一。隼人・蝦夷等、亦授_レ位賜_レ禄各有_レ差。

〔註〕※藤原宮の記事であるが、便宜掲げる。一月十六日は、踏歌の節日にあたる。1 重閣門―宮南面中門の朱雀門、または朝堂院南門のことであろう。但し、この年の元日朝賀の記事〔続日本紀〕和銅三年正月壬子朔条（史料一七）に見える「皇城門」との書き分けからみて、朝堂院南門の可能性が高いか。その場合、踏歌の会場は、朝堂院南門と朱雀門の間の朝集堂のある広場ということになる。なお、大極殿院南門の可能性は小さい。藤原宮・平城宮という違いはあるものの、和銅八年の踏歌節の宴会が中門で行われていること（史料一五）は、重閣門が中門に相当する可能性を強く示唆する。従って、この点からしても、閣門・中門・皇城門という対比からいって、本条の重閣門は朝堂院南門の可能性が高い。

一七 二月 元明天皇が藤原宮を発ち、平城宮に向かう。

藤原宮 寧楽宮

〔萬葉集〕卷一、七八〇
和銅三年庚戌春二月、從藤原宮_一遷_二于寧楽宮_一時、御輿停_二長屋原_一、廻_二望古郷_一作歌。〔一書云、太上天皇御製〕

飛鳥 明日香能里乎 置而伊奈婆 君之当者
不_レ所_レ見香聞安良武（一云、君之当乎不_レ見而香毛安良牟。）

藤原京 寧楽宮

或本、從藤原京_一遷_二于寧楽宮_一時歌
天皇乃 御命良美 柔備尔之 家乎扞 隱国乃 泊

京師

瀬乃川尔・浮而 吾行河乃 河隈之 八十阿不_レ落
万段 顧為牟 玉梓乃 道行晚 青丹吉 櫛乃京師
乃 佐保川尔 伊去至而 我宿有 衣乃上從 朝月
夜 清尔見者 栲乃穗尔 夜之霜落 磐床等 川之
氷凝 冷夜乎 息言無久 通乍作家尔 千代二手尔
座多公与 吾毛通武
反歌
青丹吉 寧楽乃家尔者 万代尔 吾母將_レ通 忘跡念
勿

一八 三月十日 平城京に遷都し、石上麻呂を藤原宮留守に任じる。

遷都 平城 藤原宮留守

〔続日本紀〕卷五和銅三年三月辛酉〔十日〕条
辛酉、始遷_二都于平城_一。以_二左大臣正二位石上朝臣
麿_一為_二留守_一。
〔註〕※二月に平城京への遷都のための行幸に出発し、平城宮到着後、この時に至り正式に遷都が宣言されたのであろう。
1 留守―藤原宮留守。

帝都 平城 朝庭

b 〔類聚三代格〕卷二經論并法会請僧事
貞觀四年八月廿五日太政官符所引
〔本元興寺〕
得_二彼寺伝燈住位僧金耀牒_一一偈、謹檢_二案内_一、此寺仏
法元興之場、聖教最初之地也。去和銅三年帝都遷_二平
城_一之日、諸寺随移。件寺独留、朝廷更造_二新寺_一、
備_二其不_レ移之闕_一。所謂元興寺是也。（後略）

遷都 平城 難波宮 奈良京 左右京

c 〔扶桑略記〕第六和銅三年三月辛酉〔十日〕条
辛酉日、始遷_二都于平城_一。從_二難波宮_一移_二御奈良
京_一、定_二左右京条坊_一。
d 〔皇代記〕元明天皇
和銅七年、（中略）三年庚戌、（中略）三月辛酉日、始
遷_二都于平城_一（從_二難波宮_一移_二御奈良京_一）。（後略）

遷都 平城 難波宮 奈良京 遷都 平城

e 〔元享積書〕卷廿一資治表二元明皇帝
三年、春三月辛酉、遷_二都于和州平城_一。（中略）

和銅三年、三月、從^二難波^一遷^三都平城^一。(後略)

【註】※c・d・eが難波から平城に遷都したとするのは、難波宮經由で、ということか。但し、その根拠は定かではない。あるいは平城遷都が議論された際、難波への遷都も視野に入れた議論が行われた可能性があることと関係があるか。

三 三月 この頃平城宮大極殿は未完成である。

〔平城宮第一次大極殿院西楼跡出土木簡〕

(表) 伊勢国安農郡^一阿刀カ^二刀カ^一
里阿^一部身^一

(裏) 和銅三年^一三カ^一

200・24・4 051

【註】※二〇〇二年に平城第三三七次調査において出土した木簡の一つ。この調査では、西楼の柱抜取穴から天平勝宝四年の年紀をもつものを含む約一五〇〇点の木簡が出土したが、これらとは別に、第一次大極殿院南面築地回廊の基壇造成前に、この地域に搬入された黒色砂質土の整地土からも約二〇点の木簡が出土した。これはそのうちの一点。

和銅三年三月は平城遷都の行われた月で、その月を記す木簡が整地土に含まれているということは、平城遷都の時点で大極殿院南面回廊が未完成であったばかりか、大極殿院南面回廊の基壇土の造成さえまだ行われていなかったことを意味する。勿論、正殿である大極殿は完成して区画施設の築地回廊のみが未完成であった可能性もないわけではない。しかし、『続日本紀』によると、和銅三年正月の元日朝賀は、大極殿・朝堂・朱雀門を南北に一体として利用して行われており(史料^{一七})、この大極殿が大極殿院南門周辺の造成さへ行われていなかったと考えられる平城宮の大極殿であるとは考えがたく、藤原宮の大極殿と考えるべきである。『続日本紀』で次に大極殿がみえるのは、実に五年後の和銅八年(蓋亀元年)の元日朝賀であり(史料^{二九})、この間さしたる理由はないのに元日朝賀が実施された形跡がない。このことは、この和銅八年の記事が平城宮大極殿の実質的な完成記事であ

和銅四年(七一)

三 九月四日 平城宮造営に従事する諸国の雇役民の逃亡が頻発し、宮の大垣が未完成で無防備であるため、石上豊庭・紀男入・粟田必登を將軍に任じて兵庫を警備する。

造都
宮垣
兵庫

る可能性が高いことを意味する。平城宮大極殿は藤原宮の大極殿を移築した可能性が指摘されており(小澤毅説)、和銅三年の元日朝賀の時点まで藤原宮の大極殿が利用されていたとするならば、大極殿の記事の見えない期間は、土地の造成や移築などに要した期間として自然に解釈できる。

このように、わずか一点の木簡ではあるが、平城宮大極殿院の造営過程に見通しを与えた点で、この木簡のもつ意義はまことに大きい。なお、同じ整地土からは、同じ伊勢国安農郡の「里人」の表記のある古様をとどめる白米の荷札、和銅二年二月に上下二郡に分割された(『続日本紀』同月丁未条)遠江国長下郡のものと思われる荷札の断片も出土しており、平城遷都前後の時期の木簡として矛盾はない。

〔続日本紀〕卷五和銅四年九月丙子《四日》条

丙子、勅、頃聞、諸国役民、勞^二於造都^一、奔亡猶多。雖^レ禁不^レ止。今、^一宮垣未^レ成、防守不^レ備。宜^下權立^三軍營^一禁^中守^二兵庫^上。因^以從^二四位下石上朝臣豊庭、從五位下紀朝臣男人・粟田朝臣必登等^一為^三將軍^一。

【註】1宮垣―宮の築地大垣。平城宮の南面築地大垣の内側にはこれに先行する南北に雨落溝を伴う掘立柱塀が確認されており、築地大垣に先行する仮の塀の可能性もある。また、南面の壬生門の東、東面の小子門の南には、大垣を横切る開渠の存在が確認されており、養老年間頃まで大垣自体に開口部があったことが明らかになっている。2兵庫―左右兵庫、または内兵庫。平安宮ではこれらが統合された兵庫寮が宮北面西門近くの宮北辺に所在したことが宮城図から知られる。

和銅五年（七一二）

三月三日 元明天皇が春日山宮に行幸し、五位以上の官人に対して、三月三日節の宴会を催す。

春日山宮

〔年中行事抄〕三月同日（三日）曲水宴事

和銅五年三月三日、御幸春日山宮。宴五位已上八十八人、賜飲食及祿。

〔註〕1 春日山宮―春日離宮（『続日本紀』和銅元年九月乙酉条）のことか。

十月二十八日 遣新羅使が天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷五和銅五年十月甲子（二十八日）条

甲子、遣新羅使等辞見。

〔註〕※辞見の会場は明記されていない。1 遣新羅使―大使道首名ら。和銅五年九月任（『続日本紀』同月乙酉条）。

和銅六年（七一三）

十月十日 板屋司の官人の官位相当を寮に準じることとする。

〔続日本紀〕卷六和銅六年十月庚子（十日）条

庚子、板屋司班秩、一准寮焉。蓋改法用司為板屋司也。

板屋司
板屋司

〔註〕1 板屋司―板屋は板葺きの建物。「中古の遺制」ともされる（『続日本紀』神龜元年十一月甲子条（史料五））が、當時はむしろ一般的だった。何らかの造営に関わる官司と考えられ、分註によれば和銅二年三月新設の造雑物法用司（『続日本紀』同月庚辰条）の後身とみられるが、詳細は不詳。

十一月十六日 朝堂に親王・太政大臣が参列する場合、左右大臣以下がとるべき儀礼について定める。

〔日本三代実録〕卷卅五元慶八年五月廿九日戊子条所引

朝堂

朝堂院門

和銅六年十一月十六日官宣稱、親王・太政大臣出入、朝堂者、式部告知下座之事。其左右大臣動座、五位以上降立床下、余跪座下。就座、及出、門訖、俱復座。

〔註〕※朝堂院における朝政の場での儀礼に関する規定。史料も参照。1 朝堂―中央区（第一次）朝堂の完成は靈龜年間まで降るので、東区（第二次）朝堂院下層の朝堂を指す。2 門―朝堂院の門。

和銅七年（七一四）

十月十七日 造宮省の史生を六人増員して十四人とする。

〔続日本紀〕卷六和銅七年十月辛未（十七日）条

造宮省史生 辛未、造宮省加史生六員。通前十四人。

十二月二十六日 羅城門外の三橋に使者を派遣し、新羅使を迎える。

〔続日本紀〕卷六和銅七年十一月己卯（二十六日）条

己卯、新羅使入京。遣從六位下布勢朝臣・正七位上大野朝臣東人、率騎兵一百七十一、迎於三橋。

〔註〕1 新羅使―金元静ら一行。和銅七年十一月来日（『続日本紀』同月乙未条）。2 三橋―三橋とも（『続日本紀』宝龜十年四月庚子条（史料六））。平城京の南端、羅城門外の佐保川に架かる橋。羅城門外に鑑真一行を迎えるのも同じ場所においてであろう（史料三）。

和銅八年
靈龜元年

（七一五） 九月二日改元

元 一月一日 元明天皇が大極殿に出御して元日朝賀の儀式を行い、陸奥・出羽の蝦夷や南島の人々も参列させる。朱雀門の左右に鼓吹と騎兵が列立し、元日朝賀で初めて鉦鼓が用いられる。

大極殿

朱雀門

〔続日本紀〕卷六靈龜元年正月甲申朔〔一日〕条
甲申朔、天皇御^ニ大極殿^ニ受^レ朝。皇太子始加^ニ礼服^ニ拜朝。陸奥・出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覺・球美等来朝、各貢^ニ方物^ニ。其儀、²朱雀門左右、陣^ニ列鼓吹・騎兵^ニ。元会之日、用^ニ鉦鼓^ニ、自^レ是始矣。(後略)

〔註〕1 大極殿―平城宮中央区の第一次大極殿。平城宮大極殿の初見記事と考えられる。遷都後五年にして、漸く藤原宮からの大極殿の移築が完了したことを示すか。後文の「元会之日、用^ニ鉦鼓^ニ、自^レ是始矣」は、この日の朝賀の画期としての性格を端的に示すものといえよう。陸奥・出羽の蝦夷や南島の人々の来朝もこれに合わせて計画的に行われたものか。2 朱雀門左右云云―和銅三年の元日朝賀(史料^{二七})を参照すると、大極殿から朱雀門までを南北に一体として利用したことを示すとみられる。

三 一月十六日 中門において、諸司の主典以上と新羅使に対して宴会を催す。

中門

〔続日本紀〕卷六靈龜元年正月己亥〔十六日〕条
己亥、宴^ニ百寮主典以上並新羅使金元静等于^ニ中門^ニ、奏^ニ諸方楽^ニ。宴訖、賜^レ禄有^レ差。
〔註〕※一月十六日は、踏歌の節日にあたる。1 中門―平城宮中央区の朝堂院の南門のことか。史料^{二六}の註※参照。

三 一月十七日 南において大射を催し、新羅使も参列させる。

南園

〔続日本紀〕卷六靈龜元年正月庚子〔十七日〕条
庚子、賜^ニ大射于^ニ南^ニ。新羅使亦在^ニ射列^ニ。賜^レ綿各有^レ差。

〔註〕1 南園―王宮の南門の意味で、中央区の第一次大極殿院南門、または朝堂院南門。特に後者の可能性が高いか。神

龜元年五月の獵騎の会場が「重閣中門」とあって、大極殿院南門ではないこと(史料^三)が注意される。騎射の会場は朝堂院南門前の朱雀門との間の広場ということになる。

三 五月二十二日 多治比県守を造宮卿に任じる。

造宮卿

〔続日本紀〕卷六靈龜元年五月壬寅〔二十二日〕条
壬寅、(中略)從四位下、多治比真人県守為^ニ造宮卿^ニ。(後略)

〔註〕1 多治比県守―翌靈龜二年八月に遣唐押使に任じられ(『続日本紀』靈龜二年八月癸亥条)、渡唐している。神龜元年四月に死去した造宮卿県犬養筑紫(『続日本紀』神龜元年四月丁未条)はその後任か。

三 九月二日 水高内親王が大極殿において即位し、元正天皇となる。

a 〔続日本紀〕卷六靈龜元年九月庚辰〔二日〕条

庚辰、天皇禪^ニ位于水高内親王^ニ。詔曰、乾道統^レ天、文明於^レ是馭^レ曆。大宝曰^レ位、震極所以居^レ尊。昔者、揖讓之君、旁求歴試、干戈之主、繼^レ体承^レ基、貽^ニ厥後昆^ニ、克隆^ニ鼎祚^ニ。朕君^ニ臨天下^ニ、撫^ニ育黎元^ニ、蒙^ニ上天之保休^ニ、頼^ニ祖宗之遺慶^ニ、海内晏静、区夏安寧。然而兢々之志、夙夜不^レ怠、翼翼之情、日慎^ニ一日^ニ、憂^ニ勞庶政^ニ、九^ニ載于茲^ニ。今精華漸衰、耄期斯倦、深求^ニ閑逸^ニ、高踏^ニ風雲^ニ。积^レ累遺^レ塵、將^レ同^ニ脱履^ニ。因以^ニ此神器^ニ、欲^レ讓^ニ皇太子^ニ、而年齒幼稚、未^レ離^ニ深宮^ニ、庶務多端、一日万機。一品水高内親王、早叶^ニ祥符^ニ、夙彰^ニ德音^ニ。天縱寛仁、沈静婉變、華夏載佇、謳訟知^レ帰。今伝^ニ皇帝位於内親王^ニ。公卿・百寮、宜^ニ悉祗奉以称^ニ朕意^ニ焉。

〔註〕1 深宮―比喩的な表現であるが、首皇子の母藤原宮子の居所を指すと考えられる。首皇子は遅くとも養老五年までに平城宮の東宮に入っている(史料^{三〇})。

大極殿

b [続日本紀] 卷七靈龜元年九月庚辰〔二日〕条
庚辰、受禪、即位于**大極殿**。詔曰、朕欽承禪命、不敢推讓。履祚登極、欲保社稷。粵得左京職所貢瑞龜。臨位之初、天表嘉瑞。天地賜施、不可不酬。其改和銅八年、為靈龜元年。大辟罪已下、罪無輕重、已發覺・未發覺、已結正・未結正、繫囚・見徒、咸從赦除。但謀殺々訖、私鑄錢、強竊二盜、及常赦所不原者、並不在此赦限。親王已下及百官人、并京畿諸寺僧尼、天下諸社祝部等、賜物各有差。高年、鰥寡独疾之徒、不能自存者、量加賑恤。孝子・順孫・義夫・節婦、表其門閭、終身勿事。免天下今年之租。又五位已上子孫、年廿已上者、宜授蔭位。獲瑞人大初位下高田首久比麻呂、賜從六位上并絶甘疋、綿冊屯、布八十端、稻二千束。
【註】1 大極殿―中央区の第一次大極殿。

靈龜二年 (七一六)

一月一日 雨天のため元日朝賀の儀式を中止し、朝堂において元日節の宴会のみを催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷七靈龜二年正月戊寅朔〔一日〕条
戊寅朔、廢朝。雨也。宴五位已上於朝堂。
【註】1 朝堂―元日朝賀は中止されたものの、元日節の宴会であることからみて、中央区の朝堂院の朝堂を指すか。

二月十日

出雲国造が神賀詞を奏上する儀式を行う。

〔続日本紀〕卷七靈龜二年二月丁巳〔十日〕条
丁巳、出雲国造外正七位上出雲臣果安、齋竟奏神賀事。神祇大副中臣朝臣人足、以其詞奏聞。是日、百官齋焉。自果安至祝部一百一十余人、進位賜

レ禄各有差。

【註】※出雲国造神賀詞奏上の初見。儀式の会場としては、大極殿または大安殿が想定されるが、明記されていない。

十一月十九日 元正天皇の大嘗祭を行う。

〔続日本紀〕卷七靈龜二年十一月辛卯〔十九日〕条
辛卯、大嘗。親王已下及百官人等、賜禄有差。由機遠江、須機但馬国、郡司二人進位一階。

【註】※儀式の場は東区(第二次)朝堂院の朝庭か。平城宮東区(第二次)朝堂院の朝庭部分から五時期(〇一期・〇二期・A期・B期・C期)に及ぶ大嘗宮の遺構が見つかっており(上野邦一「平城宮の大嘗宮再考」『建築史学』二〇、一九九三年)、太政官院(乾政官院)で行ったとの明記のある場合(淳仁・光仁・桓武)だけでなく、南薬園新宮で行ったとされる孝謙を除き、場所の明示のない三人の天皇(元正・聖武・称徳)のうち少なくとも二人は東区(第二次)朝堂院の朝庭を祭場とした可能性が高い。上野氏は、〇一・〇二期、A・B・C期のそれぞれの遺構としての連続性を重視した上で、称徳の大嘗祭は最初の即位の際と同じ南薬園新宮で行われたと考え、〇一期―元正、〇二期―聖武、A期―淳仁、B期―光仁、C期―桓武というように、それぞれの遺構と天皇との対応を想定している。また、〇一・〇二期を下層朝堂に対応する時期、A・B・C期を上層朝堂に対応する時期とする。

靈龜三年 (七一七)

十一月十七日改元

二月二十三日 遣唐使が天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷七養老元年二月甲午〔二十三日〕条
甲午、遣唐使等拜朝。

【註】※辞見の場所は明記されていない。1 遣唐使―押使多治比県守ら。靈龜二年八月任（『続日本紀』同月癸亥条）。

三 三月九日 遣唐押使多治比県守に節刀をたまう。

〔続日本紀〕卷七養老元年三月己酉（九日）条
己酉、遣唐押使従四位下多治比真人県守賜節刀。
【註】※節刀授与の場所は明記されていない。

完 四月二十五日 元正天皇が西朝に出御し、大隅・薩摩国の隼人の風俗・歌舞を見る。

西朝
〔続日本紀〕卷七養老元年四月甲午（二十五日）条
甲午、天皇御西朝。大隅・薩摩二国隼人等、奏風俗歌舞。授位賜禄各有差。

【註】1 西朝―他にはみえない（「中朝」の事例はある（史料三））が、中央区の大極殿院・朝堂院地域を指すか。但し、「御西朝」で西の朝堂に臨むの意味で、「臨軒」と同義になる可能性がある。また、聖武天皇が大極殿院南門（閤門）に出御して隼人の風俗歌舞を見た事例があるのが参照される（『続日本紀』天平元年六月癸未条（史料二））。なお、藤原宮では、朝堂院南門の外で隼人が風俗歌舞を奏したと考えられる事例がみえる（『続日本紀』和銅三年正月丁卯条（史料六））。

四 十一月十七日 元正天皇が朝堂に臨み、養老改元の詔を出す。

臨軒
不破行宮
〔続日本紀〕卷七養老元年十一月癸丑（十七日）条
癸丑、天皇臨軒。詔曰、朕以今年九月、到美濃国不破行宮。留連数日。因覽当耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑。亦洗痛处、無不除愈。在三朕之躬、甚有其驗。又就而飲浴之者、或白髮反黒、或頰髪更生、或闇目如明。自余痼疾、咸皆平愈。昔聞、後漢光武時、醴泉出。飲之者、痼疾皆愈。符瑞書曰、醴泉者美泉。可養老。盖水之精也。寔惟、美泉即合大瑞。朕雖庸虚、何違天

詔。可下大赦天下、改靈龜三年、為養老元年上。天下老人八十已上、授位一階。若至五位、不在授限。百歳已上者、賜純三疋、綿三屯、布四端、粟二石。九十已上者、純二疋、綿二屯、布三端、粟一石五斗。八十已上者、純一疋、綿一屯、布二端、粟一石。僧尼亦准此例。孝子・順孫・義夫・節婦、表其門閭、終身勿事、鰥寡惻独、疾病之徒、不能自存者、量加賑恤。仍令長官親自慰問、加給湯藥。亡命山沢、藏禁兵器、百日不首、復罪如初。又美濃国司及当耆郡司等、加位一階。又復当耆郡来年調庸、余郡庸。賜百官人物各有差。女官亦同。

【註】1 臨軒―臨朝と同義で、朝堂に臨むの意味であろう。そうであるならば、大極殿に出御することには限定できない。奈良時代前半の朝堂は、計四堂の中央区の礎石建ちの朝堂と、計一二堂の東区の掘立柱の朝堂とがあったから、中央区の第一次大極殿に出御、東区の第二次大極殿下層の掘立柱建物の正殿に出御の二つの可能性があることになる。この記事の場合同、内容からみて、東区下層の正殿への出御をいうか。

養老二年（七一一）

四 五月二十三日 遣新羅使が天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷八養老二年五月丙辰（二十三日）条
丙辰、遣新羅使等辞見。

【註】※辞見の場所は明記されていない。1 遣新羅使―大使小野馬養ら。養老二年三月任（『続日本紀』同月乙卯条）。

三 十一月二十三日 畿内の兵士を徵発し、平城宮の警備にあたらせる

〔続日本紀〕卷八養老二年十一月癸丑（二十三日）条

宮城

癸丑、始差畿内兵士^一、守^二衛^三宮城^一。

【註】¹宮城―平城宮を指す。

十二月十五日 遣唐押使多治比県守が節刀を返上する。

〔続日本紀〕卷八養老二年十二月甲戌〔十五日〕条

甲戌、進^二節刀^一。此度使人、略無^二闕亡^一。前年大使従五位上坂合部宿祢大分亦随而来帰。

【註】※節刀返上の場所は明記されていない。1 此度使人―前年渡唐した遣唐押使多治比県守らの一行。十月に帰国し〔続日本紀〕同月庚辰条、十二月十三日に入京している〔続日本紀〕同月壬申条。

養老三年（七一九）

一月一日 大風のため、元日朝賀の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷八養老三年正月庚寅朔〔一日〕条

庚寅朔、廢^レ朝。大風也。

一月二日 元正天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。

〔続日本紀〕卷八養老三年正月辛卯〔二日〕条

大極殿

辛卯、天皇御^二大極殿^一、受^レ朝。従四位上藤原朝臣武智麻呂、従四位下多治比真人県守二人、贊^二引皇太子^一也。

【註】¹大極殿―中央区の第一次大極殿。

一月十日 前年帰国した遣唐使が、唐国から賜与された朝服を着て、元正天皇に帰国の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷八養老三年正月己亥〔十日〕条

己亥、入唐使等拜見。皆着^二唐国所^レ授朝服^一。

【註】※儀式の会場は不詳。1 入唐使―押使多治比県守ら。

六月十日 皇太子首皇子が初めて朝政に参加する。

〔続日本紀〕卷八養老三年六月丁卯〔十日〕条

丁卯、皇太子始聽^二朝政^一焉。

【註】¹朝政―朝堂院で行われる政務。この時期の会場は、東区（第二次）朝堂院下層の朝堂である。

閏七月十一日 新羅使金長言らに対し、宴会を催す。

〔続日本紀〕卷八養老三年閏七月丁卯〔十一日〕条

丁卯、賜^二宴於^一金長言等^一。賜^二國王及長言等^一禄^二有^レ差^一。（後略）

【註】※宴会の場所は明記されていない。1 金長言―養老三年五月に到着した新羅使〔続日本紀〕同月乙未条。

八月八日 遣新羅使白猪広成らが、天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷八養老三年八月癸巳〔八日〕条

癸巳、遣新羅使白猪広成等拜辞。

【註】※辞見の会場は明記されていない。1 遣新羅使白猪広成―養老三年閏七月任〔続日本紀〕同月丁卯条。

養老四年（七二〇）

殿上 一月一日 殿上において、親王と近臣に対して元日節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷八養老四年正月甲寅朔〔一日〕条

甲寅朔、大宰府献^二白鳩^一。宴^二親王及近臣於^一殿上^一。

極^レ歡而罷。賜^レ物有^レ差。

【註】¹殿上―内裏の正殿を指すか。

八月三日 この日死去した藤原不比等を悼み、元正天皇は政務を取りやめ、内裏の寢殿において挙哀の儀を行う。

〔続日本紀〕卷八養老四年八月癸未〔三日〕条

内寝

癸未、(中略)是日、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨。帝深悼惜焉。為之廢朝、挙哀、内寝、特有優勅。吊賻之礼異于群臣。大臣、近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也。

【註】1内寝―内裏の寝殿。元正天皇の居所。平安宮の清涼殿のように、内裏の正殿とは別に寝殿があった可能性もあるので、内安殿(あるいは大安殿)を指すとは限らない。

三 八月七日

内印を捺す文書は、二通作成して一通を内裏に進め、一通を施行することとする。

〔続日本紀〕卷八養老四年八月丁亥《七日》条

内

丁亥、詔、諸請内印、自今以後、応作兩本。一本進内、一本施行。

【註】1内―内裏の意。実際には中務省に保管される。

三 十月九日

当麻老を造宮少輔に任じる。

〔続日本紀〕卷八養老四年十月戊子《九日》条

造宮少輔

戊子、(中略)從五位下当麻真人老為造宮少輔。(後略)

養老五年(七二一)

五 正月二十三日

佐為王らを退朝後東宮に近侍させる。

〔続日本紀〕卷八養老五年正月庚午《二十三日》条

庚午、詔從五位上佐為王、從五位下伊部王、正五位上紀朝臣男人・日下部宿祢老、從五位上山田史三方、從五位下山上臣憶良・朝来直賀須夜・紀朝臣清人、正六位上越智直広江・船連大魚・山口忌寸田主、正六位下樂浪河内、從六位下大宅朝臣兼麻呂、正七位上土師宿祢百村、從七位下塩屋連吉麻呂・刀利宣令等、退朝之後、令侍東宮焉。

東宮

五 二月十五日

大蔵省の倉がひとりでに鳴る。

〔続日本紀〕卷八養老五年二月壬辰《十五日》条

大蔵省倉

壬辰、大蔵省倉自鳴有聲。

【註】1東宮―皇太子首皇子、またはその居所。平城宮東張り出し部南半がその想定地。

五 二月十六日

白虹が貫くような日がさが生じ、前日の大蔵省の倉の鳴動以来異常事態の予兆が続くため、左右大弁・八省の長官らを内裏に呼んで、政務に対する進言を求めらる。

〔続日本紀〕卷八養老五年二月癸巳《十六日》条

殿前

癸巳、日暈如白虹貫。暈南北有珥。因召見左右大弁及八省卿等於殿前、詔曰、朕德菲薄、導民不明。夙興以求、夜寐以思。身居紫宮、心在黔首。無委卿等、何化天下。国家之事、有益万機、必可奏聞。如有不納、重為極諫。汝無面從退有後言。

【註】1殿前―内裏正殿前の庭の空間を指すか。

五 九月十一日

元正天皇が内安殿に出御して、伊勢神宮への奉幣使を發遣する。また、井上女王が斎王に任じられ、北池辺新造宮に移る。

内安殿

〔続日本紀〕卷八養老五年九月乙卯《十一日》条

乙卯、天皇御内安殿、遣使供幣帛於伊勢太神宮。以皇太子女井上王為齋内親王。
【註】1内安殿―内裏の正殿を指すか。
a 〔政事要略〕卷第廿四年中行事廿四 九月、官曹事類云、右符案云、養老五年九月十一日、天皇御内安殿。以少納言正五位上紀朝臣男人為舍人、引中臣從五位上中臣朝臣東人、忌部大初位忌部宿祢皆麻呂等。伊勢大神宮幣附皆麻呂、渡会神

内安殿

北池辺新造宮

宮幣附^三无位中臣朝臣古麻呂^二訖。即以^三皇太子女井上王^一為^三齋王^一。仍移^三於北池辺新造宮^一。其儀、右大臣從二位長屋王率^三參議以上及侍從并孫王等^一而前從^レ之。内侍從五位下播磨直月足、從五位下余比売大利率^レ之。乳母二人領^三小女子十余等率^一、繞^レ輿從行。中臣正六位上菅生朝臣忍粹、忌許人^一、繞^レ輿從行。昇^レ輿人用^三左右大舍人六人^一、並着^三青摺布衣^一。正五位下葛城王、從五位上佐為王、為^三前輿長^一。從五位上桜井王、從五位下大井王、為^三後輿長^一。從五位下石上朝臣勝男領^三前内舍人八人^一。從五位上榎井朝臣広国、領^三後内舍人八人^一。左右衛士從^三宮門^一至^三齋宮^一道兩辺陣立。

宮門 齋宮
宮

至^レ宮安置訖、其威儀從者及衛士各令^三却還^一。其齋宮任^三中臣從八位下中臣朝臣大庭、忌部從八位上忌部宿祢虫名、宮主少初位下伊吉卜部年麻呂、神部四人、卜部一人、戸坐一人、御炬二人。〔神祇記文云、膳部四人、大炊部二人、酒部二人、馬部二人。〕

【註】1 宮門—平城宮北面のいづれかの宮城門か。2 宮—北池辺新造宮（＝齋宮）のことであろう。

【参考】『年中行事秘抄』九月 十二日有後齋、にも『官曹事類』の抄出がある。

丙 九月 中納言藤原武智麻呂が造宮卿を兼任し、平城宮内の改作を担当する。

〔藤氏家伝〕下

五年正月、叙^三從三位^一、遷^三中納言^一。其九月、兼造宮卿^二。時年卅二。公將^三工匠等^一、案^三行宮内^一、仍^レ旧改作。由^レ是、宮室嚴麗、人知^三帝尊^一。神龜元年二月、叙^三正三位^一。知^三造宮事^一如^レ故。

【註】※藤原武智麻呂の主導によるこの時期の平城宮の改作について、かつては東区大極殿院・朝堂院の下層から上層への建て替えと結びつけて理解されることが多かったが、その後の発掘調査の所見ではこの見方はほぼ否定されている。

丙 十二月七日 平城宮中の安殿において、元明太上天皇が死去する。

平城宮中安殿

〔続日本紀〕卷八養老五年十二月己卯《七日》条 己卯、¹崩^三于平城宮中安殿^一。時春秋六十一。遣^レ使固守^三三関^一。

【註】1 崩—主語がないのは、直前の十二月戊寅《六日》条に「太上天皇弥留。大^二赦天下^一、令^三都下諸寺転経^一焉。」とあるのを受けるためで、主語は元明太上天皇。2 平城宮中安殿—内裏内の建物。「平城宮の中安殿」、「平城宮中の安殿」（橋本義則説）の両様の可能性がある。奈良宮中中島院（正倉院文書。『大日本古文书』編年文書卷十、二六六頁。〔史料三〇〕）のように、「某宮中」を冠する例があるのに対し、「平城宮」を冠する例がないことからみて、後者に從つておく。但し、いづれにせよ、この史料で何故「平城宮中」を冠したのかのは説明は容易ではない。

養老六年（七二二）

丙 五月二十九日 遣新羅使津主治麻呂らが、天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷九養老六年五月戊戌《二十九日》条

戊戌、¹遣新羅使津史主治麻呂等拜朝。

【註】※辞見の会場は明記されていない。1 遣新羅使津史主治麻呂等—任命も同月（『続日本紀』養老六年五月己卯条）。

丙 十二月十三日 天武天皇のために弥勒像を、持統天皇のために釈迦像を造り、その由来を金泥で記した縁記とともに仏殿に安置する。

浄御原宮

〔続日本紀〕卷九養老六年十二月庚戌《十三日》条 庚戌、勅、奉^三為浄御原宮御宇天皇^一、造^三弥勒像^一。藤原宮御宇太上天皇釈迦像。其本願縁記、写^三以金

泥^一、安^二置^一仏殿^一焉。

【註】※十二月十三日は、この年十二月七日から七日間行われた元明太上天皇の一周忌の最終日にあたる（『続日本紀』同年十一月丙戌条）。1 仏殿―天武・持統のための発願という点を重視して薬師寺の施設とみる説がある（太田博太郎説）。しかし、「造西仏殿司」から若犬養門司に充てた泉津から宮内に荷物運び込む際の門傍に関わる木簡が出土しており（奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一五）、平城宮内に仏殿が存在した可能性も考えられよう。

養老七年（七二二）

三 一月十日

元正天皇が中宮に出御し、叙位を行う。

〔続日本紀〕卷九養老七年正月丙子《十日》条

丙子、天皇御^一中宮^一、授^二從三位多治比真人池守正三位^一。正四位下阿倍朝臣広庭・正四位下息長王並正四位上。² 六人部王正四位下。從四位下大石王從四位上。无位栗栖王・三嶋王・春日王並從四位下。正五位下葛木王正五位上、無位志努太王從五位下。從四位上阿倍朝臣首名・石川朝臣石足・百濟王南典並正四位下。正五位上大伴宿祢通足・紀朝臣男人並從四位下。正五位下阿倍朝臣船守、從五位上調連淡海並正五位上。從五位上鴨朝臣堅麻呂正五位下。從五位下引田朝臣真人・路真人麻呂・紀朝臣清人・大伴宿祢祖父麻呂・土師宿祢豊麻呂・津守連通並從五位上。正六位上引田朝臣秋庭・河辺朝臣智麻呂・紀朝臣猪養・波多真人足嶋・阿曇宿祢坂持・布勢朝臣国足・息長真人麻呂・角朝臣家主・高橋朝臣嶋主・平群朝臣豊麻呂・石川朝臣樽・中臣朝臣広見・石川朝臣麻呂・余仁軍、正六位下船連大魚・河内忌寸人足・丸連男事・志我閑連阿弥太・越智直広江・堅部使主石

前・高金藏・高志連恵我麻呂並從五位下。又授^二夫人藤原朝臣宮子從二位^一。日下女王・広背女王・粟田女王・六人部女王・星河女王・海上女王・智努女王・葛野王並從四位下。他田舍人直刀自売正五位上。太宅朝臣諸姉・薩妙觀並從五位上。大春日朝臣家主從五位下。

【註】※本条は平城宮中宮の初見記事。1 中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の掘立柱建物の正殿を含む区画の総称か。「御^二中宮^一」は、この正殿への出御をいうのである。なお、第二次大極殿下層の正殿（第一次大極殿と併存）の名称については、大極殿説、大安殿説があり、必ずしも定見を得ていないが、内裏外郭に包摂される位置にあることを重視すれば、この建物を内裏安殿の発展形態として大安殿と呼ぶことはまことに相応しい。この説に問題点があるとすれば、平城遷都後の既に第一次大極殿がない時期に、大極殿と大安殿の史料が併存しているかに見えることであろう。しかし、天平勝宝元年七月の孝謙即位の大極殿（史料^{三三三}）以後の大安殿史料をみると、天平勝宝二年元日朝賀の大安殿（史料^{三三三}）は菓園宮の正殿、同年の出雲国造神賀詞奏上の大安殿（史料^{三三三}）は大郡宮の大安殿として理解できる。また、天平勝宝六年正月叙位の大安殿（史料^{三三三}a）は大極殿南院とする異説があつて（史料^{三三三}b）問題のある史料である。それに天平勝宝元年七月の孝謙即位の大極殿（史料^{三三三}）自体、大極殿の記事として孤立していて、東区下層の掘立柱建物の正殿を大極殿に見立てた可能性を否定できない。このように必ずしも大極殿と大安殿の併存とみる必要はない。なお、東区朝堂院下層の一二棟の建物について、これを朝堂と呼ぶことについて特に異見はない。2 六人部王―底本では脱するが、直前に「從四位上」補う必要がある。

三

一月十六日 中宮において、四位以下主典以上の官人に対して宴会を催す。

〔続日本紀〕卷九養老七年正月壬午《十六日》条

中宮

壬午、饗_二四位已下主典已上於_一中宮。

〔註〕※一月十六日は踏歌の節日にあたる。1中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称か。とすれば、宴会の場所は内裏か。ただ、踏歌節の場合、天皇が中門に出御する事例が知られ（史料_{三〇}など）、会場は東区下層の朝堂の可能性も捨てきれない。

五 五月二十日 隼人に対して宴会を催す。

〔統日本紀〕卷九養老七年五月《二十日》甲申条

甲申、賜_二饗於隼人_一。各奏_三其風俗歌舞_一。酋帥卅四人、叙_レ位賜_レ禄、人有_レ差。

〔註〕※宴会の会場は明記されていないが、養老元年四月の事例を参照すると、中央区の朝堂院か（史料_{元註1}参照）。

五 八月九日 朝堂において、新羅使金貞宿らを歓迎する宴会を催す。

朝堂

〔統日本紀〕卷九養老七年八月辛丑《九日》条

辛丑、宴_二金貞宿等於_一朝堂_一。賜_レ射、并奏_二諸方樂_一。

〔註〕1金貞宿―新羅使。筑紫への来着の日は不詳。2朝堂―外国使節に対する饗応であり、中央区の朝堂か。

養老八年
神龜元年
(七二四) 二月四日改元

六 一月一日 雨のため、元日朝賀の儀式を中止する。

〔統日本紀〕卷九神龜元年正月壬戌朔《一日》条

壬戌朔、廢_レ朝。雨也。

六 一月二日 元正天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。

〔統日本紀〕卷九神龜元年正月癸亥《二日》条

癸亥、天皇御_二大極殿_一、受_レ朝。

大極殿

六 一月七日 元正天皇が中宮に出御し、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

中宮

〔統日本紀〕卷九神龜元年正月戊辰《七日》条

戊辰、御_二中宮_一、宴_二五位已上_一。賜_レ禄有_レ差。

〔註〕1中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称か。「御_二中宮_一」はその正殿への出御であろう（史料_{三註1}※参照）。

六 一月二十七日 出雲国造が神賀詞を奏上する儀式を行う。

〔統日本紀〕卷九神龜元年正月戊子《二十七日》条

戊子、出雲国造外從七位下出雲臣広嶋奏_二神賀辞_一。

〔註〕※この日の神賀詞奏上の儀式の場所は不詳。

七 二月四日 首皇子が大極殿において即位し、聖武天皇となる。

大極殿

〔統日本紀〕卷九神龜元年二月甲午《四日》条

甲午、受_レ禪、即_二位於_一大極殿_一。大_二赦天下_一。詔曰、現神大人洲所知倭根子天皇詔旨《止》勅大命《乎》親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞食宜。

高天原《尔》神留坐皇親神魯岐・神魯美命、吾孫將知食国天下《止》、与佐斯奉《志》麻尔々々、高天原《尔》事波自米而、四方食国天下《乃》政《乎》、弥高弥広《尔》天日嗣《止》高御座《尔》坐而、大八嶋国所知倭根子天皇《乃》大命《尔》坐詔《久》、此食国天下者、掛畏《岐》藤原宮《尔》天下所知、美麻斯《乃》父《止》坐天皇《乃》美麻斯《尔》

賜《志》天下之業《止》、詔大命《乎》、聞食恐《美》受賜懼《理》坐事《乎》、衆聞食宜。可久賜時《尔》、美麻斯親王《乃》齡《乃》弱《尔》、荷重《波》不堪《自加止》、所念坐而、皇祖母坐《志々》掛畏《岐》我皇天皇《尔》授奉《岐》、依_レ此而是平城大宮《尔》

現御神《止》坐而、大八嶋国所知而、靈龜元年《尔》

藤原宮

平城大宮

此〔乃〕天日嗣高御座之業食国天下之政〔乎、〕朕〔尔〕授賜讓賜而、教賜詔賜〔都良久、〕挂畏**淡海大津宮**御宇倭根子天皇〔乃、〕万世〔尔〕不改常典〔止、〕立賜敷賜〔閉魯〕随〔法、〕後遂者我子〔尔、〕佐太加〔尔〕牟俱佐加尓、無〔過事〕授賜〔止、〕負賜詔賜〔比志尔、〕坐間〔尔〕去年九月、天地貺大瑞物頭来〔理。〕又四方食国〔乃〕年実豊〔尔、〕牟俱佐加〔尔〕得在〔止〕見賜而、随神〔母〕所念行〔尔、〕于都斯〔尔母、〕皇朕〔賀〕御世当、頭見〔魯〕物〔尔〕者不〔在。〕今將嗣坐御世名〔乎〕記而、志来頭来〔留〕物〔尔〕在〔良志止〕所念坐而、今神龜二字御世〔乃〕年名〔止〕定〔氏、〕改〔養老〕八年〔為〕神龜元年〔而、〕天日嗣高御座食国天下之業〔乎、〕吾子美麻斯王〔尔、〕授賜讓賜〔止〕詔天皇大命〔乎、〕頂受賜恐〔美〕持而、辞啓者天皇大命恐、被賜仕奉者拙〔尔〕劣而無〔所知。〕進〔母〕不〔知退〕〔母〕不〔知、〕天地之心〔母〕勞〔尔〕重、百官之情〔母〕辱愧〔美奈母、〕随神所念坐。故親王等始而王臣汝等、清〔支〕明〔支〕正〔支〕直〔支〕心以、皇朝〔乎〕穴〔比〕扶奉而、天下公民〔乎〕奏賜〔止〕詔命、衆聞食宣。辞別詔〔尔〕遠皇祖御世始而、中〔今〔尔〕至〔麻氏、〕天日嗣〔止〕高御座〔尔〕坐而、此食国天下〔乎〕撫賜慈賜〔波久波〕時々状々〔尔〕從而、治賜慈賜来業〔止〕随神所念行〔須。〕是以、先天下〔乎〕慈賜治賜〔尔〕大〔赦〕天下。内外文武職事及五位已上為〔父〕後者、授〔勳〕一級。賜〔高〕年百歲已上穀一石九斗。九十已上一石、八十已上并悖独不〔能〕自存〔者〕五斗。孝子・順孫・義夫・節婦、咸表〔門閭〕、終〔身〕勿〔事。〕天下兵士減〔今年〕調半、京畿悉免之。又官々仕奉韓人部一二人〔尔、〕其負而可〔仕奉〕姓名賜。又百官官人及京下僧尼、大御手物取賜治賜〔尔〕久止。詔天皇御命、衆聞食宣。是日、一品舍人親王益封五百戸。二品新田部親王授〔一品〕。

三 二月二十二日 聖武天皇が朝堂に臨み、叙位を行う。

臨軒

從二位長屋王正二位。正三位多治比真人池守益封五十戸。從三位巨勢朝臣邑治・大伴宿祢多比等・藤原朝臣武智麻呂・藤原朝臣房前並正三位、並益封賜物。又以〔右〕大臣正二位長屋王〔為〕左大臣。

〔註〕 1 大極殿―中央区の第一次大極殿。

〔統日本紀〕卷九神龜元年二月壬子〔二十二日〕条
壬子、天皇、臨軒、授正四位下六人部王正四位上。長田王從四位上。無位高田王・膳夫王、正五位上葛木王並從四位下。正五位下高安王・門部王並正五位上。從五位上佐為王・櫻井王並正五位下。從五位下夜珠王從五位上。正五位上大伴宿祢宿奈麻呂・多治比真人広成・日下部宿祢老並從四位下。正五位下阿倍朝臣駿河・阿倍朝臣安麻呂、從五位上大宅朝臣大國並正五位上。從五位上中臣朝臣東人・榎井朝臣広國・粟田朝臣人上・石川朝臣君子並正五位下。從五位下石河朝臣足人・高橋朝臣安麻呂・佐伯宿祢豊人・高向朝臣大足・当麻真人老・梶犬養宿祢石足・大野朝臣東人・巨勢朝臣真人・粟田朝臣人・佐伯宿祢馬養・土師宿祢大麻呂・大藏忌寸老並從五位上。正六位上石川朝臣枚夫・多治比真人屋主・波多朝臣僧麻呂・紀朝臣和比等・大神朝臣通守・大春日朝臣果安、正六位下石上朝臣乙麻呂・藤原朝臣豊成、從六位上鴨朝臣治田、從七位上鴨朝臣助並從五位下。從七位下大伴直南淵麻呂、從八位下錦部安麻呂、無位鳥安麻呂、外從七位上角山君内麻呂、外從八位下大伴直國持、外正八位上壬生直國依、外正八位下日下部使主荒熊、外從七位上香取連五百嶋、正八位下大生部直三穗麻呂、外從八位上君子部立花、外正八位上史部虫麻呂、外從八位上大伴直宮足等、獻私穀於陸奥國鎮所。並授〔外〕從五位下。

〔註〕 1 臨軒―朝堂に臨むこと。行事が叙位であることから

--- 考えて、東区（第二次）大極殿下層建物への出御であろう。

三 三月二十三日 催造司を置く。

〔続日本紀〕卷九神龜元年三月壬午《二十三日》条
壬午、始置^ニ催造司^一。

〔註〕1 催造司―造営担当官司とされるが、平城宮内の造営事業に具体的にどう関わったかは不詳。

三 五月五日 聖武天皇が重閣中門に出御し、五月五日節の騎射を見る。

重閣中門

〔続日本紀〕卷九神龜元年五月癸亥《五日》条
癸亥、天皇御^ニ重閣中門^一、觀^ニ獵騎^一。一品已下至^ニ無位豪富家^一、及左右京・五畿内・近江等国郡司并子弟・兵士、庶民勇健堪^ニ裝飾^一者、悉令^レ奉^ニ獵騎事^一。士已上普賜^レ祿有^レ差。

〔註〕1 重閣中門―重閣である中門、あるいは重閣のある区画の中門の意味か。中門とあることを重視すれば、中央区（第一次）朝堂院の南門、獵騎の行われた場所は、朝堂院南門から朱雀門の間の広場と考えられよう。中門が大極殿院南門や朱雀門である可能性は考えにくい。

三 六月四日 降雨の翌朝には、獄囚に宮城門近辺と東西の廁を清掃させることとする。

宮闕
東西廁

〔令集解〕卷四職員令囚獄司条件云所引
囚獄司例、依^ニ神龜元年六月四日太政官判^一、每^ニ雨落日且^一、引^ニ將囚人等^一、使^レ掃^ニ除^一宮闕^一邊穢陋并^ニ東西廁等^一也。

〔註〕1 雨落日且―降雨によって増水した水流のもたらすゴミや泥濘の清掃であるから、降雨の当日ではなく、降雨の翌日であろう。2 宮闕―闕は宮城の門の意。宮闕は転じて広く天子の居所の意味にも用いられるが、東西廁との対比からみて狭義に捉えておく。なお、延喜囚獄司式では、この囚獄司例に淵源をもつ条文の初めに、六日ごとの宮城四面の清掃を

--- 規定している。3 東西廁―具体的な所在地・構造などは不詳。

三 十一月四日 中宮において、諸司の長官らに対して宴会を催す。

中宮

〔続日本紀〕卷九神龜元年十一月庚申《四日》条
庚申、召^ニ諸司長官并秀才及勤公人等^一、賜^ニ宴於^一中宮^一。賜^ニ糸各十綯^一。

〔註〕1 中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称か。宴会の場所は内裏か。

三 十一月八日 平城京内の五位以上の官人と資力のある庶民に対し、家屋を瓦葺きとし朱・白に彩色することを奨励する。

宮室 京師
板屋草舎

〔続日本紀〕卷九神龜元年十一月甲子《八日》条
甲子、太政官奏言、上古淳朴、冬穴夏巢。後世聖人、代^ニ宮室^一。亦有^ニ京師^一。帝王為^レ居。万国所^レ朝、非^ニ是壯麗^一、何以表^レ徳。其板屋草舎、中古遺制、難^レ營易^レ破、空殫^ニ民財^一。請、仰^ニ有司^一。令^ニ五位已上及庶人堪^レ營者構^ニ立瓦舎^一、塗為^ニ赤白^一。奏可^レ之。

〔註〕1 赤白―柱や軒を朱、壁を白に彩色することをいうか。

三 十一月二十三日 聖武天皇の大嘗祭を行う。

齋宮南北二門

〔続日本紀〕卷九神龜元年十一月己卯《二十三日》条
己卯、大嘗。備前国為^ニ由機^一、播磨国為^ニ須機^一。從五位下石上朝臣勝男・石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上榎井朝臣大嶋等、率^ニ内物部^一、立^ニ神楯於齋宮南北二門^一。

〔註〕※本史料には大嘗宮の場所の明示がないが、東区（第二次）朝堂院の朝廷の可能性が高い（史料Aの註※参照）。

三 十一月二十五日 朝堂において、五位以上の官人に対して大嘗祭の巳の日の宴会を催し、その後内裏に召して御酒と祿を賜う。

朝堂 内裡

〔続日本紀〕卷九神龜元年十一月辛巳《二十五日》条
辛巳、宴五位已上於^ニ朝堂^一。因召^ニ内裡^一、賜^ニ御酒并祿^一。

【註】1 朝堂―大嘗祭に関わるものであるから、東区(第二次) 朝堂院の朝堂か。2 内裡―『続日本紀』巻九・十の三カ所のみみえ、内裏と同義と考えられる。

克 十一月二十六日 朝堂において、主典以上の官人に対して大嘗祭の豊明節会の宴会を催し、無位の皇親、諸司の番上官、由機・須機両国の郡司らに酒食と禄を賜う。

朝堂

〔続日本紀〕巻九神龜元年十一月壬午(二十六日)条
壬午、賜饗百寮主典已上於朝堂。又賜無位宗室、諸司番上及両国郡司并妻子、酒食并禄。
【註】1 朝堂―東区(第二次) 朝堂院の朝堂か。前日の五位以上の官人のみの場合と異なり、内裏には召していない。

神龜二年(七二五)

公 閏一月十七日 宮中に僧六百人を呼び、大般若経の転読を行う。

宮中

a 〔続日本紀〕巻九神龜二年閏正月壬寅(十七日)条
壬寅、請僧六百人於宮中、讀誦大般若経。為除災異一也。
【註】1 宮中―内裏のことか。

宮中

b 〔元享釈書〕巻廿二資治表三聖武皇帝
元年、春正月、(中略) 転大般若経于宮中。(中略)
1 神龜元年乙丑、正月、(中略) 延沙門六百人于宮中、転大般若。攘災也。
【註】1 神龜元年乙丑正月―神龜元年は甲子で、乙丑は神龜二年にあたるから、神龜二年乙丑閏正月の誤伝とみられる。

八二 閏一月二十二日 聖武天皇が朝堂に臨み、征夷將軍らに位階と勲位を授ける。

臨朝

〔続日本紀〕巻九神龜二年閏正月丁未(二十二日)条
丁未、天皇臨朝、詔叙征夷將軍已下一千六百九十

三

十一月十日 聖武天皇が大安殿に出御して冬至の儀式を行い、引き続き五位以上の官人・諸司の長官・大学博士らに對して宴会を催す。

大安殿

六人勲位、各有差。授正四位上藤原朝臣宇合從三位勲二等。從五位上大野朝臣東人從四位下勲四等。從五位上高橋朝臣安麻呂正五位下勲五等。從五位下中臣朝臣広見從五位上勲五等。從七位下後部王起、正八位上佐伯宿禰首麻呂・五百原君虫麻呂、從七位下君子竜麻呂、從八位上出部直佩刀、少初位上紀朝臣牟良自、正八位上田辺史難波、從六位下坂本朝臣宇頭麻呂、外從六位上丸子大國、外從八位上國見忌寸勝麻呂等一十人、並勲六等。賜田二町一。
【註】1 臨朝―朝堂に臨むこと。叙位であることからみて、東区(第二次) 大極殿下層建物への出御を意味しよう。

〔続日本紀〕巻九神龜二年十一月己丑(十日)条
己丑、天皇御大安殿、受冬至賀辭。親王及侍臣等、奉持奇翫珍贄進之。即引文武百寮五位已上及諸司長官・大学博士等、宴飲終日、極樂乃罷。賜禄各有差。是日、大納言正三位多治比真人池守賜靈寿杖并繩・綿。中務少丞從六位上佐味朝臣虫麻呂、典鑄正六位上播磨直弟兄並授從五位下。弟兄、初齋廿子、從唐国来。虫麻呂先殖其種。結子。故有此授焉。

【註】※本史料は大安殿の初見。1 大安殿―東区(第二次) 大極殿下層の掘立柱建物の正殿を指すか。内裏の正殿を大安殿に充てる説もある。史料註1参照。
【参考】本史料は、『政事要略』巻廿五 年中行事十一月朔旦冬至、及び『同』巻六十九 糾弾雜事 致敬拝礼下馬、にも抄出されている。また、『年中行事抄』十一月 朔旦冬至年旬節会事、にもみえ、また、『年中行事秘抄』十一月 有朔旦冬至年旬事、にも抄出がある。

神龜三年（七二六）

三一 一月二十一日 聖武天皇が朝堂に臨み、叙位を行う。

臨軒

〔続日本紀〕卷九神龜三年正月庚子（二十一日）条
庚子、天皇、**臨軒**、授^一從四位下鈴鹿王從四位上^一。
無位石川王從四位下。從四位上藤原朝臣麻呂正四位上。正五位上阿倍朝臣駿河・正五位下石川朝臣君子並從四位下。正五位下中臣朝臣東人正五位上。從五位上多治比真人広足・巨勢朝臣真人・大伴宿祢邑治麻呂・忍海連人成・鍛冶造大隅、從五位下佐伯宿祢沙美麻呂並正五位下。從五位下石上朝臣勝雄・笠朝臣御室・大倭忌寸五百足・置始連秋山從五位上。正六位上路真人虫麻呂・阿倍朝臣粳虫・大宅朝臣広麻呂・粟田朝臣馬養・田口朝臣家主・紀朝臣宇美・秦忌寸足国・葛井連毛人、從六位上具犬養宿祢大唐並從五位下。正六位上多胡吉師手外從五位下。

〔註〕1 臨軒―東区（第二次）大極殿下層建物への出御か。

三二

三月三日 南苑において、五位以上の官人に対して三月三日節の宴会を催す。また、六位以下の官人と大舍人・授刀舍人・兵衛を御在所に召し、塩と鍬を支給する。

南苑
御在所

〔続日本紀〕卷九神龜三年三月辛巳（三日）条
辛巳、宴^一五位已上於^一南苑^一。但六位已下官人及大舍人・授刀舍人・兵衛等、皆喚^二御在所^二、給^三塩・鍬^三各有^レ数。

〔註〕※本史料は、南苑の初見。1 南苑―平城宮東南隅のいわゆる東院庭園、およびこれを含む東院を指すか（小澤毅説）。騎射の会場として用いられる事例があることから、中央区の朝堂院、あるいはそれと朱雀門の間の空間を指すとみる説もある。しかし、南苑には二株以上の樹木が生えていた（『続日本紀』神龜四年五月辛卯条（史料六））。また、朝堂院は宴会の会場としては相応しいが、それを苑と呼称したとは考え

三三

六月五日 ける。

臨軒

にくい。その南の空間は宴会の会場としてはやや難があり、しかも天皇が南苑に出御して踏歌節の宴会を催す場合に、侍臣に対する宴会を南苑、その他の官人に対する宴会を朝堂で行っている場合があり（『続日本紀』天平十二年正月癸卯条（史料100）、中央区朝堂院と朱雀門の間の空間を南苑に想定すると、朝堂との位置関係が逆転してしまう。踏歌節の場の使い分けは楊梅宮においても見られ（『続日本紀』神護景雲三年正月丙戌条（史料六）など）、楊梅宮が東院の後身であることを重視するならば、同様に場の使い分けを行っている南苑が、楊梅宮の前身の東院の地に所在したこと的有力な根拠となろう。このような観点から、南苑は宮東南隅のいわゆる東院庭園を含む宮東張り出し部南半に所在した東院を指すとみておく。2 御在所―内裏を指すことが多いが、広く天皇の居所の意味もあり、本史料の御在所は内裏ではなく南苑が置かれたいわゆる東院に附属する天皇の居所とみる方が自然であろう。この日の三月三日節の会場は東院で、五位以上の官人のみが庭園に招き入れられ、ここに入れなかった下級官人たちは禄物の支給にのみ預かったものと解される。

〔続日本紀〕卷九神龜三年六月辛亥（五日）条
辛亥、天皇、**臨軒**、²新羅使貢^三調物^一。

〔註〕1 臨軒―朝堂に臨むこと。この場合は、対象が新羅使であることからして、中央区の第一次大極殿への出御の可能性が高い。2 新羅使―この年五月に入京した金造近らを指す（『続日本紀』神龜三年五月辛丑条）。

三四

六月六日 朝堂において、新羅使金造近らを歓迎する宴会を催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷九神龜三年六月壬子（六日）条
壬子、饗^一金造近等於²朝堂^一。賜^レ禄有^レ差。

〔註〕1 金造近等―この年五月に来日した新羅使（『続日本

紀』神龜三年五月辛丑条)。2 朝堂―中央区(第一次)朝堂院の朝堂であろう。

六 九月十二日 聖武天皇が朝堂に臨み、豊作による田租免除の詔を出す。

臨軒

〔続日本紀〕卷九神龜三年九月丁亥《十二日》条
丁亥、天皇臨軒、詔曰、今秋大稔、民産豊実。思下
与天下共茲歡慶。宜免今年田租。
〔註〕1 臨軒―東区(第二次)大極殿下層建物への出御か。

六 九月十五日 内裏に玉棗が生えたのに因んで、詩賦を作らせる。

内裡

〔続日本紀〕卷九神龜三年九月庚寅《十五日》条
庚寅、内裡生玉棗。勅令朝野道俗等作玉棗詩
賦。
〔註〕1 内裡―内裏のこと。史料頁註2 参照。

神龜四年(七二七)

六 一月一日 雨のため、元日朝賀の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷十神龜四年正月甲戌朔《一日》条
甲戌朔、廢朝。雨也。

六 一月三日 聖武天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。

大極殿

〔続日本紀〕卷十神龜四年正月丙子《三日》条
丙子、天皇御大極殿受朝。是日、左京職献白
雀。河内国献嘉禾異畝同穂。
〔註〕※一月一日に雨のため朝賀を中止した後(史料頁六)、
二日に行わなかった理由は不詳。1 大極殿―中央区の第一次
大極殿。

六 一月七日 朝堂において、五位以上の官人に対して白馬節の宴

会を催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷十神龜四年正月庚辰《七日》条
庚辰、宴五位已上於朝堂。
〔註〕1 朝堂―東区(第二次)下層の朝堂院の朝堂か。

六 一月九日 南苑において、五位以上の官人に対して宴会を催す。

南苑

〔続日本紀〕卷十神龜四年正月壬午《九日》条
壬午、御南苑、宴五位已上。賚帛有差。
〔註〕1 南苑―いわゆる東院庭園、または広く東院を指すか。
史料頁註1 参照。

六 二月十八日 中宮において、僧六百人と尼三百人を呼び、金剛

中宮

般若經の転読を行う。
a 〔続日本紀〕卷十神龜四年二月辛酉《十八日》条
辛酉、請僧六百、尼三百於中宮、令転読金剛
般若經。為銷災異也。

〔註〕1 中宮―平城宮内裏とその南の東区(第二次)大極殿
院下層の正殿を含む区画の総称か。会場は内裏か、第二次大
極殿下層の正殿か、俄には決めがたい。

宮中

b 〔元亨釈書〕卷廿二資治表三聖武皇帝
三年、春二月、僧尼転読金剛般若經于宮中。(中略)
神龜三年、二月、延比丘六百・比丘尼三百人、
読金剛般若。攘災也。元年大般若不書人、今
何書。元年比丘而已。言転般若知有比丘。
故不書。今二衆并屈。故書人。(後略)
〔註〕※神龜三年にかけているのは、神龜四年の誤りか。

六 二月二十一日 聖武天皇が内安殿に出御し、諸司の主典以上を
前庭に集め、各官司の長官に主典以上の勤務状況の報告を求め
る。

内安殿

〔続日本紀〕卷十神龜四年二月甲子《二十一日》条
甲子、天皇御内安殿。詔召文武百寮主典已

上^一。左大臣正二位長屋王宣^レ勅曰、比者咎徵荐臻、災氣不^レ止。如聞、時政違乖、民情愁怨。天地告^レ譴、鬼神見^レ異。朕施^レ德不^レ明、仍有^二懈缺^一耶。將百寮官人不^レ勤^二奉公^一耶。身隔^二九重^一、多末^二詳委^一。宜^レ其諸司長官精扱^下当司主典已上、勞^二心公務^一清勤著聞者、心挾^二奸偽^一不^レ供^二其職^一者、如^レ此^二色^上、具^レ名奏聞^甲。其善者、量^レ与^二昇進^一、其惡者随^レ状貶黜。宜^下莫^二隱諱^一副^中朕意^上焉。(後略)

【註】※『統日本紀』神龜四年三月乙酉条(史料^五)は、これに基づく褒賞。1内安殿―内裏の正殿、官人が召し入れられたのはその前庭の空間であらう。

五 三月十三日 聖武天皇が正殿に出御し、公務に精励した官人に支給する。

正殿

〔統日本紀〕卷十神龜四年三月乙酉(十三日)条
乙酉、天皇御^二正殿^一、詔賜^二善政官人物^一。最上二位絶一百疋、五位已上卅疋、六位已下廿疋。次上五位以上廿疋、六位以下一十疋。其中等不^レ在^二賜例^一。下等皆解黜焉。

【註】1正殿―『統日本紀』神龜四年二月甲子条(史料^五)を受けた記事であるから、内裏の正殿である内安殿を指すか。

六 三月二十二日 聖武天皇が南苑に出御し、衛府と授刀寮の官人に布を支給する。

南苑
闕庭

〔統日本紀〕卷十神龜四年三月甲午(二十二日)条
甲午、天皇御^二南苑^一。参議従三位阿倍朝臣広庭宣^レ勅云、衛府人等、日夜宿^二衛闕庭^一。不^レ得^下輒離^二其府^一散^中使他処^上。因賜^下五衛府及授刀寮醫師已下至^二衛士^一布^上。人有^レ差。

【註】※聖武天皇が出御したのは南苑の中心建物(『統日本紀』神龜三年三月辛巳条にみえる「御在所」(史料^五)か。一年前と同趣旨の支給を同じ南苑で行っているのである。

七 五月五日 聖武天皇が南野の台に出御し、走馬・騎射を見る。

南野樹

〔統日本紀〕卷十神龜四年五月丙子(五日)条
丙子、天皇御^二南野^一、觀^二飾騎^一・々射^一。

【註】※甕原離宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。聖武天皇は五月四日に甕原離宮に行幸し、六日に平城宮に戻っている(『統日本紀』神龜四年五月乙亥条・丁丑条)。1南野樹―甕原離宮の南方に設けられた広場か。

【参考】本史料は、『本朝月令』五月五日節会事にもみえる。

八 五月二十日 楯波池方面からやってきた旋風によって、南苑の樹木二株が吹き折れる。

楯波池 南苑

〔統日本紀〕卷十神龜四年五月辛卯(二十日)条
辛卯、從^二楯波池^一、飄風忽来、吹^二折^二南苑樹二株^一。即化成^レ雉。

【註】1楯波池―平城宮の北西方、佐紀盾烈古墳群の近辺にあつたと考えられる池。京北班田図の京北一条一里は楯烈里で、同二十六坪に楯烈池がみえる。2南苑―ここはより狭い意味で、いわゆる東院庭園を指すか。

九 十月五日 聖武天皇が中宮に出御し、皇子誕生を祝う大赦を実施し、官人に物を支給する。

中宮

〔統日本紀〕卷十神龜四年十月癸酉(五日)条
癸酉、天皇御^二中宮^一、為^二皇子誕生^一、赦^二天下大辟罪^一已下^一。又賜^下百官人等物、及天下与^二皇子^一同日産者、布一端、綿二屯、稻廿束^上。

【註】1中宮―平城宮内裏とその南の東区(第二次)大極殿院下層の正殿を含む区画の総称であらう。「御^二中宮^一」はその正殿、すなわち第二次大極殿下層の正殿への出御をいう。

一〇 十一月二日 聖武天皇が中宮に出御し、太政官と八省が皇子誕生を祝う上表を行い、皇子の玩具を献上する。また、朝堂において、官人に対して宴会を催し、皇子立太子の詔を出す。

〔統日本紀〕卷十神龜四年十一月己亥(二日)条

中宮

朝堂

己亥、天皇御^ニ中宮^一。太政官及八省各上^レ表、奉^レ賀^ニ皇子^一、并^ニ献^ニ玩好^一。是日、賜^ニ宴^一文武百寮已下^ニ至^ニ使部^一於^ニ朝堂^上。五位已上賜^レ綿有^レ差。累世之家嫡子、身帶^ニ五位已上^一者、別加^ニ純十疋^一。但正五位上調連淡海、從五位上大倭忌寸五百足、二人年齒居^レ高。得^レ入^ニ此例^一焉。詔曰、朕頼^ニ神祇之祐^一、蒙^ニ宗廟之靈^一、久有^ニ神器^一、新誕^ニ皇子^一。宜^ニ立^ニ為^ニ皇太子^一。布^ニ告百官^一、咸令^ニ知聞^一。

【註】1 中宮—平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称であろう。「御^ニ中宮^一」はその正殿、すなわち第二次大極殿下層の正殿への出御をいう。2 朝堂—中宮の朝堂、すなわち東区朝堂院下層の朝堂か。

二〇二 十二月十日 文武天皇以来内裏に供奉してきた功績により、僧正義淵に岡連の氏姓を与え、その兄弟に伝えさせる。

内裏

〔続日本紀〕卷十神龜四年十二月丁丑《十日》条

丁丑、勅曰、僧正義淵法師、俗姓市往氏也。禪枝早茂、法梁惟隆。扇^ニ玄風於四方^一、照^ニ慧炬於三界^一。加以、自^ニ先帝御世^一、迄^ニ于朕代^一、²供^ニ奉内裏^一、無^ニ一咎愆^一。念斯若人、年徳共隆。宜^ニ改^ニ市往氏^一、賜^ニ岡連姓^一、伝^ニ其兄弟^上。(後略)

【註】1 先帝—死去した先代の天皇(単数とは限らない)を指す。義淵が大宝年間に既に僧正に任じられていることから考えて、元明天皇だけでなく、聖武の父文武天皇以来と解すべきであろう。2 供奉内裏—「内裏」は直接的には天皇を指し、内道場の仏事に伺候していたことをいうか。

神龜五年(七二八)

二〇三 一月一日

雨のため、元日朝賀の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷十神龜五年正月戊戌朔《一日》条

戊戌朔、廢朝。雨也。

二〇四 一月三日 聖武天皇が大極殿に出御し、渤海使も参加させて元日朝賀の儀式を行う。

大極殿

〔続日本紀〕卷十神龜五年正月庚子《三日》条

庚子、天皇御^ニ大極殿^一。王臣・百寮及渤海使等朝賀。

【註】※一月一日に朝賀を中止した後(史料二〇三)、二日に行わなかった理由は不詳。1 大極殿—中央区の第一次大極殿。

二〇五 一月七日 聖武天皇が南苑に出御し、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

南苑

〔続日本紀〕卷十神龜五年正月甲辰《七日》条

甲辰、天皇御^ニ南苑^一、宴^ニ五位已上^一。賜^レ禄有^レ差。

【註】1 南苑—宮東南隅のいわゆる東院庭園を含む、宮東張り出し部南半に所在した東院を指すか。

二〇六 一月十七日 聖武天皇が中宮に出御して渤海の国書を受け取る。また、五位以上の官人と渤海使に対して宴会を催し、大射と雅楽寮の楽を見せる。

中宮

〔続日本紀〕卷十神龜五年正月甲寅《十七日》条

甲寅、天皇御^ニ中宮^一。²高齊徳等上^ニ其王書并方物^一。其詞曰、武藝啓、山河異^レ域、国土不^レ同。延聽^ニ風猷^一、但増^ニ傾仰^一。伏惟、大王天朝受^レ命、日本開^レ基、奕葉重^レ光、本枝百世。武藝忝当^ニ列國^一、濫摠^ニ諸蕃^一。復^ニ高麗之旧居^一、有^ニ扶余之遺俗^一。但以^ニ天崖路阻^一、海漠悠々、音耗未^レ通、吉凶絶^レ問。親仁結授、庶叶^ニ前經^一、通^レ使聘^レ隣、始^ニ乎今日^一。謹遣^ニ寧遠將軍^一、游將軍果毅都尉徳周、別將舍航等廿四人、齎^レ狀、并附^ニ貂皮三百張^一、奉^レ送。土宜雖^レ賤、用表^ニ献芹之誠^一。皮幣非^レ珍。還慚^ニ掩口之誚^一。生理有^レ限、披胆未^レ期。時嗣^ニ音徽^一、永敦^ニ隣好^一。於是、高齊徳等八人並授^ニ正六位上^一、賜^ニ当色服^一。仍宴^ニ五位已上及高齊徳等^一、賜^ニ大射及雅楽寮之樂^一。宴訖賜

レ禄有レ差。

【註】※外国使節の謁見・大射を中宮で実施した事例。これらは大極殿で行われることが多いが、中宮の用例からみて、東区下層を想定すべきであろう。1 中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称である。2 高齊徳―神龜四年九月に出羽国に到着した渤海使（『続日本紀』神龜四年九月庚寅条、十二月丙申条）。

三月三日

聖武天皇が鳥池の堤に出御し、五位以上の官人に対して三月三日節の曲水の宴を催し、文人を召して曲水の詩を作らせる。

鳥池塘

〔続日本紀〕卷十神龜五年三月己亥《三日》条

己亥、天皇御_レ鳥池塘_ニ、宴_ニ五位已上_一。賜_レ禄有_レ差。又召_ニ文人_一、令_レ賦_ニ曲水之詩_一。各賚_ニ絶十疋、布十端_一。内親王以下百官使部已上禄亦有_レ差。

【註】1 鳥池塘―不詳。塘は堤のこと。あるいは大極殿院西側に所在する佐紀池を指し、その西南に位置する西池宮に関わるか。翌年は同趣旨の宴会を松林苑において行っており（史料三）、松林苑と関係する可能性もある。

【参考】本史料は、『年中行事抄』三月同日（三日）曲水宴事、にもみえる。

六月五日

送渤海使使が天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十神龜五年六月庚午《五日》条
庚午、_一送_ニ渤海使_一使等拜辞。
【註】※辞見の会場は明記されていない。1 送渤海使使―神龜五年二月任の引田虫麻呂ら（『続日本紀』同月壬午条）。天平二年に帰国し信物を貢進している（史料四）。

七月二十一日

新たに中衛府を設置し、常に内裏の警衛にあたらせる。

a 〔続日本紀〕卷十神龜五年八月甲午条

大内

1 甲午、（中略）又置_ニ中衛府_一。大将一人、（従四位上。）少将一人、（正五位上。）将監四人、（従六位上。）将曹四人、（従七位上。）府生六人、番長六人、中衛三百人。（号曰_ニ東舍人_一。）使部已下亦有_レ数。其職掌、常在_ニ大内_一、以備_ニ周衛_一。事並在_レ格。（後略）
【註】1 甲午―神龜五年八月朔日の干支は甲子で、この月に甲午はない。『続日本紀』のこの付近の記述には干支の混乱があり、中衛府設置の日付は、『類聚三代格』（史料b）の七月二十一日を採るべきであるとの笹山晴生氏の指摘に従う。

b 〔類聚三代格〕（狩野文庫本）卷四 廢置諸司事
勅 中衛府

大内

大将一人（従四位上官） 中将一人（従四位下官）
少将二人（正五位下官） 将監四人（従六位上官）
将曹四人（従七位下官） 医師二人 府生六人
番長六人 中衛四百人 使部卅人 直丁二人
右、官員、令外特置。常在_ニ大内_一、以備_ニ周衛_一。其考選禄料善最等、一准_ニ兵衛府_一。其府生者、帶_レ劍上下。補曹不_レ定、准_ニ文官史生_一与_レ考。即同_ニ左右衛門府主帥_一給_レ禄。如有_レ立_レ杖者、執_レ兵立_レ陣。余五衛府々生准_レ此。宜_下付_ニ所司_一永為_ニ常員_上。
神龜五年七月廿一日

【註】※史料aと官員の種類・人数・位階と齟齬があるのは、弘仁格の編纂の際に、天平神護元年二月格によって改変したためであろう（笹山晴生説）。

八月二十三日

聖武天皇が東宮に出御して皇太子を見舞い、また、諸陵に奉幣してその病氣平癒を祈願する。

東宮

〔続日本紀〕卷十神龜五年八月丙戌《二十三日》条
丙戌、天皇御_ニ東宮_一。縁_ニ皇太子病_一、遣_レ使奉_ニ幣帛於諸陵_一。

【註】※皇太子は九月十三日に死去し、十九日に那富山に葬られている（『続日本紀』神龜五年九月丙午条・壬子条）。1

東宮―平城宮東張り出し部南半の東院を指すか。但し、旧不比等邸内の母光明子の居所に住んだ可能性もある。

二〇 九月二十九日 平城宮に流れ星が落ちる。

宮中

〔続日本紀〕卷十神龜五年九月壬戌《二十九日》条

壬戌、夜、流星。長可三丈一。余光照赤、四断散墮^一。

〔註〕1 宮中―狭い意味の宮で、内裏を指す可能性もある。

〔註〕1 宮中―狭い意味の宮で、内裏を指す可能性もある。

二二 十一月十三日 聖武天皇が南苑に出御し、親王以下五位以上の官人に対して冬至の宴会を催す。

南苑

〔続日本紀〕卷十神龜五年十一月乙巳《十三日》条

乙巳、冬至。御^一南苑^一、宴^二親王已下五位已上^一。賜^レ絶有^レ差。

〔註〕1 南苑―いわゆる東院庭園を指すか。

〔註〕1 南苑―いわゆる東院庭園を指すか。

神龜六年

天平元年

(七二九) 八月五日改元

二三 一月一日 中宮において、群臣と内命婦・外命婦に対して元日節の宴会を催す。

中宮

〔続日本紀〕卷十天平元年正月壬辰朔《一日》条

壬辰朔、宴^二群臣及内外命婦於^一中宮^一。賜^レ絶有^レ差。

〔註〕※この年は大極殿における元日朝賀の記事がない。大極殿は神龜五年の元日朝賀から天平元年三月の叙位まで見えず、神龜から天平頃に想定されている南面回廊への東西樓の付設と関連するかも知れない。但し、この後もう一時期大極殿の史料の間隔の開く時期がある(天平四年から七年にかけて。史料^二注^一1参照)。1 中宮―平城宮内裏とその南の東区(第二次)大極殿院下層の正殿を含む区画の総称であろう。宴会の場所は、出御の記事がないことから、内裏か。

二三 一月七日 朝堂において、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷十天平元年正月戊戌《七日》条

戊戌、饗^二五位以上於^一朝堂^一。

〔註〕1 朝堂―東区(第二次)朝堂院下層の朝堂か。

二四 一月十四日 初めて踏歌を行う。

〔年中行事秘抄〕正月 踏歌

天平元年正月十四日、始有^二踏歌^一。

〔註〕※これ以前にも踏歌の節日にあたる一月十六日に宴会を催している例はある(史料^二元^一・言^一・查^一など)が、踏歌を行ったことはみえないので、ここに初めてとあるのも故のないことではないかも知れない。なお、会場は明記されていない。

二五 一月十六日 踏歌節にあたり、京と畿内の官人以下に酒食の代価を支給し、一日の宴会の用に充てさせる。

〔続日本紀〕卷十天平元年正月丁未《十六日》条

丁未、勅、孟春正月、万物和悦。宜^レ給^二京及畿内官人已下酒食価直并舗一日^一。

〔註〕※この日は踏歌節にあたる。

〔参考〕本史料は、『年中行事秘抄』正月 宴会事、にもみえる。

二六 二月十日 この夜、長屋王謀反の密告を受け、藤原宇合らに六衛府の兵を率いて長屋王宅を包囲させる。

〔続日本紀〕卷十天平元年二月辛未《十日》条

辛未、左京人從七位下漆部造君足、無位中臣宮処連東人等告^レ密備、左大臣正二位長屋王私学^二左道^一、欲^レ傾^二国家^一。其夜、遣^レ使固守^二三関^一。因遣^二式部卿從三位藤原朝臣宇合、衛門佐從五位下佐味朝臣虫麻呂、左衛士佐外從五位下津嶋朝臣家道、右衛士佐外從五位下紀朝臣佐比物等^一、將^二三六衛兵^一、圍^二長屋王宅^一。

〔註〕1 長屋王宅―平城宮の東南の斜向かいに位置する平城

長屋王宅

— 京左京三条二坊一・二・七・八坪に所在した。

二七 二月十一日 長屋王宅に使者を派遣し、その罪状を問う。

〔続日本紀〕卷十天平元年二月壬申《十一日》条

壬申、以三大宰大武正四位上多治比真人巢守、左大弁正四位上石川朝臣石足、彈正尹從四位下大伴宿祢道足、權為參議。已時、遣一品舍人親王・新田部親王、大納言從二位多治比真人池守、中納言正三位藤原朝臣武智麻呂、右中弁正五位下小野朝臣牛養、少納言外從五位下巨勢朝臣宿奈麻呂等、就長屋王宅、窮問其罪。

長屋王宅

二八 二月十二日 長屋王をその宅において自刃させる。吉備内親王とその子の膳夫王・桑田王・葛木王・鉤取王も自經する。また、長屋王の家政機関に勤務する人々を全て捕え、左右衛士府・左右兵衛府に拘禁する。

〔続日本紀〕卷十天平元年二月癸酉《十二日》条

癸酉、令王自刃。其室二品吉備内親王、男從四位下膳夫王、無位桑田王・葛木王・鉤取王等、同亦自經。乃悉捉家内人等、禁着於左右衛士・兵衛等府。

左右衛士府
左右兵衛府

〔註〕1 王―長屋王。自刃の場所は、平城京左京三条二坊一―平城宮内のそれぞれの曹司であろうが、平城宮におけるこれらの衛府の所在地は不詳。

二九 二月十三日 長屋王と吉備内親王の亡骸を生馬山に葬る。また、長屋王宅の家令・帳内らを放免する。

〔続日本紀〕卷十天平元年二月甲戌《十三日》条

甲戌、遣使葬長屋王・吉備内親王屍生馬山。仍勅曰、吉備内親王者無罪。宜准例送葬。唯停鼓吹。其家令・帳内等並從放免。長屋王者依犯伏誅。雖准罪人、莫醜其葬矣。長屋王、天武天

皇之孫、高市親王之子。吉備内親王、日並知皇子尊之皇女也。

〔参考〕『日本靈異記』中巻第一縁は、「天皇勅、捨彼屍骸於城之外、而焼未散河擲海。唯親王骨流于土左国。時其国百姓多死。云百姓患之而解官言、依親王氣国内百姓可皆死亡。天皇聞之、為近皇都、置于紀伊国海部郡椒枿奥嶋。」という異説を伝える。

三〇 二月十八日 鈴鹿王宅に使者を派遣し、長屋王事件の縁坐を免除する勅を伝える。

〔続日本紀〕卷十天平元年二月己卯《十八日》条

己卯、遣左大弁正四位上石川朝臣石足等、就長屋王弟從四位上、鈴鹿王宅、宣勅曰、長屋王昆弟・姉妹・子孫及妾等合縁坐者、不問男女、咸皆赦除。是日、百官大赦。

鈴鹿王宅

〔註〕1 鈴鹿王宅―『続日本紀』宝龜元年八月戊戌条（史料²）によると、鈴鹿王宅はその子豊野出雲・奄智・五十戸らに伝領され、さらに称徳天皇の山陵の兆域となったことがわかる。また、『続日本紀』宝龜元年八月丙午条（史料²）によると、称徳天皇の山陵は、平城京右京の郊外の大和国添下郡に所在した。現在も高塚の地名が残る京外の地域に隣接する平城京右京一条四坊西北部が、後に称徳天皇山陵に含まれることになった鈴鹿王宅の有力候補地である（井上和人説）。

三一 三月三日 聖武天皇が松林苑に出御し、群臣に対して三月三日節の曲水の宴を催し、その後、御在所において物を賜う。

〔続日本紀〕卷十天平元年三月癸巳《三日》条

癸巳、天皇御松林苑、宴群臣。引諸司并朝集使主典以上于御在所、賜物有差。

〔註〕1 松林苑―平城宮北方に広がる苑池。本史料はその初見記事。東は水上池、西は塩塚古墳を含み、猫塚古墳の東側までに至る広大な敷地をもっていたと考えられ、現在もその築地の痕跡が地上に残る箇所がある。ただ、その実態の解明

松林苑
御在所

三三 四月八日 平城宮内における年一回の大般若經の転読を恒例化する。

a〔年中行事秘抄〕二月 季御読經事所引
官曹事類云、起_レ自_レ今年_一、年別一度、読_二大般若經_一。
月日臨時処分。布施用_二内蔵寮物_一（天平元年四月八日符。）

b〔年中行事抄〕二月 季御読經事

和銅元年十月十七日勅旨、起_レ自_レ今年_一、年別一度、
読_二大般若經_一。月日臨時処分。布施用_二内蔵寮物_一。

【註】※a・bが同内容なのは明らかであるが、日付が全く異なる。aには出典が明記されていること、宮内における大般若經転読の初例が神龜二年であることなどから、取り敢えず史料aの日付にかけておくこととする。なお、『公事根源』御齋会には、「天平元年十月に、大極殿にて講ぜらる。（中略）桓武の御宇延暦廿一年正月より、斯様に年々の事にはなりぬるなるべし。」として、御齋会の創始を天平元年十月に求める説がみえる。転読する經典は異なるが、これは本史料a・bの折衷説のようにもみられる（御齋会の創始については、史料**異**註※参照）。転読の会場については言及がないが、内蔵寮の物資を用いていることからみて、平城宮内のしかるべき施設が想定されていることは間違いないかろう。

三三 五月五日 聖武天皇が松林苑に出御し、五位以上の官人に対して五月五日節の宴会を催す。

松林

〔続日本紀〕卷十天平元年五月甲午《五日》条
甲午、天皇御_二松林_一、宴_二王臣五位以上_一。賜_レ禄有_レ差。亦奉_レ騎人等、不_レ問_二位品_一、給_二錢一_レ千文_一。
【註】1 松林―松林苑のこと。宴会が行われた施設はその中枢の宮殿松林宮であろう。

三三 六月一日 朝堂と畿内・七道の諸国において、仁王經の講説を行う。

は今後の調査に俟つところが大きい。2 御在所―天皇の居住あるいは出御する殿舎を指す言葉であるので、東区大極殿院・朝堂院地域の北に所在する内裏、または松林苑内にあった天皇の出御のための殿舎の両方の可能性が考えられる。

三三 三月四日 聖武天皇が大極殿に出御し、叙位を行う。

大極殿

〔続日本紀〕卷十天平元年三月甲午《四日》条
甲午、天皇御_二大極殿_一、授_二正四位上石川朝臣石足・多治比真人県守・藤原朝臣麻呂並從三位_一。從四位上鈴鹿王正四位上。從四位上長田王、從四位下葛城王並正四位下。從四位下智努王・三原王並從四位上。正五位下桜井王正五位上。無位阿紀王從五位下。從四位下大伴宿禰道足正四位下。正五位下粟田朝臣人上正五位上。從五位上車持朝臣益・佐伯宿禰豊人並正五位下。從五位下息長真人麻呂・伊吉連古麻呂・県犬養宿禰石次・小野朝臣老・布勢朝臣国足並從五位上。外從五位下中臣朝臣名代・巨勢朝臣少麻呂・阿倍朝臣帶麻呂・坂本朝臣宇頭麻佐並從五位下。正六位上巨勢朝臣奈氏麻呂・紀朝臣飯麻呂・大神朝臣乙麻呂・三国真人大浦、正六位下小治田朝臣諸人・坂上忌寸大國、正六位上後部王起・垣津連比奈並外從五位下。以_二中納言正三位藤原朝臣武智麻呂_一為_二大納言_一。

【註】1 大極殿―中央区の第一次大極殿。叙位に中央区（第一次）大極殿を用いるのは異例。

三三 四月三日 朝堂における舍人親王に対する礼を、下座から動座に改める。

朝序

〔続日本紀〕卷十天平元年四月癸亥《三日》条
癸亥、（中略）太政官処分、舍人親王参_二入_一朝序_一之時、諸司莫_二為_レ之下_一座。（後略）

【註】※東区朝堂における朝政の際の儀礼の変更。史料**参**照。1 朝序―朝堂。

朝堂

〔統日本紀〕卷十天平元年六月庚申朔〔一日〕条
庚申朔、講仁王經於朝堂及畿内七道諸国。

〔註〕1 朝堂―東区朝堂か中央区朝堂かは未詳。但し、この時点まで中央区で仏事を行った事例はないので、東区下層の朝堂の可能性が高いか。

大極殿

三六 六月二日

營厨司を廃止する。

營厨司

〔統日本紀〕卷十天平元年六月辛酉〔二日〕条
辛酉、廢營厨司。

〔註〕1 營厨司―その具体的な職掌、及びこれがこの時点で廃止された理由は不詳。

三六 六月二十四日 天皇が大極殿閣門に出御し、隼人の風俗・歌舞を見る。

大極殿閣門

〔統日本紀〕卷十天平元年六月癸未〔二十四日〕条
癸未、天皇御大極殿閣門。隼人等奏風俗歌舞。

〔註〕1 大極殿閣門―従来は、「御大極殿。閣門隼人」と区切るのが一般的であったが、新日本古典文学大系『統日本紀』三に従う。但し、同書は本史料の大極殿閣門を東区大極殿院南門とするが、この時点では東区上層の第二次大極殿は未成立の可能性が高く、中央区の第一次大極殿院の南門とみるべきである（但し、当時これを閣門と呼んだか否かは疑わしい〔馬場基説〕）。また、隼人が歌舞を奏したのは、中央区の朝堂院の朝廷においてか。時代も降りかつ東区におけるものではあるが、天皇が大極殿院南門に出御して朝堂で隼人に饗宴を催した事例があるのが参照される（『統日本紀』延暦二年正月乙巳条〔史料五四〕）。2 隼人―大替のために入京した薩摩隼人で、六月二十一日に調物を貢進している（『統日本紀』同月庚辰条）。なお、翌七月には大隅隼人も入朝している。

三六 八月五日

聖武天皇が大極殿に出御して天平改元の詔を出す。

またこれに伴って、大赦を実施し、主典以上の官人の位階を一階ずつ昇進させ、諸臣に物を賜うなど、種々の恩典を施す。

〔統日本紀〕卷十天平元年八月癸亥〔五日〕条

癸亥、天皇御大極殿、詔曰、現神御宇倭根子天皇詔旨勅命（乎）、親王等・諸王等・諸臣等・百官人等、天下公民、衆聞宣。高天原（由）天降坐（之）天皇御世始而、許能天官御座坐而天地八方治賜調賜事者、聖君（止）坐而賢臣供奉、天下平（久）百官安（久）為而（之）、天地大瑞者頭来（止奈母）、随神所念行（佐久止）詔命（乎）、衆聞宣。如是詔者、大命坐、皇朕御世当而者、皇（止）坐朕（母）、聞持（流）事乏（久）、見持（留）行少（美）、朕臣為供奉人等（母）、漏落事（母）在（牟加止）、辱（美）愧（美）所思坐而、我皇太上天皇大前（尔）恐（古土物）進退匍匐廻（保理）白賜（比）受被賜（久）者、卿等（乃）問来政（乎）者、加久耶答賜、加久耶答賜（止）白賜、官（尔）耶治賜（止）白賜倍婆、教賜於毛夫氣賜答賜宣賜隨（尔）、此（乃）食国天下之政（乎）行賜敷賜乍供奉賜問（尔）、京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等（伊）負（凶龜）一頭獻（止）奏賜（不尔）、所聞行驚賜怪賜、所見行欽賜嘉賜（氏）所思行（久）者、于都斯久母皇朕政（乃）所致物（尔）在（米）耶。此者太上天皇厚（支）広（支）德（乎）蒙而、高（支）貴（支）行（尔）依而頭来大瑞物曾（止）詔命（乎）、衆聞宣。辭別、此大瑞物者、天坐神・地坐神（乃）相（宇豆奈比）奉福奉事（尔）依而、頭奉（留）貴瑞以而、御世年号改賜換賜。是以、改神龜六年為天平元年、而大（赦）天下、百官主典已上等冠位一階上賜事（乎）始、一二（乃）慶命惠賜行賜（止）詔天皇命（乎）、衆聞食宣。其賜物、親王純一百疋、大納言七十疋、三位卅疋、四位一十五疋、五位一十疋、正六位上純四疋、綿一十屯、定額散位及左右大舍人・六衛府舍人・中宮職舍人・諸司長上及史生各布二端、使部・伴部・門部・主帥各布一端。其女孺・采女准三大舍

人、宮人准_二使部_一。又天下百姓高年八十已上及孝子・順孫・義夫・節婦、鰥寡惻獨、疹疾不能_二自存_一者、依_二和銅元年詔_一。又左右兩京今年田租、在_レ京僧尼之父今年所_レ出租賦、及到_二大宰府_一路次駅戸租調、自_二神龜三年_一已前官物未_レ納者皆免。又陸奥鎮守兵及_二關兵士、簡_二定三等_一、具録_二進退如_レ法、臨_レ敵振_レ威、向_二冒万死_一、不_レ顧_二一生_一之状、并姓名・年紀・居貫・軍役之年上、便差_二專使_一上奏。其諸衛府内、武藝可_レ称者、亦以_レ名奏聞。又諸大陵差_レ使奉_レ幣。其改_二諸陵司_一為_レ寮、增_レ員加_レ秩。又諸国天神地祇者、宜_レ令_二長官致_レ祭。若有_二限外_一應_レ祭山川_一者、聽_レ祭。即免_二祝部今年田租_一。又在_二近江国紫郷山寺者_一、入_二官寺之例_一。又五世王嫡子已上、娶_二孫王_一生男女者、入_二皇親之限_一。自余依_二慶雲三年格_一。其獲_レ龜人河内国古市郡人無位賀茂子虫授_二從六位上_一、賜_レ物繩廿疋、綿卅屯、布八十端、大税二千束。又勅、唐僧道采、身生_二本郷_一、心向_二皇化_一、遠涉_二滄波_一、作_二我法師_一。加以、訓_二導子虫_一、令_レ獻_二大瑞_一。宜_二擬_二從五位下階_一、仍施_二緋色袈裟并物_一。其位祿料一依_二令条_一。既而授_二正五位下小野朝臣牛養_一、正五位上榎井朝臣広国並從四位下。正五位下大伴宿祢祖父麻呂・佐伯宿祢豊人並正五位上。從五位上中臣朝臣広見正五位下。從五位下大伴宿祢首・田口朝臣家主並從五位上。外從五位下高橋朝臣首名・紀朝臣飯麻呂、正六位上多治比真人多夫勢・藤原朝臣鳥養並從五位下。

【註】1 大極殿—中央区の第一次大極殿。

三〇 八月二十四日 内裏において、五位以上の官人と諸司の長官を集め、夫人藤原光明子の立后を伝える詔を出す。

内裏

〔続日本紀〕卷十天平元年八月壬午《二十四日》条
壬午、喚_二入五位及諸司長官于_一内裏_一。而知太政官事一品舍人親王宣_レ勅曰、天皇大命_レ良麻止_一親王等、又汝王臣等語賜_レ幣_一勅_レ久_一、皇朕高御座_レ尔_一

坐初_レ由利_一今年_レ尔_一至_レ麻氏_一六年_レ尔_一成_レ奴_一。此_レ乃_一間_レ尔_一天_レ都_一位_レ尔_一嗣坐_レ倍伎_一次_レ止_一為_レ氏_一皇太子侍_レ豆_一。由_レ是其婆婆_一止_レ在_レ須_一藤原夫人_レ乎_一皇后_レ止_一定賜。加久定賜者、皇朕御身_レ毛_一年月積_レ奴_一天下君坐而年緒長_レ久_一皇后不_レ坐事_レ母_一一_レ豆乃_一善有_レ良努_一行_レ尔_一在。又於_二天下政_一置而、独知_レ倍伎_一物不_レ有。必_レ母_一斯理幣能政有_レ倍之_一此者事立_レ尔_一不_レ有。天_レ尔_一日月在如、地_レ尔_一山川在如、並坐而可_レ有_レ止_一言事者、汝等王臣等明見所知在。然此位_レ乎_一遲定_レ米豆良久波_一刀比止麻尔母己_レ我_一夜氣授_レ留_一人_レ乎波_一一日二日_レ止_一扱_レ比_一十日廿日_レ止_一試定_レ止斯_一伊波婆、許貴太斯_レ伎_一意保_レ伎_一天下_レ乃_一事_レ乎夜_一多夜須久行_レ無止_一所念坐而、此_レ乃_一六年_レ乃_一内_レ乎_一扱賜試賜而、今日今時眼当衆_レ乎_一喚賜而細事_レ乃_一状語賜_レ布止_一詔勅、聞宣。賀久詔者、挂畏_レ支_一於_二此宮_一坐_レ氏_一現神大八洲国所知倭根子天皇我王祖母天皇_レ乃_一始_レ斯_一皇后_レ乎_一朕賜日_レ尔_一勅_レ豆良久_一女_レ止_一云_レ波婆_一等_レ美_一夜我加久云。其父侍大臣_レ乃_一皇我朝_レ乎_一助奉輔奉_レ氏_一頂_レ伎_一恐_レ美_一供奉_レ年_一夜半曉時_レ止_一休息事無_レ久_一淨_レ伎_一明心_レ乎_一持_レ氏_一波波刀比供奉_レ乎_一所見賜者、其人_レ乃_一宇武何志伎事款事_レ乎_一送_レ得忘_一。我兒我王、過無罪無有者、捨_レ麻須奈_一忘_レ麻須奈止_一負賜宣賜_レ志_一大命依而、加尔加久尔年_レ乃_一六年_レ乎_一試賜使賜_レ氏_一此皇后位_レ乎_一授賜。然_レ毛_一朕時_レ乃未尔波_一不_レ有。難波高津宮御宇大鷦鷯天皇、葛城曾豆比古女子伊波乃比壳命皇后_レ止_一御相坐而、食国天下之政治賜行賜_レ家利_一今米豆良可_レ尔_一新_レ伎_一政者不_レ有。本_レ由理_一行来迹事_レ曾止_一詔勅、聞宣。既而中納言從三位阿倍朝臣広庭更宣_レ勅曰、天皇詔旨今勅御事法者、常事_レ尔

波)不_レ有。武都事(止)思坐故、猶在(倍伎)物(尔)有(礼夜止)思行(之氏)大御物賜(久止)宣。賜_二親王繩三百疋_一。大納言二百疋。中納言一百疋。三位八十疋。四位卅疋。五位廿疋。六位五疋。内親王一百疋。内命婦三位六十疋。四位一十五疋。五位一十疋。

【註】※光明子の立后はこの年八月十日(『続日本紀』天平元年八月戊辰条)。二条大路木簡の分析によると、立后後光明子は、没官地となっていた長屋王邸に新たに皇后宮を営んだと考えられる。1内裡―内裏。史料_左註2参照。

天平二年(七三〇)

三 一月二日 雨のため、元日朝賀の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷十天平二年正月丙戌朔(一日)条
丙戌朔、廢_レ朝。雨也。

【参考】本史料は『年中行事秘抄』正月 踏歌、にもみえる。

三 一月二日 聖武天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。

〔続日本紀〕卷十天平二年正月丁亥(二日)条
丁亥、天皇御_二大極殿_一受_レ朝。

【註】1大極殿―中央区の第一次大極殿。

三 一月七日 中朝において、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十天平二年正月壬辰(七日)条
壬辰、宴_二五位已上_一於_二中朝_一。賜_レ祿有_レ差。

【註】1中朝―中宮(内裏とその南の東区(第二次)大極殿院下層の正殿を中心とする区画の総称)、または特にその朝堂院を指すか。他にみえない。西朝の事例(史料_左)を参照。

【参考】本史料は『年中行事秘抄』正月 踏歌、にもみえる。

三 一月十六日 聖武天皇が大安殿に出御し、五位以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。また、夕刻、聖武天皇が皇后宮に行幸し、踏歌をしながらこれに従った主典以上の官人に対して、皇后宮において宴会を催す。

大安殿
皇后宮
宮裡

〔続日本紀〕卷十天平二年正月辛丑(十六日)条

辛丑、天皇御_二大安殿_一、宴_二五位已上_一。晩頭移_二幸_二皇后宮_一。百官主典已上陪從踏歌、且奏且行。引_二入宮裡_一、以賜_二酒食_一。因令_レ採_二短籍_一。書以_二仁・義・礼・智・信五字_一、隨_二其字_一而賜_レ物。得_レ仁者繩也。義者糸也。礼者綿也。智者布也。信者段常布也。

【註】1大安殿―内裏の正殿、または第二次大極殿下層建物(東区大極殿院・朝堂院の下層の正殿)。官人が列立したのは、前者とすれば内裏の前庭、後者であれば朝堂院であろう。

2皇后宮―平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の旧長屋王邸の地に新たに設けられた光明皇后の皇后宮。

【参考】本史料は、『年中行事抄』正月 同日(十四日)男踏歌事、及び『年中行事秘抄』正月 踏歌、にもみえる。

三 二月二日 大学寮において釈奠を行う。

大学寮

〔続日本紀〕卷十天平二年二月丁巳(二日)条
丁巳、釈奠。詔遣_二右中弁正五位下中臣朝臣広見_一、就_二大学寮_一宣_レ勅、慰_二勞博士・学生等_一勸_二勉其業_一。仍賜_レ物有_レ差。

【註】1大学寮―平城宮の大学寮が宮外にあったことは、行幸記事があることから明らかである(『続日本紀』神護景雲元年二月丁亥条(史料_異 a))。しかし、具体的な所在地については、左京三条一坊と、右京三条一坊の両説がある。左京説は、平安京の大学寮が左京三条一坊の西北部にあり(但し、一・二・七・八町の四町占地か、七・八町のみ二町占地かは不詳)、これは唐長安城の国子監の位置にあたるので、平城京の大学寮もこれに相当する左京三条一坊を想定するものである。右京説は、平城宮南面西門付近の二条大路北側溝から、盗まれた馬の探索を依頼する大学寮宛の文書木簡とみ

三〇 四月十七日 皇后宮職に施薬院を置く。

皇后宮職施薬院
大臣家

〔続日本紀〕卷十天平二年四月辛未〔十七日〕条

辛未、始置^二皇后宮職施薬院^一。令^下諸国以^三職封并大臣家封戸庸物^レ充^レ価、買^二取草菓^一、毎年進^上之。

〔註〕※光明皇后の皇后宮は、旧長屋王邸の地。しかし、皇后宮職が皇后宮の敷地内に設けられるとは限らず、また、この記事は皇后宮職の被官として設置したということで、施薬院の所在地は不詳。但し、二条大路木簡が出土した二条大路上の濠状遺構SD五〇〇からは「薬院」と書かれた墨書土器が出土しており、旧長屋王邸の皇后宮の敷地内に置かれた可能性は充分にあり得る。

三一 六月二十七日 神祇官の曹司で火災が起きる。

神祇官曹司

〔続日本紀〕卷十天平二年六月庚辰〔二十七日〕条

庚辰、(中略) 神祇官曹司災。

〔註〕1 神祇官曹司―宝亀年間以降は宮東南隅に所在したが、それ以前については不詳。

三二 六月二十九日 神祇官の屋に落雷があり、火災が起きる。

神祇官屋

〔続日本紀〕卷十天平二年六月壬午〔二十九日〕条

壬午、雷雨。神祇官屋災。往々人畜震死。

〔註〕1 神祇官屋―神祇官内に設けられた建物。

三三 九月二日 聖武天皇が中宮に出御し、遣渤海使引田虫麻呂から渤海郡王の信物を受け取る。

中宮

〔続日本紀〕卷十天平二年九月癸丑〔二日〕条

癸丑、天皇御^二中宮^一。虫麻呂等献^二渤海郡王信物^一。

〔註〕1 中宮―平城宮内裏とその南の東区(第二次)大極殿院下層の正殿を含む区画の総称で、天皇はその正殿へ出御したのである。信物の受け取りを中央区ではなく東区で行ったのは、渤海使が来日したのではないためか。2 虫麻呂―この年八月に帰国した(『続日本紀』同月辛亥条) 遣渤海使(送渤海使(客)使) 引田虫麻呂。史料¹⁰⁾参照。

三三 三月三日 聖武天皇が松林宮に出御し、五位以上の官人に対して三月三日節の曲水の宴会を催す。

松林宮

a 〔続日本紀〕卷十天平二年三月丁亥〔三日〕条

丁亥、天皇御^二松林宮^一、宴^二五位以上^一。引^二文章生等^一、令^レ賦^二曲水^一。賜^二絁・布^一有^レ差。

〔註〕1 松林宮―松林苑内にある宮殿。その中心となる宮殿であろう。

b 〔年中行事抄〕三月 同日(三日) 曲水宴事

天平二年三月三日、行^二幸^一松原宮^一。豊楽、賜^レ祿。

五位已上賜^二双六局^一、令^レ為^二博戯^一。又喚^二文章士四十二人^一、作^レ詩并賜^レ祿。

〔註〕1 松原宮―松林宮のことであろう。史料 b・c によつて、『平城宮木簡』一、七七号にみえる「松原草除充夫」の「松原」が、松林宮であることが明らかになる。

c 〔年中行事秘抄〕三月 曲水宴事

天平二年三月三日、行^二幸^一松原宮^一。豊楽。五位以上賜^二双六局^一。又喚^二文人^一、作^レ詩。

〔註〕1 松原宮―松林宮のことであろう。

松原宮

天平三年（七三二）

二〇 一月一日

聖武天皇が中宮に出御し、元日節の宴会を催す。

〔統日本紀〕卷十一天平三年正月庚戌朔《一日》条
庚戌朔、天皇御_二中宮_一、宴_二群臣_一。美作国献_二木連理_一。

中宮

〔註〕1 中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称か。天皇は東区（第二次）大極殿下層の正殿へ出御したのであろう。

二一 八月五日

諸司の主典以上の官人を内裏に呼び、議政官の推挙を求めらる。

内裏

〔統日本紀〕卷十一天平三年八月辛巳《五日》条
辛巳、引_二入諸司主典已上於内裏_一。一品舍人親王宣_レ勅云、執事卿等、或薨逝、或老病、不堪_レ理_レ務。宜_三各挙_二所知可_レ堪_レ濟_レ務者_一。
〔註〕※これを受けての推挙が『統日本紀』天平三年八月癸未条（史料_二二〇_一）。

二二 八月七日

内裏において、諸司の主典以上三九六人が議政官を推挙する。

関

〔統日本紀〕卷十一天平三年八月癸未《七日》条
癸未、主典已上三百九十六人、詣_レ関上表、挙_レ名以_レ聞。（後略）
〔註〕※『統日本紀』天平三年八月辛巳条（史料_二二〇_一）による指示に答えての推挙。1 関―内裏のこと。

二三 十一月五日

聖武天皇が南樹苑に出御し、五位以上の官人に対して冬至の宴会を催す。

南樹苑

〔統日本紀〕卷十一天平三年十一月庚戌《五日》条
庚戌、冬至。天皇御_二南樹苑_一、宴_二五位已上_一。賜_レ錢、親王三百貫、大納言二百五十貫、正三位二百貫。

自外各有_レ差。

〔註〕1 南樹苑―『類聚国史』には「南苑」とする写本があり、「南苑」の可能性もあるが、実態としてはいづれもいわゆる東院庭園を指すとみて誤りあるまい。南苑には二本以上の樹木があった（『統日本紀』神龜四年五月辛卯条（史料_二九_一））。

二四 十一月十六日

聖武天皇が京内を行幸して獄囚の声を聞き、罪状を再審査した上でことごとくその罪を免除する。

京中 獄

〔統日本紀〕卷十一天平三年十一月辛酉《十六日》条
辛酉、先_レ是、車駕_二巡幸京中_一。道経_二獄辺_一、聞_二囚等悲吟叫呼之声_一。天皇憐愍、遣_レ使覆_二審犯状_一、重_一。於_レ是、降_レ恩、咸免_二死罪已下_一、并賜_二衣服_一、令_二其自新_一。

〔註〕1 巡幸京中―この日の赦に先立って行われたものだが、具体的な日時是不詳。2 獄―囚獄司所管。平城京における位置は不詳。平安京では左（東）獄と右（西）獄があり、それぞれ左京一条二坊二町、右京一条二坊十二町に置かれていた。

天平四年（七三三）

二五 一月一日

聖武天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。この時天皇が初めて冕服を着る。

大極殿

〔統日本紀〕卷十一天平四年正月乙巳朔《一日》条
乙巳朔、御_二大極殿_一受_レ朝。天皇始服_二冕服_一。左京職献_二白雀_一。

〔註〕1 大極殿―中央区の第一次大極殿。

二六 二月二十七日

遣新羅使が天皇に辞見の挨拶を行う。

〔統日本紀〕卷十一天平四年二月庚子《二十七日》条
庚子、遣新羅使等拜朝。
〔註〕※辞見の会場は明記されていない。1 遣新羅使―角家

主。天平四年正月任（『続日本紀』同月甲子条）。

天平五年（七三三）

二〇 五月十九日 新羅使金長孫らが天皇に謁見し、財物などを貢進する。

〔続日本紀〕卷十一天平四年五月庚申（十九日）条

庚申、¹金長孫等拜朝。進²種種財物并鸚鵡一口、

一口、蜀狗一口、獵狗一口、驢²頭、騾²頭。仍

奏³請来朝年期¹。

〔註〕※場所の明記はないが、中央区の大極殿か。¹金長孫―新羅使。天平四年正月来日（『続日本紀』同月丙寅条）。

二一 五月二十一日 朝堂において、新羅使金長孫らを歓迎する宴会を催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷十一天平四年五月壬戌（二十一日）条

壬戌、饗²金長孫等於²朝堂²。詔、来朝之期、許以²三年一度²。宴訖、賜²新羅王并使人等祿²各有²差。

〔註〕¹金長孫―新羅使。五月十九日に拝朝し、種々の財物やオウムなどを献上している（『続日本紀』同月庚申条。史料^{二〇}）。²朝堂―中央区（第一次）の朝堂か。

二二 十一月二十七日 聖武天皇が南苑に出御し、群臣に対して冬至の宴会を催す。

南苑

〔続日本紀〕卷十一天平四年十一月丙寅（二十七日）条

丙寅、冬至。天皇御²南苑²、宴²群臣²。賜²親王已下絶及高年者綿²有²差。又曲²赦京及畿内²二監、天

平四年十一月廿七日昧爽已前徒罪已下²。其八虐、劫賊、官人枉²法受²財、監臨主守自盜、盜²所²監臨、強盜・窃盜、故殺人、私鑄錢、常赦所²不²免者、不²在此例²。其京及倭国百姓年七十以上、鰥寡惇独不²能²自存²者、給²綿有²差。

〔註〕¹南苑―いわゆる東院庭園を指すか。

〔参考〕本史料は『政事要略』卷廿五年中行事廿五朔旦冬至会事、『年中行事抄』十一月朔旦冬至年旬節会事にもみえる。

二三 一月一日 聖武天皇が中宮に出御し、侍臣に対して元日節の宴会を催す。また、その他の五位以上の官人に対しては、朝堂においてこれを催す。

中宮

〔続日本紀〕卷十一天平五年正月庚子朔（一日）条

庚子朔、天皇御²中宮²、宴²侍臣²。自余五位已上者、賜²饗於²朝堂²。越前国献²白鳥²。

〔註〕¹中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称か。天皇は東区（第二次）大極殿下層の正殿へ出御したのである。²朝堂―東区（第二次）朝堂院下層の朝堂のことであろう。すなわち、中宮の一連の宴会を、侍臣のみを正殿にあげ、その他は南門の南の朝堂において饗したのである。なお、この天平五年から、天平六年、七年まで、元日節については同文の記事が三年続く（史料^{二〇}・^{二一}）。天平十年も同様（史料^{二九}）。

二四 三月二十一日 遣唐大使多治比広成らが天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十一天平五年三月戊午（二十一日）条

戊午。¹遣唐大使従四位上多治比真人広成等拜朝。

〔註〕※辞見の会場は明記されていない。¹遣唐大使従四位上多治比真人広成―天平四年八月任（『続日本紀』同月丁亥条）。

二五 閏三月二十一日 困窮している諸生に米・塩を支給する。

殿前

〔続日本紀〕卷十一天平五年閏三月戊子（二十一日）条

戊子、¹諸王飢乏者二百十三人、召²入於²殿前²、各賜²米・塩²。詔、責²其懶惰²、令²治²生業²。

〔註〕¹諸王―新訂増補国史大系本が「諸生」に改めているように、人数の過大さからみて、「諸生」と考えるべきか。

²殿前―内裏正殿前の庭の空間を指すか。

二五 閏三月二十六日 遣唐大使多治比広成らが天皇に辞見の挨拶を行い、節刀をたまわる。

〔続日本紀〕卷十一天平五年閏三月癸巳〔二十六日〕条
癸巳、遣唐大使多治比真人広成辞見。授_二節刀_一。
〔註〕※多治比広成らは、この年三月にも天皇に拝謁している記事がある（史料_{二五}）。

二五 七月六日 大膳職に初めて孟蘭盆の供物を準備させる。

大膳
a 〔続日本紀〕卷十一天平五年七月庚午〔六日〕条
庚午、始令_三大膳備_二孟蘭盆供養_一。

〔註〕※直接的にはこの年正月の県犬養三千代の死去に関わるものか。1 大膳―大膳職。天平十七年の平城遷都後の中央区の建て替え後は、中央区の北側の、旧第一次大極殿院に一部重複する位置に所在したらしいことが明らかになっている。しかし、奈良時代前半の大膳職の所在地は不詳。

b 〔年中行事秘抄〕七月 十五日孟蘭盆事
天平五年七月、始備_三孟蘭盆供養於_二大膳職_一。〔聖武天皇御時。〕

二五 八月十七日 聖武天皇が政務に復帰する。

臨朝
〔続日本紀〕卷十一天平五年八月辛亥〔十七日〕条
辛亥、天皇_一臨_レ朝、始聽_二庶政_一。

〔註〕※この年一月十一日の県犬養三千代の死（『続日本紀』同月庚戌条）に伴い一時朝政を離れていたことからの復帰を示す。1 臨朝―朝堂に臨むこと。ここでは朝政に関わることであるから、中央区の第一次大極殿ではなく、東区の第二次大極殿下層の掘立柱建物の正殿への出御をいうのであろう。

天平六年（七三四）

二五 一月一日 聖武天皇が中宮に出御し、侍臣に対して元日節の

宴会を催す。また、その他の五位以上の官人に対しては、朝堂においてこれを催す。

〔続日本紀〕卷十一天平六年正月癸亥朔〔一日〕条
癸亥朔、天皇御_二中宮_一、宴_二侍臣_一。饗_三五位已上於朝堂_一。但馬・安藝・長門等三国、各獻_二木連理_一。
〔註〕※中宮と朝堂の使い分けについては、史料_{二五}註1・2を参照。

二五 二月一日 聖武天皇が朱雀門に出御し、歌垣を見る。

朱雀門
〔続日本紀〕卷十一天平六年二月癸巳朔〔一日〕条
癸巳朔、天皇御_二朱雀門_一、覽_二歌垣_一。男女二百卅余人、五品已上有_二風流_一者、皆交_二雜其中_一。正四位下

長田王、從四位下栗栖王・門部王、從五位下野中王等為_レ頭。以_二本末_一唱和、為_二難波曲_一・倭部曲・淺茅原曲・広瀬曲・八裳刺曲之音_一。令_二都中士女縱觀_一。極_レ歡而罷。賜_下奉_二歌垣_一男女等祿_上有_レ差

〔註〕※歌垣の会場は、朱雀門前の広場であろう。平安京では朱雀門前の東西の宅地（左京・右京それぞれの三条一坊一町）が隅欠きになっており、二条大路と朱雀大路が接するT字路と合わせて広場的な空間として機能した。平城京の場合、左京・右京の三条一坊一坪の様相は明らかではないが、左京三条一坊二坪の朱雀大路側で確認される築地塀が一坪までは延びないことが明らかになっており、平安京と同様の空間として機能していた可能性が考えられる。

二五 七月七日 相撲節を行い、聖武天皇がこれを見る。ついで、夕刻、聖武天皇が南苑に出御して七夕の宴を催し、文人たちに七夕の詩を作らせる。

南苑
〔続日本紀〕卷十一天平六年七月丙寅〔七日〕条
丙寅、天皇觀_二相撲戲_一。是夕、從_二御_一南苑_一、命_二文人_一賦_二七夕之詩_一。賜_レ祿有_レ差。

〔註〕※相撲の会場は不詳。1 南苑―いわゆる東院庭園か。

天平七年（七三五）

二〇 一月一日 聖武天皇が中宮に出御し、侍臣に対して元日節の宴会を催す。また、その他の五位以上の官人に対しては、朝堂においてこれを催す。

中宮
朝堂

〔続日本紀〕卷十二天平七年正月戊午朔《一日》条
戊午朔、天皇御中宮^一、宴侍臣^一。又饗三五位已上於朝堂^一。
〔註〕※中宮と朝堂の使い分けについては、史料三註1・2を参照。

二一 二月二十七日 中納言多治比県守を兵部省の曹司に派遣し、新羅使に來日の目的を問う。

兵部曹司

〔続日本紀〕卷十二天平七年二月癸丑《二十七日》条
癸丑、遣中納言正三位多治比真人県守於兵部曹司^一、問新羅使入朝之旨^一。而新羅国輒改本号^一、曰王城国^一。因茲、返却其使^一。
〔註〕1 兵部曹司―兵部省の曹司。平城宮の兵部省は、奈良時代後半には壬生門と朝集堂院南門との間の西側に、東側の式部省とともに左右対称の配置で置かれていたが、その想定造営年代は天平初年から平城遷都後まで年代幅があつて、未確定のままである。また、奈良時代前半の式部省が奈良時代後半の式部省の東隣の宮南面にあつたのに対し、奈良時代前半の兵部省は宮南面には存在せず、その所在地についての手がかりは得られていない。新羅使喚問の場としては、宮前面の礎石建ちの兵部省が相応しいと思われ、また前半の式部省から出土した削屑の年代も天平初年の造営を物語るが、考古学的には後半の兵部省の成立を天平六年の時点まで遡らせる証拠は乏しい。史料二套の註も参照。2 新羅使―前年十二月に來日し（『続日本紀』天平六年十二月癸巳条）、二月十七日に入京した（『続日本紀』天平七年二月癸卯条）新羅使金相貞。

二二 三月十日

遣唐使が帰国し、大使多治比広成が節刀を返上する。

〔続日本紀〕卷十二天平七年三月丙寅《十日》条

丙寅、入唐大使從四位上多治比真人広成等、自唐国^一至、進節刀^一。
〔註〕※節刀返上の場所は明記されていない。

二三 三月二十五日

遣唐使が聖武天皇に帰国の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十二天平七年三月辛巳《二十五日》条
辛巳、拜朝。
〔註〕※入唐大使の拜朝。場所は明記されていない。

二四 五月五日 聖武天皇が松林苑に出御し、五月五日節の騎射を見る。

北松林

〔続日本紀〕卷十二天平七年五月庚申《五日》条
庚申、天皇御北松林^一、覽騎射^一。入唐廻使及唐人、奏唐国・新羅樂持槍。五位已上賜禄有差。
〔註〕1 北松林―松林苑のことであろう。

二五 五月二十一日 郡司の選考方法を改め、候補者は十二月一日までに式部省に出頭させることとする。

難波朝廷

式部省

〔続日本紀〕卷十二天平七年五月丙子《二十一日》条
丙子、制、畿内七道諸国、宜除国擬^一外、別簡難波朝廷以還譜第重大四五人^一副^一之。如有雖无譜第^一、而身才絶倫、并劳动聞衆者^一、別状亦副、並附朝集使^一申送。其身、限十二月一日、集式部省^一。
〔註〕1 式部省―平城宮東南隅にあつた奈良時代前半の式部省。平城宮の式部省は、奈良時代後半には壬生門内東側に、西側の兵部省とともに礎石建ちの八棟の建物で構成される極めて格式の高い官衙として成立するが、奈良時代前半にはそのすぐ東側の区画に所在したことが、官衙内の井戸SE一四六九〇から考課木簡の削屑を中心とする約四七〇〇点の木簡群が出土したことによって明らかになっている（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二六）。年紀のあるものとしては天平

元年と同三年のものがあり、さらに「撫使判^{〔官カ〕}」と記された木簡によって、少なくとも諸道鎮撫使の置かれた天平三年十一月までその下限は降る。従って、式部省の移転の上限は天平三年十一月以降ということになる。しかし、実際にいつ式部省・兵部省の双子の官衙が壬生門内に造営されたかは明確にはわかっておらず、本史料の式部省が具体的にどちらにあるかは未詳（史料^{二六}の註も参照）。

二六 五月二十四日 平城宮、及び大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺において、大般若經の転読を行う。

宮中

〔統日本紀〕卷十二天平七年五月己卯^{〔二十四日〕}条
己卯、於^二宮中及大安・薬師・元興・興福四寺^一、
転^三読大般若經^一。為^下消^二除災害^一、安^中寧^一国家^上也。
〔註〕1 宮中―内裏または東区下層の正殿を指すか。第一次大極殿の可能性もなしとしないが、大極殿における仏事の明確な初見は、天平九年十月の金光明最勝王經の講説とみるべきであろう。〔統日本紀〕天平九年十月丙寅条（史料^{二六}）。

二七 八月八日 聖武天皇が大極殿に出御し、大隅・薩摩二国の隼人の朝貢を受ける。

大極殿

〔統日本紀〕卷十二天平七年八月辛卯^{〔八日〕}条
辛卯、天皇御^二大極殿^一。大隅・薩摩二国隼人等、
奏^三方楽^一。
〔註〕※歌舞を奏上する場合は朝堂院とみられるが、天皇が大極殿に出御するのは異例か。時期も場もそれぞれ異なるが、隼人の歌舞奏上の際の天皇出御の場としては、重閣門（和銅三年。史料^{二八}。但し、これは踏歌節が主）・西朝（養老元年。史料^{二九}・大極殿閣門（天平元年。史料^{三〇}）・閣門（延暦二年・史料^{三一}）などの事例がある。1 大極殿―中央区（第一次）の大極殿。なお、大極殿は、天平四年の元日朝賀以来この隼人の朝貢まで約三年七カ月にわたって見えない。この間、本来大極殿で行われるべき元日朝賀が天平五年から七年まで

三年連続して中宮で挙行されるなど、殿舎の利用形態に不自然の感を否めない。あるいは、天平頃に想定される中央区第一次大極殿院南面回廊への東西楼の付設と関係するか。ちなみに、大極殿院南面の東西楼と考えられる施設の初見は、天平八年正月の踏歌節である。〔統日本紀〕同月丁酉条（史料^{三二}）。

2 大隅・薩摩二国隼人等―七月二十六日に入朝した一行二九六人の隼人。〔統日本紀〕同月己卯条。なお、「薩摩」は奈良時代の表記では「薩麻」とあるべきもの。

二八 閏十一月二十一日 聖武天皇が朝堂に臨み、諸国の朝集使を集めて職務への精励を促す。

臨朝

〔統日本紀〕卷十二天平七年閏十一月壬寅^{〔二十一日〕}条
壬寅、天皇、臨^レ朝、召^レ諸国朝集使等^一。中納言多治比真人具守宣^レ勅曰、朕選^レ卿等^一、任^レ為^レ国司^一。奉^レ遵^レ三条章^一、僅有^レ一^レ兩人^一。而或人以^レ虚事^一求^レ声誉^一、或人背^レ公家^一向^レ私業^一。因^レ此、比年、国内弊損、百姓困乏。理不^レ合^レ然。自^レ今以後、勤恪奉^レ法者、褒賞之、懈怠無^レ状者、貶黜之。宜^下知^レ斯意^一、各自努力^上。
〔註〕1 臨朝―東区（第二次）大極殿院下層の正殿に出御して、東区下層の朝堂に臨むのであろう。

二九 天平八年（七三六）

一〇 一月十七日 南楼において、聖武天皇が群臣に対して踏歌節の宴会を催す。

南楼

a 〔統日本紀〕卷十二天平八年正月丁酉^{〔十七日〕}条
丁酉、天皇宴^レ群臣於^レ南楼^一。賜^レ祿有^レ差。
〔註〕※天皇が出御したという表現にはなっていないが、天皇を主語とする表記から考えると、聖武天皇自身が南楼に出御した可能性がある。1 南楼―「南殿」とする写本もあるが、

三三 四月十七日 遣新羅使阿倍繼麻呂らが、天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十二天平八年四月丙寅〔十七日〕条
丙寅、¹遣新羅使阿倍朝臣繼麻呂等拜朝。
【註】※辞見の会場は不詳。 ¹遣新羅使阿倍朝臣繼麻呂―遣新羅大使。天平八年二月任〔続日本紀〕同月戊寅条。

三三 六月二十七日 聖武天皇が芳野離宮への行幸に出発する。

a 〔続日本紀〕卷十二天平八年六月乙亥〔二十七日〕条
¹乙亥、行¹幸芳野離宮。
【註】 ¹乙亥―二十七日に当たるが、当初行幸は二十六日に予定されていた可能性がある（史料bの註※参照）。

b 〔二条大路木簡〕平城宮発掘調査出土木簡概報二二、八頁上
（表） 内膳司解 申請荷持丁事 二人持十荷 合卅荷
一人持廿荷
（裏） 右為今月¹廿六日御幸行供奉料件荷持右如
290・43・6 011

【註】※二条大路木簡には、人員や物資の調達に関わるものなど、この芳野行幸に関わる木簡が多数含まれている。当時京職大夫であった藤原麻呂の家政機関が行幸の運営に深く関わっていたためか。 ¹廿六日―『続日本紀』より一日早い。当初二十六日の予定が、何らかの理由で一日延期されたか。

三三 七月六日 聖武天皇が芳野行幸の帰途、皇后宮に滞在する。

（表） 油二升一合 ¹大殿常燈料 日別三合 膳所料 三日料
七日料
油七合 文基息所燈料 日一合 油六合 内坐所物備給燈料
油一升四合 ²天子大坐所燈料 油四合 召女堅息所燈料
合六升
（裏） ⁰「京内中宮宮中御宇皇孫聖武天皇御宇」
七月内

360・80・15 061（箱の蓋）

b 〔類聚国史〕やc 〔日本紀略〕は「南楼」としており、「南楼」を採る。第一次大極殿院南面東西に設けられた楼閣建物（東楼・西楼）の総称か。楼閣の階上が宴会の場とされたのであろう。第一次大極殿院の東を南北に流れる排水溝SD三七一五から、「東高殿」「西高殿」、あるいは「作高殿料」と書かれた木簡が、神亀から天平にかけての木簡と共伴して出土しており（奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一一）、これらの楼閣建物は、遷都当初の第一次大極殿院にはなく、天平年間に造営されたものと考えられる。その造営年代として最も可能性が高いのは天平四年から七年にかけてである（史料²註1参照）。

b 〔類聚国史〕 卷卅二帝王十二 天皇遊宴
天平八年正月丁酉〔十七日〕条

丁酉、天皇宴群臣於南楼。賜^レ禄有^レ差。

c 〔日本紀略〕天平八年正月丁酉〔十七日〕条
丁酉、天皇宴群臣於南楼。賜^レ禄。

三三 一月二十一日 聖武天皇が朝堂に臨み、叙位を行う。

〔続日本紀〕卷十二天平八年正月辛丑〔二十一日〕条

辛丑、天皇、臨^レ朝。授^三從四位上紀朝臣男人正四位下^一。從五位上石川朝臣夫子、正五位下石上朝臣勝雄並正五位上。從五位下巨勢朝臣奈弓麻呂、從五位上石上朝臣乙麻呂並正五位下。從五位下賀茂朝臣助從五位上。外從五位下三国真人広庭・当麻真人鏡麻呂・下毛野朝臣帶足、正六位上石川朝臣東人・多治比真人国人・百濟王孝忠並從五位下。正六位上波多朝臣古麻呂・田口朝臣三田次・紀朝臣必登・田中朝臣三上・巨勢朝臣首名・阿倍朝臣車借・佐伯宿祢浄麻呂・土師宿祢祖麻呂・丹比宿祢人足、正六位下下道朝臣真備、正六位上大藏忌寸広足並外從五位下。

【註】 ¹臨朝―叙位であるから、東区（第二次）大極殿院下層の正殿に出御して、東区下層の朝堂に臨むのであろう。

臨朝

南楼

南楼

【註】※この木簡によると、聖武天皇は、芳野離宮への行幸の帰途、七月六日に光明皇后の皇后宮に立ち寄り、七泊したことになる。1 大殿―光明皇后の皇后宮の正殿か。2 天子大坐所―皇后宮内に設けられた聖武天皇が滞在する施設か。

二五 七月十三日 聖武天皇が芳野行幸から平城宮に戻る。

宮

〔統日本紀〕卷十二天平八年七月庚寅《十三日》条
庚寅、車駕還_レ宮。

【註】※実際には芳野離宮への行幸の帰途に立ち寄った皇后宮からの還御である。(史料二五) 1 宮―平城宮。

二六 八月二十三日 入唐副使中臣名代が、唐人と波斯人を引率して天皇に帰国の挨拶を行う。

〔統日本紀〕卷十二天平八年八月庚午《二十三日》条
庚午、入唐副使從五位上中臣朝臣名代等、率_二唐人三人・波斯一人_一拜朝。

【註】※場所は明記されていない。1 入唐副使從五位上中臣朝臣名代―天平四年八月任命(『統日本紀』同月丁亥条)、天平五年四月進発(『統日本紀』同月己亥条)の遣唐使の副使。難船して唐に戻ったため帰国が遅れた。同時に来日した僧に、菩提僊那・道璿らがいる。

二七 十一月三日 聖武天皇が朝堂に臨み、遣唐使らに叙位を行う。

臨朝

〔統日本紀〕卷十二天平八年十一月戊寅《三日》条
戊寅、天皇臨_レ朝。詔、授_二入唐副使從五位上中臣朝臣名代從四位下_一。故判官正六位上田口朝臣養年富・紀朝臣馬主並贈_二從五位下_一。准判官從七位下大伴宿祢首名・唐人皇甫東朝・波斯人李密翳等、授_レ位有差。

【註】1 臨朝―叙位であるから、東区(第二次)大極殿院下層の正殿に出御して、東区下層の朝堂に臨むのであろう。

二八 十一月 皇后宮において、葛城王らが橘宿祢の姓をたまわった

ことを祝う宴会が行われ、元正太上天皇・聖武天皇・光明皇后が橘を言祝ぐ歌を詠む。

〔萬葉集〕卷六、一〇〇九

冬十一月、左大弁葛城王等、賜_二姓橘氏_一之時御製歌一首

橘者 実左倍花左倍 其葉左倍 枝尔霜雖_レ降 益常葉之樹

右、冬十一月九日、從三位葛城王・從四位佐為王等、辞_二皇族之高名_一、賜_二外家之橘姓_一已訖。

於_レ時、太上天皇・天皇・皇后共在_二皇后宮_一、以_レ為_二肆宴_一、而即御_二製賀_レ橘之歌_一、并賜_二御酒宿祢等_一也。或云、此歌一首太上天皇御歌。但天皇・皇后御歌各有_二一首_一者、其歌遺落、未_レ得_二探求_一焉。今檢_二案内_一、八年十一月九日、葛城王等願_二橘宿祢之姓_一上_レ表。以_二十七日_一依_二表乞_一賜_二橘宿祢_一。

【註】※葛城王らが橘宿祢の姓を継ぐことを許されたのは十七日なので(『統日本紀』天平八年十一月壬辰条)、皇后宮における肆宴はそれ以降の十一月中ということになる。なお、『統日本紀』では葛城王らが橘宿祢賜姓を願ひ出たのは、十一月十一日とされている(『統日本紀』天平八年十一月丙戌条)。

皇后宮

二九 天平九年(七三七)

三十 二月十四日 聖武天皇が朝堂に臨み、叙位を行う。

臨朝

〔統日本紀〕卷十二天平九年二月戊午《十四日》条
戊午、天皇臨_レ朝。授_二從四位下栗林王從四位上_一。無位三使王・八鈞王並從五位下。從四位上橘宿祢佐為正四位上。從五位上藤原朝臣豊成正五位上。正六位上多治比真人家主、外從五位下佐伯宿祢浄麻呂・阿倍朝臣豊繼・下道朝臣真備並從五位下。正六位上

阿倍朝臣豊繼・下道朝臣真備並從五位下。正六位上

三使連人麻呂外從五位下。四品水主内親王・長谷部内親王・多紀内親王並授三品。夫人无位藤原朝臣二人（闕名）並正三位。正五位下巢犬養宿祢広刀自、无位橘宿祢古那可智並從三位。從四位上多伎王正四位下。從四位下檢前王從四位上。无位矢代王正五位上。從五位下住吉王從五位上。无位忍海王從五位下。從四位下大神朝臣豊嶋從四位上。從五位上河上忌寸妙觀・大宅朝臣諸姉並正五位下。從五位下曾祢連五十日虫・大春日朝臣家主並從五位上。无位藤原朝臣吉日從五位下。正六位上大田部君若子、從六位上黄文連許志、從七位上丈部直刀自、正七位上朝倉君時、從七位下尾張宿祢小倉、正八位下小槻山君広虫、无位廬郡君並外從五位下。

【註】1 臨朝―叙位であることからみて、東区（第二次）大極殿院下層の正殿に出御して、東区下層の朝堂に臨むのであろう。

二五 二月十五日 内裏に官人呼び、新羅との外交方針について意見を述べさせる。

内裏

〔続日本紀〕卷十二天平九年二月己未〔十五日〕条
己未、遣新羅使奏、新羅国、失常礼、不_レ受_二使旨_一。
於_レ是、召_二五位已上并六位已下官人惣卅五人于内裏_一、
令_レ陳_二意見_一。

【註】※この時の意見が『続日本紀』同月丙寅〔二十一日〕条にみえる（諸司奏意見表。或言、遣_レ使問_二其由_一、或、發_レ兵加_二征伐_一）。

二六 三月二十八日 遣新羅使副使大伴三中らが、天皇に帰国の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十二天平九年三月壬寅〔二十八日〕条
壬寅、遣新羅使副使正六位上大伴宿祢三中等卅人拜朝。

【註】※拜朝の場所は不詳。なお、疫病の流行のため、大使

阿倍継麻呂は対馬で死去、大判官壬生宇太麻呂と少判官大蔵麻呂は天平九年正月に入京したものの拜朝の記事を欠く。大伴三中も、帰国はしたものの病のため直ちには入京できなかった（以上、『続日本紀』天平九年正月辛丑条）。

二七 五月一日 宮中に僧六百人を呼び、大般若經の転読を行う。

宮中

〔続日本紀〕卷十二天平九年五月甲戌朔〔一日〕条
甲戌朔、日有_レ蝕之。請_二僧六百人于_一宮中_一、令_レ読_二大般若經_一焉。

【註】1 宮中―内裏または東区（第二次）大極殿下層の正殿。第一次大極殿の可能性もなしとしないが、大極殿における仏事の明確な初見は、天平九年十月の金光明最勝王經の講説とみるべきか（『続日本紀』天平九年十月丙寅条〔史料二六〕）。

二八 六月一日 疫病の流行により、告朔の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷十二天平九年六月甲辰朔〔一日〕条
甲辰朔、廢_レ朝。以_二百官官人患_レ疾也_一。

【註】1 朝―告朔の儀式のこと。

二九 八月十五日 宮中の十五カ所に僧七百人を呼び、大般若經と最勝王經の転読を行い、また四百人を出家させる。

宮中

〔続日本紀〕卷十二天平九年八月丙辰〔十五日〕条
丙辰、為_二天下太平・国土安寧_一、於_二宮中_一一十五処_一、
請_二僧七百人_一、令_レ転_二大般若經・最勝王經_一、度_二四百人_一。四畿内七道諸国五百七十八人。

【註】1 宮中―十五カ所とあるので、特定の施設ではなく広く平城宮全体を指すか。

三〇 十月二十日 聖武天皇が南苑に出御し、長屋王の子女に叙位を行う。

南苑

〔続日本紀〕卷十二天平九年十月庚申〔二十日〕条
庚申、天皇御_二南苑_一。授_二從五位下安宿王從四位下_一。
无位黄文王從五位下。円方女王・紀女王・忍海部女

王並從四位下。

【註】※この日の叙位が長屋王の子女に対するものであることは、寺崎保広『若翁』木簡小考（『奈良古代史論集』二所収）を参照。1南苑—いわゆる東院庭園か。

一五 十月二十四日 官人に中宮供養院へ薪を貢進させる。

〔続日本紀〕卷十二天平九年十月甲子（二十四日）条

甲子、令三百官人等¹買薪一千荷²。從三位鈴鹿王已下文官番上已上、躬担進³于⁴中宮供養院⁵。

【註】※二日後の十月二十六日に行われた大極殿における金光明最勝王経講説に関わるか（橋本義則説）。供養は、講説に携わる僧侶に食料などの支給することをいう。1買—諸本はいずれも「買」に作るが「貢」の誤りか。2中宮供養院—東区朝堂院に臨時に設けられた施設か。供養のための空間であるから、必ずしも金光明経講説と同じ会場である必要はなく、本史料を中宮が中央区を指す根拠とすることはできない。

一六 十月二十六日 元日朝賀と同じ設えの大極殿において、金光明最勝王経の講説を行う。

〔続日本紀〕卷十二天平九年十月丙寅（二十六日）条

丙寅、講¹金光明最勝王経于²太極殿³。朝廷之儀、一同三元日⁴。請⁵律師道慈⁶為⁷講師⁸、堅蔵⁹為¹⁰読師¹¹。聴衆一百、沙弥一百。

【註】※大極殿における仏事施行の初見。1太極殿—大極殿。

一七 十一月二十二日 中宮において、群臣に対して新嘗祭の辰の日の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十二天平九年十一月壬辰（二十二日）条

壬辰、宴¹群臣於²中宮³。散位正六位上大倭忌寸小東人・大外記從六位下大倭忌寸水守二人、賜⁴姓宿祢⁵。自余族人連姓。為⁶有⁷神宣⁸也。又授⁹小東人外從五位下¹⁰。宴訖、五位已上賜¹¹物有¹²差。但大倭宿祢小東人・水守、賜¹³絶各廿疋。

【註】1中宮—内裏、または東区朝堂院の朝堂か。

一八 十二月二十七日 玄昉によつて健康を恢復した藤原宮子が、皇后宮において聖武天皇と対面する。

〔続日本紀〕卷十二天平九年十二月丙寅（二十七日）条

丙寅、（中略）是日、¹皇太夫人藤原氏、就²皇后宮³、見⁴僧正玄昉法師⁵。天皇亦幸⁶皇后宮⁷。皇太夫人、為⁸下沈⁹幽憂¹⁰、久廢¹¹中¹²人事¹³、自¹⁴誕¹⁵天皇¹⁶、未¹⁷曾¹⁸相見¹⁹。法師一看、慧然開晤。至²⁰是、適与²¹天皇²²相見。天下莫²³不²⁴慶賀²⁵。即施²⁶法師絶²⁷一千疋、綿²⁸一千屯、糸²⁹一千紵、布³⁰一千端³¹。又賜³²中宮職官人六人位³³各有³⁴差。亮從五位下下道朝臣真備授³⁵從五位上³⁶。少進外從五位下阿倍朝臣虫麻呂從五位下。外從五位下文忌寸馬養外從五位上。

【註】※皇后宮については、史料³³註※を参照。1皇太夫人藤原氏—聖武天皇の母藤原宮子。

天平十年（七三八）

一九 一月一日 聖武天皇が中宮に出御し、侍臣に対して元日節の宴会を催す。また、五位以上の官人に対して、朝堂において宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十三天平十年正月庚午朔（一日）条

庚午朔、天皇御¹中宮²、宴³侍臣⁴。饗⁵五位已上於朝堂⁶。信濃国献⁷神馬黒身白髮尾⁸。

【註】※中宮と朝堂の使い分けについては、史料³註1・2参照。

二〇 一月十日 中宮において、行基が三十二人の得度を行う。

〔行基年譜〕

中宮

寅 正月十日、於^三中宮得度三十二人。(後略)

〔註〕1 中宮―平城宮の中宮か。

一九 一月十七日 聖武天皇が松林苑に出御し、主典以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。

松林

〔続日本紀〕卷十三天平十年正月丙戌《十七日》条

丙戌、皇帝幸^一松林^二。賜^三宴於文武官主典已上^一、賚^レ禄有^レ差。

〔註〕1 松林―松林苑、ないしその中心の宮殿松林宮をいう。

二〇 七月七日 聖武天皇が大蔵省に出御し、相撲を見る。ついで夕刻、西池宮に出御して宴会を催し、下道真備らに春の梅樹を題材とした詩を詠ませる

大蔵省 西池宮

〔続日本紀〕卷十三天平十年七月癸酉《七日》条

癸酉、天皇御^一大蔵省^二、覽^三相撲^一。晩頭、転御^二西池宮^一。因指^三殿前梅樹^一、勅^二右衛士督下道朝臣真備及諸才子^一曰、人皆有^レ志、所^レ好不同。朕去春欲^レ翫^三此樹^一、而未^レ及^二賞翫^一。花葉遽落、意甚惜焉。宜^下各賦^三春意^一、詠^中此梅樹^上。文人卅人、奉^レ詔賦之。因賜^二五位已上絶廿疋、六位已下各六疋^一。

〔註〕1 大蔵省―平城宮の大蔵省も平安宮と同様宮北端に想定されているが、これまでにはその存在を示す倉庫の遺構など明確な確証は得られていない。2 西池宮―第一大極殿院西側で発見されている正殿と後殿、それに南北二十一間に及ぶ東西両面廂付の東西の脇殿(いずれも礎石建物)からなる施設が西池宮の有力な候補地とされ、北に位置する現在の佐紀池が当時の西池と考えられている。なお、季節は異なるが、『萬葉集』卷八冬雜歌一六五〇に、「御^二在西池辺^一肆宴歌一首」がみえる。

西池辺

天平十一年(七三九)

二一 一月十三日 聖武天皇が中宮に出御し、叙位を行う。

中宮

〔続日本紀〕卷十三天平十一年正月丙午《十三日》条

丙午、天皇御^二中宮^一。授^三正三位橘宿祢諸兄^二位^一。從四位上大石王正四位下。從五位下黄文王、无位大市王並從四位下。无位茨田王從五位下。從四位下藤原朝臣豐成正四位下。正五位下梶犬養宿祢石次從四位下。從五位上賀茂朝臣助正五位上。從五位上多治比真人占部正五位下。從五位下石川朝臣加美・紀朝臣宇美・藤原朝臣仲麻呂並從五位上。外從五位下小治田朝臣広千・大伴宿祢祐信備・佐伯宿祢常人並從五位下。外從五位下坂上伊美伎犬養外從五位上。正六位上倭武助・麻田連陽春・塩屋連古麻呂・物部依羅朝臣人會・紀朝臣豊川・村国連子虫並外從五位下。正四位下竹野女王、從四位下無漏女王並從三位。正四位下多伎女王正四位上。從四位下大野女王・広湍女王・日置女王・栗田女王・河内女王・丹生女王並從四位上。從五位下春日女王、无位小長谷女王・坂合部女王・高橋女王・茨田女王・陽胡女王、從五位下藤原朝臣吉日、正五位下大宅朝臣諸姉並從四位下。從五位下宇遲女王、无位中臣殖栗連豊日並從五位上。无位紀朝臣意美奈・采女朝臣首名・采女朝臣若・岡連若子並從五位下。

〔註〕1 中宮―平城宮内裏とその南の東区(第二次)大極殿院下層の正殿を含む区画の総称か。天皇は東区(第二次)大極殿下層の正殿へ出御したのである。

二二 十一月三日 渤海使とともに帰国した遣唐使判官平群広成が、天皇に帰国の挨拶を行い、帰国に至るまでの経緯を報告する。

〔続日本紀〕卷十三天平十一年十一月辛卯《三日》条

辛卯、平郡朝臣広成拜朝。初広成、天平五年、随^二

大使多治比真人広成入唐。六年十月、事畢却帰。四船同発、從蘇州入海。悪風忽起、彼此相失。広成之船一百一十五人、漂着崑崙国。有賊兵来困、遂被拘執。船人、或被殺、或迸散。自余九十余人、着瘴死亡。広成等四人、僅免死、得見崑崙王。仍給升粮、安置惡処。至七年、有唐国欽州熟崑崙到彼。便被偷載、出来既帰唐国。逢本朝学生阿倍中満。便奏、将入朝、請取渤海路帰朝。天子許之、給船粮發遣。十年三月、從登州入海。五月、到渤海界。適遇其王大欽茂差使。欲聘我朝。即時同発、及渡渤海、渤海一船、遇浪傾覆。大使胥要德等卅人没死。広成等、率遺衆到着出羽国。

【註】1 平郡朝臣広成—平群広成。天平五年に渡唐した入唐副使。天平十一年七月に渤海使己玠蒙とともに出羽国に来着し(『統日本紀』同月癸卯条、及び本史料)、十月に入京(『統日本紀』同月丙戌条)。

二五 十二月十日 渤海使己玠蒙らが天皇に謁見し、方物を進上する。

〔統日本紀〕卷十三天平十一年十二月戊辰(十日)条
 戊辰、渤海使己玠蒙等拜朝。上其王啓并方物。其詞曰、欽武啓、山河杳絶、国土夔遥。佇望風猷、唯增傾仰。伏惟、天皇聖殿、至德遐暢、奕葉重光、沢流万姓。欽武、忝繼祖業、濫惣如始。義洽情深、每脩隣好。今彼国使朝臣広業等、風潮失便、漂落投此。每加優賞、欲待来春、放廻。使等食前、苦請乃年歸去。訴詞至重、隣義非輕。因備行資、即為發遣。仍差若忽州都督胥要德等充使、領広業等令送彼国、并附大虫皮・鼯皮各七張、豹皮六張、人參三十斤、蜜三斛進上。至彼、請檢領。

【註】※拜朝の場所は不詳。1 渤海使己玠蒙—平群広成の送使を兼ねて来日。史料二五註1参照。

二六 この年 聖武天皇が高円野に遊獵した折、むささびが生け捕りにされ、御在所へ献上される。

〔萬葉集〕卷六、一〇二八
 十一年己卯、天皇遊獵高円野之時、小猊泄走都里之中。於是、適值勇士、生而見獲。即以此猊、献上、御在所副歌一首(猊名俗曰牟射佐妣)。

都里 御在所

大夫之 高円山尔 迫有者 里尔下来流 牟射佐妣 曾此
 右一首、大伴坂上郎女作之。但未逕奏而小猊死斃。因此猊歌停之。

【註】1 御在所—ここは内裏ではなく、遊獵先における天皇の居所を指すか。

天平十二年(七四〇)

二七 一月一日 聖武天皇が大極殿に出御して、元日朝賀の儀式を行う。渤海使と新羅の留学生もこれに参列させる。

大極殿
 〔統日本紀〕卷十三天平十二年正月戊子朔(一日)条
 戊子朔、天皇御大極殿、受朝賀。1 渤海郡使・新羅言語等、同亦在列。但奉翳美人、更着袍袴。飛驒国猊白狐・白雉。

【註】1 渤海郡使—渤海使己玠蒙。史料二五註1を参照。

二八 一月七日 渤海使に位階を授ける。また、朝堂において白馬節の宴会を催し、渤海使もこれに参加させる。

朝堂
 〔統日本紀〕卷十三天平十二年正月甲午(七日)条
 甲午、渤海郡副使雲摩將軍己玠蒙等、授位各有差。即賜宴於朝堂。賜渤海郡王美濃絶卅疋、絹卅疋、糸一百五十絢、調綿三百屯。己玠蒙美濃絶廿疋、絹十疋、糸五十絢、調綿二百屯。自余各有差。

【註】1 朝堂―外国使節への賜宴であることから考えて、中央区（第一次）朝堂院の朝堂か。

二九 一月十三日 聖武天皇が中宮に出御し、叙位を行う。また、遣渤海使を任じる。

中宮

〔続日本紀〕卷十三天平十二年正月庚子《十三日》条
庚子、天皇御^二中宮^一。授^二從四位下^一塩焼王^二從四位上^一。无位奈良王・守部王並從四位下。正五位下多治比真人広足正五位上。從五位上紀朝臣麻路・石川朝臣加美・藤原朝臣仲麻呂正五位下。從五位下石川朝臣年足・佐伯宿祢浄麻呂並從五位上。正六位上藤原朝臣巨勢麻呂・藤原朝臣八東・安倍朝臣嶋麻呂・多治比真人土作從五位下。正六位上大伴宿祢三中・宗形朝臣赤麻呂・紀朝臣可比佐・大伴宿祢犬養・車持朝臣国人外從五位下。又以^二外從五位下大伴宿祢犬養^一為^二遣渤海大使^一。

【註】1 中宮―平城宮内裏とその南の東区（第二次）大極殿院下層の正殿を含む区画の総称か。天皇は東区（第二次）大極殿下層の正殿へ出御したのであろう。

三〇 一月十六日 聖武天皇が南苑に出御し、侍臣に対して踏歌節の宴会を催す。また、それ以外の官人に対しては、朝堂においてこれを催す。

南苑

朝堂

〔続日本紀〕卷十三天平十二年正月癸卯《十六日》条
癸卯、天皇御^二南苑^一、宴^二侍臣^一。饗^二百官及渤海客於^二朝堂^一。五位已上賜^二摺衣^一。

【註】1 南苑―東院東南隅の園池を伴う施設、または東院そのものを指すか。2 朝堂―東区（第二次）朝堂院下層の朝堂の可能性が高いが、東院にも朝堂空間があった可能性は充分にある。楊梅宮における踏歌節の宴会の際にも、楊梅宮と朝堂の使い分けが見られ、本条に類似する。なお、条文の構造自体は天平五〜七年・十年の元日節の中宮と朝堂の使い分けと基本的に同じである（史料三・一七〇・二九参照）。

三〇 一月十七日 聖武天皇が大極殿南門に出御し、大射を観る。

大極殿南門

〔続日本紀〕卷十三天平十二年正月甲辰《十七日》条
甲辰、天皇御^二大極殿南門^一、觀^二大射^一。五位已上射了、乃命^二渤海使^一己玠蒙等^二射焉^一。

【註】※大射の会場は、天皇が大極殿院南門に出御して観覧していることからみて、中央区（第一次）朝堂院の朝庭であろう。1 大極殿南門―中央区（第一次）大極殿院南面中央に開く門。

【参考】本史料は、『年中行事抄』正月 十七日射礼事、にもみえる。

三一 一月三十日 聖武天皇が中宮閤門に出御し、渤海使の奏楽を聴く。

中宮閤門

〔続日本紀〕卷十三天平十二年正月丁巳《三十日》条
丁巳、天皇御^二中宮閤門^一。己玠蒙等奏^二本国楽^一。賜^二帛綿^一各有^二差^一。

【註】※この史料は、中宮が東区を指すことの根拠として重要な史料である。1 中宮閤門―中央区（第一次）大極殿院の南門を指す可能性も否定はできないが、『続日本紀』同月甲辰条（史料三〇）に見える大極殿南門との対比からみて、東区（第二次）大極殿院下層の正殿を囲む内裏外部の南門のことであろう。

三二 二月七日 聖武天皇の難波宮行幸にあたり、鈴鹿王と藤原豊成を平城宮留守に任じる。

難波宮

平城宮留守

〔続日本紀〕卷十三天平十二年二月甲子《七日》条
甲子、行^二幸難波宮^一。以^二知太政官事正三位鈴鹿王・正四位下兵部卿藤原朝臣豊成^一為^二留守^一。

【註】1 留守―平城宮留守。

三三 四月二日 遣新羅使が天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十三天平十二年四月戊午《二日》条
戊午、遣新羅使等拜辞。

【註】※辞見の場所は明記されていない。1 遣新羅使―大使は紀必登。天平十二年三月任（『続日本紀』同月辛丑条）。

二〇五 四月二十日 遣渤海使が天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十三天平十二年四月丙子（二十日）条
丙子、遣渤海使等辞見。

【註】※辞見の場所は明記されていない。1 遣渤海使―大使は大伴犬養。天平十二年正月任（『続日本紀』同月庚子条）。

二〇六 九月四日 御在所に隼人を召して叙位を行い、それに相当する色の衣服を支給する。

〔続日本紀〕卷十三天平十二年九月戊子（四日）条
戊子、召隼人廿四人於御在所。右大臣橘宿祢諸兄宣勅、授位各有差。并賜当色服。発遣。

【註】※西海道において藤原広嗣が隼人を組織して兵を發したことに対処するための措置。藤原広嗣軍に隼人が組織されていたことは、『続日本紀』天平十二年十月壬戌条に詳しい。1 御在所―天皇の居所。内裏を指すか。

二〇七 十月二十九日 聖武天皇の伊勢国行幸にあたり、鈴鹿王と藤原豊成を平城宮留守に任じる。

〔続日本紀〕卷十三天平十二年十月壬午（二十九日）条
壬午、行幸伊勢国。以知太政官事兼式部卿正三位鈴鹿王・兵部卿兼中衛大将正四位下藤原朝臣豊成を留守。（後略）

【註】1 留守―平城宮留守。

二〇八 十二月六日 橘諸兄が、遷都のために、不破頓宮を先発して恭仁に向かう。

〔続日本紀〕卷十三天平十二年十二月戊午（六日）条
戊午、（中略）是日、右大臣橘宿祢諸兄、在前而発、經略山背国相楽郡恭仁郷。以擬遷都之故也。

【註】※恭仁宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。

二〇九 十二月十五日 聖武天皇が恭仁宮に行幸し、ここを都とする。ついで、元正太上天皇・光明皇后も恭仁宮に到着する。

〔続日本紀〕卷十三天平十二年十二月丁卯（十五日）条
恭仁宮 京都
丁卯、皇帝在前幸恭仁宮。始作京都一矣。太上天皇・皇后在後而至。

【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。「恭仁宮」の名称が定まったのは天平十三年十一月で（『続日本紀』天平十三年十一月戊辰条（史料三〇））、それ以前は「新宮」と呼ばれたと考えられるが、便宜「恭仁宮」と称することとする。

天平十三年（七四一）

三〇 一月一日 聖武天皇が初めて恭仁宮に出御し、元日朝賀の儀式を行う。その際、区画施設が未完成のため、幕を周圍にめぐらしてその代用とする。また、内裏において、五位以上の官人に對して元日節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年正月癸未朔（一日）条
恭仁宮 宮垣
内裏
癸未朔、天皇始御恭仁宮。受朝。宮垣未就、繞以帷帳。是日、宴五位已上於内裏。賜禄有差。

【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1 御恭仁宮―通常ならば「御大極殿」とあるべきところ。平城宮第一次大極殿の恭仁宮への移築が未完成であったことによる表現。具体的にどのような殿舎を用いたかは不詳。大極殿院以外に場所を求めるとすれば、節会と同じ内裏が最も可能性が高い。2 宮垣―朝賀の会場に関わる記述であるから、恭仁宮の大垣ではなく、朝賀の会場の周囲の区画施設のことであろう。3 内裏―恭仁宮の内裏。恭仁宮の大極殿院・朝堂院の北方には内裏相当の区画が二カ所あったことが明らかになっており、このうちより規模の大きい内裏東地区が聖武天皇の居所であったのではないかという説が出されている（橋本義則・小笠原好彦説）。

三一 一月十一日 恭仁京への遷都を伊勢神宮などに報告する。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年正月癸巳《十一日》条
 癸巳、遣_二使於伊勢大神宮及七道諸社、奉_レ幣。以_レ告_下遷_二新京_一之状也。
 【註】※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。

三二 一月十五日 恭仁宮が未完成であるため、大射を中止する。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年正月丁酉《十五日》条
 丁酉、(中略)停_二大射_一。
 【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。大射中止の理由は明記されていないが、恭仁宮が造営途上にあるためか。

三三 一月十六日 聖武天皇が大極殿に出御し、主典以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。

大極殿
 〔続日本紀〕卷十四天平十三年正月戊戌《十六日》条
 戊戌、御_二大極殿_一、賜_二宴百官主典已上_一。賜_レ禄有_レ差。
 【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1 大極殿—恭仁宮の大極殿。『続日本紀』天平十四年正月丁未朔条(史料三三)によると、天平十四年正月段階でも恭仁宮大極殿は未完成であり、本史料の時点で大極殿そのものの使用はあり得ない。なお、天皇が大極殿に出御して節宴を催す場合、宴の会場としては大極殿ではなく朝堂を用いることが多いが、本史料の場合は大極殿相当建物を会場とした可能性も考えられる。但し、大極殿を宴会の会場とするのは異例であり、本史料の大極殿は、大安殿の誤りの可能性もある(橋本義則説)。

三四 三月八日 小野東人を平城京の獄に拘禁する。

平城獄
 〔続日本紀〕卷十四天平十三年三月己丑《八日》条
 己丑、禁_二外從五位下小野朝臣東人_一、下_二平城獄_一。

三五 三月二十日 難波宮の樓閣や太政官院に、毎日百八羽の大鳥が飛来したことが報告される。

宮内殿上 樓閣
 太政官之庭

〔続日本紀〕卷十四天平十三年三月辛丑《二十日》条
 辛丑、撰津職言、自_二今月十四日_一始至_二二十八日_一、有_二鶴一百八_一、来_二集_二宮内殿上_一。或集_二樓閣之上_一、或止_二太政官之庭_一。毎日、辰時始来、未時散去。仍遣_レ使鎮謝焉。
 【註】※難波宮に関する記事であるが、便宜掲げる。1 樓閣—樓閣とする写本が多い。難波宮には樓閣建物があったことが知られる(『続日本紀』天平十六年三月戊寅条《史料三六》に「東西樓殿」がみえる)ので、高殿の意味のある「樓閣」が相応しいか。2 太政官之庭—太政官院、すなわち朝堂院の朝庭のことであろう。

三六 閏三月五日 聖武天皇が朝堂に臨み、叙位を行う。

臨朝
 〔続日本紀〕卷十四天平十三年閏三月乙卯《五日》条
 乙卯、天皇臨_レ朝。授_二從四位上大野朝臣東人從三位_一。從五位上大井王正五位下。從四位下巨勢朝臣奈豆麻呂從四位上。正五位上藤原朝臣仲麻呂、從五位上紀朝臣飯麻呂並從四位下。正五位下佐伯宿禰常人正五位上。從五位下大伴宿禰兄麻呂、從五位上阿倍朝臣虫麻呂並正五位下。正六位上多治比真人犢養・阿倍朝臣子嶋並從五位下。正六位上馬史比奈麻呂、外正六位上曾乃君多理志佐、外從七位上楯田勝麻呂、外正八位上額田部直広麻呂並外從五位下。
 【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。

三七 閏三月九日 平城宮の兵器を斐原宮に運ぶ。

平城宮 斐原宮
 〔続日本紀〕卷十四天平十三年閏三月己未《九日》条
 己未、遣_レ使運_二平城宮兵器於斐原宮_一。

三八 閏三月十五日 五位以上の官人の平城京居住を原則として禁止し、恭仁京への移住を促す。

平城宮留守
 〔続日本紀〕卷十四天平十三年閏三月乙丑《十五日》条
 乙丑、詔_二留守從三位大養徳国守大野朝臣東人・兵

平城
平城

部卿正四位下藤原朝臣豊成等一曰、自レ今以後、五位以上、不レ得レ任レ意住ニ於平城。如有ニ事故一、応ニ須退帰一、被レ賜ニ官符一、然後聽之。其見ニ在平城者、限ニ今日内一、悉皆催發。自余散ニ在所者、亦宜ニ急追一。

【註】1留守—平城宮留守。2今日内—今月内の誤りか。

三九 七月十日

元正太上天皇が恭仁宮に移る。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年七月戊午《十日》条

新宮

戊午、太上天皇移ニ御ニ新宮。天皇奉レ迎ニ河頭。

【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1新宮—恭仁宮のこと。恭仁宮の名称が正式に定められたのは、さらに四カ月後の十一月のことである（『続日本紀』天平十三年十一月戊申条（史料三七））。なお、恭仁宮大極殿院・朝堂院北方には二つの内裏相当施設があることが確認されており、西側の空間を元正太上天皇の居住施設とする説が出されている（橋本義則・小笠原好彦説）。なお、新宮を恭仁宮に新たに営まれた元正太上天皇の宮とする見方もある。

三〇 七月十三日

恭仁宮において、群臣に対して宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年七月辛酉《十三日》条

新宮

辛酉、宴ニ群臣于ニ新宮。奏ニ女楽・高麗楽。五位已上賜レ禄有レ差。（後略）

【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1新宮—恭仁宮のこと。具体的な場所は不詳。内裏、あるいは朝堂か。『続日本紀』七月戊午条（史料三九）にみえる新宮とともに、元正太上天皇の宮とする見解もある。

三一 八月二十八日

平城京の東西市を恭仁京に遷す。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年八月丙午《二十八日》条

平城二市 恭仁京

丙午、遷ニ平城二市於恭仁京。

【註】1平城二市—平城京の東西市。

三二 九月八日

恭仁京遷都により大赦を実施する。また、智努王と巨勢奈豆麻呂を造宮卿に任じる。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年九月乙卯《八日》条

京都

乙卯、勅、以ニ京都新遷一大ニ赦天下。天平十三年九月八日午時以前天下罪人、大辟已下。已發覺・未發覺、已結正・未結正、無レ問ニ輕重一、咸釈放却。其流人、未レ達ニ前所一、已達ニ前所一、及年滿已編付為ニ百姓一、亦咸釈放還。其在ニ流所一生子孫、父母已亡、無レ可ニ隨還一者、亦不レ限ニ年之遠近一、情ニ願還一、皆録レ名聞奏。但不レ願レ還者、恣聽之。又縁ニ逆人広繼一入レ罪者、咸從ニ原免一。又大養徳・伊賀・伊勢・美濃・近江・山背等國、供ニ奉行宮一之郡、勿レ收ニ今年之調一。以ニ正四位下智努王・正四位上、巨勢朝臣奈豆麻呂二人一為ニ造宮卿一。

造宮卿

【註】※恭仁宮・京造營に関わる記事であるが、便宜掲げる。1巨勢奈豆麻呂—天平勝宝五年三月に造宮卿見任のまま死去している（『続日本紀』同月辛未条）。

三三 九月九日

恭仁宮造營のために、大養徳・河内・撰津・山背四カ国の雇役民五千五百人を徴発する。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年九月丙辰《九日》条

造宮

丙辰、為レ供ニ造宮一、差ニ發大養徳・河内・撰津・山背四國役夫五千五百人。

【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。

三四 九月十二日

恭仁京の左右京を定め、宅地の班給を行う。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年九月己未《十二日》条

己未、遣ニ木工頭正四位下智努王・民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂・散位外從五位下高岳連河内・主税頭外從五位下文忌寸黒麻呂四人一、班ニ給京都百姓宅地一。從ニ賀世山西路一以レ東為ニ左京一、以レ西為ニ右京一。

京都
賀世山西路

左京 右京

【註】※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。

三三 九月三十日 聖武天皇の宇治・山科行幸にあたり、平城宮留守藤原豊成を召し、恭仁宮留守に任じる。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年九月丁丑《三十日》条

丁丑、行幸宇治及山科。五位已上、皆悉從駕。

奈良留守 追、奈良留守兵部卿正四位下藤原朝臣豊成、為留守。
恭仁宮留守

〔註〕1 奈良留守―平城宮留守。2 留守―恭仁宮留守。

三三 十月十六日 賀世山の東の川に架ける橋が完成する。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年十月癸巳《十六日》条

賀世山東河 癸巳、賀世山東河造橋。始自七月至今月乃成。召畿内及諸国優婆塞等役之。随成令得度。惣七百五人。

〔註〕※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。

三七 十一月二十一日 新宮の号を大養徳恭仁大宮と定める。

〔続日本紀〕卷十四天平十三年十一月戊辰《二十一日》条

朝庭 戊辰、右大臣橘宿祢諸兄奏、此間朝庭、以何名号、伝於万代。天皇勅曰、号为大養徳恭仁大宮也。

大養徳恭仁大宮 〔註〕※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。

天平十四年（七四二）

三三 一月一日 恭仁宮の大極殿が未完成であるため、仮に造営した四阿殿において、元日朝賀の儀式を行う。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年正月丁未朔《一日》条

大極殿 四阿殿 丁未朔、百官朝賀。為大極殿未成、權造四阿殿、於此受朝焉。石上・榎井両氏、始樹大楯槍。

〔註〕1 四阿殿―寄棟造の建物。入母屋造であるべき大極殿の建設（平城宮大極殿の移築）が間に合わなかったため、簡略な型式の寄棟造の建物を別に建て、代用としたのであろう。

三三 一月七日 聖武天皇が城北の苑に行幸し、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。恭仁宮造営にあたる造宮卿智努王を褒賞する。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年正月癸丑《七日》条

城北苑 造宮卿 癸丑、天皇幸城北苑、宴五位已上。賜禄有差。特資造宮卿正四位下智努王東繩六十疋、綿三百屯。以勤造宮殿也。外從五位下巨勢朝臣塚麻呂、上毛野朝臣今具麻呂並授從五位下。

〔註〕※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。

三三 一月十六日 聖武天皇が大安殿に出御し、群臣に対して踏歌節の宴会を催し、またそれ以外の官人に対しても宴会を催す。さらに恭仁宮域に住んでいた二十人に位階を与え、恭仁京城に住んでいた者に物を支給する。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年正月壬戌《十六日》条

大安殿 大宮 都 壬戌、天皇御大安殿、宴群臣。酒酣奏五節田舞。訖更令少年・童女踏歌。又賜宴天下有位人并諸司史生。於是、六位以下人等鼓琴歌曰、新年始迓。何久志社。供奉良米。万代摩提丹。宴訖賜禄有差。又賜家入大宮百姓廿人爵一級上。入都内者、无問男女並賚物。

〔註〕※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1 大安殿―恭仁宮内裏の正殿か。その他の官人たちの宴会の場は朝堂か。2 群臣―「六位以下人」に対して、五位以上の官人をいうか。

〔参考〕本史料は、『年中行事抄』正月 十六日節会事、及び『年中行事秘抄』正月 踏歌、にもみえる。

三三 二月一日 聖武天皇が皇后宮に行幸し、群臣に対して宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年二月丙子朔《一日》条

皇后宮 丙子朔、幸皇后宮、宴群臣。天皇歛甚。授正四位上巨勢朝臣奈弓麻呂從三位。從五位上坂上忌寸大養正五位下。正八位上具大養宿祢八重外從五位下。

宴訖賜_レ禄有_レ差。

【註】※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。1 皇后宮―恭仁京内にあつた光明皇后の皇后宮。「幸」とあることからみて、恭仁宮においても光明皇后の宮は宮外にあつた。

三三 二月五日 遷都により恭仁宮が未完成であるため、新羅使を大宰府において饗応し帰国させる。また、この日、恭仁京から近江国甲賀郡への道が開通する。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年二月庚辰《五日》条

新京 宮室

庚辰、詔、以_二新京草創宮室未_レ成。便令_下右大弁紀朝臣飯麻呂等饗_中金欽英等於大宰上、自_レ彼放還。是日、始開_二恭仁京東北道_一、通_二近江国甲賀郡_一。

恭仁京東北道

三三 四月二十日 聖武天皇が皇后宮に行幸し、五位以上の官人に対して宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年四月甲午《二十日》条

皇后宮

甲午、天皇御_二皇后宮_一、宴_二五位以上_一。賜_レ禄有_レ差。授_二河内守從五位上大伴宿祢志備正五位下_一。皇后宮亮外從五位下中臣熊凝朝臣五百嶋從五位下。

【註】※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。1 皇后宮―恭仁京内にあつた光明皇后の皇后宮。

三三 八月五日 恭仁宮の大垣を造営した功績により、造宮録奏下嶋麻呂の位階を昇進させ、褒賞を行う。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年八月丁丑《五日》条

造宮録

丁丑、詔授_二造宮録正八位下秦下嶋麻呂從四位下_一、賜_二太秦公之姓、并錢一百貫、緇一百疋、布二百端、綿二百屯_一。以_レ築_二大宮垣_一也。

大宮垣

【註】※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。

三三 八月十一日 造宮卿智努王と造宮輔高岡河内らを造離宮司に任じる。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年八月癸未《十一日》条

紫香樂村

造宮卿 造宮輔

造離宮司

癸未、詔曰、朕、將_レ行_二幸近江国甲賀郡紫香樂村_一。即以_二造宮卿正四位下智努王、輔外從五位下高岡連河内等四人_一、為_二造離宮司_一。

三三 八月十二日 聖武天皇が石原宮に行幸する。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年八月甲申《十二日》条

石原宮

甲申、車駕幸_二石原宮_一。

三三 八月十三日 恭仁宮南面の大路西端と甕原宮の東とを結ぶ大橋を、国充てによつて造営する。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年八月乙酉《十三日》条

宮城 甕原宮

乙酉、宮城以南大路西頭与_二甕原宮以東_一之間、令_レ造_二大橋_一。令_下諸国司随_二国大小_一輸_中錢十貫以下、一貫以上上、充_二造_レ橋用度_一。

【註】※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。天平十三年十月完成の橋（史料三三）との関係は不詳。1 宮城―恭仁宮。

三三 八月二十七日 聖武天皇の紫香樂宮行幸にあたり、鈴鹿王・巨勢奈弓麻呂・紀飯麻呂を恭仁宮留守に、また大伴牛養と藤原仲麻呂を平城宮留守に任じる。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年八月己亥《二十七日》条

紫香樂宮

己亥、行_二幸紫香樂宮_一。以_二知太政官事正三位鈴鹿王・左大弁從三位巨勢朝臣奈弓麻呂・右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂_一、為_二留守_一。撰津大夫從四位下大伴宿祢牛養・民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂為_二平城留守_一。即日、車駕至_二紫香樂宮_一。

恭仁宮留守

平城宮留守

紫香樂宮

【註】1 留守―恭仁宮留守。

三三 九月十二日 大風雨により、恭仁宮の殿舎や塀、及び民家が倒壊する。

〔続日本紀〕卷十四天平十四年九月癸丑《十二日》条

宮中 屋牆

癸丑、大風雨。壞^二宮中屋牆及百姓廬舍^一。

【註】※恭仁宮・京の記事であるが、便宜掲げる。1宮中―広く造営中の恭仁宮を指すか。

二〇 十月十二日 塩焼王と女孺四人を平城京の獄に拘禁する。

平城獄

〔続日本紀〕卷十四天平十四年十月癸未《十二日》条
癸未、禁^二從四位下塩焼王并女孺四人^一、下^二平城獄^一。

二一 十二月二十九日 聖武天皇の紫香樂宮行幸にあたり、鈴鹿王・巨勢奈弓麻呂・紀飯麻呂・藤原仲麻呂の四人を留守に任じる。

紫香樂宮

留守

〔続日本紀〕卷十四天平十四年十二月庚子《二十九日》条
庚子、行^二幸紫香樂宮^一。知太政官事正三位鈴鹿王・左大弁從三位巨勢朝臣奈弓麻呂・右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂・民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂等四人為^二留守^一。

【註】1留守―八月の紫香樂宮行幸の際を参照すると、恭仁宮留守と平城宮留守を一括して記したもののか

二二 天平十五年（七四三）

二三 一月三日 聖武天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。

大極殿

〔続日本紀〕卷十五天平十五年正月癸卯《三日》条
1癸卯、天皇御^二大極殿^一。百官朝賀。

【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1癸卯―岩波新日本古典文学大系『続日本紀』は、二日にあてる。しかし、以下に述べるように、三日が正しいか。天平十四年十二月と天平十五年正月は、現実には復原暦と月の大小が逆であった可能性が高い（岡田芳朗説。復原暦は十二月小正月大、実際は十二月大正月小）。岩波新日本古典文学大系『続日本紀』は、『続日本紀』の干支を実際に行われた暦日に当てはめて辛丑朔を十二月三十日、壬寅を一日、癸卯を二日、丁未を六

二四 一月七日 聖武天皇が大安殿に出御し、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

大安殿

日……とする。しかし、年末の事実を年始にかけるというのもよくよくのことで、『続日本紀』編纂の際に復原暦によって日付を干支に換算した結果とみれば、採るべきは『続日本紀』の干支ではなく、むしろ復原暦においてその干支に相当させられたところの日付であろう。すなわち、元日朝賀は実際には三日甲辰に行われたが、復原暦によつて癸卯に当てられたと解される。2大極殿―恭仁宮の大極殿。平城宮の第一次大極殿を移築したもの。前年の元日朝賀の際には大極殿は未完成で、この年十二月にも「其功纔畢」とある（史料二五）が、この天平十五年の元日朝賀の記事は、恭仁宮大極殿の移築完成を示すか。なお、聖武天皇は、前年末の十二月二十九日に紫香樂宮に行幸し、元旦を紫香樂宮で迎えた後、二日に恭仁宮に還御している（『続日本紀』天平十五年正月壬寅条）。

〔続日本紀〕卷十五天平十五年正月丁未《七日》条
丁未、天皇御^二大安殿^一、宴^二五位已上^一。賜^二祿有^レ差^一。
【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。日付については史料二二註1参照。1大安殿―恭仁宮内裏の正殿か。

二五 一月十二日 聖武天皇が石原宮の楼に出御し、官人や位階をもつ人々に対して宴会を催す。

石原宮楼 城

〔続日本紀〕卷十五天平十五年正月壬子《十二日》条
壬子、御^二石原宮楼^一、（在^二城東北^一）。賜^二饗於百官及有位人等^一。有^レ勅賜^レ琴。任^二其彈^レ歌五位已上、賜^二摺衣^一。六位已下祿各有^レ差。

【註】※恭仁宮（石原宮）の記事であるが便宜掲げる。日付については史料二二註1参照。1石原宮楼―分註によると、恭仁宮の北東に所在した離宮。天平十四年八月と同十五年七月にも聖武天皇が赴いた記事がある（『続日本紀』天平十四年八月甲申条〈史料二六〉。同十五年七月庚子条〈史料二七〉）が、前者には「幸」とあつて、恭仁宮外に位置したらしい。

あるいは、城北苑〔『続日本紀』天平十四年正月癸丑条（史料三）〕と同じものか。2城―恭仁京。

二聖 四月三日 聖武天皇の紫香樂宮行幸にあたり、橘諸兄・巨勢奈弓麻呂・紀飯麻呂を恭仁宮留守に、また多治比木人を平城宮留守に任じる。

〔続日本紀〕卷十五天平十五年四月壬申《三日》条
壬申、行幸紫香樂。以右大臣正二位橘宿祢諸兄

・左大弁從三位巨勢朝臣奈弓麻呂・右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂為留守。遣宮内少輔從五位下多治比真人木人為平城宮留守。

〔註〕1 留守―恭仁宮留守。

二聖 五月五日 内裏において、群臣に対して五月五日節の宴会を催し、叙位を行う。この時聖武天皇は、皇太子阿倍内親王に五節舞を舞わせて元正太上天皇に見せ、群臣に君臣秩序の理を示す。

〔続日本紀〕卷十五天平十五年五月癸卯《五日》条
癸卯、宴群臣於内裏。皇太子親舞五節。右大臣

橘宿祢諸兄奉詔、奏太上天皇曰、天皇大命（尔）坐（西）奏賜（久）、掛（母）畏（伎）飛鳥淨御原宮（尔）大八洲所知（志）聖（乃）天皇命、天下（乎）治賜（比）平賜（比氏）所思坐（久）、上下（乎）

齊（倍）和（氣弓）无動（久）静（加尔）令有（尔）波、礼（等）樂（等）二（都）並（弓志）平（久）長（久）可有（等）随神（母）所思坐（弓）、此（乃）舞（乎）始賜（比）造賜（比伎等）聞食（弓）、与（天地）共（尔）絶事無（久）、弥繼（尔）受賜（波利）行（牟）物（等之弓）、皇太子、斯王（尔）学（志）頂令（荷）我皇天皇大前（尔）貢事（乎）奏。

於（是）太上天皇詔報曰、現神御大八洲我子天皇（乃）掛（母）畏（伎）天皇朝庭（乃）始賜（比）造賜（幣留）国宝（等之弓）、此王（乎）令（供奉）賜（波）、天下（尔）立賜（比）行賜（部流）法（波）可（絶）伎

天皇朝庭

事（波）無（久）有（家利止）見聞喜侍（止）奏賜（等）詔大命（乎）奏。又今日行賜（布）態（乎）見行（波）、直遊（止乃味尔波）不在（之弓）、天下人（尔）君臣祖子（乃）理（乎）教賜（比）趣賜（布止尔）有（良志止奈母）所思（須）是以、教賜（比）趣賜（比奈何良）受被賜持（弓）、不忘（失可）有（伎）表（等之弓）、二人（乎）治賜（波奈止那毛）所思行（須等）奏賜（止）詔大命（乎）奏賜（波久止）奏。因御製歌曰、蘇良美都 夜麻止乃久尔波 可未可良斯 多布度久安流羅之 許能末比美例波。又歌曰、阿麻豆可未 美麻乃弥已止乃登理母知弓 許能等与美岐遠 伊可多弓末都流。又歌曰、夜須美斯志 和已於保支美波 多比良氣久那何久伊末之弓 等与美岐麻都流。右大臣橘宿祢諸兄宣詔曰、天皇大命（良麻等）勅（久）、今日行賜（比）供奉賜態（尔）依而、御世御世当（弓）供奉（礼留）親王等大臣等（乃）子等（乎）始而、可治賜（伎）二人等選給（比）治給（布）是以、汝等（母）今日詔大命（乃期等）君臣祖子（乃）理（遠）忘事無（久）、繼坐（牟）天皇御世御世（尔）明淨心（乎）以而、祖名（乎）戴持而、天地与（尔）長（久）遠（久）仕奉（礼等之弓）、冠位上賜（比）治賜（布等）勅大命衆聞食宣。又皇太子宮（乃）官人（尔）冠一階上賜（布）此中博士（等）任賜（部留）下道朝臣真備（尔波）冠二階上賜（比）治賜（波久等）勅天皇大命衆聞食宣。授右大臣正二位橘宿祢諸兄從一位。正三位鈴鹿王從二位。正四位下藤原朝臣豊成從三位。從四位上栗栖王・春日王並正四位下。從四位下船王從四位上。無位阿刀王・御室王並從四位下。從五位上矢釣王正五位下。无位高丘王・林王・市原王並從五位下。從四位下大伴宿祢牛養・石上朝臣乙磨・藤原朝臣仲麻呂並從四位上。正五位上多治比真人広足・佐伯宿祢常人、正五位下下道朝臣真

備並從四位下。正五位下多治比真人占部・石川朝臣加美、從五位上藤原朝臣八束・橘宿祢奈良麻呂、正五位下阿倍朝臣虫麻呂・佐伯宿祢清麻呂・坂上忌寸犬養並正五位上。從五位上阿倍朝臣佐美麻呂、從五位下藤原朝臣清河、從五位上紀朝臣清人・石川朝臣年足・背奈王福信並正五位下。從五位下大伴宿祢稻君・百濟王孝忠・佐味朝臣虫麻呂・巨勢朝臣堺麻呂・佐伯宿祢稻麻呂並從五位上。外從五位下県犬養宿祢大國、正六位上大伴宿祢駿河麻呂、從六位上大原真人麻呂、正六位上中臣朝臣清麻呂・佐伯宿祢毛人並從五位下。從六位下下毛野朝臣稻麻呂、正六位上高橋朝臣国足・鴨朝臣角足・秦井手乙麻呂・紀朝臣小楫・若犬養宿祢東人・井上忌寸麻呂並外從五位下。既而、以右大臣從一位橘宿祢諸兄一拜左大臣。兵部卿從三位藤原朝臣豊成・左大弁從三位巨勢朝臣奈豆麻呂為中納言。從四位上藤原朝臣仲麻呂、從四位下紀朝臣麻路為參議。

【註】※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。この日の五節舞献上には、女性の皇太子阿倍内親王が正当な後継者であることを再確認させるねらいがあったと考えられる。なお、本史料は、『年中行事秘抄』五月 書司供菖蒲事、及び『同』十一月 五節舞事にも抄出されている。但し、太上天皇（元正）を前者は「浄足姫天皇」、後者は「上皇（浄足姫天皇也）」とする。1 内裏―史料三〇註3参照。

二〇 七月三日 聖武天皇が石原宮に出御し、隼人に対して宴会を催し、叙位を行う。

石原宮

〔続日本紀〕卷十五天平十五年七月庚子《三日》条
庚子、天皇御石原宮、賜饗於隼人等。授正五位上佐伯宿祢清麻呂從四位下。外從五位下葛井連広成從五位下。外從五位下曾乃君多利志佐外正五位上。外正六位上前君平佐外從五位下。外從五位上佐須岐君夜麻等久々壳外正五位下。

二一 七月二十六日 聖武天皇の紫香樂宮に行幸にあたり、橘諸兄・鈴鹿王・巨勢奈豆麻呂を恭仁宮留守に任じる。

紫香樂宮
恭仁宮留守

〔続日本紀〕卷十五天平十五年七月癸亥《二十六日》条
癸亥、行幸紫香樂宮。以左大臣橘宿祢諸兄・知太政官事鈴鹿王・中納言巨勢朝臣奈豆麻呂、為留守。
【註】※恭仁宮と紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。1 留守―恭仁宮留守。

二二 八月一日 聖武天皇が鴨川に行幸する。

〔続日本紀〕卷十五天平十五年八月丁卯朔《一日》条
丁卯朔、幸鴨川。改名為宮川也。
【註】※紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。1 宮川―紫香樂宮に基づく命名であろう。

二三 十月十六日 東海・東山・北陸三道の調庸を紫香樂宮に納めさせることとする。

紫香樂宮

〔続日本紀〕卷十五天平十五年十月壬午《十六日》条
壬午、東海・東山・北陸三道廿五国、今年調庸等物、皆令貢於紫香樂宮。
【註】※紫香樂宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。

二四 十月十九日 聖武天皇が紫香樂宮に行幸し、廬舎那仏を造立するための寺地を開く。

紫香樂宮

〔続日本紀〕卷十五天平十五年十月乙酉《十九日》条
乙酉、皇帝御紫香樂宮。為奉造廬舎那仏像、始開寺地。於是、行基法師、率弟子等、勸誘衆庶。
【註】※紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。

二五 十一月二日 聖武天皇が紫香樂宮から恭仁宮に戻る。

恭仁宮 紫香樂

〔続日本紀〕卷十五天平十五年十一月丁酉〔二日〕条
丁酉、天皇還^ニ恭仁宮^一。車駕留^ニ連紫香樂^一、凡四月
焉。

〔註〕※紫香樂宮と恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。

三三 十一月十三日 内裏において、群臣に対して宴会を催す。

内裏

〔続日本紀〕卷十五天平十五年十一月戊申〔十三日〕条
戊申、宴^ニ群臣於^レ内裏^一。外從五位上倭武助授^ニ從五
位下^一。五位已上賜^レ祿有^レ差。

〔註〕※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1内裏―史料
三〇註3参照。

三四 十二月二十四日 平城宮の武器を恭仁宮に移す。

平城 恭仁宮

〔続日本紀〕卷十五天平十五年十二月己丑〔二十四日〕条
己丑、始運^ニ平城器仗^一、収^ニ置於^レ恭仁宮^一。

三五 十二月二十六日 平城宮の大極殿と回廊を移築して恭仁宮の造
営を開始してから四年経つが、経費がかさむ上にさらに紫香樂
宮の造営を開始したため、恭仁宮の造営を中止する。

平城大極殿并歩廊

恭仁宮

紫香樂宮 恭仁宮

〔続日本紀〕卷十五天平十五年十二月辛卯〔二十六日〕条
辛卯、(中略)初壞^ニ平城大極殿并歩廊^一、遷^ニ造於^レ恭
仁宮^一四年。於^レ茲、其功纔畢矣。用度所^レ費、不^レ可^ニ
勝計^一。至^レ是、更造^ニ紫香樂宮^一。仍停^ニ恭仁宮造作^一
焉。

〔註〕※本史料は、内容的にみて、十二月にかかる記事では
なく、「是年」として天平十五年にかけられるべきものである。
恭仁宮の大極殿が平城宮の大極殿を移築したものであること
は、考古学的にも実証されている。但し、回廊については、
少なくとも南面回廊が移築されなかったことは、東樓の柱抜
取穴から天平勝宝五年、西樓の柱抜取穴から天平勝宝四年の
年紀のある木簡が出土していることから明らかである(史料
三一)。

天平十六年(七四四)

三六 一月一日 元日朝賀を中止し、朝堂において五位以上の官人に
対する元日節の宴会のみを催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷十五天平十六年正月丙申朔〔一日〕条
丙申朔、^一廢^レ朝。饗^ニ五位已上於^レ朝堂^一。
〔註〕※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1廢朝―その
理由は不詳。

三七 閏一月一日 朝堂に官人を集め、恭仁京と難波京のいずれを都
とすべきかを問う。

朝堂 恭仁・
難波二京 都

恭仁京

難波京

〔続日本紀〕卷十五天平十六年閏正月乙丑朔〔一日〕条
乙丑朔、詔、喚^ニ会百官於^レ朝堂^一、問曰、恭仁・難波
二京、何定為^レ都。各言^ニ其志^一。於^レ是、陳^ニ恭仁京便
宜^一者、五位已上廿四人、六位已下百五十七人。陳^ニ
難波京便宜^一者、五位已上廿三人、六位已下一百卅人。
〔註〕※恭仁京・難波京に関わる記事であるが、便宜掲げる。

三八 閏一月四日 恭仁京の市に巨勢奈豆麻呂と藤原仲麻呂を派遣
し、市人に恭仁京と難波京のいずれを都とすべきかを問う。

京 市人 恭仁
都 難波 平城

〔続日本紀〕卷十五天平十六年閏正月戊辰〔四日〕条
戊辰、遣^ニ從三位巨勢朝臣奈豆麻呂・從四位上藤原朝
臣仲麻呂^一、就^レ市問^ニ定^レ京之事^一。市人皆願^下以^ニ恭仁
京^一為^レ都。但有^下願^ニ難波^一者一人、願^ニ平城^一者一人上。

三九 閏一月九日 恭仁京における寺院や民家の造営の継続を京職に
指示する。

京職

〔続日本紀〕卷十五天平十六年閏正月癸酉〔九日〕条
癸酉、更仰^ニ京職^一、令^ニ諸寺・百姓皆作^ニ舍宅^一。
〔註〕※恭仁京の記事であるが、便宜掲げる。恭仁京内にも
寺院が造営されつつあったことがわかる。

二六 閏一月十一日 聖武天皇の難波宮行幸にあたり、鈴鹿王と藤原仲麻呂を恭仁宮留守に任じる。

難波宮
恭仁宮留守
桜井頓宮
鹿王・民部卿從四位上藤原朝臣仲麻呂^一為^二留守^一。
是日、安積親王、縁^二脚病^一從^二桜井頓宮^一還。
【註】※恭仁宮・難波宮の記事であるが、便宜掲げる。1 留守—恭仁宮留守。

二七 二月二日 恭仁宮の留守官が保管している駅鈴・内印・外印を難波宮に取り寄せる。また、諸司と朝集使を難波宮に召す。

恭仁宮
難波宮
乙未、遣^二少納言從五位上茨田王于恭仁宮^一、取^二駅鈴・内外印^一。又追^二諸司及朝集使等於難波宮^一。
【註】※恭仁宮・難波宮の記事であるが、便宜掲げる。

二八 二月三日 巨勢奈弓麻呂が駅鈴・内印・外印を難波宮に持参する。また、恭仁宮留守と平城宮留守を任じる。

難波宮
恭仁宮留守
平城宮留守
丙申、中納言從三位巨勢朝臣奈弓麻呂、持^二留守官所^一給^二鈴印^一、詣^二難波宮^一。以^二知太政官事從二位鈴鹿王・木工頭從五位上小田王・兵部卿從四位上大伴宿禰牛養・大藏卿從四位下大原真人桜井、大輔正五位上穗積朝臣老五人^一、為^二恭仁宮留守^一。治部大輔正五位下紀朝臣清人・左京亮外從五位下巨勢朝臣嶋村二人、為^二平城宮留守^一。

二九 二月二十一日 恭仁宮の高御座と大楯、及び兵庫の武器を難波宮に移す。

恭仁宮 高御座
難波宮 兵庫
甲寅、運^二恭仁宮高御座并大楯於難波宮^一。又遣^二使取^二水路^一運^二漕兵庫器仗^一。
【註】※恭仁宮・難波宮の記事であるが、便宜掲げる。

三〇 二月二十二日 恭仁京から難波への人々の移住を認める。

恭仁京 難波宮
乙卯、恭仁京百姓情^一願遷^二難波宮^一者、恣聽之。
【註】※恭仁・難波に関わる記事であるが、便宜掲げる。

三一 二月二十五日 聖武天皇が三嶋路經由で紫香樂宮に行幸する。元正太上天皇と橘諸兄は難波宮に残る。

紫香樂宮
難波宮
戊午、取^二三嶋路^一、行^二幸紫香樂宮^一。太上天皇及左大臣橘宿禰諸兄、留在^二難波宮^一焉。
【註】※難波宮・紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。

三二 二月二十七日 難波遷都を宣言し、京戸の人々の各京間の自由な往来を認める。

難波宮 皇都
庚申、左大臣宣^レ勅云、今以^二難波宮^一定為^二皇都^一。宜^レ知^二此状^一、京戸百姓任^レ意^一往来^上。
【註】※難波宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。1 往来—単なる交通上の行き来だけではなく、居住地を選択する自由を含むか。

三三 三月十一日 難波宮の中門と外門に大楯槍を立てる。

難波宮中外門
甲戌、石上・榎井二氏、樹^二大楯槍於難波宮中外門^一。
【註】※難波宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。

三四 三月十四日 金光明寺の大般若経を紫香樂宮に運んで安殿に収め、僧二百人を呼んで転読を行う。

金光明寺
紫香樂宮
朱雀門 宮中
安殿
丁丑、運^二金光明寺大般若経^一致^二紫香樂宮^一。比^レ至^二朱雀門^一、雑樂迎奏、官人迎礼、引導入^二宮中^一奉^レ置^二安殿^一。請^二僧二百^一、転読一日。
【註】※紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。1 朱雀門—

紫香樂宮の朱雀門。2 安殿―紫香樂宮の正殿か。朱雀門から朝堂院を経て、官人の居並ぶ中を南北の動線をたどって搬入されたと考えられる。なお、国史大系本は『日本紀略』同日条が「大安殿」に作るのに従って、「大」を補っている。『統日本紀』の写本には本条を「大安殿」に作るものはないようであるが、紫香樂宮に大安殿が存在したのもまた確実であり（『統日本紀』天平十七年正月乙丑条〈史料三〇七〉）、実態としては同じ建物を指す可能性が高い。

二六 三月十五日 難波宮の東西の樓殿において、僧三百人を呼び、大般若經の転読を行う。

難波宮東西樓殿
〔統日本紀〕卷十五天平十六年三月戊寅《十五日》条
戊寅、難波宮東西樓殿、請僧三百人、令讀大般若經。

〔註〕※難波宮の記事であるが、便宜掲げる。『統日本紀』天平十三年三月辛丑条（史料三〇三）にみえる「樓閣」も、「樓閣」とする写本が多く、あるいは同一の樓閣建物を指すか。

二七 四月十三日 紫香樂宮の西北の山で火災が起きる。

紫香樂宮 城
〔統日本紀〕卷十五天平十六年四月丙午《十三日》条
丙午、紫香樂宮西北山火。城下男女数千人、皆趣伐山。然後火滅。天皇嘉之、賜布人一端。

〔註〕※紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。

二八 四月十六日 金光明寺写經所が、大般若經三百巻を西宮に貸し出す。

西宮
〔正倉院文書〕続々修第四帙第二十卷第三紙
〔西宮奉請大般若經本三百巻（自初至卅帙。帙卅枚）大般若寺經者黄紙黄表朱漆軸綺緒竹帙紫緑紫帶緋裏
付使舍人鳥取真山「以六月十七日返納 知古万呂」
天平十六年四月十六日知葛野古万呂
令史小野朝臣 田辺史当成
（後略）

〔註〕※本史料は、大般若經本奉請文の冒頭部分。天平十六年四月から天平十九年正月にかけての大般若經の貸し出し控えとして作成された帳簿。西宮への貸し出しとの明記はないが、掲出部分の後にも一連の大般若經の貸し出し控えの記載が続く。1 西宮―東宮・西宮の併存が確認できる大仏開眼会の史料（史料三〇三）から八年遡る。しかも、この時聖武天皇は紫香樂におり（都は難波）、平城宮の内裏は御在所としては機能していなかった。従って、本史料の西宮が平城宮の施設を指すのかどうかは、俄には決めがたい。

〔参考〕本史料は、『大日本古文書』編年文書巻八、四五八頁に収められている。

二九 四月二十三日 紫香樂宮造営のために、総額一千貫の公廩錢を各官司に分配する。

紫香樂宮
〔統日本紀〕卷十五天平十六年四月丙辰《二十三日》条
丙辰、以下始營紫香樂宮、百官未成、司別給公廩錢惣一千貫。交関取息、永充公用、不得損失其本。每年限十一月、細録本利用狀、令申太政官。

〔註〕※紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。

三〇 十一月十四日 元正太上天皇が、難波宮を發ち甲賀宮に行幸する。

甲賀宮
〔統日本紀〕卷十五天平十六年十一月癸酉《十四日》条
癸酉、太上天皇幸甲賀宮。

〔註〕1 甲賀宮―紫香樂宮のこと。紫香樂宮は、天平十六年後半頃、甲賀寺と一体となった仏都の名称として、寺名の「甲賀」を宮の正式名称とするようになったと考えられる（橋本義則説）。本史料は、『統日本紀』における甲賀宮の初見史料。

三一 十一月十七日 元正太上天皇が、難波宮から甲賀宮に到着する。

難波
〔統日本紀〕卷十五天平十六年十一月丙子《十七日》条
丙子、太上天皇自難波一至。

十二月八日 金鍾寺と朱雀路において、燃灯供養を行う。

金鍾寺 朱雀路

〔続日本紀〕卷十五天平十六年十二月丙申《八日》条
丙申、度二百人。此夜於金鍾寺及朱雀路燃灯一万坏。

〔註〕1 金鍾寺―東大寺の前身となった寺院。金光明寺。2 朱雀路―東大寺から南に延びる道路とされる（堀池春峰説）が、平城京の朱雀大路の可能性もある。また、紫香樂宮から南に延びる道路と甲賀寺を指す可能性も考慮すべきか。

天平十七年（七四五）

一月一日 紫香樂宮の大垣が未完成のため帷帳をめぐらして代

用し、大伴牛養と佐伯常人に大楯槍を建てさせる。元日朝賀の儀式を中止し、御在所において五位以上の官人に対する元日節の宴会のみを催す。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年正月己未朔《一日》条

己未朔、廢朝。乍遷新宮、伐山開地、以造宮

室。垣墻未成、繞以帷帳。令兵部卿從四位上大

伴宿祢牛養・衛門督從四位下佐伯宿祢常人、樹大楯

槍。〔石上・榎井二氏、倉卒不及追集。故令二人

人為之。〕是日、宴五位已上於御在所。賜祿

有差。

〔註〕※紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。1 樹大楯槍

―紫香樂宮に正式に遷都したことを示す。2 御在所―紫香樂

宮の内裏をいう。

朝堂

一月七日 聖武天皇が大安殿に出御し、五位以上の官人に対し

て白馬節の宴会を催し、叙位を行う。また、朝堂において、その他の主典以上の官人に対して宴会を催す。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年正月乙丑《七日》条

乙丑、天皇御大安殿、宴五位已上。詔、授從

四月一日

紫香樂宮の市の西の山で火災が起きる。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年四月戊子朔《一日》条

四位上大伴宿祢牛養從三位。從五位下阿貴王從五位上。无位依羅王從五位下。從四位上藤原朝臣仲麻呂正四位上。正五位下阿倍朝臣沙弥麻呂・藤原朝臣清河並正五位上。從五位上石川朝臣麻呂・紀朝臣宇美並正五位下。從五位下三国真人広庭・多治比真人屋主・藤原朝臣許勢麻呂並從五位上。外從五位下紀朝臣広名・紀朝臣男楫、正六位上石川朝臣名人・県犬養宿祢須奈保・大伴宿祢古麻呂・大伴宿祢家持並從五位下。外從五位上宗形朝臣赤麻呂外正五位上。外從五位下巨勢斐多朝臣嶋村・高丘連河内並外從五位上。正六位上路真人野上・粟田朝臣堅石・大伴宿祢名負・太朝臣徳足・鴨朝臣石角・布勢朝臣多祢・難福子・田辺史高額・檜原造東人並外從五位下。又授无位衣縫女王・石川女王・秦女王並從四位下。无位久米女王・氷上女王・岡田女王・巨勢女王並從五位下。外從五位上佐味朝臣稻敷、外從五位下県犬養宿祢八重、无位中臣朝臣真敷並從五位下。外從五位上尾張宿祢小倉・黄文連許志・朝倉君時・小槻山君広虫並外正五位下。无位中臣小殿連真庭、外從五位下箭集宿祢堅石並外從五位上。正六位上槻本連若子、正六位下熊野直広浜・粟凡直若子・若湯坐宿祢継女・氣太十千代・飯高君笠目、无位大石村主広嶋・古仁染思・上部真善・忍海連伊加虫・古仁虫名・栗栖史多祢女・茨田宿祢弓束並外從五位下。宴訖賜祿有差。百官主典已上於朝堂賜饗。祿亦有差。

〔註〕※紫香樂宮の記事であるが、便宜掲げる。1 大安殿―

紫香樂宮の正殿か。2 朝堂―信楽町の宮町遺跡の調査で、桁

行き二〇間を越える長大な南北棟の存在が明らかになってお

り、朝堂に比定されている。平城宮でいうと西池宮推定地に

類似した東西各一棟ずつの長大な脇殿をもつ配置をとる。

市 戊子朔、市西山火。

〔註〕※紫香樂宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。

二五 四月三日 甲賀寺の東の山で火災が起きる。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年四月庚寅《三日》条

甲賀寺 庚寅、¹寺東山火。

〔註〕※紫香樂宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。1寺

—甲賀寺

二六 四月十一日 紫香樂宮の東の山で火災が起き、人々がこれを避けるために財物を川辺に埋める。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年四月戊戌《十一日》条

宮城 都下

戊戌、宮城東山火。連日不_レ滅。於_レ是、都下男女競

往、臨_レ川埋_レ物焉。天皇備_レ駕、欲_レ幸_二大丘野_一。

〔註〕※紫香樂宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。この

時の火災は、四月十三日になって雨によって漸く鎮火してい

る〔続日本紀〕天平十七年四月庚子条〕。

二七 五月二日 太政官が諸司の官人を呼び、どこを都とすべきかの意見を聞くと、みな平城を都とするよう答える。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月己未《二日》条

己未、地震。(中略)是日、太政官召_二諸司官人等_一、

問_下以_二何処_一為_レ京。皆言、可_レ都_二平城_一。

京都 平城

二八 五月三日 造宮輔秦嶋麻呂を派遣して恭仁宮を清掃する。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月庚申《三日》条

庚申、地震。遣_二造宮輔_一從四位下秦公嶋麻呂、令

造宮輔 恭仁宮

掃_二除恭仁宮_一。

〔註〕※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。1造宮輔從四

位下秦公嶋麻呂—もと造宮録。恭仁宮大垣造宮の功により破

格の昇進にあずかり(史料三三)、その後輔に昇進したのか。

二九 五月四日 平城京の薬師寺に四大寺の僧を集め、どこを都とす

べきかの意見を聞くと、みな平城を都とするよう答える。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月辛酉《四日》条

平城薬師寺

辛酉、地震。遣_二大膳大夫正四位下栗栖王_一於平城薬師

寺、請_二集_一四大寺衆僧、問_下以_二何処_一為_レ京。僉

曰、可_下以_二平城_一為_レ都。

〔註〕1四大寺—大安寺・薬師寺・元興寺・興福寺の四力寺。

三〇 五月五日 聖武天皇が恭仁宮に向けて出発し、紀麻路を甲賀宮留守に任じる。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月壬戌《五日》条

恭仁宮

壬戌、地震。日夜不_レ止。是日、車駕還_二恭仁宮_一。

甲賀宮留守

以_二参議從四位下紀朝臣麻路_一為_二甲賀宮留守_一。

〔註〕※恭仁宮と甲賀宮の記事であるが、便宜掲げる。

三一 五月六日 聖武天皇が恭仁宮に到着する。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月癸亥《六日》条

癸亥、地震。車駕到_二恭仁京泉橋_一。于_レ時、百姓遙

望_二車駕_一、拜_二謁道左_一、共称_二万歳_一。是日、到_二恭

仁宮_一。

〔註〕※恭仁宮の記事であるが、便宜掲げる。

三二 五月七日 右大弁紀飯麻呂を派遣して平城宮を清掃する。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月甲子《七日》条

甲子、地震。遣_二右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂_一、

掃_二除平城宮_一。時、諸寺衆僧率_二淨人・童子等_一、争

来会集。百姓亦尽出、里无_二居人_一。以_二時_一當_二農要_一、

慰勞而還。

三三 五月九日 近江国の人々を徴発し、甲賀宮周辺の山火事を鎮火

させる。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月丙寅《九日》条

丙寅、地震。發_二近江国民一千人_一、令_レ滅_二甲賀宮辺

山火_一。

甲賀宮

〔註〕※甲賀宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。

二六 五月十日 平城宮において、大般若經の転読を行う。また、この日、恭仁京の市人が相次いで平城に移る。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月丁卯《十日》条

平城宮 恭仁京 丁卯、地震。讀大般若經於平城宮^一。是日、恭仁京市人徙^二於平城^三。晝夜争行、相接无^レ絶。

二六 五月十一日 甲賀宮に諸司及び衛門府の衛士を派遣して、官物を接収する。また、この日、聖武天皇が平城に行幸して中宮院を御在所と定め、旧皇后宮を宮寺とする。諸司とその官人たちも平城宮の本司に戻る。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月戊辰《十一日》条

甲賀宮 平城 中宮院御在所 旧皇后宮宮寺 本曹 戊辰、奉幣帛於諸陵^一。是時、甲賀宮空而无^レ人。盜賊充斥、火亦未^レ滅。仍遣^二諸司及衛門衛士等^三、令^レ收^二官物^一。是日、行^二幸平城^一、以^二中宮院^三為御在所^一、旧皇后宮為^二宮寺^一也。諸司百官、各歸^二本曹^一。

〔註〕1 行幸平城—平城遷都のための移動であるが、あくまでも行幸という建前を貫いている。「平城」とあつて「平城京」のないのは、平城がこの時首都ではなかったことを意味するか。2 中宮院—東区（第二次）朝堂院の北の内裏を指すか。「御在所と為す」という表現を、本来天皇が「御在所」とすべきではないところを居所とする際のもとする橋本義則氏の見解もあるが、行幸という名目での平城への移動であるから、元の内裏への居住であつてもこう表現するのはむしろ当然であろう。3 旧皇后宮—光明皇后がもと住んでいた宮の意。後の法華寺。立后から恭仁遷都までの間の皇后宮は、旧長屋王邸の左京三条二坊一・二・七・八坪の地にあつたと考えられる。4 宮寺—中宮院を御在所とするの対句表現からすると、宮寺に改めたというよりは、むしろ彼の地を宮（皇后宮）とした点に主眼のある表現であろう。そうであるならば、「寺」とあるのはやや不審で、この時点で既に寺として

の實質を供えていたか、あるいは後に寺となつたことに基づく遡及表現であろう。5 本曹—旧皇后宮との対比からいうと、平城に首都機能がなくなつた段階でも、各官司がその本司を平城宮に残したまま活動していたことを暗示する表現か。

二七 五月十八日 松林苑の米倉において、聖武天皇自ら行幸に従つた人々に穀を賜う。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年五月乙亥《十八日》条

松林倉廩 乙亥、地震。天皇親臨^一、松林倉廩^一、賜^二陪從人等穀^一有^レ差。

〔註〕1 松林倉廩—平城宮北方の広大な苑地、松林苑にあつた米倉か。2 陪從人—平城遷都の行幸に従つた官人を指す。

二八 六月十四日 平城宮の宮門に大楯を立てる。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年六月庚子《十四日》条

宮門 庚子、(中略)是日、樹^二宮門之大楯^一。

〔註〕※一時的な行幸ではなく、正式な遷都を宣言するもの。

二九 八月十五日 大安殿において、無遮大会を行う。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年八月庚子《十五日》条

大安殿 庚子、設^二無遮大会於^一大安殿^一焉。

〔註〕1 大安殿—平城宮内裏の正殿、または東区（第二次）大極殿下層のこの地域の正殿とみられる掘立柱建物を指す。この時、当然第一次大極殿は恭仁宮に移築されて既くない。

三〇 八月二十八日 聖武天皇の難波宮に行幸にあたり、巨勢奈豆麻呂と藤原豊成を平城宮留守・恭仁宮留守に任じる。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年八月癸丑《二十八日》条

難波宮 留守 癸丑、行^二幸難波宮^一。以^二中納言從三位巨勢朝臣奈豆麻呂・藤原朝臣豊成^一為^二留守^一。

〔註〕1 留守—『続日本紀』天平十七年九月癸酉条（史料三〇）には、「平城・恭仁留守」とみえる。平城留守、恭仁留守を分掌したのか、二人とも平城・恭仁留守であるのかは不詳。

二五 九月十九日 聖武天皇の不予により、平城宮留守・恭仁宮留守に嚴重な警護を命じる。また、孫王を難波宮に召集し、平城宮から駅鈴と内印・外印を取り寄せる。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年九月癸酉〔十九日〕条

平城留守

癸酉、(中略)天皇不予。勅平城・恭仁留守、固

恭仁留守

守宮中。悉追孫王等、詣難波宮。遣使取平

宮中難波宮

城宮鈴印。又令京師・畿内諸寺及諸名山・淨処行

平城宮京師

薬師悔過之法。奉幣、祈禱賀茂・松尾等神社。

令諸国所鷹・鶴並以放去。度三千八百人出家。

〔註〕1平城・恭仁留守―八月に留守に任じられている巨勢

奈豆麻呂と藤原豊成のこと〔続日本紀〕天平十七年八月癸丑

条(史料二五)。

二五 九月二十三日 平城宮の中宮において、僧六百人を呼んで大般若經の転読を行う。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年九月丁丑〔二十三日〕条

平城中宮

丁丑、平城中宮、請僧六百人、令讀大般若經。

〔註〕※危篤状態を脱した聖武天皇の難波宮から平城宮への

帰還に先立つ災厄除去の意味をもつ行事か。1平城中宮―難

波行幸中のことであるので、あえて「平城」を冠している。

大般若經転読を行った具体的な場所は、内裏か東区(第二次)

大極殿下層の正殿かは俄には決めがたい。

二五 九月二十五日 聖武天皇が平城宮に向けて難波宮を発つ。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年九月己卯〔二十五日〕条

平城

己卯、車駕、還平城。是夕、宿宮池駅。

二五 九月二十六日 聖武天皇が平城宮に到着する。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年九月庚辰〔二十六日〕条

平城宮

庚辰、至平城宮。

二六 十一月十六日 内裏において、五位以上の官人に対して宴会を催す。

内裏

〔続日本紀〕卷十六天平十七年十一月己巳〔十六日〕条
己巳、宴五位已上於内裏。賜禄有差。但年七十

以上別加賜被。

〔註〕※新嘗祭の豊明節会の宴会か。

二六 十二月十五日 恭仁宮の兵器を接收し、平城宮に運ぶ。

〔続日本紀〕卷十六天平十七年十二月戊戌〔十五日〕条

恭仁宮 平城

戊戌、運恭仁宮兵器於平城。

天平十八年(七四六)

二七 一月一日 雪のため、元日朝賀の儀式を中止する

〔続日本紀〕卷十六天平十八年正月癸丑朔〔一日〕条

癸丑朔、廢朝。

〔註〕※廢朝の理由は見えないが、この年正月に大雪の降つ

たことが萬葉集から知られ(史料二七)、特に三九二六に「新

しき年の初めに」とあることからみて、元旦のことである可

能性が高く、元日朝賀の中止もこの雪によるものと思われる。

二八 一月一日 橘諸兄が藤原豊成・諸王・諸臣を率いて元正太上天

皇の御在所中宮西院の雪掃きに奉仕する。その後、議政官と諸

王に対しては大殿において、諸臣に対しては南細殿において酒

宴を給わり、この日の雪を題材にして歌を詠ませる。

〔萬葉集〕卷十七 三九二二〜三九二六題詞

天平十八年正月、白雪多零、積地数寸也。於時、

左大臣橘卿、率大納言藤原豊成朝臣及諸王・諸臣

等、参入太上天皇御在所(中宮西院)供

奉掃雪。於是、降詔、大臣・参議并諸王者、

令侍于大殿上、諸卿大夫者、令侍于南細

殿而、則賜酒肆宴。勅曰、汝諸王卿等、聊賦此

雪、各奏其歌。

以下の官人は宮城門まで、また諸司の官人は羅城門の外までこれを見送る。

〔続日本紀〕卷十六天平十八年九月壬子〔三日〕条
壬子、先是、皇女王為齋王。至是、發入。大臣
已下送出_二門外_一。諸司亦送、至京外_一而還。

〔註〕1門—宮城門か。

三〇四 九月二十九日 恭仁宮の大極殿を、山背国分寺に金堂として施入する。

〔続日本紀〕卷十六天平十八年九月戊寅〔二十九日〕条
戊寅、恭仁宮大極殿施_二入_一国分寺。

〔註〕※恭仁宮大極殿を山背国分寺の金堂に転用したことを示す。

大宮

大宮能 宇知尔毛刀尔毛 比賀流麻泥 零須白雪
見礼杼安可奴香聞

〔註〕※明記はないが、一月一日のことであろう。1中宮西院—内裏にあった元正天皇の御在所か。大殿はその正殿であろう。内裏東北隅のSB八〇〇を置く空間は太上天皇の御在所に想定されており、時期的にも相応しいが、「西院」とあることとは整合しない。2大殿—元正天皇の御在所中宮西院の正殿。3南細殿—大殿の周囲を画する回廊状の施設のうち、大殿の南側に位置する部分を指すか。

三〇三 二月十六日 金光明寺写経所の官人某が、平城宮に参向して塩の支給を受ける。

大宮

〔正倉院文書〕続修第十四卷② 天平十八年具注曆書入
十六日戊戌木危 望 歳前小歳後「大宮参向塩賜已訖」
〔註〕1大宮—平城宮のことであろう。
〔参考〕本史料は『大日本古文书』編年文書卷二、五七〇頁に収められている。

三〇二 九月三日 伊勢齋王皇女王が齋宮に向けて発つにあたり、大臣

三〇五 天平十九年（七四七）

一月一日 元日朝賀の儀式を中止し、南苑において、侍臣に対する元日節の宴会のみを催す。また、大赦を実施する。

〔続日本紀〕卷十七天平十九年正月丁丑朔〔一日〕条
丁丑朔、廢_レ朝。天皇御_二南苑_一、宴_二侍臣_一。勅曰、朕寢膳違_レ和、延_レ経_二歳月_一。顧_レ已推_レ物、尚可_二矜慈_一。宜_下大_二赦天下_一、救_中濟_上憂苦_上。其自_二天平十九年正月一日_一味爽_二已前_一流罪_一已下、罪無_二輕重_一、已_レ發覺_一・未_レ發覺_一、已_レ結正_一・未_レ結正_一、繫_二囚_一・見_レ徒_一、咸_レ悉_レ赦_一之。但_レ死罪者、降_二一等_一。鑄_二錢人首_一及強_二窃_一盜_一、常_レ赦_レ所_レ不_レ免者、不_レ在_二赦限_一。

〔註〕※元日朝賀中止の理由は不詳。1南苑—いわゆる東院庭園、または東院そのものを指すか。なお、この年はこの後南苑が頻出する。この時期中央区の第一次大極殿は既になく、東区（第二次）大極殿下層建物で行われてもよい行事がごとごとく南苑を会場として実施されており、また元日朝賀も行

われていない。このことは、平城遷都後程なくして東区（第二次）大極殿下層建物を礎石建物に建て直し、大極殿を造営する工事が始まったことを示す可能性がある。中央区大極殿がなく、東区が建て替え中であれば、主要行事を南苑（東院）で行っていることの意味も整合的に理解できよう。この場合にはその竣工を孝謙即位の時期に求めることができる（『続日本紀』天平勝宝元年七月甲午条〔史料三三三〕）。しかし、孝謙即位記事の大極殿については、これが東区の正殿において行われたことはまず動かし難いが、下層掘立柱建物を大極殿に見立てた可能性、つまり天皇即位は大極殿において行われるべしとの観念に基づく記述の可能性を否定できない。この場合には、上層礎石建物への建て替え開始は孝謙即位以後、その完成の下限はそれ以降大極殿が即位以外の記事でも普通に見られるようになる天平宝字二年の淳仁即位（史料三八）に求められる。このように東区の下層掘立柱建物から上層礎石建物への建て替え時期については、それを平城遷都から孝謙即位の間に想定すべきか、孝謙即位から淳仁即位まで間に求めるべきか、史料的にはこれを決定するに足る根拠を欠くのが現状である。それは孝謙即位が下層か上層かという問題と置き換えることもできるわけである。なお、朝堂院については、孝謙の大嘗祭を敢えて別の場所（南薬園新宮）で挙行していること（史料三三）から考えて、孝謙即位後に建て替えるを開始している可能性が高い。

三〇 一月二十日 聖武天皇が南苑に出御し、五位以上の官人に対して宴会を催し、諸司の主典以上の官人には酒肴をたまう。また、叙位を行う。

南苑

〔続日本紀〕卷十七天平十九年正月丙申〔二十日〕条
丙申、御_二南苑_一、宴_二五位已上_一。諸司主典已上賜_二酒肴_一。授_二正四位上智努王從三位_一。正四位下三原王正四位上。從四位下多治比真人広足從四位上。正五位上石川朝臣年足・平群朝臣広成、正五位下大伴宿祢古慈備、正五位上橘宿祢奈良麻呂並從四位下。正

三七 四月二十二日 聖武天皇が南苑に出御し、大神・大倭両社の神主に位階を授ける。

南苑

〔続日本紀〕卷十七天平十九年四月丁卯〔二十二日〕条
丁卯、天皇御_二南苑_一。大神主從六位上大神朝臣伊可保・大倭神主正六位上大倭宿祢水守並授_二從五位下_一。以_二外從五位下葛井連諸会_一為_二相模守_一。
【註】1 南苑―いわゆる東院庭園、または東院そのものを指すか。2 大神主―大神神主の誤りであろう。

三六 五月五日 聖武天皇が南苑に出御し、五月五日節の騎射と走馬の行事を見る。また、この日元正太上天皇の詔により、今後五月五日節の日に宮中に参入する際には、菖蒲の髪飾りを付けることとする。

南苑

〔続日本紀〕卷十七天平十九年五月庚辰〔五日〕条
庚辰、天皇御_二南苑_一、觀_二騎射・走馬_一。是日、太上天皇詔曰、昔者、五日之節、常用_二菖蒲_一為_二髪飾_一。比來、已停_二此事_一。從_レ今而後、非_二菖蒲_一者、勿_レ入_二宮中_一。

宮中

三一 一月七日 聖武天皇が南高殿（南楼）に出御し、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

南高殿

a〔続日本紀〕卷十七天平二十年正月戊寅《七日》条
 戊寅、天皇御_二南高殿_一、宴_三五位以上_一。授_三正五位上坂上忌寸犬養從四位下_一。正六位上角朝臣道守從五位下。正六位上津史秋主外從五位下。宴訖、賜_レ祿有_レ差。

【註】1南高殿―高殿は楼の和訓による語。第一次大極殿院南門の東西の築地回廊に天平初年頃付設された東西の楼の総称か。但し、平城遷都後には内裏の南面回廊にも楼閣建物が付設されており、これを指す可能性も否定はできない。なお、『続日本紀』の写本の中には史料bの『日本紀略』と同様に「南殿」とするものがあるが、「南殿」は『続日本紀』には他に例がなく（天平八年正月丁酉条〔史料充a〕で「南殿」とする写本があるが、これも「南楼」の誤りと判断される）、「南高殿」の誤りとみるべきか。また、『類聚国史』には、「南高殿」「南殿」の他、「南安殿」とする写本がある。南安殿ならば、天平勝宝六年正月にみえる東常宮南大殿（『萬葉集』卷二十、四三〇一題詞〔史料充b〕）や、天平勝宝七歳八月にみえる南安殿（『萬葉集』卷二十、四四二・四四三題詞〔史料充c〕）が想起されるが、東院の所見に比べてやや早過ぎるきらいがあり、「南高殿」が最も妥当か。

南殿

b〔日本紀略〕天平二十年正月戊寅《七日》条
 戊寅、天皇御_二南殿_一、宴_三五位以上_一。授位。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

三三 四月二十一日 寢殿において、元正太上天皇が死去する。

寢殿

【註】1寢殿―元正太上天皇の御在所にあつたその居所。元正太上天皇の御在所は、中宮西院とも呼ばれた（史料三〇）。

三〇 五月十五日 南苑において、仁王経の講説を行う。

南苑

【註】1南苑―講説を幄舎で行うとは考えにくいので、恒常的な建物のある空間として、東院そのものを指すか。
 庚寅、於_二南苑_一講_二仁王経_一。令_三天下諸国亦同講_一焉。

【註】1南苑―講説を幄舎で行うとは考えにくいので、恒常的な建物のある空間として、東院そのものを指すか。

三〇 六月十五日 羅城門において雨乞いを行う。

羅城門

【註】1羅城門―卷十七天平十九年六月己未《十五日》条
 己未、於_二羅城門_一霽。

天平二十年（七四八）

三一 一月一日 元日朝賀の儀式を中止し、元日節の宴会のみを五位以上の官人に対しては内裏において、その他の官人に対しては朝堂においてそれぞれ催す。

内裏

【註】1朝堂―東区朝堂以外に、中央区や南苑（東院）の朝堂の可能性も否定はできない。

壬申朔、廢_レ朝。宴_三五位已上於_二内裏_一、賜_レ祿有_レ差。其余、於_二朝堂_一賜_レ饗焉。

三三 四月二十一日 寢殿において、元正太上天皇が死去する。

寢殿

【註】1寢殿―元正太上天皇の御在所にあつたその居所。元正太上天皇の御在所は、中宮西院とも呼ばれた（史料三〇）。

南殿

b〔日本紀略〕天平二十年正月戊寅《七日》条
 戊寅、天皇御_二南殿_一、宴_三五位以上_一。授位。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

【註】1南殿―南楼、または南高殿の誤りとみるべきか。史料aの註1参照。

三四 四月二十八日 この日の勅により、平城宮中嶋院において恒例の得度を行う。

奈良宮中中嶋院

〔正倉院文書〕続々修第六帙第一卷第十八紙裏
 美濃国山県郡御田郷戸主他田水主戸口他田豊人
 沙弥実進年拾捌 黒子額中上一鼻折上一
 右、奉天平廿年四月廿八日勅、於三、奈良
 宮中中嶋院、伍伯拾人例得度。 沙弥五百
 沙弥尼十
 師主元興寺僧□興

〔註〕※『続日本紀』によれば、この日元正太上天皇の火葬が行われている(天平二十年四月丁卯条)が、「例得度」とあることからすれば、直接的な関連は薄いか。1 奈良宮中中嶋院—平城宮内に所在した中嶋院の意か。但し、具体的な位置は不詳。奈良宮の宮中、及び中嶋院、という可能性もある。
 【参考】本史料は、『大日本古文書』編年文書、巻一〇、二六六頁に収録されている。

三五 天平末年頃 西宮諸門の警備を担当する兵衛が、勤務状況を報告し食料を請求する。

西宮東一門
 二(門)
 西宮南門
 西宮三門

〔平城宮出土木簡〕
 (表) 西宮東一門 室 川上 矢田部 膳 右七人
 (裏) 二 桧隈 錦部 漆部 尾張 合六人
 平城宮木簡一、九二号 206・28・3 011
 西宮南門 日下部 茨田 下 角 奈林 鴨 合五人
 平城宮木簡一、九五号 113・31・3 011
 (表) 西宮三門 番長 口牛甘 大原大魚
 (裏) 上 上 上 合六人
 平城宮木簡一、九六号 134・21・3 011

西宮東一門

東二門

西宮東一門

二門

西宮南門

西宮東一門

西宮東一門

東二門

大宮南一(門)

(表) 西宮東一門 茨田 川上 大伴 合四人

(裏) 東二門 奈林 合四人 朝夕料
 平城宮木簡一、九七号 119・(12)・2 019

(表) 西宮東一門 錦部 合四人

(裏) 二門 三野 奈林 綾 合四人
 平城宮木簡一、九八号 146・22・3 011

(表) 西宮南門 春部 大野 船 角門 達沙 丹比部 合六人

(裏) 此无塩如何不可須如常
 平城宮木簡一、九九号(91)・31・5 019

西宮東一門 川上 茨田 東二 奈林 右三人
 平城宮木簡一、一〇一号 168・17・2 011

(表) 西宮東一門 茨田 合四人

(裏) 東二門 林カ 綾カ 合四人
 平城宮木簡一、一〇五号 197・(11)・2 019

大宮南一 平城宮木簡一、一三二号 091

〔註〕※これらは平城宮内裏北外郭東北隅の官衙内の土坑SK八二〇から出土した。最新の紀年木簡は天平十九年の荷札で、それからさほど隔たらない時期の木簡とみられる。西宮は内裏を指し、大宮も同義とみるのが通説。但し、大極殿は既にないものの、中央区を西宮に充て旧大極殿院を警備した兵衛に関わる木簡とみる説もある。その場合は、大宮こそが内裏で、称徳天皇の西宮まで一貫して西宮は中央区ということになる。ただ、SK八二〇から中央区の警備に関わる木簡が出土した理由の説明は困難で、(1)では通説に従っておく。

天平二十一年

四月十四日改元

天平感宝元年 (七四九)

七月二日改元

天平勝宝元年

三六 一月一日 元日朝賀の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷十七天平勝宝元年正月丙寅朔《一日》条

丙寅朔、廢朝。始從元日七七之内、令天下諸寺悔過、転讀金光明經。又禁断天下殺生。

【註】※元日朝賀中止の理由は不詳。

三七 一月十四日 平城宮の中嶋宮において、聖武太上天皇・光明皇后・中宮藤原宮子が、行基を戒師として受戒する。

平城中嶋宮

a 〔扶桑略記〕抄二 天平廿一年正月十四日条

同正月十四日、於平城中嶋宮、請大僧正行基為其戒師。太上天皇受戒名勝滿。中宮受戒名德太。皇后受戒名萬福。即日、改大僧正一名大井。私云、太上天皇者、誰人哉。元正天皇廿年崩。若是書違歟。可勘之。後高野天皇受戒為尼名法基。

【註】1 平城中嶋宮―皇后宮における施設とみる説もある。2 太上天皇―聖武天皇。私云で疑義が呈されているように、厳密に言えば、聖武はこの時まだ皇位にあり太上天皇ではない。3 德太―史料cや『濫觴抄』は「德滿」とする。

b 〔東大寺要録〕卷第一 本願章第一

或日記云、天平廿年戊子正月八日、天皇并后御出家。四月八日、受菩薩戒、名勝滿。以行基并為戒師云々。

c 〔行基年譜〕

行年八十二歳(中略)孝謙天皇即位元年(中略)正月十四日、於平城京中嶋宮奉請大井、而太上天皇・中宮・皇后并三人御出家。受戒成井御弟子。

平城京中嶋宮

三八 二月二十一日 宮城周辺の道路に匿名の投書が多いため、官人と大学の学生に対してこれを禁じる詔を出す。

朝廷 大学

〔続日本紀〕卷十七天平勝宝元年二月丙辰《二十一日》条

丙辰、以朝廷路頭屢投匿名書、下詔、教誡百官及大学生徒、以禁将来。

【註】1 朝廷路頭―宮城周辺の道路。大学の学生が対象とされるのは、大学寮が宮南面の左京(または右京)三条一坊に所在したと考えられることと関係するか(史料三註1参照)。

三九 五月二十一日 造東大寺司写経所が、市原王の宣により五月一日経のうち文殊師利問経を西宮に貸し出す。

西宮

〔正倉院文書〕続々修第十五帙第三卷第十二・十三紙

〔文殊師利問経一部二卷 雑第五十二帙内〕

右依「長官宮天平感宝元年五月廿一日宣奉請於西宮」

知背奈「広山」他田水主
【註】※本史料は「納櫃本経検定并出入帳」の六櫃の記載の一部。1 長官宮―造東大寺司長官市原王。2 西宮―東宮・西宮の併存が確認される大仏開眼会の史料(史料三)より約三年遡るが、天皇の御在所西宮を指しても不自然ではない。
【参考】本史料は、『大日本古文书』編年文書卷二十四、一八二頁に収められている。

四〇 閏五月九日 平城宮内において、一千人を得度させる。

宮中

〔続日本紀〕卷十七天平勝宝元年閏五月壬寅《九日》条

壬寅、於宮中一度三千人。

【註】1 宮中―平城宮内の具体的にどこにおいてかは不詳。

三三 閏五月二十三日 聖武天皇が薬師寺宮に移り、ここを御在所とする。

薬師寺宮 御在所

〔続日本紀〕卷十七天平勝宝元年閏五月丙辰《二十三日》条 丙辰、天皇遷_レ御、**薬師寺宮**、為_レ御在所_一。

【註】1 薬師寺宮―薬師寺に設けられた聖武天皇の宮。その所在地については、寺城南東隅の平城京右京六条二坊五・六坪の別院とされる部分を充てる見解がある（福山敏男説）。

天皇朝廷

三三 七月二日 大極殿において皇太子阿倍内親王が即位し、孝謙天皇となる。

大極殿

〔続日本紀〕卷十七天平勝宝元年七月甲午《一日》条

甲午、皇太子受_レ禪、即_レ位於_レ大極殿。詔曰、現神
〔止〕御宇倭根子天皇〔可〕御命〔良麻止〕宣御命
〔乎、〕衆聞食宣。高天原神積坐皇親神魯棄・神魯
美命以、吾孫〔乃〕命〔乃〕將知食国天下〔止〕言
依奉〔乃〕隨、遠皇祖御世始〔而〕天皇御世御世聞
看来食国天〔ツ〕日嗣高御座〔乃〕業〔止奈母〕隨
神所念行〔佐久止〕勅天皇〔我〕御命〔乎、〕衆聞
食勅。平城〔乃〕宮〔尔〕御宇〔之〕天皇〔乃〕詔
〔之久〕挂畏近江大津〔乃〕宮〔尔〕御宇〔之〕
天皇〔乃〕不改〔自〕常典〔等〕初賜〔比〕定賜〔都
流〕法隨、斯天〔ツ〕日嗣高御座〔乃〕業者、御命
〔尔〕坐〔世、〕伊夜嗣〔尔〕奈賀御命聞看〔止〕
勅〔夫、〕御命〔乎〕畏自物受賜〔理〕坐〔天、〕食
国天下〔乎〕惠賜〔比〕治賜〔布〕間〔尔、〕万機
密〔久〕多〔久志天〕御身不_二敢賜_一有〔礼、〕随法
天〔川〕日嗣高御座〔乃〕業者、朕子王〔尔〕授賜
〔止〕勅天皇御命〔乎、〕親王等・王・臣等・百官
人等、天下〔乃〕公民、衆聞食宣。又天皇御命〔良
末止〕勅命〔乎、〕衆聞食宣。挂畏我皇天皇、斯天
〔川〕日嗣高御座〔乃〕業〔乎〕受賜〔豆〕仕奉〔止〕
負賜〔閑、〕頂〔尔〕受賜〔理〕恐〔末里、〕進〔毛〕
不_レ知、退〔毛〕不_レ知〔尔、〕恐〔美〕坐〔久止〕

三三 十月九日 孝謙天皇が河内国智識寺に行幸し、茨田弓束女の宅を行宮とする。

茨田弓束女之宅

行宮

宣天皇御命〔乎、〕衆聞食勅。故是以、御命坐、勅
〔久〕朕者、拙劣雖_レ在、親王等〔乎〕始而王等・
臣等、諸**天皇朝廷**立賜〔部留〕食国〔乃〕政〔乎〕
戴持而、明淨心以誤落言無助仕奉〔尔〕依〔豆之、〕
天下者平〔久〕安久、治賜〔比〕惠賜〔布間支〕物
〔尔〕有〔止奈毛、〕神隨所念坐〔久止〕勅天皇御
命〔乎、〕衆聞食宣。既而、授_二正四位上紀朝臣麻路
從三位_一。從五位下久世王・伊香王並從五位上。正四
位下多治比真人広足正四位上。從四位下石川朝臣年
足・紀朝臣飯麻呂・吉備朝臣真備並從四位上。正五
位上巨勢朝臣堺麻呂・肖奈王福信並從四位下。正五
位下多治比真人国人正五位上。從五位上佐伯宿祢毛
人・鴨朝臣角足并正五位下。從五位下大伴宿祢犬養
・藤原朝臣千尋並從五位上。正六位上御方大野・₂朝
臣虫麻呂並從五位下。以_二正三位藤原朝臣仲麻呂_一為_二
大納言_一。從三位石上朝臣乙麻呂・紀朝臣麻呂、正四
位上多治比真人広足並為_二中納言_一。正四位下大伴宿
祢兄麻呂・從四位上橘宿祢奈良麻呂・從四位下藤原
朝臣清河並為_二參議_一。是日、改_二感宝元年_一、為_二勝宝
元年_一。
【註】1 大極殿―東区上層の第二次大極殿の初見の可能性が
あるが、その下層の掘立柱建物を大極殿に見立てた可能性を
否定できない（史料₃₅註1参照）。2 朝臣虫麻呂―諸本いず
れも朝臣の上に「鴨」を脱するが、鴨朝臣虫麻呂。

三三 十月十五日 孝謙天皇が大郡宮に戻る。

〔続日本紀〕卷十七天平勝宝元年十月丙子《十五日》条

大郡宮

丙子、(中略)是日、車駕還^二大郡宮^一。

【註】1大郡宮—平城宮周辺にあった離宮か。この史料に「還」とあることは、智識寺行幸以前に大郡宮に遷っていた可能性もあるか。但し、それがいつかは不詳。七月の即位の時点まで遡る可能性も否定はできない。

三五 十一月二十五日 南薬園新宮において、孝謙天皇の大嘗祭を行う。

南薬園新宮

【続日本紀】卷十七天平勝宝元年十一月乙卯《二十五日》条 乙卯、於^二南薬園新宮^一大嘗。以^二因幡^一為^二由機国^一、美濃為^二須岐国^一。

【註】1南薬園新宮—大和国添下郡、現在の和郡山市薬園八幡宮の地にあった離宮とされるが、未詳。八世紀の大嘗祭は通常太政官院(朝堂院)で行われ、別の場所で挙行を明記する本史料は特筆に値する。太政官院を用いなかったのは、太政官院が使用できない状況にあったためか。すなわち、東区(第二次)大極殿院・朝堂院の下層掘立柱建物から上層礎石建物への建て替えの時期の問題と密接に関連する可能性が高い。なお、大嘗祭の会場とされていることは、南薬園新宮に大嘗宮を設けるに足る十分な空間が存在したことを意味し、翌天平勝宝二年には元日節の宴会の会場として、朝堂(院)相当施設として利用されていること(史料三五)とも符合する。

三六 十一月二十六日 五位以上の官人に対して、大嘗祭の辰の日の宴會を催し、叙位を行う。

【続日本紀】卷十七天平勝宝元年十一月丙辰《二十六日》条 丙辰、宴^二五位已上^一。授^二從三位三原王正三位^一。從五位上藤原朝臣乙麻呂正五位上。正六位上高橋朝臣男河・高橋朝臣三綱並從五位下。從五位上中臣朝臣益人正五位下。无位秋篠王・正七位下当麻真人子老並從五位下。

【註】※宴の会場は、明記がないが南薬園新宮であろう。

三七 十一月二十七日 五位以上の官人に対して、大嘗祭の巳の日の宴會を催す。

【続日本紀】卷十七天平勝宝元年十一月丁巳《二十七日》条 丁巳、宴^二五位已上^一。賜^レ禄有^レ差。

【註】※宴の会場は、明記がないが南薬園新宮であろう。

三八 十一月二十八日 諸司の主典以上の官人に対して、大嘗祭後の豊明節会の宴會を催す。

【続日本紀】卷十七天平勝宝元年十一月戊午《二十八日》条 戊午、賜^レ饗諸司主典已上^一。賚^レ禄有^レ差。番上人等、亦在^二禄例^一。

【註】※宴の会場は、明記がないが南薬園新宮であろう。

三九 十一月二十九日 由機・須岐国の国司・軍毅らに宴會を催し、叙位を行う。

【続日本紀】卷十七天平勝宝元年十一月己未《二十九日》条 己未、由機・須岐国司、從五位上小田王授^二正五位下^一。正四位下大伴宿禰兄麻呂正四位上。從四位下大伴宿禰古慈斐・肖奈王福信並從四位上。正六位上津嶋朝臣雄子從五位下。軍毅已上叙^二位一級^一。又国司及軍毅・百姓賜^二饗并禄^一。

【註】※宴の会場は、明記がないが南薬園新宮であろう。

四〇 十一月三十日 大嘗祭を終えた孝謙天皇が、南薬園新宮から大郡宮へ移る。

大郡宮

【続日本紀】卷十七天平勝宝元年十一月庚申《三十日》条 庚申、正五位下、小田王授^二正五位上^一。是日、遷^二御大郡宮^一。

【註】1小田王—大嘗祭に由機国をつとめた因幡国の守。前日正五位下に昇叙したばかり(史料三九)。

四一 十二月十八日 宮南の梨原宮に、新たに神殿を造営して入京した八幡神を迎え、悔過を行う。

〔続日本紀〕卷十七天平勝宝元年十二月戊寅〔十八日〕条
 戊寅、遣五位十人、散位廿人、六衛府舍人各廿人、
 迎八幡神於平群郡。是日、入京。即於宮南梨原
 宮、造新殿、以為神宮。請僧卅口、悔過七日。

【註】※十一月二十四日に八幡神のための迎神使を任じてお
 り〔続日本紀〕同月甲寅条、また十二月二十七日には八幡
 神祇宜尼大神杜女とともに孝謙天皇・聖武太上天皇・光明皇
 太后が東大寺に行幸している〔続日本紀〕同月丁亥条。1
 宮南梨原宮―所在地不詳。但し、宮南という表現からみて、
 平城宮の南面のさほど宮から隔たらない地域に所在したとみ
 られる。宮南面の三条一坊の北半は、左京・右京とも宮を補
 完する官衙地域であったようだが、左京三条一坊十五・十六
 坪に大規模な離宮と考えられる施設が見つかっているのがま
 ず注目される。もう一カ所注目すべきは、いわゆる東院南方
 遺跡、すなわち東院の南方に広がる平城宮東南の入り隅部分
 の左京二条二坊三・六坪である。その東南の一郭の五坪は、
 二条大路木簡の分析から藤原麻呂の邸宅に比定されているが
 二条大路木簡の出土した濠状土坑SD五三〇〇からは、天平
 勝宝元年頃に造東大寺司から鴨など四種の贄を進上した木簡
 も見つかった（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四、
 一〇頁上。但し、二条大路北側溝からの混入か）、麻呂没後
 に五坪ないしその周辺の東院南方遺跡には、造東大寺司から
 贄の貢進を受けるようなしかるべき施設が置かれていたとみ
 られる。東院地域は南苑と呼ばれていたから、その南の東院
 南方遺跡の地が、「宮南」と意識されていても不自然ではな
 い。なお、後世の梨原庄は東院南方遺跡の地を含みつつさら
 にその東方へとその範囲を広げている。

天平勝宝二年（七五〇）

一月一日 孝謙天皇が大安殿に出御して、元日朝賀の儀式を行

う。その後孝謙天皇は大郡宮に戻り、行幸に従った五位以上の
 官人に元日節の宴会を催す。一方、その他の官人に対しては、
 薬園宮において元日節の宴会を催す。

大安殿 大郡宮
 薬園宮
 〔続日本紀〕卷十八天平勝宝二年正月庚寅朔〔一日〕条
 庚寅朔、天皇御大安殿、受朝。是日、車駕還大
 郡宮。宴五位以上、賜禄有差。自余五位已上者、
 於薬園宮給饗焉。

【註】1 大安殿―薬園宮の正殿を指すか。孝謙天皇は七四九
 年十月十五日に河内国智識寺行幸から大郡宮に戻り〔続日
 本紀〕同月丙子条（史料三三三））、その後十一月に大嘗祭とそ
 れに伴う一連の宴会のために南薬園新宮に滞在し〔続日本
 紀〕同月乙卯条（史料三五三）など）、十一月三十日に大
 郡宮に移っている〔続日本紀〕同月庚申条（史料三三〇）に「遷
 御」とある。十二月の東大寺行幸も大郡宮を起点にし、大
 郡宮に戻ったとみてよい。その後居所を移したことを示す記
 事はないから、本史料に「是日、車駕還大郡宮」とあるこ
 とからすると、孝謙天皇は一旦いずれかの宮へ移動して元日
 朝賀を行ったと考えられる。それが平城宮である可能性もな
 くはないが、大郡宮への遷御に従った五位以上の官人には大
 郡宮で、その他の五位以上の官人には薬園宮で宴会を催した
 という記事の構造（対比されているのは五位以上―自余では
 なく、五位以上―自余五位以上である）から考えて、官人た
 ちは一旦薬園宮に集まったとみるべきで、朝賀の会場は薬園
 宮であり、大安殿は薬園宮の正殿と解される。二月四日の出
 雲国造神賀詞奏上（史料三三三）に続けて、九日に大郡宮から
 薬師寺宮に遷っている（史料三三三）から、大安殿は大郡宮の
 正殿である可能性もあるが、大安殿における元日朝賀の後に
 大郡宮に還っているからこの可能性は考えにくい。

二月四日 孝謙天皇が大安殿に出御し、出雲国造が神賀詞を奏
 上する儀式を行う。

大安殿
 〔続日本紀〕卷十八天平勝宝二年二月癸亥〔四日〕条
 癸亥、天皇御大安殿。出雲国造外正六位上出雲臣

弟山奏^三神斎賀事^一。授^三弟山外從五位下^一。自余祝部叙^レ位有^レ差。並賜^三純・綿^一、亦各有^レ差。

【註】1 大安殿―孝謙天皇は、この後二月九日に大郡宮から薬師寺宮に遷っている（史料^{三三三}）から、大郡宮の正殿か。但し、この年の元日朝賀と同様に、南薬園新宮の正殿、あるいは平城宮の内裏正殿の可能性も捨て切れない。ともあれ、いずれの宮にも大安殿と呼ばれる建物が存在した可能性が高いことには注意を要する。恭仁宮（史料^{三三〇・三三二}）や紫香樂宮（史料^{三三七}）にも大安殿の存在が確認され、大安殿とは天皇が日常出御する宮の正殿の意なのであろう。

三三三 二月九日

大郡宮 薬師寺宮

孝謙天皇が大郡宮から薬師寺宮に移る。
〔続日本紀〕卷十八天平勝宝二年二月戊辰〔九日〕条
戊辰、天皇從^三大郡宮^一、移^三御薬師寺宮^一。
【註】※孝謙天皇の薬師寺宮への遷御の理由は不詳。この後孝謙天皇はある時点で平城宮に還御したと考えられる。

三三三 五月八日 中宮安殿において、僧百人を呼んで仁王經の講説を行う。

中宮安殿

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝二年五月乙未〔八日〕条
乙未、於^三中宮安殿^一、請^三僧一百^一、講^三仁王經^一。并令^三左右京四畿内七道諸国講説^一焉。
【註】1 中宮安殿―平城宮内裏正殿を指すか。

三三三 六月二十六日 造東大寺司写経所が、市原王の宣により西宮に梵網經疏を貸し出す。

西宮

〔正倉院文書〕続々修第十五帙第二卷第六紙
〔梵網經疏一部二卷 白薄紙梨軸黄表赤白斑綺緒
右依^一、長官王天平勝宝二年六月廿六日宣、奉^三請^二西宮^一。使調啓万呂。 知他田水主 三嶋「宗麻呂」
【註】※本史料は、「本経疏奉請帳」の第二櫃の記載の一部。
1 長官王―造東大寺司長官市原王。 2 西宮―東宮・西宮の併

存が確認される大仏開眼会の史料（史料^{三三三}）より約二年遡るものの、天皇の御在所西宮を指しても不自然ではない。
【参考】本史料は、『大日本古文書』編年文書卷十一、一二頁に収められている。

三三七 天平勝宝三年（七五二）

三三七 一月十六日 孝謙天皇が大極殿南院に出御し、主典以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。

大極殿南院

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝三年正月庚子〔十六日〕条
庚子、天皇御^三大極殿南院^一、宴^三百官主典已上^一。賜^レ祿有^レ差。踏歌歌頭女孺忍海伊太須・錦部河内、並授^三外從五位下^一。
【註】1 大極殿南院―恭仁遷都まで大極殿が存在した中央区の朝堂院、または朝堂院と朱雀門の間の空間を指すか。東区の第二次大極殿が完成していれば、その南院の可能性もあるが、東区朝堂院は太政官院とも呼ばれ、ここを大極殿南院と称したとは考えにくい。また、東区大極殿と閤門の間にも広場の空間はなく、大極殿院内に当該空間を求めるとは難しい。

三三七 二月二十二日 出雲国造が神賀詞を奏上する儀式を行う。

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝三年二月乙亥〔二十一日〕条
乙亥、出雲国造出雲臣弟山奏^三神賀事^一。進^レ位賜^レ物。
【註】※この日の神賀詞奏上の儀式の場所は不詳。

三三三 七月七日 孝謙天皇が南院に出御し、大臣以下諸司の主典以上の官人に対して七夕節の宴会を催す。

南院

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝三年七月丁亥〔七日〕条
丁亥、天皇御^三南院^一、賜^三宴大臣已下諸司主典已上^一。授^三正六位上紀朝臣伊保從五位下^一。女孺无位刑部勝麻呂外從五位下。

〔註〕1 南院―大極殿南院、すなわち、中央区の朝堂院か（史料^{三〇}註1参照）。但し、南苑（＝東院）の可能性もある。

天平勝宝四年（七五二）

三月三日

遣唐使らが天皇に辞見の挨拶を行う。

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝四年三月庚辰《三日》条
庚辰、遣唐使等拜朝。

〔註〕※拜朝の場所は不詳。1 遣唐使―大使藤原清河・副使大伴古麻呂（天平勝宝二年九月任。『続日本紀』同月己酉条）
・吉備真備（天平勝宝三年十一月任。『続日本紀』同月丙戌条）らの一行。

閏三月九日

内裏において、遣唐使に節刀を授け、叙位を行う。

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝四年閏三月丙辰《九日》条
丙辰、召^二遣唐使副使已上於内裏^一。詔、給^二節刀^一。
仍授^二大使從四位上藤原朝臣清河正四位下^一。副使從
五位上大伴宿祢古麻呂從四位上。留学生无位藤原朝
臣刷雄從五位下。

〔註〕1 遣唐使―史料^{三〇}註1参照。

四月八日

大仏開眼供養に伴う東大寺行幸のため、平城宮の東宮と西宮に留守を置く。

〔東大寺要録〕卷第二 供養章第三 開眼供養會
1 八日、²留守官。〔³東宮、⁴大納言巨勢卿・中納言多
治比広足。⁵西宮中納言紀朝臣磨。〕
〔註〕1 八日―天平勝宝四年四月八日。2 留守官―平城宮留
守。3 東宮―平城宮東張り出し部南半の東院。内裏（＝西宮）
に対する称。東院の初見（史料^{三〇}a）より約二年遡る。中央
区を西宮とみてこれに対する東区内裏の称とする説もあるが、
大極殿撤去（恭仁宮への移築）後の中央区の整備が始まるの

四月九日

東大寺において大仏開眼供養を行う。この日、孝謙天皇は東大寺に行幸し、帰途藤原仲麻呂の田村第に立ち寄り、ここを御在所とする。

は天平勝宝四、五年以降で（大極殿院東楼・西楼出土の木簡による。史料^{三〇}）、この時期の中央区には内裏に対比されるような施設はなかった。また、東区内裏を東と呼称した例もない。なお、当時の六人の議政官のうち、左大臣橘諸兄・右大臣藤原豊成・大納言藤原仲麻呂の三人が行幸に従い、残る大納言一人と中納言二人で平城宮の東宮と西宮の留守を分掌する際、東宮が大納言と中納言、西宮が中納言一人のみで、東宮の方が格上の状況を呈する。これはこの後に見られる孝謙（称徳）の東院重視の姿勢と関係するか。4 大納言巨勢卿―大納言從二位巨勢朝臣奈弓麻呂。5 西宮―平城宮東区（第二次）大極殿院北方に所在した内裏か。註3参照。

庭

田村第

御在所

東宮

a 〔続日本紀〕卷十八天平勝宝四年四月乙酉《九日》条
乙酉、盧舍那大仏像成、始開眼。是日、行^二幸東大
寺^一。天皇親率^二文武百官^一、設齋大会。其儀一同^二三
日^一。五位已上者着^二礼服^一。六位已下者当色。請^二僧
一万^一。既而雅楽寮及諸寺種々音楽、並成来集。復
有^二王臣諸氏五節・久米舞・楯伏・蹋歌・袍袴等歌
舞^一。東西發^レ声、分^レ庭而奏。所作奇偉、不^レ可^二勝
記^一。仏法東帰、齋會之儀、未^レ嘗有^二如^レ此之盛^一也。
是夕、天皇還^二御大納言藤原朝臣仲磨田村第^一、以
為^二御在所^一。

〔註〕※東大寺行幸からの還御先について、史料bは東宮とし、本史料の田村第と整合しない。いずれが妥当か俄には決め難いが、ここでは『続日本紀』に従うこととし後考を俟つ。

b 〔東大寺要録〕卷第二 供養章第三 開眼供養會
1 同日夕入^二座^一。東宮^一。（中略）十日、³中宮御^二幸東
大寺^一。奏^二種々楽^一。

〔註〕1 同日―天平勝宝四年四月九日。2 東宮―平城宮の東

宮、すなわち東張り出し部南半の東院のことであろう。3 中宮―太皇太后藤原宮子。開眼供養に關連して宮子が東大寺を訪れたことを示す唯一の史料。

大納言藤原家

c [萬葉集] 卷十九 四二六八

天皇・太后共幸於大納言藤原家之日、黄葉沢蘭一株拔取、令持内侍佐々貴山君、遣賜大納言藤原卿并陪從大夫等御歌一首。

命婦誦曰、

此里者 繼而霜哉置 夏野尔 吾見之草波 毛美知多里家利

【註】※『萬葉集』の歌の排列からいうと、天平勝宝四年夏の歌と考えられる。従つて、東大寺行幸の帰途田村第に立ち寄つた際、あるいはそのまま田村第を御在所とした時の歌であらう。1 大納言藤原家―藤原仲麻呂宅。

六月十四日 新羅王子金泰廉らが天皇に來日の挨拶を行い、調物を進上する。

天皇朝廷

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝四年六月己丑〔十四日〕条 己丑、新羅王子金泰廉等拜朝。并貢調。因奏曰、新羅国王言日本照臨天皇朝廷。新羅国者、始自遠朝、世々不絶、舟楫並連、來奉国家。今欲国王親來朝貢、進御調。而顧念、一日无主、国政絶乱。是以、遣王子韓阿飡泰廉、代王為首、率使下三百七十余人入朝、兼令貢種々御調。謹以申聞。詔報曰、新羅国、始自遠朝、世々不絶、供奉国家。今復遣王子泰廉入朝、兼貢御調。王之勤誠、朕有嘉焉。自今長遠、当加撫存。泰廉又奏言、普天之下、無匪王土、率土之濱、無匪王臣。泰廉、幸逢聖世、來朝供奉、不勝歡慶。私自所備国土微物、謹以奉進。詔報、泰廉所奏聞之。

【註】※場所は明記されていないが、会場は東区か。

六月十七日 朝堂において、新羅使に対して宴會を催す。

朝堂 朝庭

〔続日本紀〕卷十八天平勝宝四年六月壬辰〔十七日〕条 壬辰、(中略)是日、饗新羅使於朝堂。詔曰、新羅国來奉朝庭者、始自氣長足媛皇太后平定彼国、以至于今、為我蕃屏。而前王承慶・大夫思恭等、言行怠慢、闕失恒礼。由欲遣使問罪之間、今彼王軒英、改悔前過、冀親來庭。而為顧国政、因遣王子泰廉等、代而入朝、兼貢御調。朕所以嘉歎勤款、進位賜物也。又詔、自今以後、国王親來、宜以辞奏。如遣余人入朝、必須令賚表文。

【註】1 新羅使―金泰廉ら。2 朝堂―中央区(第一次)朝堂院か、東区(第二次)朝堂院か、俄には決めがたい。

八月一日 造東大寺司写経所が、大仏開眼供養の際に松本宮から借り出し花嚴経を、転読のために中宮御在所に返却する。

外嶋堂

〔正倉院文書〕静岡県立美術館所蔵 奉請

自外嶋堂奉請大般若經一部六百卷 紫紙及表綺 緒第一二帙馬 瑠軸自第三帙于第六十帙紫檀軸

松本宮

〔自松本宮奉請花嚴經一部八十卷 白紙縹表水精 納厨子二間 一間漆塗 覆一条錦 白木机一前 香五囊 三袋甘松香之中一袋一斤三兩、一袋十五兩、一袋十四兩、二零凌香之中一袋七兩一分、一袋七兩、小 右以同月七日奉請宣板野采女国造栗直若子

以前為供養大会日奉請如前 使他田水主 下道主 村山首万呂

中宮御在所

〔以同年八月一日奉返、中宮御在所使他田水主上馬甘大原魚次 佐伯諸上 專取納板野命婦成尼者、為三日説

檢知 三嶋 吳原生人 鴨

天平勝宝五年（七五三）

三七

一月一日 元日朝賀の儀式を中止し、孝謙天皇が中務省の南院に出御して、五位以上の官人に対する元日節の宴会のみを催す。

中務南院

〔統日本紀〕卷十九天平勝宝五年正月癸卯朔〔一日〕条
癸卯朔、廢_レ朝。天皇御_二中務南院_一、宴_三五位已上_一。賜_レ祿各有_レ差。

【註】※この年の元日節の宴会が中務省南院で行われたのは、通常の元日節の宴会の場である東区朝堂院が、何等かの事情で使用できない状況にあったことによるか。このことは東区の建て替えに着手していることを示すとみるのが最も自然であろう。1 中務―中務省。平城宮の中務省の所在地は未詳。平安宮では大極殿。朝堂院の東に位置している。

三八

一月十二日 大伴家持が、内裏に伺候している時、千鳥が鳴くのを聞いて歌を詠む。

内裏
宮

〔萬葉集〕卷十九 四二八八

1 十二日、侍_二於内裏_一、聞_二千鳥喧_一作歌一首

河渚尔母 雪波布礼々之 宮裏 智抒利鳴良之 為

牟等己呂奈美

【註】1 十二日―『萬葉集』の排列からいって、天平勝宝五年正月十二日にあたる。

三九

五月二十五日 渤海使慕施蒙らが天皇に來日の挨拶を行い、信物を貢進する。

闕庭

〔統日本紀〕卷十九天平勝宝五年五月乙丑〔二十五日〕条
乙丑、渤海使輔国大將軍慕施蒙等拜朝、并貢_二信物_一。奏稱、渤海王言_二日本照臨聖天皇朝_一。不_レ賜_二使命_一、已_レ經_二三十余歲_一。是以、遣_二慕施蒙等七十五人_一、貢_二國信物_一、奉_二闕庭_一。

【註】※渤海使慕施蒙は、前年九月二十四日に佐渡に來着している。〔統日本紀〕天平勝宝四年九月丁卯条。

【註】※本史料の梗概は以下の通り。造東大寺写経所では、供養大会（四月九日〔当初の予定では八日〕）の大仏開眼供養）の日のために、a 外嶋堂から四月六日に大般若經一部六百卷、b 松本宮から四月七日に八十花嚴經一部八十卷をそれぞれ借用した。このうち、b を八月一日に三日からの転読のために中宮御在所に返却し、a を遅れて天平勝宝七歳十月七日に法花寺に返却した。1 外嶋堂―阿弥陀淨土院の前身と想定される法華寺外嶋院のことか。外嶋堂の大般若經を法華寺に返却しているのもこれと関係するか。2 松本宮―所在地不詳。ただ、松本宮―中宮の可能性も考えられるか（註3 参照）3 中宮御在所―この中宮は、『統日本紀』に頻出する中宮（―内裏）ではなく、聖武太上天皇の母、太皇太后藤原宮子。ないしその宮を指す（原秀三郎説）とみるのが妥当。天平八年に玄昉によって健康を恢復してから天平勝宝七月に死去するまでの宮子の消息ははっきりしないが、その家政機関としての中宮職は機能しており、天平勝宝元年の皇后宮職の紫微中台への改組に伴って中宮省に昇格し、宮子が死去するまで存続したとみられている（山田英雄説）。したがって、光明子の宮を皇后宮と呼ぶように、宮子の宮を中宮と呼ぶこともあり得るであろう。また、本史料において、造東大寺司写経所が松本宮から借用した花嚴經が中宮御在所に「奉返」されている事実（又貸しは考えにくい。大般若經の場合も貸出主体の外嶋堂と返却先の法華寺は基本的に同一機構）、しかも松本宮から造東大寺司写経所への花嚴經の貸し出しに関与した板野采女（命婦）が、中宮御在所への返却に際してもその収納に關与している事実は、中宮（―太皇太后宮）―松本宮の可能性を強く示唆する。宮子が死去した中宮（史料三七）も同様であろう。4 為同月三日読―八月三日から行う転読のため、の意か（末尾の文字は「読」で、「説」や「訖」ではない）。中宮側の事情で返却を督促されたのであろう。

【参考】本史料は、『大日本古文书』編年文書卷十二、二六五頁に収められている。掲出の積文は、国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』所収の写真による。

三〇 五月二十七日 朝堂において、渤海使慕施蒙らに対して宴会を催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷十九天平勝宝五年五月丁卯《二十七日》条
丁卯、饗慕施蒙等於朝堂^一。授位賜禄、各有差。
〔註〕¹朝堂—中央区（第一次）朝堂院か、東区（第二次）朝堂院か、俄には決めがたい。

三一 天平勝宝四、五年 後に第一次大極殿院の東西楼解体に伴ってその柱採取穴に廃棄された木簡が、この頃使用される。

〔第一次大極殿院東楼柱採取穴出土木簡〕

勝宝五年正月 (83)・6・2 081

〔第一次大極殿院西楼柱採取穴出土木簡〕

東市司

(表) 東市司進上

(裏) 天平勝宝四 (98)・24・2 039

(表) 淡路国

〔津名 来カ〕
馬郷

(裏) 戸口同姓男調三斗 勝宝四年 (196)・38・7 039

(表) 衛門府 進鴨九翼 風速小月 大石小山 大豆人成
辟田麻呂 大市乎麻呂

(裏) 天平勝宝四月廿七日 202・22・3 032

【註】※これらの木簡は、東西楼の解体作業を含む第一次大極殿院地区の改造に伴って、投棄されたものである。但し、その結果成立した第一次大極殿院地区のⅡ期の始まりの実年代については、木簡使用から廃棄までのタイムラグの問題も含めて、なお課題が残る。1 天平勝宝四月—天平勝宝四年四月と書くべきところを書き誤ったのであろう。

天平勝宝六年（七五四）

三一 一月一日 内裏において、五位以上の官人に対して元日節の宴会を催す。

内裏

〔続日本紀〕卷十九天平勝宝六年正月丁酉朔《一日》条
丁酉朔、上野国献白鳥^一。宴五位已上於内裏^二。賜禄有差。

三一 一月七日 孝謙天皇が東院に出御し、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

東院

a 〔続日本紀〕卷十九天平勝宝六年正月癸卯《七日》条
癸卯、天皇御東院^一、宴五位已上^二。有勅、召五位下多治比真人家主・従五位下大伴宿祢麻呂二人於御前^三、特賜四位当色^四、令在四位之列^五。即授従四位下^六。

【註】¹東院—平城宮「東院」の初見。平城宮の東院は、平城宮東張出部の南半にあったと考えられる施設で、皇太子のいるときは皇太子の宮、東宮として、また皇太子のいないときは内裏に準じるいわば宮内離宮、東院として利用された（橋本義則説）。東内も同義か。また、宝亀年間に造営される楊梅宮も東院を改造した施設と考えられている（岩本次郎説）。

東常宮南大殿

b 〔萬葉集〕卷二十 四三〇一
¹七日、天皇・太上天皇・皇太后、在於²東常宮南大殿^一、肆宴歌一首

伊奈美野乃 安可良我之波々 等伎波安礼騰
伎美乎安我毛布 登伎波佐柰奈之

右一首、播磨国守安宿王奏（古今未詳）

【註】¹七日—『萬葉集』の歌の排列からいって、天平勝宝六年正月七日。²東常宮南大殿—東常宮は、内裏に準じる施設として日常的に利用されていた東院を指す呼称か。内裏そのものを指す可能性も皆無ではないが、史料上内裏を「東」と称した事例はない。南大殿は東院の正殿であろう。史料 a

によると、官人が列立した様子が想定できるから、その南には朝廷に相当する空間が設けられていたことがわかる。

三三 一月十六日 孝謙天皇が大安殿（または大極殿南院）に出御し、叙位を行う。

大安殿

a 『続日本紀』卷十九天平勝宝六年正月壬子〔十六日〕条壬子、天皇御^ニ大安殿^一。詔、授^ニ從四位上藤原朝臣永手從三位^一。從四位下池田王從四位上。從四位上橘朝臣奈良麿正四位下。從四位下石川朝臣麻呂・藤原朝臣八束並從四位上。正五位上藤原朝臣巨勢麿從四位下。從五位上高丘連河内正五位下。從五位下多治比真人犢養・小治田朝臣諸人・波多朝臣足人・大藏忌寸広足・土師宿祢牛勝・上毛野君難破並從五位上。正六位上佐伯宿祢大成・小野朝臣竹良・石川朝臣豊成・粟田朝臣人成・藤原朝臣武良士・後部王吉並從五位下。正六位上林連久麻・物部山背・中臣酒人宿祢虫麻呂・高福子・日置造真卯・黄文連水分・大藏忌寸麿並外從五位下。入唐副使從四位上大伴宿祢古麿來歸。唐僧鑒真・法進等八人、隨而歸朝。

【註】1 大安殿―東区（第二次）大極殿下層の掘立柱建物の正殿。但し、東区大極殿下層の正殿がこの時期まで存続していたかどうかは微妙なところで、天平勝宝元年七月の孝謙即位の大極殿（史料三三）が東区第二次大極殿の竣工を示すものであれば、本史料は大極殿の誤記の可能性が高いことになる。しかし、bの『日本紀略』にみえる異説が「大極殿南院」であるのは意味深長である。大極殿南院とは、かつて第一次大極殿があった中央区の朝堂院の呼称と考えられる（第二次大極殿の南院に相当するのは太政官院（朝堂院）であって、これを大極殿南院と称したとは考えにくい）。それは大安殿とは併存し得るが、第二次大極殿成立後にはこれと併存し得ない呼称といえよう。その点でいえば大極殿―大極殿南院という異説が生じる可能性は低く、bの「大極殿南院」という異説の存在によって、aの「大安殿」の信憑性が裏付けられ

大極殿南院

三五 二月四日 羅城門外に安宿王を派遣し、唐僧鑑真を京内に迎える。

ているのである。このことはさらに、東区下層の正殿（大安殿）から上層の第二次大極殿への建て替えの時期が、孝謙即位以後の天平勝宝年間であった可能性を示唆しているよう。

b 『日本紀略』天平勝宝六年正月壬子〔十六日〕条壬子、御^ニ大極殿南院^一。是日叙位。（後略）

【註】1 大極殿南院―恭仁遷都まで大極殿が存在した中央区の朝堂院を指すか（史料三五註1参照）。史料aは大安殿とするが、大極殿南院は天平勝宝三年の踏歌節会の会場としてみえ、また同年の七夕節の会場の南院や天平宝字元年七月の橘奈良麻呂の変後の布告の会場となった南院も大極殿南院の可能性が高いので、時期的に大極殿南院であっても不自然ではない。但し、叙位を南院で行う例は他にない。

京
羅城門外

a 「唐大和上東征伝」
天平勝宝六年甲午正月十一日丁未、副使從四位上大伴宿祢胡麿奏、大和上到^ニ筑志太宰府^一。二月一日到^ニ難波^一。唐僧崇道等迎慰供養。三日至^ニ河内国^一。大納言正二位藤原朝臣仲麿、遣^レ使迎慰。復有^ニ道璿律師^一、遣^ニ弟子僧善談等^一迎勞。復有^ニ高行僧志忠・賢璟・靈福・曉貴等卅余人^一、迎來礼謁。四日、入^レ京。勅遣^ニ正四位下安宿王於^ニ羅城門外^一、迎慰拜勞。引^ニ入東大寺^一安置。

【註】1 四日―天平勝宝六年二月か。群書類従本では「四日」の上に「□□」を置き、「四月」の含みをもたせている。2 羅城門外―佐保川に架かる三橋（橋）を指すか（史料六・六六参照）。

b 「扶桑略記」抄二 孝謙天皇
天平勝宝六年甲午正月十六日壬子、遣唐副使從四位上大伴宿祢胡麿奏達。鑒真和上到^ニ竹志太宰府^一。二

京 羅城門外

月一日、到_二難波_三。唐僧崇道等迎慰供養。₁四月、入_レ京。勅遣_三正四位下安宿王於₂羅城門外_一、迎慰_レ勞。引_三入東大寺安置供養。(中略)〔已上出_二本伝等_一〕
【註】※本史料は『唐大和上東征伝』の引用。1 四月―四日の誤りか。新訂増補国史大系は、『唐大和上東征伝』によつて「四日」に改めている。

京 羅城門

c. 「元享釈書」卷一伝智一 唐国鑑真
天平勝宝六年甲午正月十有二日、著_二大宰府_一。₁四月入_レ京。勅_三正議大夫安宿王_二、迎_二羅城門_一。乃館_二東大寺_一。
【註】1 四月―四日の誤りか。

三〇 四月五日

造宮少輔

中臣益人を造宮少輔に任じる。
〔続日本紀〕卷十九天平勝宝六年四月庚午《五日》条
庚午、(中略)正五位下中臣朝臣益人為_二造宮少輔_一。(後略)

三一 七月十九日

中宮

中宮において、太皇太后藤原宮子が死去する。
〔続日本紀〕卷十九天平勝宝六年七月壬子《十九日》条
壬子、太皇太后崩_二於₁中宮_一。
【註】1 中宮―太皇太后藤原宮子の居所。宮子は七三七年(天平九)に健康を恢復した後平城宮内に住まうようになったとみて、平城宮内の中宮(その場合は内裏。)とみることもできるが、確たる根拠があるわけではない。光明皇后でさえ生涯宮内には宮を設けなかつたのであり、宮子が平城宮内に居所を設けたとする説は、内裏説・中央区説ともども再検討の余地がある。中宮は、制度上中宮として中宮職(天平勝宝元年以降は中宮省)による供奉を受ける太皇太后藤原宮子その人を指すとともに、例えば「光明皇后の皇后宮」というような場合と同様に、宮子が住まう宮そのものをも指した。本史料の場合は、むしろ居室としての用法と解すべきで、松本宮との関係をこそ考慮すべきであろう(史料三註3参照)。

天平勝宝七歳(七五五)

三二 一月一日

藤原宮子の喪により、元日朝賀の儀式を取りやめる。
〔続日本紀〕卷十九天平勝宝七年正月辛酉朔《一日》条
辛酉朔、廢_レ朝。以_二諒闇_一故也。

三三 八月十三日

内南安殿

内の南安殿において宴会を催す。
〔萬葉集〕卷二十 四四五二・四四五三
八月十三日、在_二内南安殿_一、肆宴歌二首
平等壳良我 多麻毛須蘇婢久 許能尔波尔 安伎可是不吉豆 波奈波知里都々
右一首、内匠頭兼播磨守正四位下安宿王奏之。
安吉加是能 布伎古吉之家流 波奈能尔波 伎欲伎都久欲仁 美礼杼安賀奴香母
右一首、兵部少輔從五位上大伴宿祢家持(未_レ奏)。

【註】1 内南安殿―内は貴人の居住空間、特に内裏を指すので、内安殿と同義とみて内裏正殿とも解し得る。しかし、「南」と呼んでいることを重視すれば、東院にあった南大殿(東常宮南大殿(史料三b))が想起され、本史料の「内」が東院を指す可能性もある。ちなみに東院は東内とも呼ばれた。

天平勝宝八歳(七五六)

三四 二月二十四日

孝謙天皇と聖武太上天皇が難波に行幸する。
〔続日本紀〕卷十九天平勝宝八歳二月戊申《二十四日》条
戊申、行_二幸難波_一。是日、至_二河内内国_一、御_二智識寺

難波 智識寺南行宮 南行宮

三五 四月十七日

孝謙天皇と聖武太上天皇が難波から平城宮に戻る。

宮

〔統日本紀〕卷十九天平勝宝八歳四月庚子《十七日》条
庚子、還^レ1宮。
〔註〕1宮—平城宮。

三三 四月 橋奈良麻呂が陸奥国から上京中の守佐伯全成を誘つて弁官曹司に左大弁大伴古麻呂を訪ね、藤原仲麻呂打倒のクーデターの決起を迫る。

難波

朝廷

京

弁官曹司

〔統日本紀〕卷廿天平宝字元年七月庚戌《四日》条
庚戌、(中略)於^レ是、追^レ被^レ告人等、随^レ来悉禁着、各置^レ別処、一々勘問。(中略)又勅^レ陸奥国、令^レ勘^レ問守佐伯全成。款云、去天平十七年、先帝陛下幸^レ難波、寝膳乖^レ宜。于^レ時、奈良麻呂謂^レ全成曰、陛下枕席不^レ安、殆至^レ大漸。然猶無^レ立^レ皇嗣。恐有^レ變乎。願率^レ多治比国人・多治比犢養・小野東人、立^レ黄文^レ而為^レ君、以答^レ百姓之望。大伴・佐伯之族、随^レ於此舉、前將^レ無^レ敵。方今、天下憂苦、居宅無^レ定、乘路哭叫、怨歎実多。縁^レ是議謀、事可^レ必成。相隨^レ以否。全成答曰、全成先祖、清明佐^レ時。全成雖^レ愚、何失^レ先迹。実雖^レ事成、不^レ欲^レ相從。奈良麻呂云、見^レ天下愁、而述^レ所思耳。莫^レ道^レ他人。言畢辞去。厥後、大嘗之歳、奈良麻呂云、前歳所^レ語之事、今時欲^レ発。如何。全成答曰、朝廷賜^レ全成高爵・重禄。何敢違^レ天発^レ惡逆事。是言、前歳已忌。何更発耶。奈良麻呂云、汝与^レ吾同心之友也。由^レ此談説。願莫^レ道^レ他。又去年四月、全成齎^レ金入^レ京。于^レ時、奈良麻呂語^レ全成曰、相^レ見大伴古麻呂^レ以否。全成答曰、未^レ得^レ相見。是時、奈良麻呂云、願与^レ汝欲^レ相^レ見古麻呂。共至^レ弁官曹司、相見語話。良久、奈良麻呂云、聖体乖^レ宜、多經^レ歳序。闕^レ看消息、不^レ過^レ一日。今天下乱、人心無^レ定。若有^レ他氏立^レ王者、吾族徒將^レ滅亡。願率^レ大伴・佐伯宿祢、立^レ黄文^レ而為^レ君、以先^レ他氏、為^レ万世基。古麻呂曰、右大臣・大納言、是兩

彼曹

三三 五月二日

寢殿

箇人、乘^レ勢握^レ權。汝雖^レ立^レ君、人豈合^レ從。願勿^レ言^レ之。全成曰、此事無道。実雖^レ事成、豈得^レ明名。言畢歸去。奈良麻呂・古麻呂便留^レ彼曹。不^レ聞^レ後語。勘問畢而自經。
〔註〕※七五七年(天平宝字元)七月実施された橋奈良麻呂の変関係者の勘問のうち、後任の陸奥守藤原朝狩によると考えられる前守佐伯全成に対する勘問の、全成の供述部分。1 大嘗之歳—天平勝宝元年。史料三三参照。2 彼曹—弁官曹司。

三三 寢殿において、聖武天皇が死去する。

a 〔統日本紀〕卷十九天平勝宝八歳五月乙卯《一日》条
乙卯、(中略)是日、太上天皇崩^レ於^レ寢殿。遺詔、以^レ中務卿從四位上道祖王^レ為^レ皇太子。
〔註〕1 寢殿—内裏内の殿舎か。但し、七四九年に出家して沙弥勝満と称し、翌年薬師寺宮に遷つた聖武のその後の居所を伝える史料はない。前年七五五年(天平勝宝七)十月に不予を伝えられた(『統日本紀』同月丙午条)聖武は、この年二月二十四日、孝謙天皇・光明皇太后とともに難波行幸に出発する(史料三〇)。平城宮に戻つたのは四月十七日で、『統日本紀』は孝謙を主体として「還宮」と記している(同月庚子条(史料三二))。聖武がどこに戻つたかは明確ではない。しかし、史料bからみて、聖武が薬師寺宮ではなく平城宮で死去したのは確かであろう。
b (東大寺要録)卷第一 本願章第一
勝宝感神聖武皇帝菩薩伝 以御願文(十二月二日)法名勝満。在^レ奈良朝廷^レ御^レ宇。上^レ応^レ天命、下^レ順^レ人心。惣以^レ三万機、府臨^レ兆庶。受^レ三仏遺囑、弘^レ法理^レ民。(中略)勝宝八歳々次^レ丙申五月二日、崩^レ於^レ平城宮。(已上僧録文。)

平城宮

奈良朝廷

三三

五月六日 この日から、官人たちが朝夕素服を着し、内院南門の外における挙哀の儀を始める。

内院南門

〔続日本紀〕卷十九天平勝宝八歳五月己未《六日》条
己未、文武百官始素服、於_二内院南門外_一、朝夕举哀。

神祇官曹司

丁卯、廢_二新嘗会_一。以_二諒闇_一故也。〔檢_二神祇官記_一、是年、於_二神祇官曹司_一、行_二新嘗会之事_一矣。〕
〔註〕1 神祇官曹司—宝亀年間以降は平城宮東南隅に所在したが、それ以前の所在地は不詳。

三六

この頃 皇太子道祖王が、自分は皇太子の器ではないと言って、東宮を抜け出して自邸に戻る。

〔註〕1 内院南門—内院は他にみえない。この記事は、南門が開きその外(南)側に官人が集まることのできる空間があったことを示しているから、南門の外側に空間がない内裏を内院と呼んだとは考えにくい。従って、内院の可能性としては、大極殿院、朝堂院、あるいは朝集堂院ということになる。『儀式』は举哀儀を朝集堂前で行うとするから、内院=朝堂院の可能性を示唆するともいえるが、奈良時代には太政官院と呼ばれた朝堂院を内院と称したとみるのはいかがなものか。やはり、官人の空間である太政官院の「外」に対して、天皇の出御空間である大極殿院に「内」を付けて呼称したのではあるまいか。なお、もしこの推定が正しいとするならば、ここには直接大極殿を示す言葉はみえないけれども、これが東区を指すことは間違いないから、この時までには東区下層の掘立柱建物から上層の礎石建物への建替が完了していたことを示すものといえよう。

春宮

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年四月辛巳《四日》条
辛巳、天皇召_二群臣_一問曰、当下立_二誰王_一以為_中皇嗣上(中略)是日、遣_二内舍人藤原朝臣薩雄、中衛廿人_一、迎_二大炊王_一、立為_二皇太子_一。勅曰、国以_レ君為_レ主、君以_レ儲為_レ固。是以、先帝遺詔、立_二道祖王_一、昇為_二皇子_一。而王諒闇未_レ終、陵草未_レ乾、私通_二侍童_一、無_レ恭_二先帝_一。居_レ喪之礼、曾不_レ合_レ憂。機密之事、皆漏_二民間_一。雖_二屢勅教_一、猶無_二悔情_一。好用_二婦言_一、稍多_二佞戾_一。忽出_二春宮_一、夜独歸_レ舍。云、臣為_レ人拙愚、不_レ堪_レ承_レ重。(後略)
〔註〕※道祖王が自邸に戻った時期は厳密には不詳。便宜天平勝宝八歳末に掲げる。1 舍—道祖王邸か(史料三〇a註1参照)。

三五 五月十日 不敬の罪により、大伴古慈悲と淡海三船を左右衛士府に拘禁する。

左右衛士府

〔続日本紀〕卷十九天平勝宝八歳五月癸亥《十日》条
癸亥、出雲国守従四位上大伴宿祢古慈悲・内堅淡海真人三船、坐_下誹_二謗朝廷_一、无_中人臣之礼_上、禁_二於左右衛士府_一。
〔註〕※この事件の詳細は不詳だが、大伴古慈悲の薨伝〔続日本紀〕宝亀八年八月丁酉条)や『萬葉集』卷二十、四四六七の左註などに関連史料がみえる。1 左右衛士府—平城宮における所在地は不詳。

三六

一月一日 諒闇により、元日朝賀の儀式を中止する。

天平勝宝九歳
天平宝字元年 (七五七) 八月十八日改元

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年正月庚戌朔《一日》条
庚戌朔、廢_レ朝。以_二諒闇_一故也。勅、度_二八百人_一出家。

三五 十一月十七日 諒闇により、宮中における新嘗祭を中止し、神祇官曹司における祭儀のみを行う。

〔続日本紀〕卷十九天平勝宝八歳十一月丁卯《十七日》条

三六

三月二十日 内裏の寢殿の天井の承塵に、「天下大平」の四字字が浮かび上がる。

a 〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年三月戊辰《二十日》条

戊辰、**1**天皇寢殿承塵之裏、天下大平四字自生焉。
【註】※三月二十二日には、親王と群臣を内裏に招き入れ、この瑞字を見せている（『続日本紀』同月庚午条）。これは皇太子道祖王更迭への伏線となる。¹天皇寢殿―必ずしも内裏の正殿ではなく、孝謙が日常起居していた、平安宮でいえば、清涼殿に相当するような建物であろう。

b〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年四月辛巳（四日）条
辛巳、天皇召群臣問曰、当下立誰王以為中皇嗣上。
（中略）是日、遣内舍人藤原朝臣薩雄、中衛廿人、
迎大炊王、立為皇太子。勅曰、（中略）於是、三
月廿日戊辰、朕之住屋承塵帳裏、現天下大平之字、
灼然昭著。斯乃上天所祐、神明所標。遠覽上古、
歷檢往事、書籍所未載、前代所未聞。方知、
仏法僧宝、先記国家大平、天地諸神、預示宗社永
固。戴此休符、誠嘉誠躍。其不孝之子、慈父難
矜、無礼之臣、聖主猶棄。宜下從天教、却還本色。
亦由王公等尽忠匡弼、感此貴瑞。豈朕一人所
應能致。宜与王公士庶共奉天呪、以答上
玄、洗滌旧瑕、遍蒙新福。可大赦天下。（後
略）

三月二十九日 皇太子道祖王を廃し、私邸に歸らせる。

a〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年三月丁丑（二十九日）条
丁丑、皇太子道祖王、身居諒闇、志在淫縱。雖
加教勅、曾无改悔。於是、勅召群臣、以示
先帝遺詔、因問廢不之事。右大臣已下同奏云、
不敢乖違顧命之旨。是日、廢皇太子、以レ王
歸第。¹
【註】¹ 帰第―第は道祖王邸。右京にあった（『続日本紀』天
平宝字元年七月戊申条（史料¹））。場所は不詳であるが、
道祖王の父新田部親王の邸宅は後に鑑真に施されて唐招提寺
となっており（『続日本紀』天平宝字七年五月戊申条）、右京

四月四日

けた上で、藤原仲麻呂の田村第から大炊王を迎え皇太子とする。

である点は合致し、候補地の一つである。なお、皇太子時代
の道祖王の居所は東院か。

b〔続日本紀〕卷廿一廢帝即位前紀
（前略）九歳三月廿九日辛丑、高野天皇、皇太后、
与右大臣從二位藤原朝臣豊成、大納言從二位藤原朝
臣仲麻呂、中納言從三位紀朝臣麻路・多治比真人広
足、撰津大夫從三位文室真人智努等、定策禁中、
廢皇太子、以レ王還第。（後略）

a〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年四月辛巳（四日）条
辛巳、天皇召群臣問曰、当下立誰王以為中皇嗣上。
右大臣藤原朝臣豊成・中務卿藤原朝臣永手等言曰、
道祖王兄塩焼王可立也。撰津大夫文室真人智努・左
大弁大伴宿祢古麻呂等言曰、池田王可立也。大納言
藤原朝臣仲麻呂言曰、知臣者、莫若君。知子者、
莫若父。唯奉天意所択者耳。勅曰、宗室中、舍
人・新田部兩親王、是尤長也。因茲、前者、立道
祖王、而不順勅教、遂縱淫志。然則、可択
舍人親王子中。然船王者、閨房不修。池田王者、
孝行有闕。塩焼王者、太上天皇、責以無礼。唯大
炊王、雖未長壯、不聞過惡。欲立此王。
於諸卿意如何。於是、右大臣已下奏曰、唯勅命是
聽。先是、大納言仲麻呂招大炊王、居於田村第。
是日、遣内舍人藤原朝臣薩雄、中衛廿人、迎大
炊王、立為皇太子。（後略）
【註】¹ 迎大炊王―平城宮に迎え入れたことは間違いないが、
具体的な所在地は不明。東院とみるのが最も自然か。
b〔続日本紀〕卷廿一廢帝即位前紀
廢帝、諱大炊王。天淳中原瀛真人天皇之孫、一品舍
人親王之第七子也。母当麻氏、名曰山背。上総守

禁中 第

田村第

從五位上老之女也。帝受禪之日、授正三位、後尊曰大夫人。(中略)九歳三月廿九日辛丑、高野天皇、皇太后、与右大臣從二位藤原朝臣豊成、大納言從二位藤原朝臣仲麻呂、中納言從三位紀朝臣麻路・多治比真人広足、撰津大夫從三位文室真人智努等、定策禁中、廢皇太子、以王還第。先是、大納言藤原仲麻呂、妻大炊王、以亡男真從婦粟田諸姉、居於私邸。四月四日、乙巳、遂迎大炊王於仲麻呂田村第、立為皇太子。時年廿五。

建部門

c [正倉院文書] 続々修第四六帙第五卷第二紙 右大臣 大納言 中納言二人 中務卿 文室真人知努 塩焼王 安宿王 大伴宿祢古万呂 阿倍朝臣佐美万呂 巨勢朝臣堺万呂 佐伯宿毛人 大伴宿祢稻公 右十三人以、今月四日、参向、建部門。
【註】1 今月四日―記載内容により、天平勝宝八歳六月二日から天平勝宝九歳五月二〇日までの間に絞り込める(木本好信説)。天平勝宝八歳二月三〇日の梵網經講説と結びつける岸俊男氏の説もあるが、天平勝宝九歳四月四日の皇太子候補の諮問を受けた人物と多くが共通であること、建部門が東院南門と考えられることからみて、本文書の今月四日は、天平勝宝九歳四月四日の可能性が高いと考えられる。2 建部門―平城宮においては東院南門に相当する宮城門の呼称と考えられる。

【参考】本史料は『大日本古文書』編年文書一二、三九二頁に収められている。

三五 五月四日 平城宮改修のため、孝謙天皇が藤原仲麻呂の田村第に移り、ここを内裏とする。

田村宮 大宮

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年五月辛亥〔四日〕条 辛亥、天皇移御、田村宮。為改修、大宮也。
【註】1 田村宮―藤原仲麻呂の田村第。天皇が居所としたため、これを宮と呼んだのであろう。天平勝宝四年(七五二)

三五

六月 巨勢堺麻呂が、答本忠節から聞いた大伴古麻呂と小野東人のクーデター計画、及び忠節がそれを右大臣藤原豊成に報告したところ豊成がこれを穩便に取りなそうとしたことを、藤原仲麻呂に密告する。

答本忠節宅

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊申〔二日〕条 戊申、(中略)先是、去六月、右大弁巨勢朝臣堺麻呂密奏、為問薬方、詣答本忠節宅、忠節因語云、大伴古麻呂告小野東人云、有二人欲劫内相、汝従平。東人答云、從命。忠節聞斯語、以告右大臣。大臣答云、大納言年少也。吾加教誨、宜莫殺之。(後略)
【註】※本史料は平城宮の構造を考える直接の史料ではないが、以下、橋奈良麻呂らのクーデター計画に関連する記事は便宜掲載することとする。

三五

六月 図書寮の蔵付近において、橋奈良麻呂らが藤原仲麻呂打倒のクーデター計画について二度めの会合をもつ。

奈良麻呂家 図書蔵辺庭

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月庚戌〔四日〕条 庚戌、詔、更遣中納言藤原朝臣永手等、第問東人等。款云、每事実也。無異斐太都語。去六月中、期会謀事二度。始於奈良麻呂家、次於圖書

太政官院庭

蔵辺庭^一、後於^二太政官院庭^一。(後略)

〔註〕1 図書蔵辺庭―図書は図書寮。図書寮に置かれた蔵の周囲の図書寮敷地内をいう。平城宮の図書寮の所在地は未詳。平安宮の図書寮は宮の西北部の上西門近くに所在するが、史料^一に見える中宮院(内裏)や小子門との位置関係から考えて、内裏・東区大極殿院・朝堂院の東側にあつた可能性が高いと考えられる。

三三 六月二十八日 橘奈良麻呂らが田村宮襲撃を計画していることを、山背王が密告する。

庭

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年六月甲辰(二十八日)条
甲辰、先^レ是、去天平勝宝七歳冬十一月、太上天皇不
念。時、左大臣橘朝臣諸兄祗承人佐味宮守告云、大
臣飲^レ酒之庭、言辞無^レ礼。稍有^二反状^一云々。太上天
皇優容不^レ咎。大臣知^レ之、後歳致仕。既而勅、召^レ越
前守從五位下佐伯宿祢美濃麻呂問、識^二此語^一耶。美
濃麻呂言曰、臣未^二曾聞^一。但慮、佐伯全成^レ知。於
^レ是、將^レ勘^二問全成^一、大后慇懃固請。由^レ是、事遂
寢焉。語具^二田村記^一。至^レ是、從四位上山背王復告、
橘奈良麻呂反^レ道、備^二兵器^一、謀^レ困^二田村宮^一。正四
位下大伴宿祢古麻呂亦知^二其情^一。

田村記
田村宮

三三 六月二十九日 夜、太政官院において、橘奈良麻呂らがクーデター計画について三度めの会合をもち、その成功を天神地祇に祈り決起を誓う。

六月二十九日 夜、太政官院において、橘奈良麻呂らがクーデター計画について三度めの会合をもち、その成功を天神地祇に祈り決起を誓う。

a 〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月庚戌(四日)条
庚戌、詔、更遣^二中納言藤原朝臣永手等^一、窮^二問東
人等^一。款云、每^レ事実也。無^レ異^二斐太都語^一。去六月
中、期会謀^レ事三度。始於^二奈良麻呂家^一、次於^二圖書
蔵辺庭^一、後於^二太政官院庭^一。其衆者、安宿王・黄
文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比犢養・多治
比札麻呂・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄人。自余
衆者、闇裏不^レ見^二其面^一。庭中礼^二拜天地四方^一、共

奈良麻呂家
図書蔵辺庭
太政官院庭

庭

内相宅
大殿 皇太后宮

敵^二塩汁^一、誓曰、將^レ以^二七月二日闇頭^一、發^レ兵圍^二内相宅^一、殺劫、即困^二大殿^一、退^二皇太子^一。次傾^二皇太后宮^一而取^二鈴璽^一。即召^二右大臣^一、將^レ使^二号令^一。然後廢^レ帝、簡^二四王中^一、立^レ以為^レ君。(後略)

〔註〕※七月四日に行われた関係者の勘問のうち、小野東人の供述部分。太政官院におけるこの会合が六月二十九日の夜の出来事であつたことは、史料b・cから確認できる。1 太政官院庭―東区朝堂院の朝庭部分、ないしその敷地内を指す。太政官院が太政官曹司ではなく、朝堂院の呼称であつたことは、東区朝堂院の朝庭部分から五時期に及ぶ大嘗宮の遺構が確認できたことによつてほぼ確実になつた(史料天註※参照)。

太政官院

b 〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月庚戌(四日)条
庚戌、(中略)於^レ是、追^レ被^レ告人等、隨^レ来悉禁着、各置^二別処^一、一々勘問。始問^二安宿^一。款云、去六月廿九日黄昏、黄文来云、奈良麻呂欲^レ得^二語言^一云々。尔安宿即從往、至^二太政官院内^一。先有^二廿許人^一。一人迎來礼揖。近着看^レ顔、是奈良麻呂也。又有^二素服者一人^一。熟看^レ此、小野東人也。登時、衆人共云、時既応^レ過。宜須^二立拜^一。安宿問云、未^レ知、何拜耶。答云、拜^二天地^一而已云々。安宿雖^レ不^レ知情、隨^レ人立拜。被^レ欺往耳。又問^二黄文・奈良麻呂・古麻呂・多治比犢養等^一。辞雖^二頗異^一、略皆大同。(後略)

〔註〕※七月四日に行われた関係者の勘問のうち、安宿王の供述部分。黄文王。橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比犢養の供述もほぼ同様であるという。

南院

c 〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊午(十二日)条
戊午、(中略)是日、御^二南院^一、追^二集諸司并京畿内百姓村長以上^一而詔曰、明神大人洲所知倭根子天皇大命(良麻止)宣大命(乎)親王・王・臣・百官人等、天下公民、衆聞宣。高天原神積坐(須)皇親神魯岐・神魯弥命(乃)定賜来(流)天日嗣高御座次

内相家
大殿 皇太后朝

太政官坊

〔平〕加蘇・奪將盜〔止〕為而惡逆在奴久奈多夫札・麻度比・奈良麻呂・古麻呂等〔伊、〕逆党〔平〕伊射奈比率而、先**内相家**〔平〕困而其〔平〕殺而、即**大殿**〔平〕困而皇太子〔平〕退而、次者**皇太后朝**〔平〕傾、鈴印契〔平〕取而、召右大臣而天下〔尔〕号令使為〔平〕。然後廢帝、四王之中〔尔〕簡而為君〔平〕。謀而、六月廿九日〔乃〕夜、入**太政官坊**而、飲塩汁而誓、礼天地四方而、七月二日、發兵〔平〕。謀定而、〔後略〕

〔註〕※奈良麻呂の変の後処理が一段落し、諸司と京畿内の村長以上を召集して出された異例の宣命のうち、奈良麻呂の変の経過についての公式見解に相当する部分。1 南院―史料**三**註1を参照。2 太政官坊―史料 a・bによると、太政官院、すなわち東区朝堂院を指すことは明らかである。

【参考】この他、橘奈良麻呂らのクーデター計画の概要を示す史料としては次のような部分がある。

①〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年六月甲辰〔二十八日〕条 甲辰、〔中略〕至是、從四位上山背王復告、橘奈良麻呂反道、備兵器、謀**田村宮**。正四位下大伴宿祢古麻呂亦知其情。

【註】※この史料は、史料**三**に掲載している。

②〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊申〔二日〕条

戊申、〔中略〕是日夕、中衛舍人從八位上上道臣斐太都告内相云、今日未時、備前国前守小野東人喚**斐太都**謂云、有王臣謀殺皇子及内相。汝能從乎。斐太都問云、王臣者為誰等耶。東人答云、黄文王・安宿王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂等、徒衆甚多。斐太都又問云、衆所謀者、將若為耶。東人答云、所謀有二人。一者、駟率精兵四百、將**田村宮**。二者、陸奥將軍大伴古麻呂、今向任所、行至美濃関、詐称病、請欲相見一二親情、蒙官聽許、仍即塞関。斐太都良久答云、不敢違命。〔後略〕

【註】※小野東人の語ったクーデター計画を、上道斐太都が

田村宮

田村宮

額田部宅
田村宮

三七

七月二日 孝謙天皇と光明皇太后が、田村宮襲撃などクーデター計画の風聞について、これを戒める詔を出す。

大宮

藤原仲麻呂に密告した内容を記す部分。この史料は、史料**三**aに掲載している。
③〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月庚戌〔四日〕条 庚戌、〔中略〕於是、追被被告人等、随来悉禁着、各置別処、一々勘問。〔中略〕又問佐伯古比奈。款云、賀茂角足請高麗福信・奈貴王・坂上苺田麻呂・巨勢苗麻呂・牡鹿嶋足、於**額田部宅**飲酒。其意者、為令此等人莫令發逆之期也。又角足与逆賊謀、造**田村宮**、指授入道。〔後略〕

【註】※七月四日に行われた関係者の勘問のうち、佐伯古比奈の供述部分。

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊申〔二日〕条

戊申、詔曰、今宣〔久、〕頃者、王等・臣等〔乃〕中〔尔、〕無礼〔久〕逆在〔流〕人〔止母〕在而計〔奈良久、〕**大宮**乎將困〔止〕云而、私兵備〔布止〕聞看而、加遍〔須〕加遍〔須〕所念〔止母、〕誰奴〔加〕朕朝〔乎〕背而然為〔流〕人〔乃〕一人〔母〕將〔在〕〔止〕所念〔波、〕随法不治賜。雖然、一事〔乎〕数人重奏賜〔倍波、〕可問賜物〔尔夜波〕將〔在〕〔止〕所念〔止母、〕慈政者行〔布尔〕安為〔豆、〕此事者天下難事〔尔〕在者、狂迷〔遍流〕頑〔奈留〕奴心〔乎波〕慈悟〔志〕正賜〔倍伎〕物在〔止〕所念看〔波奈母〕如此宣〔布。〕此状悟而人〔乃〕見可答事和射〔奈世曾〕如此宣大命〔尔〕不從將〔在〕人〔波、〕朕一人極而慈賜〔止母、〕国法不〔得〕已成〔奈牟。〕己家家、己門々祖名不〔失勤仕奉〕〔礼止〕宣天皇大命〔乎、〕衆聞食〔止〕宣。詔畢、更召〔入〕右大臣以下群臣、皇太后詔曰、汝〔多知〕諸者吾近姪〔奈利。〕又豎子卿等者、天皇大命以汝〔多知乎〕召而屢詔〔志久、〕朕後〔尔〕²太后

〔尔〕能仕奉〔利〕助奉〔礼止〕詔〔伎〕。又大伴・佐伯宿祢等〔波〕、自〔遠〕天皇御世、内〔乃〕兵〔止〕為而仕奉来、又大伴宿祢等〔波〕吾族〔尔母〕在。諸同心〔尔〕為而皇朝〔乎〕助仕奉〔牟〕時〔尔〕如〔是〕醜事者聞〔曳自〕汝〔多知乃〕不〔能〕〔尔〕依〔弓志〕如〔是〕在〔良志〕諸以〔明清心〕皇朝〔乎〕助仕奉〔礼止〕宣。〔後略〕

【註】※田村宮において出された二つの詔。前半は孝謙天皇の詔。後半は異例の光明皇太后の詔。光明皇太后も田村宮に居所を持っていたのかも知れない。1 大宮―藤原仲麻呂の田村第にあつた孝謙天皇の御在所、すなわち田村宮を指す。2 太后―光明皇太后。

三六

七月二日 未時に小野東人からクーデター決行を勧誘された上道斐太都が、この日の夕方これを藤原仲麻呂に密告する。藤原仲麻呂は亥時にこれを孝謙天皇に奏上する。

田村宮

a〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊申〔二日〕条
戊申、〔中略〕是日夕、中衛舍人從八位上上道臣斐太都告内相云、今日未時、備前国前守小野東人喚斐太都謂云、有王臣謀殺皇子及内相。汝能從乎。斐太都問云、王臣者為誰等耶。東人答云、黄文王・安宿王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂等、徒衆甚多。斐太都又問云、衆所謀者、將若為耶。東人答云、所謀有二人。一者、驅率精兵四百、將困田村宮。二者、陸奥將軍大伴古麻呂、今向任所、行至美濃関、詐称病、請欲相見一親情、蒙官聽許、仍即塞関。斐太都良久答云、不敢違命。〔中略〕是日、内相藤原朝臣仲麻呂具奏其状。〔後略〕

b〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊午〔十二日〕条
戊午、〔中略〕是日、御南院、追集諸司并京畿内百姓村長以上而詔曰、明神大八洲所知倭根子天皇大

南院

三七

七月二日 クーデター計画の奏上を受け、小野東人と答本忠節を捕え、左衛士府に拘禁する。また、兵を派遣して道祖王宅を包囲する

内外諸門
左衛士府
右京宅

命〔良麻止〕宣大命〔乎〕親王・王・臣・百官人等、天下公民、衆聞宣。〔中略〕七月二日、發兵〔牟止〕謀定而、二日未時、小野東人、喚中衛舍人備前国上道郡人上道朝臣斐太都而詔云〔久〕此事俱〔仁西止〕伊射奈布〔尔〕依而、俱〔仁西牟止〕事者許而、其日亥時、具奏賜〔都〕。〔後略〕

【註】※奈良麻呂の変の後処理が一段落し、諸司と京畿内の村長以上を召集して出された異例の宣命のうち、奈良麻呂の変の経過についての公式見解に相当する部分。1 南院―史料
三六註1参照。2 其日亥時具奏賜〔都〕―奏したのは上道斐太都ではなく、藤原仲麻呂。上道斐太都の密告を受けて、藤原仲麻呂が亥時に孝謙天皇に奏上したのであろう。

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊申〔二日〕条
戊申、〔中略〕先是、去六月、右大弁巨勢朝臣堺麻呂密奏、為問薬方詣答本忠節宅、忠節因語云、大伴古麻呂告小野東人云、有二人欲劫内相、汝從乎。東人答云、從命。忠節聞斯語、以告右大臣。大臣答云、大納言年少也。吾加教誨、宜莫殺之。是日、内相藤原朝臣仲麻呂具奏其状。警衛内外諸門、乃遣高麗朝臣福信等、率兵、追捕小野東人。答本忠節等。並皆捉獲、禁着左衛士府。又遣兵困道祖王於右京宅。

七月三日 左衛士府に藤原豊成・藤原永手らを派遣し、小野東人らを勘問するが、東人らは容疑を否認する。また、藤原仲麻呂が塩焼王・安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂の五人を御在所に召し、罪を免じ自制を促す光明皇太后の詔を伝える。

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月己酉〔三日〕条
己酉、勅右大臣藤原朝臣豊成・中納言藤原朝臣永手

左衛士府
御在所

南門

等八人^一、就^二左衛士府^一、勘^二問東人等^一。東人權道無之。即日夕、内相仲麻呂侍^三、御在所^一、召^二塩焼王・安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂五人^一、伝^二太后詔^一宣曰、塩焼等五人^一、人告^二謀反^一。汝等為^二吾近人^一。一^一毛^一吾^一乎^一、可^レ怨事者不^二所念^一。汝等^一乎^一皇朝者^一己^一己^一太^一久^一高治賜^一乎^一、何^一乎^一怨^一志^一伎^一所^一止^一志^一弓^一加^一然將^レ為^一。不^レ有^一加^一止^一奈^一母^一所^一念。是以、汝等罪者免賜。今往前然莫^レ為^一止^一宣。詔訖、五人退^二出^一南門外^一、稽首謝^二恩詔^一。

【註】1 御在所—孝謙天皇のこの当時の御在所田村宮、光明皇太后の御在所皇后宮（旧不比等邸）の両様の可能性があるが、七月二日に光明皇太后は孝謙天皇と同じ場所にて詔を發しており（史料^{三七}）、これも孝謙天皇の御在所田村宮と解するのが自然であろう。2 南門—御在所の南門。史料^{三九}によつて、櫓になつていたことが知られる田村第の南門か。

大殿 皇太后宮

太政官院

元一 七月四日 藤原永手らを派遣して再度小野東人を窮問したところ、上道斐太都の供述の通り容疑を認めたため、安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比犢養・佐伯古比奈らを別々の場所に拘禁して勘問し、獄に下す。黄文王・道祖王・大伴古麻呂・多治比犢養・小野東人・賀茂角足らは獄死し、安宿王とその妻子は佐渡国に配流される。また、陸奥国において勘問を受けた前守佐伯全成は、勘問後自經する。

額田部宅

田村宮

獄

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月庚戌《四日》条

庚戌、詔、更遣^二中納言藤原朝臣永手等^一、窮^二問東人等^一。款云、每^レ事^一実也。無^レ異^二斐太都語^一。去六月

奈良麻呂家
図書藏辺庭

太政官院庭

庭

内相宅

中、期会謀^レ事^一三度。始^二於奈良麻呂家^一、次^二於圖書藏^一、後^二於太政官院庭^一。其衆者、安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比犢養・多治比礼麻呂・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄人。自余衆者、闇裏^レ不^レ見^二其面^一。庭中礼^二拜天地四方^一、共^レ歎^二塩汁^一、誓曰、將^レ以^二七月二日闔頭^一、發^レ兵圍^二内相

宅^一、殺劫、即圍^二大殿^一、退^二皇太子^一。次傾^二皇太后宮^一而取^二鈴璽^一。即召^二右大臣^一、將^レ使^二号令^一。然後廢^レ帝。簡^二四王中^一、立^レ以為^レ君。於是、追^レ被^レ告人等^一、隨^レ来^二悉禁着^一、各置^二別処^一、一々勘問。始問^二安宿^一。款云、去六月廿九日黄昏、黄文来云、奈良麻呂欲^レ得^二語言^一云^レ尔。安宿即從往、至^二太政官院内^一。先有^二廿許人^一。一人迎來礼揖。近着看^レ顔、是奈良麻呂也。又有^二素服者一人^一。熟看^レ此、小野東人也。登時、衆人共云、時既^レ応^レ過。宜須^二立拜^一。安宿問云、未^レ知、何拜耶。答云、拜^二天地^一而已云^レ尔。安宿雖^レ不^レ知^レ情、隨^レ人立拜。被^レ欺^レ往^レ耳。又問^二黄文・奈良麻呂・古麻呂・多治比犢養等^一。辭雖^二頗異^一、略皆大同。勅使又問^二奈良麻呂云^一、逆謀^レ緣^レ何而起。款云、内相行^レ政、甚多^二無道^一。故先^レ發^レ兵、請^レ得^二其人^一、後將^レ陳^レ狀。又問、政称^二無道^一、謂^二何等事^一。款云、造^二東大寺^一、人民苦辛。氏々人等、亦是^レ為^レ憂。又置^二剎奈羅^一、為^二已大憂^一。問、所^レ称^二氏々^一、指^二何等氏^一。又造^二寺^一、元起^レ自^二汝父時^一。今^レ遣^二人憂^一、其言不^レ似。於是、奈良麻呂辭屈而服。又問^二佐伯古比奈^一。款云、賀茂角足請^二高麗福信・奈貴王・坂上苺田麻呂・巨勢苗麻呂・牡鹿嶋足^一、於^二額田部宅^一飲^レ酒。其意者、為^レ令^二此等人莫^レ會^二發逆之期^一也。又角足与^二逆賊^一謀、造^二田村宮^一、指授^レ入^レ道。於是、一皆^レ下^レ獄。又分^二遣諸衛^一、掩^二捕逆党^一。更遣^二出雲守從三位百濟王敬福・大宰帥正四位下船王等五人^一、率^二諸衛人等^一、防^二衛獄囚^一、拷掠窮問。黄文^一改^二名多夫礼^一。道祖改^二名麻度比^一。大伴古麻呂・多治比犢養・小野東人・賀茂角足改^二姓乃呂志^一等、並杖下死。安宿王及妻子配^二流佐渡^一。信濃国守佐伯大成・土左国守大伴古慈斐二人、並便流^二任国^一。其支党人等、或死^二獄中^一。自外悉依^レ法配流。又遣^二使^一、追^二召遠江守多治比国人^一勘問。所^レ款亦同。配^二流於伊豆国^一。又勅^二陸奥国^一、令^レ勘^二問

難波

守佐伯全成一。款云、去天平十七年、先帝陛下行幸難波、寢膳乖宜。于時、奈良麻呂謂全成一曰、陛下枕席不安、殆至大漸。然猶無立皇嗣。恐有變乎。願率多治比國人・多治比犢養・小野東人、立黃文而為君、以答百姓之望。大伴・佐伯之族、隨於此舉、前將無敵。方今、天下憂苦、居宅無定、乘路哭叫、怨歎実多。縁是議謀、事可必成一。相隨以否。全成答曰、全成先祖、清明佐時。全成雖愚、何失先迹。実雖事成、不欲相從。奈良麻呂云、見天下愁、而述所思耳。莫導他人。言畢辞去。厥後、大嘗之歲、奈良麻呂云、前歲所語之事、今時欲發。如何。全成答曰、朝廷賜全成高爵・重祿。何敢違天發惡逆事。是言、前歲已忌。何更發耶。奈良麻呂云、汝与吾同心之友也。由此談說。願莫導他。又去年四月、全成齋入金入京。于時、奈良麻呂語全成一曰、相見大伴古麻呂以否。全成答曰、未得相見。是時、奈良麻呂云、願与汝欲相見古麻呂。共至弁官曹司、相見語話。良久、奈良麻呂云、聖体乖宜、多經歲序。闕看消息、不過一日。今天下乱、人心無定。若有他氏立王者、吾族徒將滅亡。願率大伴・佐伯宿祢、立黃文而為君、以先他氏、為万世基。古麻呂曰、右大臣・大納言、是兩箇人、乘勢握權。汝雖立君、人豈合從。願勿言之。全成曰、此事無道。実雖事成、豈得明名。言畢歸去。奈良麻呂・古麻呂便留彼曹。不聞後語。勘問畢而自經。

南院

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月戊午〔十一日〕条戊午、(中略)是日、御南院、追集諸司并京畿内百姓村長以上而詔曰、明神大八洲所知倭根子天皇大命(良麻止)宣大命(乎)親王・王・臣・百官人等、天下公民、衆聞宣。高天原神積坐(須)皇親神魯岐・神魯弥命(乃)定賜来(流)天日嗣高御座次(乎)加蘇・奪將(止)為而惡逆在奴久奈多夫礼・麻度比・奈良麻呂・古麻呂等(伊)逆党(乎)伊射奈比率而、先内相家(乎)困而其(乎)殺而、即大殿(乎)困而皇太子(乎)退而、次者皇太后朝(乎)傾、鈴印契(乎)取而、召右大臣而天下(尔)号令使(為)牟。然後廢帝、四王之中(尔)簡而為君(牟止)謀而、六月廿九日(乃)夜、入太政官坊而、飲塩汁而誓、礼天地四方而、七月二日、發兵(牟止)謀定而、二日未時、小野東人、喚中衛舍人備前国上道郡人上道朝臣斐大都而詔云(久)此事俱(仁西止)伊射奈布(尔)依而、俱(仁西牟止)事者許而、其日亥時、具奏賜(都)由(此勘問賜(尔)每事(止)申而皆罪(尔)伏(奴)是以、勘法(尔)皆当(死罪)在。如此雖在、慈賜(止)為而、一等輕賜而、姓名易而、遠流罪(尔)治賜(都)此誠天地神(乃)慈賜(比)護賜(比)挂畏開闢已来御宇天皇大御靈(多知乃)穢奴等(乎)伎良比賜棄賜(布尔)依(弓)又盧舍那如来、觀世音菩薩、護法梵王・帝釈・四天王(乃)不可思議威神之(尔)依(弓志)此逆在惡奴等頭出而、悉罪(尔)伏(奴良志止奈母)神(奈賀良母)所念行(須止)宣天皇大命(乎)衆聞食宣。事別宣(久)久奈多夫礼(良尔)所註誤百姓(波)京土履(牟)事穢(弥)出羽国小勝村(乃)柵戸(尔)移賜(久止)宣天皇大命(乎)衆聞食宣。

南院

朝廷

言畢辞去。厥後、大嘗之歲、奈良麻呂云、前歲所語之事、今時欲發。如何。全成答曰、朝廷賜全成高爵・重祿。何敢違天發惡逆事。是言、前歲已忌。何更發耶。奈良麻呂云、汝与吾同心之友也。由此談說。願莫導他。又去年四月、全成齋入金入京。于時、奈良麻呂語全成一曰、相見大伴古麻呂以否。全成答曰、未得相見。是時、奈良麻呂云、願与汝欲相見古麻呂。共至弁官曹司、相見語話。良久、奈良麻呂云、聖体乖宜、多經歲序。闕看消息、不過一日。今天下乱、人心無定。若有他氏立王者、吾族徒將滅亡。願率大伴・佐伯宿祢、立黃文而為君、以先他氏、為万世基。古麻呂曰、右大臣・大納言、是兩箇人、乘勢握權。汝雖立君、人豈合從。願勿言之。全成曰、此事無道。実雖事成、豈得明名。言畢歸去。奈良麻呂・古麻呂便留彼曹。不聞後語。勘問畢而自經。

太政官坊

〔註〕1 大嘗之歲—天平勝宝元年。史料三三参照。2 彼曹—弁官曹司

京

入京

大殿 皇太后朝

〔註〕1 南院—大極殿南院(史料三三)と同じく、中央区の朝堂院、ないし朝堂院と朱雀門の間の空間を指すか。但し、

弁官曹司

彼曹

内相家

八三頁

三三

七月十二日 孝謙天皇が南院に出御し、諸司の官人と畿内の村長以上に対して橘奈良麻呂の変の経過と事後処理について布告する。

長以上に対して橘奈良麻呂の変の経過と事後処理について布告する。

天皇が具体的にどこに出御したのかは判然としない。可能性としては、大極殿跡地のⅡ期の遺構（西宮？）の正殿、ないしこの区画の南門（中央区朝堂院の北門に相当）か。

三三 七月二十四日 宮中において、仁王経の講読を行う。

宮中

〔続日本紀〕卷廿天平宝字元年七月庚午《二十四日》条
庚午、於_二宮中_一設齋、講_二仁王経_一焉。

〔註〕1 宮中―内裏、あるいは内裏に置かれた内道場を指す可能性が考えられるが、莫然と平城宮を指す場合もあり、具体的にどこの施設で行われたかは不詳。

三四 閏八月十日 造東大寺司写経所が、法花経疏一部十二巻を内裏に貸し出す。

内裏

〔正倉院伝世木簡〕

〔表〕法花経疏一部十二巻 吉藏師者

右依飯高命婦宝字元年閏八月十日宣奉請内裏

〔裏〕使召継舍人采女家万呂

判官川内画師 主典阿刀連

290・41・3 011

〔註〕※积文は木簡学会編『日本古代木簡選』の図版による。

三五 十一月十八日 内裏において、新嘗祭の豊明節会の宴会を催す。

内裏

〔萬葉集〕卷二十、四四八六・四四八七

天平宝字元年十一月十八日、於_二内裏_一肆宴歌二首。

天地乎 弓良須日月乃 極奈久 阿流倍伎母能乎

奈尔乎加於毛波牟

右一首、皇太子御歌。

伊射子等毛 多波和射奈世曾 天地能 加多米之久

尔曾 夜麻登之麻祢波

右一首、内相藤原朝臣奏之。

〔註〕1 肆宴―天平宝字元年十一月十八日の干支が壬辰であることから考えて、前日辛卯に行われた新嘗祭の豊明節会か。

天平宝字二年（七五八）

三六 一月三日 内裏において、侍従・堅子・諸王臣に対して宴会を催し、玉箒を賜って詩歌を作らせる。

内裏之東屋垣下

〔萬葉集〕卷二十、四四九三

二年春正月三日、召_二侍従・堅子・王臣等_一、令

侍_二於内裏之東屋垣下_一、即賜_二玉箒_一肆宴。于_レ時、

内相藤原朝臣奉_レ勅宣、諸王卿等随_レ堪任_レ意作_レ歌

并賦_レ詩。仍_レ応_二詔旨_一、各陳_二心緒_一、作_レ歌賦_レ詩。

〔未_レ得_二諸人之賦詩并作歌_一也。〕

始春乃 波都祢乃家布能 多麻婆波伎 手尔等流可

良尔 由良久多麻能乎

右一首、右中弁大伴宿祢家持作。但依_二大藏政_一、

不堪_レ奏_レ之。

三七 一月六日 内裏において、白馬節の宴会を一日繰り上げて白馬抜きで催す。

内裏

a 〔萬葉集〕卷二十、四四九四

水鳥乃 可毛能羽伊呂乃 青馬乎 家布美流比等波

可芸利奈之等伊布

右一首、為_二七日侍宴_一、右中弁大伴宿祢家持預

作_二此歌_一。但依_二仁王会事_一、却以_二六日_一、於_二内

裏_一召_二諸王卿等_一、賜_レ酒肆宴給_レ禄。因_レ斯不_レ奏

也。

b 〔萬葉集〕卷二十、四四九五

六日、内庭_一仮植_二樹木_一以作_二林帷_一而、為_二肆宴_一歌

一首。

打奈婢久 波流等毛之流久 宇具比須波 宇恵木之

樹間乎 奈积和多良奈牟

三八 八月一日

大極殿において、皇太子大炊王が即位の儀式を行う。

〔続日本紀〕卷廿一天平宝字二年八月庚子朔《一日》条

大極殿

庚子朔、高野天皇禪_二位於皇太子_一。(中略)是日、皇太子受_レ禪、即_二天皇位於大極殿_一。(後略)

【註】※八月一日という律令国家のいわば年度始めの即位には、かなりの計画性を窺うことができる。なお、大炊王の漢風諡号淳仁は、明治三年になってから贈られたもの。『続日本紀』では「帝」あるいは「廢帝」として見える。1大極殿―東区上層の正殿、いわゆる第二次大極殿。

三九

八月二十五日 官号の改定にあたり、図書寮は典籍を管理して内裏に奉仕するので、内史局とする。

〔続日本紀〕卷廿一天平宝字二年八月甲子〔二十五日〕条
甲子、(中略)是日。大保從二位兼中衛大将藤原惠美朝臣押勝・正三位中納言兼式部卿神祇伯石川朝臣年足・參議從三位出雲守文室真人智努・參議從三位紫微大弼兼兵部卿侍從下總守巨勢朝臣開曆・參議紫微大弼正四位下兼左大弁紀朝臣飯麿・參議正四位下中務卿藤原朝臣真楯等、奉_レ勅改_二易官号_一。(中略)図書寮、掌_下持_二典籍_一、供_中奉_二内裏_一。故改_二為_二内史局_一。(後略)

内裏

三〇

十一月二十三日 淳仁天皇が乾政官院に出御し、大嘗祭を行う。

〔続日本紀〕卷廿一天平宝字二年十一月辛卯〔二十三日〕条
辛卯、御_二乾政官院_一、行_二大嘗之事_一。丹波国為_二由機_一、播磨国為_二須岐_一。

乾政官院

【註】1乾政官院―太政官院。この年八月二十五日の官名改定による(『続日本紀』同月甲子条。史料三九)。東区(第二次)朝堂院を指す。太政官(乾政官)院で大嘗祭を実施したことを明記する初例である。第二次朝堂院朝庭部分からは五時期に及ぶ大嘗宮が検出されており、太政官(乾政官)院における大嘗祭の挙行の明記のある淳仁・光仁・桓武の三代、場所の明記のない元正・聖武・称徳のうちの二代の天皇の大嘗祭の遺構と考えられる(史料三註参照)。

三二

十一月二十五日 淳仁天皇が大極殿閣門に出御し、五位以上の官人に対して大嘗祭の巳日の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷廿一天平宝字二年十一月癸巳〔二十五日〕条
癸巳、御_二閣門_一、宴_二於五位已上_一。賜_レ禄有_レ差。

閣門

三一

十一月二十六日 朝堂において、内外の諸司の主典以上の官人に対して、大嘗祭の豊明節会の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷廿一天平宝字二年十一月甲午〔二十六日〕条
甲午、饗_二内外諸司主典已上_一於朝堂。賜_二主典已上、番上及学生等六千六百七十余人布・綿_二有_レ差_一。其明經・文章・明法・音・箏・笛・針・陰陽・天文・曆・勤公・勸産・工巧・打射等五十七人、賜_二糸人十綯_一。文人上_レ詩者、更益_二十綯_一。

朝堂

【註】※いわゆる豊明節会。1朝堂―東区(第二次)朝堂院の朝堂。

天平宝字三年(七五九)

三三

一月一日 淳仁天皇が大極殿に出御し、渤海使も参加させて元日朝賀の儀式を行う。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年正月戊辰朔〔一日〕条
戊辰朔、御_二大極殿_一受_レ朝。文武百官、及高麗蕃客等、各依_レ儀拝賀。

大極殿

【註】1大極殿―東区上層の第二次大極殿。なお、淳仁天皇の時期の『続日本紀』は、大極殿への出御の場合一貫して出御主体を記さない。大極殿以外の場所の場合には、淳仁天皇は「帝」、孝謙太上天皇は「高野天皇」と記す。『続日本紀』

三六 一月七日 雨のため白馬節の宴会を中止する。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年正月甲戌《七日》条
甲戌、停_レ節宴_一。雨也

三七 一月十八日 淳仁天皇が朝堂に臨み、渤海使に対して叙位を行

い物を賜う。また、朝堂において、五位以上の官人と渤海使、
また主典以上の官人に対して、踏歌節の宴会を催す。

臨軒

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年正月乙酉《十八日》条
乙酉、帝_レ臨_レ軒。授_二高麗大使楊承慶正三位_一。副使

楊泰師從三位。判官馮方礼從五位下。録事已下十九
人各有_レ差。賜_二国王及大使已下祿_一有_レ差。饗_二五位已
上及蕃客、并主典已上於_二朝堂_一。作_二女樂於_二台_一、
奏_二内教坊踏歌於_二庭_一。客主典已上_レ次_レ之。事畢賜
_レ綿各有_レ差。

〔註〕1 臨軒―朝堂に臨むこと。東区(第二次)大極殿に出
御して東区(第二次)朝堂院の朝堂に臨む、中央区の百柱の
間に出御して中央区(第一次)の朝堂院に臨むの両様の可能
性がある。但し、儀式の構造は、「臨軒」と「御_二閤門_一」の
違いはあるものの、天平宝字四年の白馬節(史料_{三〇〇})や天
平宝字七年の踏歌節(史料_{三〇一})と同じであり、東区を会場
とした可能性が高いか。2 朝堂―東区(第二次)朝堂院の朝
堂、または中央区朝堂院の朝堂。どちらかといえば、前者か。
3 庭―東区朝堂院の朝庭。4 客主典已上―客主主典已上か。

三八 一月十九日 内裏において大射を行う。

内

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年正月丙戌《十九日》条
丙戌、_一内射。喚_二客、亦令_二同射_一。
〔註〕1 内射―内裏において行う大射の称か。2 客―渤海大
使楊承慶・同副使楊泰師らの一行。

三九 一月二十七日 田村第において、藤原惠美押勝が渤海使送別の

宴会を催す。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年正月甲午《二十七日》条

四十 一月三日 淳仁天皇が朝堂に臨み、渤海使の上表を受け、渤海

臨軒

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年正月庚午《三日》条
庚午、帝_レ臨_レ軒。高麗使楊承慶等貢_二方物_一、奏曰、
高麗国王大欽茂言、承聞、在_二於日本_一照_二臨_二八方_一
₂聖明皇帝、登_二遐天宮_一。攀号感慕、不_レ能_二默止_一。
是以、差_二輔国將軍楊承慶、歸德將軍楊泰師等_一、令_下
奏_二表文并常貢物_一入朝_上。詔曰、高麗国王遥聞_二先朝
登_二遐天宮_一、不_レ能_二默止_一。使_二楊承慶等來慰_一。聞
_レ之感痛、永慕益深。但歲月既改、海内從_レ吉。故不下
以_二其礼_一相待_上也。又不_レ忘_二旧心_一、遣_二使來貢_一。勤誠
之至、深有_二嘉尚_一。

〔註〕1 臨軒―朝堂に臨むこと。東区(第二次)朝堂院の朝
堂に臨む、すなわち東区(第二次)大極殿への出御かと考え
られるが、中央区の第一次大極殿の跡地の整備が完成して
いる可能性があり(南面築地回廊に取り付く東西廊の抜き取り
穴に天平勝宝四、五年の木簡が廃棄されている(史料_{三〇二})、
中央区(第一次)朝堂院の朝堂を指すことも十分に考え得る。
その場合には第一次大極殿の跡地に唐大明宮の麟徳殿を模し
て建てられたといわれるいわゆる百柱の間への出御というこ
とになる。なお、この第一次大極殿跡地の施設(同地II期の
遺構)の呼称については「西宮」説があるが、西宮は東院に
対して東区の内裏を指すと解することもできる。但し、そう
考えた場合には、「西宮」説に対する明確な対案を呈示でき
ない点という問題がある(この問題については史料_{三〇三}註1
を参照)。2 聖明皇帝―二年半余り前の天平勝宝八歳(七五
六)五月に死去した聖武太上天皇。

田村第
内裏

甲午、大保藤原惠美朝臣押勝宴^三蕃客於田村^二。勅賜^二内裏女樂并綿一万屯^一。当代文士賦^レ詩送別。副使楊泰師作^レ詩和^レ之。

【註】1 蕃客―渤海大使楊承慶・同副使楊泰師らの一行。2 内裏女樂―内教坊所属の宫廷の伎女・歌女など。これらを田村第に出張させたのである。

太上天皇御所

三六 二月一日

渤海使に渤海国王への国書をたまく。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年二月戊戌朔〔一日〕条

戊戌朔、賜^二高麗王^一書曰、天皇敬問^二高麗国王^一。使揚承慶等遠涉^二滄海^一、来吊^二国憂^一。誠表^二勲勲^一、深增^二酷痛^一。但随^レ時變^レ礼、聖哲通規。從^レ吉履^レ新、更無^二余事^一。兼復所^レ貽信物、依^レ數領^レ之。即因^二還使^一、相^二酬土毛絹卅疋・美濃繩卅疋・糸二百紵・綿三百屯^一。殊嘉^二尔忠、更加^レ優、賜^二錦四疋・両面二疋・纈羅四疋・白羅十疋・彩帛卅疋・白綿一百帖^一。物雖^二輕尠^一、寄^レ思良深。至宜^二並納^一。国使附來、無^二船駕去^一。仍差^二單使^一送^二還本蕃^一。便從^二彼郷^一達^二於大唐^一、欲^レ迎^二前年入唐大使藤原朝臣河清^一。宜^二知相資^一。余寒未^レ退。想王如^レ常。遣^レ書指不^二多及^一。(後略)

【註】※場所は明記されていない。

三六

六月十六日 淳仁天皇が内安殿に出御し、父舍人親王に崇道尽敬皇帝の尊号を贈る。また、叙位を行う。

内安殿

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年六月庚戌〔十六日〕条

庚戌、帝御^二内安殿^一、喚^二諸司主典已上^一、詔曰、現神大八洲所知倭根子天皇詔旨〔止〕宣詔〔乎、〕親王・王・臣・百官人等、天下公民、衆聞食宣。比來太皇太后御命以〔乎〕朕〔尔〕語宣〔久、〕太政之始〔波、〕人心未^レ定在〔可波、〕吾子為〔乎〕皇太子〔止〕定〔乎〕先奉^レ昇^二於君位^一畢〔乎、〕諸意靜了〔奈牟〕後〔尔〕傍上〔乎波〕宣〔牟止〕為〔乎〕

奈母〕抑〔閑弓〕在〔川流〕。然今〔波〕君坐〔乎〕御宇事日月重〔奴〕。是以、先考追皇〔止〕為、親母大夫人〔止〕為、兄弟姊妹親王〔止〕為〔与止〕仰給〔夫〕貴〔岐〕御命〔乎〕頂受給〔利〕、歡〔備〕貴〔美〕懼〔知〕恐〔利弓〕、掛畏我皇聖太上天皇御所〔尔〕奏給〔倍波〕、奏〔世止〕教宣〔久、〕朕一人〔乎〕昇賜〔比〕治賜〔部流〕厚恩〔乎母、〕朕世〔尔波〕酬尽奉事難〔之〕生子〔乃〕八十都岐〔尔自〕仕奉報〔倍久〕在〔良之止〕夜昼恐〔麻里〕侍〔乎、〕伊夜益〔須〕益〔尔〕朕私父母波良何〔良仁〕至〔麻弓尔〕可^レ在^レ状任〔止〕上賜〔比〕治賜〔夫〕事甚恐〔自〕。受賜事不^レ得〔止〕奏〔世止〕宣〔夫〕朕又念〔久、〕前聖武天皇〔乃〕皇太子定賜〔比弓〕、天日嗣高御座〔乃〕坐〔尔〕昇賜物〔乎、〕伊何〔尔可〕恐〔久〕私父母兄弟〔尔〕及事得〔牟、〕甚恐〔自〕進〔母〕不^レ知、退〔母〕不^レ知〔止〕伊奈備奏。雖^レ然多比重〔乎〕宣〔久、〕吾加久不^レ申成〔奈波、〕敢〔乎〕申人者不^レ在。凡人子〔乃〕去^レ禍、蒙^レ福〔麻久〕欲為〔流〕事〔波、〕為^レ親〔尔止奈利〕。此大福〔乎〕取惣持〔弓、〕親王〔尔〕送奉〔止〕教〔比〕宣〔夫〕御命〔乎〕受給〔利弓奈母〕加久為〔流〕。故是以、自^レ今以後、追^二皇舍人親王^一、宜^レ称^二崇道尽敬皇帝^一、当麻夫人称^二大夫人^一、兄弟姊妹悉称^二親王^一〔止〕宣天皇御命、衆聞食宣。辞別宣〔久、〕朕一人〔乃未也〕慶〔之岐〕貴〔岐〕御命受賜〔牟〕卿等庶〔母〕共喜〔牟止〕為〔乎〕奈母、一二治賜〔倍岐〕家々門々人等〔尔、〕冠位上賜〔比〕治賜〔久止〕宣天皇御命、衆聞食宣。又御命坐〔世〕宣〔久、〕大保〔乎波〕多他〔仁〕卿〔止〕能味〔波〕不^レ念、朕父〔止〕復藤原伊良豆壳〔乎波〕婆々〔止奈母〕念。是以、治賜〔武等〕勅〔倍止〕遍重〔天〕辞〔備〕申〔仁〕依〔天〕默在〔牟止〕為〔礼止毛〕止事不^レ得。

北京

「己卯、(中略)是日、勅曰、朕有_レ所_レ思、議造_二北京_一。(後略)
【註】※保良京に関する記事であるが、便宜掲げる。1己卯—丁卯(十六日に相当)の誤りか。

天平宝字四年(七六〇)

三〇三

一月一日 淳仁天皇が大極殿に出御し、百官と渤海使が参列して元日朝賀の儀式を行う。また、内裏において五位以上の官人に対して元日節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月癸亥朔(一日)条
癸亥朔、御_二大極殿_一受_レ朝。文武百官及渤海蕃客、各依_レ儀拝賀。是日、宴_二五位已上於内裏_一。賜_レ禄有_レ差。
【註】1大極殿—東区(第二次)大極殿。

三〇四

一月四日 内安殿において、孝謙太上天皇と淳仁天皇が出御して叙位を行う。また、藤原惠美押勝を太師に任じ、隨身契を与える。

内安殿

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月丙寅(四日)条
丙寅、高野天皇及帝御_二内安殿_一、授_二大保從二位藤原惠美朝臣押勝從一位_一。正四位上藤原朝臣真楯、正四位下藤原朝臣巨勢麿並從三位。從五位上下毛野朝臣稻麿正五位上。從五位上早部宿祢古麿・石川朝臣豊成並正五位下。從五位下田中朝臣多太麿・日置造真卯並從五位上。外從五位下食朝臣三田次、正六位上田口朝臣大戸、正六位下大原真人繼麿並從五位下。正六位上下道朝臣黒麿外從五位下。從五位上粟田朝臣深見正五位下。女孺正六位上大伴宿祢真身・雀部朝臣東女、從六位下布勢朝臣小野、正七位上大神朝臣妹、无位藤原朝臣菓子並從五位下。事畢、高野天

三〇一 十一月十六日 北京として保良京の造営を開始する。

造宮輔
保良京

a 〔続日本紀〕卷廿二天平宝字三年十一月戊寅(十六日)条
戊寅、遣_二造宮輔_一從五位下中臣丸連張弓、越前員外介從五位下長野連君足、造_二保良京_一。六位已下官五人。
b 〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年十月己卯(二十八日)条

然此家(乃)子(止毛波)朕波良何(良仁)在物(乎夜)親王(多知)治賜(夫)日(仁)治不_レ賜在(牟止)為(弓奈母)汝(仁)冠位上賜治賜(夫)。又此家自(久母)藤原(乃)卿等(乎波)挂畏聖天皇御世重(弓)於母自岐人(乃)自門(波)慈賜(比)上賜来(流)家(奈利)今又無_レ過仕奉人(乎波)慈賜(比)治賜(比)不_二忘賜_一(之止)宣天皇御命、衆聞食宣。從三位船王・池田王並授_二三品_一。正四位上諱從三位。從五位下御方王・御使王、无位林王・笠王・宗形王並從四位下。從五位下河内王從五位上。正四位下紀朝臣飯麿・藤原朝臣真楯並正四位上。從四位上藤原朝臣巨勢麿正四位下。從四位下藤原朝臣御楯從四位上。正五位下阿倍朝臣嶋麿・大伴宿祢犬養・石川朝臣名人、正六位上岡真人和氣、從五位下仲真人石伴、從五位上藤原惠美朝臣真先、從五位下藤原惠美朝臣久須麿並從四位下。正五位下中臣朝臣清麿、從五位上藤原朝臣魚名並正五位上。從五位下藤原惠美朝臣朝狩正五位下。從五位下都努朝臣道守・阿倍朝臣毛人・大伴宿祢御依・豊野真人出雲並從五位上。正六位上三嶋真人盧原・阿倍朝臣許智・藤原朝臣雄田麿・藤原惠美朝臣小弓麿・藤原惠美朝臣薩雄・橘宿祢綿裳並從五位下。從四位下室王・飛鳥田王並四品。從五位下弓削王、无位川辺王・加豆良王、從五位下藤原惠美朝臣兒從並從四位下。以_二從四位上藤原朝臣御楯_一任_二參議_一。
【註】1内安殿—内裏の正殿か。

皇口勅曰、乾政官大臣（仁方）、敢（天）仕奉（倍伎）人無時（波）空（久）置（弓）在官（尔阿利）。然今大保（方）必可（仕奉）（之止）所念坐（せ）、多（能）遍重（天）勅（止毛）、敢（末之時止）為（弓）辞（備）申、復可（受賜）物（奈利せ波）祖父仕奉（天麻自）、然有物（乎）、知所（毛）無（久）、怯（久）劣（岐）押勝（我）得仕奉（倍岐）官（尔波）不在、恐（止）申。可久申（須乎）、皆人（仁之毛）辞（と）申（仁）依（天）此官（乎波）授不（給）（止）令（知）（流）事不（得）。又祖父大臣（乃）明（久）淨（岐）心以（弓）御世累（弓）天下申給（比）、**朝廷**助仕奉（利）多夫事（乎）、宇牟我（自弥）辱（止）念行（弓）、挂（久毛）畏（岐）聖天皇朝、太政大臣（止之弓）仕奉（止）勅（祁礼止）、数数辞（備）申（多夫仁）依（弓）受賜（多波受）成（尔志）事（毛）悔（止）念（賀）故（仁）、今此藤原惠美朝臣（能）大保（乎）大師（乃）官（仁）仕奉（止）授賜（夫）天皇御命、衆聞食宣。即召（太師）賜（隨身契）。又以（中納言）正三位石川朝臣年足（為）御史大夫。從三位文室真人智努（為）中納言。三品船親王（為）信部卿。從三位藤原朝臣真楯（為）大宰帥。（後略）

【註】1 内安殿―内裏の正殿か。

四〇 一月五日 淳仁天皇が朝堂に臨み、渤海国使の方物貢進を受け

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月丁卯《五日》条
丁卯、帝、**臨軒**。渤海国使高南申等貢（方物）。奏曰、国王大欽茂言、為（獻）日本朝遣唐大使特進兼秘書監藤原朝臣河清上表并恒貢物、差（輔国）大將軍高南申等、充（使）入朝。詔曰、遣唐大使藤原河清久不（来帰）。所（鬱念）也。而高麗王差（南申）令（下賚）河清表文（入朝）。王之款誠、実有（嘉焉）。（後略）

四一 一月五日 孝謙太上天皇と淳仁天皇が、藤原惠美押勝の田村第に行幸する。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月丁卯《五日》条
丁卯、（中略）是日、高野天皇及帝幸（太師第）、授（正六位上）巨勢朝臣広足（從五位下）。從三位藤原朝臣袁比良正三位。從五位上池上王正五位上。從五位上賀茂朝臣小鮒・飯高公笠目並正五位下。賜（陪從）五位上錢。

【註】1 太師第―平城京左京四條二坊東半の九坪から十六坪の八坪分に想定されている藤原惠美仲麻呂の邸宅田村第。

四二 一月七日 孝謙太上天皇と淳仁天皇が閤門に出御し、渤海使に對する叙位を行う。また、五位以上と渤海使に對して、白馬節の宴を催す。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月己巳《七日》条
己巳、高野天皇及帝御（閤門）。五位已上及高麗使依（儀）陳列。詔授（高麗）国大使高南申正三位。副使高興福正四位下。判官李能本・解臂鷹・安貴琮並從五位下。録事已下各有（差）。賜（国王）繩卅疋、美濃繩卅疋、糸二百約、調綿三百屯。大使已下各有（差）。賜（宴）於五位已上及蕃客。賜（禄）有（差）。

【註】1 閤門―東区（第二次）大極殿院南面の門か。2 賜宴―宴会の場所は明記されていないが、天皇が閤門に出御していることからすると、東区（第二次）朝堂院の朝堂か。

四三 一月十六日 石川名人を造宮卿に任じる。

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月戊寅《十六日》条
戊寅、（中略）從四位下石川朝臣名人為（造宮卿）。（後略）

四〇 一月十七日 朝堂において、主典以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。

朝堂

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月己卯《十七日》条

1 己卯、饗文武百官主典已上於朝堂。(後略)

〔註〕1 己卯—十七日にあたるが、本来十六日に行われるべき踏歌節の宴会が一日遅れたのであろう。2 朝堂—東区(第二次)朝堂院の朝堂であらう。

四一 一月十七日 内裏において、渤海使も参加させて大射を行う。

内

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年正月己卯《十七日》条

己卯、(中略)是日、内射。因召蕃客、令觀射礼。

〔註〕1 内射—内裏において行いう大射のことか。2 蕃客—渤海使高南申らのこと。

四二 二月二十九日 宮中と東大寺において仁王会を行う。

宮中

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年二月庚申《二十九日》条

庚申、設仁王会於宮中及東大寺。

〔註〕1 宮中—内裏のことか。但し、この仁王会が光明皇太后の病氣平癒を祈るものであるならば、宮寺すなわち法華寺を指す可能性も全くなくはない。

四三 閏四月二十三日 宮中において、大般若經の転読を行う。

宮中

〔続日本紀〕卷廿二天平宝字四年閏四月壬午《二十三日》条

壬午、転読大般若經於宮中。

〔註〕1 宮中—この大般若經転読も光明皇太后の病氣平癒祈願に関わるとすれば、法華寺の可能性もある。

四四 八月十八日 淳仁天皇が小治田宮に行幸する。

小治田宮

a 〔続日本紀〕卷廿三天平宝字四年八月乙亥《十八日》条

乙亥、幸小治田宮。天下諸国当年調庸、便即收納。

〔註〕1 小治田宮—小治田岡本宮。雷丘東方遺跡がその比定

地。この月の十八日には、播磨・備前・備中・讃岐の諸国から糶を運んだことがみえる(『続日本紀』同月辛未条)。

小治田岡本宮

b 〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年正月癸巳《七日》条

癸巳、詔曰、依有_レ大史局奏_レ事、暫移而御小治田岡本宮。(後略)

〔註〕※小治田宮に関わる記事であるが、便宜掲げる

四五 八月二十二日 新京の諸寺などに新銭をたまう。

新京

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字四年八月己卯《二十二日》条

己卯、賜_レ新京諸大小寺、及僧綱・大尼・諸神主・百官主典已上新銭、各有_レ差。

〔註〕※保良京に関わると考えられる記事であるが、便宜掲げる。1 新京—小治田宮とする説もあるが、天平宝字三年十一月に北京として造営を開始した保良京(史料101 a・b)を指すと解すべきであらう。

四六 八月二十六日 新京の高年の僧尼に、綿をたまう。

新京

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字四年八月癸未《二十六日》条

癸未、施_レ新京高年僧尼曜藏・延秀等卅四人綿・綿。

〔註〕※保良京に関わると考えられる記事であるが、便宜掲げる。1 新京—保良京か。史料103註1参照。

四七 天平宝字五年(七六一)

四八 一月一日 新宮が未完成のため、元日朝賀の儀式を中止する。

新宮

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年正月丁亥朔《一日》条

丁亥朔、廢_レ朝。以_レ新宮未_レ就也。

〔註〕1 新宮—このとき淳仁天皇は小治田宮にいたから、小治田宮を指すとする説もあるが、淳仁天皇が天平宝字四年八月から天平宝字五年一月まで小治田宮に行幸したのは、平城宮還御時に武部曹司を御在所とすることからすると、内

四六 一月二日

臨軒

淳仁天皇が朝堂に臨み、叙位を行う。

裏の改築に伴うものであった可能性が高い。その間の滞在地として大史局（陰陽寮）の奏によって選ばれたのが小治田宮本宮だったのである（『続日本紀』天平宝字五年正月癸巳条〈史料三三三〉）。従って、新宮は当然平城宮の改造内裏で、「新宮未レ就」とは改作が未完成であることをいうのであろう。わざわざ断っているところからみて、当初は元日朝賀には間に合わせる予定だったか。しかし、結局改作完了を待たずに平城宮に還御し、臨時に武部曹司を御在所とすることになる（『続日本紀』天平宝字五年正月丁酉条〈史料三七七〉）。

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年正月戊子（二一日）条
戊子、帝¹臨^レ軒。文武百官主典已上、依^レ儀陪^レ位。
授^二從三位文室真人淨三正三位^一。從五位下林王從五位上。无位高嶋王・布勢王・忍坂王並從五位下。從四位下阿倍朝臣嶋麻呂從四位上。正五位上藤原朝臣魚名從四位下。從五位下粟田朝臣人成・藤原朝臣繩麻呂並從五位上。正六位上藤原惠美朝臣辛加知・安曇宿祢石成・粟田朝臣足人・石川朝臣弟人・佐味朝臣伊与麻呂・阿倍朝臣広人・当麻真人高庭・淡海真人御船・藤原朝臣田麻呂・藤原朝臣黒麻呂・石川朝臣名足並從五位下。正六位上坂上忌寸老人・村国連虫麻呂・山田連古麻呂並外從五位下。正四位下小長谷王正四位上。正五位上池上王、无位置始王・小葛王並從四位下。無位川上王從五位下。從五位上阿倍朝臣石井正五位下。无位藤原惠美朝臣東子從五位上。无位藤原惠美朝臣額・橘宿祢真都我並從五位下。正六位上御間名人黒女、正七位下壬生直小家主女、從七位上稻蜂間連仲村女並外從五位下。
【註】※小治田宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。1 臨軒―朝堂に臨むこと。小治田宮滞在中であるから、小治田宮における儀式を慣用的に表現したのであろう。

四七

一月十一日 小治田宮から平城宮に戻った淳仁天皇が、武部（兵部省）曹司を御在所とする。

小治田宮
武部曹司御在所

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年正月丁酉（十一日）条
丁酉、車駕至^レ自^二小治田宮^一。以^二武部曹司^一為^レ御在所^一。

【註】1 武部曹司―奈良時代後半の平城宮の兵部省曹司は、壬生門と朝集堂院の間の東西に対称に配された官衙のうち、西側の官衙。七四m四方の区画内に八棟の礎石建物を配する極めて格式の高い、しかもコンパクトな空間を構成する。御在所として利用するにあたっては、北側の東西棟三棟が日常居住用に、また南側の正殿と東西二棟ずつの脇殿からなる南に開くコの字型配置の空間を儀式用に利用したのであろう。なお、ほぼ同一の構造の式部省・兵部省のうち、特に兵部省が選ばれたのは、武官人事担当の兵部省の方が文官担当の式部省に比べて事務が繁忙でなかったためか。なお、いつまで武部曹司を御在所としたかは不詳。

四八

一月二十一日 諸司の史生以上に、保良京の宅地を班給する。

保良京

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年正月丁未（二十三日）条
丁未、使^下司門衛督正五位上粟田朝臣奈勢麻呂・礼部少輔從五位下藤原朝臣田麻呂等、六位已下官七人、於^二保良京^一、班^中給諸司史生已上宅地^上。
【註】※保良京に関わる記事であるが、便宜掲げる。

四九

六月七日 法華寺阿弥陀浄土院において、光明皇太后の一周忌の齋会を行う。

阿弥陀浄土院
法華寺内西南隅

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年六月庚申（七日）条
庚申、設^二皇太后周忌齋於阿弥陀浄土院^一。其院者在^二法華寺内西南隅^一。為^レ設^二忌齋^一所^レ造也。其天下諸国、各於^二国分尼寺^一、奉^レ造^二阿弥陀丈六像一軀、挟侍菩薩像二軀^一。

【註】1 皇太后―光明皇太后。天平宝字四年六月七日没（『続日本紀』天平宝字四年六月乙丑条）。2 法華寺内西南隅―平

四三 十月二十八日 保良宮造営の功績により叙位などを行う。また、近江国滋賀・栗太両郡を畿内として畿内に準じるとする。

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年十月己卯《二十八日》条
平城宮
近江国保良宮
造宮使
1 己卯、詔曰、為レ改ニ作平城宮、暫移而御ニ近江国保良宮。是以、国司史生已上供レ事者、并造宮使藤原朝臣田麻呂等、加ニ賜位階。郡司者賜レ物。免ニ当国百姓及左右京・大和・々泉・山背等国今年田租。又自天平宝字五年十月十六日味爽ニ已前近江国雜犯死罪已下、咸悉赦除。授ニ正四位上藤原朝臣御楯從三位。從五位下藤原朝臣田麿・巨曾倍朝臣難波麻呂・中臣丸連張弓並從五位上。正六位上椋垣忌寸吉麻呂・葛井連根主並外從五位下。是日、勅曰、朕有レ所

城京左京二条二坊十坪に、阿弥陀浄土院の庭園のものと伝えられる立石が残っており、また発掘調査によってもこの地に大規模な庭園遺構が存在することが明らかになっている。阿弥陀浄土院本堂は敷地の西寄りに東面して建てていたと想定されるが、この地はいわゆる東院庭園のすぐ東にあたり、浄土の先に東院庭園が位置することになる。3 為設忌齋所造也―発掘調査の結果、阿弥陀浄土院の地には二時期の庭園遺構があり、前身の何らかの施設を阿弥陀浄土院に造り直していることが明らかになっている。阿弥陀浄土院の前身施設としては、外嶋院または中嶋院が最有力候補であり、さらにそれは県犬養三千代の持仏堂、觀無量寿堂を前身とした可能性が考えられる(石山寺所蔵如意輪陀羅尼經奥書を参照)。

四二 十月十一日 保良京(北京)遷都により、藤原惠美押勝らに額稻を賜う。

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年十月壬戌《十一日》条
壬戌、(中略)又賜ニ大師稻一百万束。三品船親王・池田親王各十万束。正三位石川朝臣年足・文室真人浄三各四万束。二品井上内親王十万束。四品飛鳥田内親王、正三位県犬養夫人・粟田王・陽侯王各四万束。以レ遷ニ都保良也。
遷都 保良

四一 十月十三日 平城宮の改作のため、保良宮に行幸する。

〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年十月甲子《十三日》条
甲子、行ニ幸保良宮。
a
b 〔続日本紀〕卷廿三天平宝字五年十月己卯《二十八日》条
1 己卯、詔曰、為レ改ニ作平城宮、暫移而御ニ近江国保良宮。(中略)是日、勅曰、朕有レ所思、議レ造ニ北京。(後略)
平城宮
近江国保良宮
北京
〔註〕1 己卯―丁卯(十六日に相当)の誤りか。

北京
〔註〕1 己卯―丁卯(十六日に相当)の誤りか。

四〇 天平宝字六年(七六二)

三九 一月一日 宮室が未完成のため、元日朝賀の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年正月庚辰朔《一日》条
庚辰朔、廢レ朝。以ニ宮室未レ成也。
宮室
〔註〕1 宮室―小治田宮滞在中の天平宝字五年に続く宮未完成による廢朝。天皇は保良宮滞在中でその元日朝賀の中止をいうが、小治田宮や保良宮行幸自体が平城宮内裏の改作に伴うものなので、この「宮室」は改作中の平城宮の内裏を指すとみてよいであろう。

三八 一月四日 淳仁天皇が朝堂に臨み、叙位・任官・女叙位を行う。

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年正月癸未《四日》条
癸未、帝、臨レ軒。授ニ三品船親王二品。正四位上紀
臨軒

三月二十五日 保良宮の殿舎や区画施設の造営を諸国に分担させる。

保良宮諸殿及屋垣

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年三月甲辰〔二十五日〕条 甲辰、保良宮、諸殿及屋垣、分配諸国、一時就功。〔註〕※保良宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。1 諸殿及屋垣―種々の宮殿と官衙の舎屋、及び宮の区画施設の意か。

五月二十三日 孝謙太上天皇と淳仁天皇が、不和により平城宮に戻り、淳仁天皇は中宮院に、孝謙太上天皇は法華寺に入る。

平城宮

中宮院 法華寺

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年五月辛丑〔二十三日〕条 辛丑、高野天皇与帝有隙。於是、車駕還平城宮。帝御于中宮院。高野天皇御于法華寺。〔註〕1 中宮院―平城宮の東区(第二次) 大極殿院の北側に所在する内裏を指す。2 法華寺―孝謙の母光明皇后が旧藤原不比等邸を寺に改めた寺院で宮寺とも呼ばれ、平城宮の東に接して所在する。

b 〔続日本紀〕卷卅二宝龜三年四月丁巳〔六日〕条

丁巳、下野国言、造薬師寺别当道鏡死。道鏡、俗姓弓削連、河内人也。(中略)宝字五年、從幸保良、時侍看病、稍被寵幸。廢帝、常以為言、与天皇不相中得。天皇、乃還平城別宮而居焉。(後略) 〔註〕1 平城別宮―法華寺のこと。

六月三日 朝堂に五位以上の官人を集め、政務の分担に関する孝謙太上天皇の詔が伝えられる。

朝堂

岡宮

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年六月庚戌〔三日〕条 庚戌、喚集五位已上於朝堂、詔曰、太上天皇御命以(弓)卿等諸語(部止)宣(久)朕御祖太皇太后(乃)御命以(弓)朕(尔)告(之尔)岡宮御宇天皇(乃)日継波、加久(弓)絶(奈牟止)為。女子(能)繼(尔波)在(止母)欲(令)嗣(止)宣

一月九日 巨曾倍難破麻呂を造宮大輔に任じる。

造宮大輔

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年正月戊子〔九日〕条 戊子、(中略)從五位上巨曾倍朝臣難破麻呂為造宮大輔。(後略)

三月三日 保良宮の西南に池亭を新造し、三月三日節の曲水の宴を催す。

宮西南 池亭

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年三月壬午〔三日〕条 壬午、於宮西南、新造池亭、設曲水之宴。賜五位已上祿有差。

〔註〕※保良宮滞在中の記事であるので、「宮西南」を保良宮の西南と解したが、便宜掲げた。保良宮そのものが新造であることからすれば、平城宮の西南である可能性もなしとはしないが、実際に曲水の宴を催しているのであるから、保良宮とみるのが自然である。

せる。

中宮院

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字六年八月丁巳〔十一日〕条
丁巳、令_下左右京尹從四位下藤原惠美朝臣訓儒麻呂・
文部大輔從四位下中臣朝臣清麻呂・右勇士率從四位
下上道朝臣正道・授刀大尉從五位下佐味朝臣伊与麻
呂等、待_三于_一中宮院_二、宣_一傳勅旨_上。

【註】1 中宮院―東区大極殿北側の内裏を指す。

別宮

〔互〕此政行給〔岐〕加〔久〕為〔互〕今帝〔止〕
立〔互〕須麻〔比〕久流間〔尔〕宇夜宇也〔自久〕
相從事〔波〕无〔之互〕斗卑等〔乃〕仇〔能〕在
言〔期等久〕不〔言〕〔岐〕辞〔母〕言〔奴〕不〔為〕
〔伎〕行〔母〕為〔奴〕凡加〔久〕伊波流〔倍积〕
朕〔尔波〕不〔在〕別宮〔尔〕御坐坐〔牟〕時、自加
得言〔也〕此〔波〕朕劣〔尔〕依〔互之〕加久言
〔良之止〕念召〔波〕愧〔自弥〕伊等保〔自弥奈
母〕念〔須〕又一〔尔波〕朕応_レ發_二菩提心_一縁〔尔〕
在〔良之止〕奈母念〔須〕是以、出家〔互〕仏弟
子〔止〕成〔奴〕但政事〔波〕常祀〔利〕小事〔波〕
今帝行給〔部〕国家大事賞罰二柄〔波〕朕行〔牟〕
加久〔能〕状聞食悟〔止〕宣御命、衆聞食宣。(後略)

【註】1 朝堂―中央区(第一次)朝堂院の朝堂か、東区(第
二次)上層朝堂院の朝堂か、俄には決めがたい。淳仁が中宮
院を居所としていることから(しかも中宮院が内裏であると
すれば)、孝謙の詔を伝える場所として中央区の朝堂が相応
しいという考え方は当然成り立つが、淳仁の中宮院居住を理
由とするのであればなおさら、法華寺を居所とする孝謙が淳
仁の居所を挟んだいわば向こう側の中央区において詔を宣す
するというのは不自然であろう。思うに従来の議論は、不和に
よって保良から平城に戻った孝謙と淳仁が、あたかも戦争状
態にあるかのような前提の上に立っている点に大きな問題が
あるのではあるまいか。孝謙のこのいわば権能分掌宣言に淳
仁が抵抗したような痕跡は見いだせない。両者の合意の上に、
淳仁の大極殿への出御も、また孝謙の出御もないまま、政務
の場である東区上層の朝堂院において孝謙の詔が宣せられ
る、そうした場面を想定するのが穏当なのではないか。天皇
と太上天皇が不和状態にあっても、国家機構は粛々と機能し
ている、そういう状況をこの史料から読みとるべきであろう。

三

天平宝字四年から六年頃 平城宮の東朝集殿を、唐招提寺講堂
として施入する。

平城朝集殿

a 〔招提寺建立縁起〕護国寺本『諸寺縁起集』所引
一、講堂一字、右平城朝集殿施入。仍件堂造如_レ件。
〔和尚御影ハ、大安寺唐僧忍義、三月上旬夢講堂棟
折落ト見ル。大師入滅相也ト思。来詣作之。其年五
月六日御入滅了。〕

【註】1 其年―天平宝字七年。

大内屋

b 〔日本高僧伝要文抄〕第三 文室浄三
又云、釈浄三者俗姓文室真人、即浄三原天皇之後也。
〔中略〕大内施_二先上_一、解_二歌九間屋_一、入_二唐寺_一為_二
講堂_一。口勅合_二別当_一。因_レ茲、□伏_二膺大和上鑿真_一
為_二菩薩戒弟子_一。(後略)

【註】※唐招提寺講堂は、史料aにより平城宮の朝集殿を施
入したものであることがわかり、また明治時代の解体修理の
際に発見された臺股下面の旧番付墨書によって、南北方向に
棟をもつ西面する建物を前身とすることが明らかになり、『奈
良大寺大観』唐招提寺一、平城宮の東朝集殿を移築した
建物であることが判明している。移築の時期は、史料aによ
って天平宝字七年三月に唐招提寺講堂が既に建立されていた
とみて、小治田宮や保良宮への行幸が行われ、平城宮内の改
作が実施された天平宝字四年から六年頃のこととする通説に
従っておくが、東朝集殿だけがない事態は想定しづらく、な
お後考を俟ちたい(史料a、b註2参照)。

三〇

八月十一日 藤原惠美訓儒麻呂・中臣清麻呂・上道正道・佐味
伊与麻呂らを中宮院に近侍させ、淳仁天皇の意志伝達にあたら

天平宝字七年（七六三）

四三 一月一日 淳仁天皇が大極殿に出御し、渤海使も参加させて元日朝賀の儀式を行う。

大極殿

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字七年正月甲辰朔《一日》条
甲辰朔、御_二大極殿_一受_レ朝。文武百寮及高麗蕃客、各依_レ儀拝賀。事畢、授_二命婦正四位下氷上真人陽侯正四位上_一。

〔註〕1 大極殿―東区（第二次）上層の大極殿。

四三 一月三日

渤海使王新福が方物を貢進する。

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字七年正月丙午《三日》条
丙午、高麗使王新福、貢_二方物_一。

〔註〕※場所は明記されていない。

四三 一月七日

淳仁天皇が閨門に出御して渤海使に対する叙位を行い、また、五位以上の官人と渤海使に対して、白馬節の宴会を催す。

閨門

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字七年正月庚戌《七日》条
庚戌、帝御_二閨門_一、授_二高麗大使王新福正三位_一。副使李能本正四位上。判官楊懷珎正五位上。品官着緋達能信従五位下。余各有_レ差。賜_二国王及使僉人已上祿_一亦有_レ差。宴_二五位已上及蕃客_一、奏_二唐樂於_三庭_一。賜_二客主五位已上祿_一各有_レ差。

〔註〕1 閨門―東区（第二次）大極殿院南門。2 宴―賜宴の場は、天平宝字三年の踏歌節（史料_三三六）、天平宝字四年の白馬節（史料_四六六）、天平宝字七年の踏歌節（史料_五六六）などを参照すると、東区朝堂院の朝堂であろう。3 庭―朝堂院の朝庭部分をいう。

四三

一月九日 藤原宿奈麻呂を造宮大輔に、石川豊人を造宮少輔にそれぞれ任じる。

造宮大輔
造宮少輔

四三

一月十七日 淳仁天皇が閨門に出御し、朝堂において五位以上の官人・渤海使、及びその他の主典以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。

閨門
朝堂

府庫

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字七年正月壬子《九日》条
壬子、（中略）、従五位下藤原朝臣宿奈麻呂為_二造宮大輔_一。上野守如_レ故。従五位下石川朝臣豊人為_二少輔_一。（後略）

〔註〕1 従五位下―従五位上の誤りか。

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字七年正月庚申《十七日》条
庚申、帝御_二閨門_一、饗_二五位已上及_三蕃客_一、文武百官主典已上於_二朝堂_一。作_二唐・吐羅・林邑・東国・隼人等樂_一、奏_二内教坊踏歌_一。客主々典已上次_レ之。賜_下供_二奉踏歌_一百官人及高麗蕃客綿_上有_レ差。高麗大使王新福言、李家太上皇・少帝並崩。広平王摂政。年穀不_レ登、人民相食。史家朝儀、称_二聖武皇帝_一。性有_二仁恕_一、人物多附。兵鋒甚強、无_二敢当者_一。鄧州・襄陽已属_二史家_一、李家独有_二蘇州_一。朝聘之路、固未_レ易_レ通。於是、勅_二大宰府_一曰、唐国荒乱、両家争_レ雄。平殄未_レ期、使命難_レ通。其沈惟岳等、宜_レ往々安置、優厚供給_一。其時服者、並以_二府庫物_一給。如懷_レ土情深、猶願_レ帰_レ郷者、宜_下給_二駕船、水手_一、量_レ事發遣_上。

〔註〕1 閨門―東区（第二次）上層大極殿院の南門。2 蕃客―渤海使王新福らを指す。3 朝堂―天皇が閨門に出御していることから考えて、東区（第二次）上層の朝堂院の朝堂であろう。天平宝字三年の踏歌節（史料_三三六）、天平宝字四年の白馬節（史料_四六六）、天平宝字七年の白馬節（史料_五六六）などを参照。なお、この部分は、「帝御_二閨門_一、饗_二五位已上及蕃客_一。文武百官主典已上於_二朝堂_一。」と読んで、五位以上と蕃客の宴会の場を朝堂ではなく閨門と解することもできる（その場合は神護景雲三年の東院における踏歌節（史料_六一）と類似した構造になる）が、一応上記の関連史料に準拠した読みを採用しておく。

三月二十一日 内裏において、渤海使も参加させて大射を行う。

内

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字七年正月甲子〔二十一日〕条
甲子、¹内射。²客堪射者亦預_レ於列_一。

〔註〕¹内射—内裏において行う大射の称か。²客—渤海使王新福ら。

三月六日 法華寺が、竹波命婦の許への小豆・醬・酢・末醬の支給を請求する。

〔平城宮出土木簡〕

法華寺

竹波命婦御所

(表)¹寺請 小豆一斗 醬一斗五升 大床所 酢 末醬等
(裏) 右四種物竹波命婦御所 ²三月六日

平城宮木簡第一号 279・(19)・4 011

〔註〕¹寺—法華寺。平城宮第一次大極殿院北方官衙の土坑SK二一九出土。この遺構から出土した木簡の年紀は天平宝字五・六年で、孝謙太上天皇が法華寺に滞在していたと考えられる天平宝字六年五月から八年十月の間の遺物とみられる。一方、竹波命婦は、称徳天皇側近の女官、常陸国筑波郡出身の采女壬生直小家主女で、彼女の意を体する形で寺から食料を請求していることを考えると、寺は法華寺で、称徳天皇の滞在中にいた法華寺から平城宮の大膳職などに食料を請求した木簡と考えられる。²三月六日—孝謙太上天皇の法華寺滞在期間の中では天平宝字七年と八年の両方の可能性があるが、相伴している紀年銘木簡の年代からみると、天平宝字七年の可能性の方が高いと思われる。

三月頃 藤原惠美押勝が、楊梅宮の南方にあたる邸宅に、内裏を遠望できる東西の楼閣を建てたり、南門を櫓にしたりしたため、人々から臣下に相応しくない行為との譏りを受ける。

〔続日本紀〕卷卅四宝龜八年九月丙寅〔十八日〕条

平城朝

丙寅、内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨。平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第二子也。天平十二年、坐_レ兄広嗣謀反_一、流_三于伊豆_一。十四年、免_レ罪

楊梅宮南 楼
内裏
南面之門 櫓

補_三少判事_一。十八年、授_三從五位_一。歷_三職内外_一、所在無_レ績。太師押勝、起_三宅於楊梅宮南_一、東西構_レ楼、高臨_三内裏_一、南面之門、便_レ以為_レ櫓。人士側目、稍有_三不臣之譏_一。于_レ時、押勝之男三人並任_三參議_一。良繼、位在_三子姪之下_一、益懷_三忿怨_一。乃与_三從四位下佐伯宿祢今毛人、從五位上石上朝臣宅嗣・大伴宿祢家持等_一、同謀欲_レ害_三太師_一。於是、右大舍人弓削宿祢男広、知_レ計以告_三太師_一。即皆捕_三其身_一、下_レ吏驗之。良繼对曰、良繼独為_三謀首_一。他人曾不_三預知_一。於是、強劾_三大不敬_一、除_レ姓奪_レ位。居_二歳、仲滿謀反、走_二於近江_一。即日奉_レ詔、將_三兵数百_一、追而討_レ之。授_三從四位下勳四等_一、尋補_三參議_一、授_三從二位_一。宝龜二年、自_三中納言_一拜_三内臣_一、賜_三職封一千戸_一。專_レ政得_レ志。升降自由。八年、任_三内大臣_一。薨時年六十二。贈_三從一位_一、遣_三中納言從三位物部朝臣宅嗣・從四位下老師濃王_一吊之。

四月十四日 石川豊人を造宮大輔に、小野小贄を造宮少輔にそれぞれ任じる。

〔続日本紀〕卷廿四天平宝字七年四月丁亥〔十四日〕条
丁亥、(中略) 從五位下石川朝臣豊人為_三造宮大輔_一。
從五位下小野朝臣小贄為_三少輔_一。(後略)

天平宝字八年(七六四)

七月十二日 孝謙太上天皇が禁内(法華寺)に文室淨三と藤原惠美朝鴛を呼び、再度紀寺の奴婢の放賤従良についての勅を伝える。

〔続日本紀〕卷廿五天平宝字八年七月丁未〔十二日〕条
 丁未、先是、從二位文室真人淨三等奏曰、伏奉去
 年十二月十日勅、紀寺奴益人等訴云、紀袁祁臣之女
 梗売、嫁木国氷高評人内原牟羅、生兒身売・狛売
 二人。蒙急、則臣処分、居住寺家、造工等食。
 後至庚寅編戸之歲、三綱校數、名為奴婢。因
 斯、久時告愬、分雪無由。空歷多年、于今屈滯。
 幸属天朝照臨寓内、披陳鬱結。伏望、正名
 者。為賤為良、有因有果。浮沈任理、其報必応。
 宜存此情、子細推勘浮沈所適、剖判申聞上者。
 謹奉嚴勅、搜古記文、有僧綱所庚午籍、書寺賤
 名。中有奴太者并女梗売及梗売兒身売・狛売。就
 中、異腹奴婢皆頭入由、太者并兒入由不見。或曰、
 戸令曰、凡戸籍恒留五比。其遠年者依次除。但近
江大津宮庚午年籍不除。蓋為氏姓之根本、遏姦
 欺之乱基歟。抛此而言、猶為寺賤。或曰、賞疑
 從重、刑疑從輕、典冊明文。何其不取。因斯覆
 審、或可從浮。双疑聳立、各自争長。淨三等庸愚、
 心迷孰是、輕陳管見、伏聽天裁。奉勅、依
 後判。於是、益麻呂等十二人賜姓紀朝臣。真玉
 女等五十九人内原直。即以益麻呂為戸頭、編
 附京戸。而紀朝臣伊保等、猶疑非勅。至是、召
 御史大夫從二位文室真人淨三・参議仁部卿從四位下
 藤原惠美朝臣朝獨入於**禁内**、高野天皇口勅曰、
 前者卿等勘定而奏、依庚午籍勘者可沈。是一理也。
 又檢寺遠年資財帳、異腹奴婢皆頭入由、梗売一
 腹不見入由。抛此而言、或可從浮。是亦一理
 也。罪疑從輕、先聖所傳。是以、從輕之状、報
 宣已訖。而紀朝臣等猶疑非勅、不肯信受。致
 今、召御史大夫文室真人、面告其旨。復召朝
 獨、副令相聽。(後略)

【註】※この翌日、紀寺に詔使を派遣して紀寺の奴益人らの放賤従良を宣したことがみえる(『続日本紀』天平宝字八年

八月三日

節部省北行東第二双倉

節部省

大学
大蔵省双倉

七月戊申条)。また、ここで賤身分から解放された紀寺の奴婢たちは、宝龜四年に再び紀寺の奴婢に戻され、陰陽頭從四位下という破格の待遇を得ていた紀益人(益麻呂)のみ位階を剥奪の上良人とされ、姓を田後部と改められた(『続日本紀』宝龜四年七月庚寅条)。この日の文室浄三と藤原惠美朝獨への口勅の伝達には淳仁天皇の影がなく、この紀寺の奴婢の放賤従良は、当時鈴印を持たない立場にあった孝謙太上天皇の主導によって実施された可能性が高く、孝謙太上天皇と淳仁天皇の対立という極めて政治的な背景の濃い事件であったとみられる。1禁内―後文で高野天皇(孝謙太上天皇)の口勅が伝えられる場としては、平城宮の内裏ではなく、当時の孝謙の御在所法華寺を指すとみるのが相応しい。

節部省(大蔵省)の北行東第二の双倉が火災に遭う。

a〔続日本紀〕卷廿五天平宝字八年八月戊辰〔三日〕条

戊辰、節部省北行東第二双倉災。

【註】1北行東第二双倉―北列の東から二番めの双倉。

b〔続日本紀〕卷廿五天平宝字八年八月甲戌〔九日〕条

甲戌、賜下救節部省火雑色已上糸・綿上有差。(後略)

【註】※北行東第二双倉の火災の消火にあたり、他の倉への延焼を食い止めた功績による賜物であろう。

c〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年十月壬戌〔二日〕条

壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣真備薨。右衛士少尉下道朝臣国勝之子也。(中略)先是、**大学**積糶、其儀未備。大臣、依稽礼典、器物始修。礼容可觀。又**大蔵省双倉**被燒、大臣私更宮構、于今存焉。宝龜元年、上啓致仕。優詔不許。唯罷中衛大将。二年、累抗啓乞骸骨。許之。薨時年八十三。遣使弔賻之。

【註】※大蔵省の双倉の火災といえは特定できるほどに著名な事件だったのであろう。

四三

九月十一日 孝謙太上天皇が中宮院に少納言山村王を派遣し、淳仁天皇のもとにあった**馱鈴・内印・外印**を接収する。その奪回に失敗した**藤原惠美押勝**は、**近江**に逃れ敗死する。

中宮院

a〔続日本紀〕卷廿五天平宝字八年九月乙巳〔十一日〕条
乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄。高野天皇、遣少納言山村王、收**中宮院鈴・印**。押勝聞之、令其男訓儒麻呂等邀而奪之。天皇遣授刀少尉坂上菟田麻呂・将曹牡鹿嶋足等射而殺之。押勝又遣中衛将監矢田部老、被甲騎馬、且劫詔使。授刀紀船守亦射殺之。勅曰、太師正一位藤原惠美朝臣押勝并子孫、起兵作逆。仍解免官位、并除藤原姓字已畢。其職分・功封等雜物、宜悉収之。即遣使、固守三関。授從三位藤原朝臣永手正三位。正四位下吉備朝臣真備從三位。正五位下藤原朝臣繩麻呂從四位下。正七位上天津連大浦從四位上。從七位上牡鹿連嶋足、正六位上坂上忌寸菟田麻呂、外從五位下栗田朝臣道麻呂、從六位下中臣伊勢連老人、從八位上弓削宿祢浄人、外從五位下高丘連比良麻呂、正五位上早部宿祢子麻呂從四位下。從七位下紀朝臣船守從五位下。正七位上民忌寸総麻呂外從五位下。弓削宿祢浄人賜姓弓削御浄朝臣。中臣伊勢連老人中臣伊勢朝臣。天津連大浦大津宿祢。牡鹿嶋足牡鹿宿祢。坂上忌寸菟田麻呂坂上大忌寸。是夜、押勝走近江。官軍追討。

【註】1 中宮院―平城宮東区、ここではそのうち特に淳仁天皇の居所であった内裏を指すか。淳仁天皇が中宮院に居住していたことは、『続日本紀』天平宝字八年十月壬申条（史料）から知られる。

b〔続日本紀〕卷廿五天平宝字八年九月壬子〔十八日〕条
壬子、軍士石村々主石楯斬押勝、伝首京師。押勝者、近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾孫、**平城朝贈**太政大臣武智麻呂之第二子也。率性聡敏、略涉書記。

京師
平城朝

禁掖

中宮院

前少領角家足之宅
押勝臥屋

從大納言阿倍少麻呂学策、尤精其術。自内舍人遷大学少允。天平六年、授從五位下、歴任通頭。勝宝元年、至正三位大納言兼紫微令中衛大將。枢機之政、独出掌握。由是、豪宗右族皆妬其勢。宝字元年、橘奈良麻呂等謀欲除之。事涉廢立、反為所滅。其年、任紫微内相。二年、拜大保。優勅、加姓中惠美二字、名曰押勝。賜功封三千戸。田一百町、特聽鑄錢・举稻及用惠美家印。四年、転太師。其男正四位上真先、從四位下訓儒麻呂・朝鴉並為參議、從五位上少湯麻呂、從五位下薩雄・辛加知・執棹、皆任衛府・関国司。其余頭要之官、莫不姻戚。独擅權威、猜防日甚。時道鏡、常侍**禁掖**、甚被寵愛。押勝患之、懷不自安。乃諷高野天皇、為都督使、掌兵自衛。准抛諸国試兵之法、管内兵士每国廿人、五日為番、集都督衙、簡閱武芸。奏聞畢後、私益其数、用太政官印而行下之。大外記高丘比良麻呂、懼禍及己、密奏其事。及収**中宮院鈴・印**、遂起兵反。其夜、相招党与、道自宇治奔抛近江。山背守早部子麻呂・衛門少尉佐伯伊多智等、直取田原道、先至近江、燒勢多橋。押勝、見之失色、即便走高嶋郡、而宿前少領角家足之宅。是夜、有星落于押勝臥屋之上。其大如甕。伊多智等、馳到越前国、斬守辛加知。押勝不知、而偽立塩焼為今帝、真先・朝鴉等、皆為三品。余各有差。遣精兵數十、而入愛発関。授刀物部広成等拒而却之。押勝進退失抛、即乘船向浅井郡塩津。急有逆風、船欲漂没。於是、更取山道、直指愛発。伊多智等拒之、八九人中箭而亡。押勝即又還、到高嶋郡三尾崎、与佐伯三野・大野真本等相戰、從午及申。官軍疲頓。于時、從五位下藤原朝臣藏下麻呂將兵急至。真先引衆而退。

三野等乗_レ之、殺傷稍多。押勝遙望_三衆敗_一、乗_レ船而亡。諸將水陸_二両道攻_レ之。押勝阻_三勝野鬼江_一、尽_レ銳拒戦。官軍攻_二擊_レ之、押勝衆潰。独与_三妻子三四人_一乗_レ船浮_レ江。石楯獲_レ而斬_レ之、及其妻子徒党卅四人、皆斬_二之於江頭_一。独第六子刷雄、以_三少修_二禪行_一、免_二其死_一而流_二隱岐国_一。(後略)

【註】1 禁掖―天皇の御在所。ここでは孝謙太上天皇の居所である法華寺を指す。2 中宮院―平城宮東区、ここではそのうち特に淳仁天皇の居所であつた内裏を指すか。

十月九日 孝謙太上天皇が中宮院に兵を派遣して淳仁天皇を拘束し、**図書寮西北の地でその廃位を宣した後、小子門から馬に乗せて淡路国に護送し幽閉する。**

〔続日本紀〕卷廿五天平宝字八年十月壬申《九日》条

中宮院

図書寮西北之地

壬申、高野天皇、遣_二兵部卿和氣王・左兵衛督山村王・外衛大将百濟王敬福等_一、率_二兵数百_一、**中宮院**。時帝遽而未_レ及_二衣履_一。使者促_レ之。数輩侍衛奔散、無_二人可_レ從_一。僅与_二母家三兩人_一、步到_二図書寮西北之地_一。山村王宣_レ詔曰、挂_レ末久毛_一畏朕_レ我_一天先帝_レ乃_一御命以天朕_レ仁_一勅_レ之久_一天下_レ方_一朕子_レ伊末之仁_一授給。事_レ乎_一云_レ方_一王_レ乎_一奴_レ止_一成_レ止毛_一奴_レ乎_一王_レ止_一云_レ止毛_一汝_レ乃_一為_レ牟末仁末仁_一假令後_レ尔_一帝_レ止_一立_レ天_一在人_レ伊_一立_レ乃_一後_レ仁_一汝_レ乃多米仁_一无_レ礼_レ之天_一不_レ從_一奈米久_一在_レ牟_一人_レ乎_一方_レ帝_レ乃_一位_レ仁_一置_レ許止方_一不_レ得_一又君臣_レ乃_一理_レ仁_一從_レ天_一貞_レ久_一淨_レ岐_一心_レ乎_一以_レ天_一助奉侍_レ牟_一帝_レ止_一在_レ己止方_一得_レ止_一勅_レ岐_一可久在御命_レ乎_一朕又_二一乃_一堅子等_レ止_一侍_レ天_一聞食_レ天_一在_レ然今帝_レ止_一天_一侍人_レ乎_一此年_レ己_レ呂_一見_レ仁_一其位_レ仁毛_一不_レ堪_一是_レ乃味仁_一不_レ在_一今聞_レ仁_一仲麻呂_レ止_一同心_レ之天_一窃朕_レ乎_一掃_レ止_一謀_レ家利_一又窃六千_レ乃_一兵_レ乎_一発_レ之

小子門

朝廷

等々乃比_一又七人_レ乃味之天_一関_レ仁_一入_レ牟止毛_一謀_レ介利_一精兵_レ乎_一之天_一押_レ之非天_一壊乱_レ天_一罰滅_レ止_一云_レ介利_一故是以_レ帝位_レ乎_一方_一退賜_レ天_一親王_レ乃_一位賜_レ天_一淡路国_レ乃_一公_レ止_一退賜_レ止_一勅御命_レ乎_一聞食_レ止_一宣_一事畢_一將_二公及其母_一到_二小子門_一処_二道路鞍馬_一騎之。右兵衛督藤原朝臣藏下麻呂、衛_二送配所_一、幽_二于一院_一。勅曰、以_二淡路国_一賜_二大炊親王_一。国内所_レ有_二官物調庸等類_一、任_二其所_一用。但出_二举官稱_一、一依_二常例_一。又詔曰、船親王_レ波_一九月五日_レ尔_一仲麻呂_レ止_一二人謀_レ介良久_一書作_レ弔_一朝廷_レ乃_一咎計_レ弔_一將_レ進_レ等_一謀_レ介利_一又仲麻呂_レ何_一家物計_レ夫流_レ尔_一書中_レ尔_一仲麻呂_レ等_一通_レ家流_一謀_レ乃_一文有_一是以_レ親王_レ乃_一名_レ波_一下_レ弔_一諸王_レ等_一成_レ弔_一隱岐国_レ尔_一流賜_レ布_一又池田親王_レ波_一此夏馬多集_レ天_一事謀_レ止_一所_レ聞_レ支_一如_レ是在事阿麻多太比所_レ奏_一是以_レ親王_レ乃_一名_レ波_一下賜_レ天_一諸王_レ等志_レ弔_一土左国_レ尔_一流賜_レ布_一詔大命_レ乎_一聞食_レ止_一宣_一(後略)

【註】1 中宮院―平城宮の内裏を指すか。2 図書寮西北之地―平城宮の図書寮の所在地は未詳。平安宮の図書寮は宮の西北部の上西門近くに所在するが、中宮院(内裏)と小子門の位置関係(小子門の位置については註3参照)から考えて、内裏・東区大極殿院・朝堂院の東側にあつた可能性が高いと考えられる。3 小子門―平城宮の東張り出し部南辺西端に南面して開く、他宮の東面南門に相当する門を充てるのが通説。奈良時代末に的門と改称されたと考えられる。

十月二十日 小野石根を造宮大輔に任じる。

造宮大輔

〔続日本紀〕卷廿五天平宝字八年十月癸未《二十日》条
癸未、(中略)從五位下小野朝臣石根為_二造宮大輔_一。(後略)

天平宝字九年
天平神護元年

(七六五)

一月七日改元

二月一日 称徳天皇が西宮の前殿に出御し、元日朝賀の儀式を
行う。

西(南)宮前殿

〔続日本紀〕卷廿六天平神護元年正月癸巳朔「一日」条
癸巳朔、御_二南宮前殿_一受_レ朝。

【註】1南宮―南宮は他にみえず、「西宮」に作る写本もある
ので、「西宮」が妥当か。称徳即位よりも前の西宮は内裏
の別称と考えられるが、称徳即位後のこの記事以降称徳朝を
中心として延暦年間までみえる西宮を平城宮のどの施設に充
てるかについては未だ断案がない。可能性としては、a内裏
に対する西とみて、中央区の第一次大極殿院の跡地に建設さ
れたいわゆる百柱の間を中心とする区画(同地Ⅱ期の遺構)
とする説、b東院(玉殿を有する玉宮)に対する西とみて、
東区(第二次)大極殿院・朝堂院の北に位置する内裏の呼称
とみる説、の二つが挙げられる。

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』ⅩⅦはb説に
立ち、内裏のⅣ期の遺構を称徳朝の西宮に比定し、内裏正殿
を改築して建てられた身舎の梁間が二間の東西棟建物S B四
五〇Bを西宮前殿に充てる(西宮の理解については史料_{三〇}
註1も参照)。また、同書は同時にaの百柱の間を中心とす
る中央区のⅡ期の遺構を中宮院に充てている。しかし、天平
宝字年間の内裏の改修は淳仁在位中のことであり、淳仁自身
が改作に伴って行幸しているのだから、その居所の改作が行
われたとみるべきである。つまり、天平宝字年間に改作の事
実のない中央区を淳仁の居所中宮院に充てるのは、かなり困
難といわなければならない。そうすると淳仁の居所中宮院は、
東区の第二次大極殿院北方の内裏に比定せざるを得ず、淳仁
がここに居住している以上、孝謙太上天皇は淳仁の廢位まで
法華寺を居所とし続けたとみるべきであろう。

以上の流れの上で、重祚後の称徳の居所西宮の比定の問題

に帰ると、a説では称徳は重祚後法華寺から中央区に移った
ことになり、b説では法華寺から東区内裏に移ったことにな
る。その場合a説では西宮の呼称が天平勝宝年間までの東区
内裏から中央区へ変化したことになり、また一時的にせよ東
区内裏は居住者がいない時期が生じたことになる。またb
説では東区内裏の呼称が中宮から西宮に変化したことになる
が、東区内裏が基本的には中宮と呼ばれ、東院との対比にお
いて西宮とも呼ばれてきたという経緯からいえば特に不自然
はない。このように現状ではいずれが妥当か決め手を欠くわ
けだが、平城天皇の平城西宮が中央区Ⅲ期の遺構であること
は動かないから、これとの連続性という視点はa説に有利と
いえる。また、淳仁のために改造された東区北方の内裏を避
け称徳が中央区に居住する、称徳の死去した中央区を避けて
再び光仁が東区を内裏としたとすれば理解は容易である

称徳天皇の西宮の比定の問題は、天平神護・神護景雲年間
における内裏と中央区が、それぞれどのような施設の可能性
をもつ遺構なのかと併せて考えていく必要がある。その際に
キーポイントになるのは、中央区の大極殿院Ⅱ期の遺構であ
るいわゆる百柱の間の理解であろう。この建物については、
唐大明宮の宴会の場である麟徳殿との類似が指摘されてお
り、基本的には居住空間というよりも儀式空間、特に宴会施
設とみることが可能である。この点は、東院地区の西辺から
同様の楼閣建物が見つかったことも参考になる(『奈良
国立文化財研究所年報 1999―Ⅲ』)。同報告では、百柱の間
とこの東院楼閣宮殿の類似性に注目しており、関連性をもつ
て建てられた眺望を楽しむための宴会施設であった可能性を
指摘している。これは平安宮の豊樂院に受け継がれていく施
設と考えるべきで、ここを後に称徳が死去する彼女の居住の
場、西宮寝殿の所在地と考える際のネックになる論点であら
う。ここでは取り敢えず論点と見通しの提示のみとし、なお
後考を俟つこととしたい。いずれにしても、中央区Ⅱ期の遺
構については、大極殿跡地の利用だけでなく朝堂地域も含め
てなおその機能の理解に課題が残ることになる。

なお、称徳天皇の西宮も内裏と呼ばれていた（称徳が西宮に居住していた時期の写経所の文書に「内裏」という表現が散見する。『大日本古文书』編年文書巻五、六九七頁、巻十七、四頁など）。天皇の居住空間である以上当然であろう。

【七】 一月七日 五位以上の官人に対して、白馬節の宴会を催す。

〔続日本紀〕巻廿六天平神護元年正月己亥《七日》条
己亥、(中略)是日、宴於五位已上。賜_レ禄有_レ差。
【註】※この日の白馬節の宴会の会場は不詳。

【八】 二月四日 藤原惠美押勝の乱の際に、戦闘に参加した内裏を警備した松前氏二三人と、宮城北門を守衛した秦氏三一人に対し、位階を一階ずつ授け、あるいは昇進させる。

内裏
北門
〔続日本紀〕巻廿六天平神護元年二月乙丑《四日》条
乙丑、(中略)是日、賜_下与_レ賊相戦、及宿_二衛_一、内裏_一松前忌寸二百卅六人、守_二衛_二北門_一秦忌寸卅一人、爵人一級_上。

【註】1内裏―孝謙太上天皇の居所。必ずしも平城宮の内裏を指すとは限らない。天平宝字六年五月に保良宮から平城別宮法華寺に入った孝謙太上天皇は、その後藤原惠美押勝の乱を経て淳仁天皇を廃して西宮に入るまでずっと法華寺に居住したと考えられ、本史料の内裏も具体的には法華寺を指すか（史料【天註】1参照）。2北門―平城宮の北門。北門だけが取り上げられる理由ははっきりしないが、直接京外に接する宮北面の守衛が特に重視されたためか。あるいはそこから派生して、宮の警備を比喩的に代表させる表現なのかも知れない。

【九】 六月十日 大膳職の塩などを廉価で放出し、貧民の救済を図る。

大膳職
〔続日本紀〕巻廿六天平神護元年六月庚午《十日》条
庚午、左右京初各一千石、大膳職塩一百石、糶_二於貧民_一。

【註】※この年は二月（『続日本紀』同月庚寅条）以降、四月（同月丁丑条）、五月（同月丙辰条）、七月（同月甲辰条）

にあいついで同様の施策が実施されており、私米等を放出した者への叙位の法も定められている（六月癸酉条）が、大膳職の塩を放出したのはこの時だけである。

【一〇】 十月十九日 称徳天皇が南の浜の海を望む楼閣に出御して雅楽と雑伎を楽しみ、また飯に店を儲けて交易の様子を観覧する。

南浜望海楼
市廊
〔続日本紀〕巻廿六天平神護元年十月丁丑《十九日》条
丁丑、御_二南浜望_レ海楼_一、奏_二雅楽及雑伎_一。權置_二市_一、令_三陪從及当国百姓等任為_二交関_一。(後略)

【註】※称徳天皇の紀伊国行幸における記事である。十月十三日に平城宮を発ち（『続日本紀』同月辛未条）、飛鳥から紀伊国に入り、紀ノ川沿いに下って十八日に玉津嶋に到着する（同月壬申・癸酉・甲戌・乙亥・丙子の各条）。大炊親王の死を見届けた後（十月庚辰条）、河内国弓削寺に行幸して道鏡を太政大臣禪師に任じ（閏十月庚寅条）、閏十月八日までには平城宮に戻っている（同月丙申条〔史料【一〇】〕）。

【一一】 閏十月八日 紀伊行幸に供奉しなかった官人たちが、この日太政大臣禪師に任じられた道鏡を拝賀する儀式を行う。

〔続日本紀〕巻廿六天平神護元年閏十月丙申《八日》条
丙申、留守百官拜_二賀太政大臣禪師_一。賜_二五位已上綿人卅屯_一。

【註】※閏十月二日、弓削行宮において行幸に供奉する文武の官人たちが拝賀した（『続日本紀』閏十月庚寅条）のに対応するもの。場所の明記はないが、後に見える法王宮は未成立と考えられるから、東区（第二次）大極殿が用いられたか。

【一二】 閏十月二十四日 兵庫の兵器の出納には、兵庫と中務監物だけでなく、受け取る官司も立ち会うこととする。

兵庫
〔続日本紀〕巻廿六天平神護元年閏十月壬子《二十四日》条
壬子、先_レ是、兵庫器仗者、中務監物。与_二本司_一相對出納。至_レ是、諸司相知出納。

b〔類聚三代格〕卷十八器仗事
太政官符

兵庫

出納兵庫器仗事

右被大納言從二位藤原朝臣永手宣、稱、奉勅、出納兵庫兵、事可重密。故先下勅、内印施行已畢。

而今中務監物仍承前例、唯与本庫知之。行符既重、檢司猶輕。自今已後、宜令諸司出納。

天平神護元年閏十月、廿五日

〔註〕1廿五日―『統日本紀』との一日のずれは、太政官符施行手続きによるものである。

十一月十六日 重祚した称徳天皇の即位大嘗祭を、僧尼が加わった異例の形式で行う。

a〔統日本紀〕卷廿六天平神護元年十一月癸酉〔十六日〕条
癸酉、先是、廢帝、既遷淡路。天皇、重臨三万機。

於是、更行大嘗之事。以美濃国為由機、越前国為須伎。

朝廷

b〔統日本紀〕卷廿六天平神護元年十一月庚辰〔二十三日〕条

庚辰、詔曰、(中略)又詔曰、由紀・須伎二国守等(仁)命(久)。汝(多知方)・貞(仁)明(伎)心(乎)以(天)朝廷(乃)護(止之天)関(仁)奉供(礼方己曾)・国(方)多(久)在(止毛)美濃(止)越前(止)御占(尔)合(天)大嘗(乃)政事(乎)取以(天)奉供(良之止)念行(天奈毛)位冠賜(久止)宣。授美濃守正五位下小野朝臣竹良從四位下。

介正六位上藤原朝臣家依從五位下。越前守從五位上藤原朝臣繼繩從四位下。介從五位下弓削宿祢牛養從五位上。又詔曰、今勅(久)今日(方)大新嘗(乃)猶(良比乃)豊明聞行日(仁)在。然此遍(乃)常(与利)別(仁)在故(方)朕(方)仏(乃)御弟子等(之天)菩薩(乃)戒(乎)受賜(天)在。此(仁)依(天)上都方(波)三宝(仁)供奉、次

(仁)方天社国社(乃)神等(乎毛)為夜備(末都利)次(仁方)供奉(留)親王(多知)臣(多知)百官(乃)人等、天下(乃)人民諸(乎)愍賜慈賜(牟等)念(天奈毛)還(天)復天下(乎)治賜。故汝等(毛)安(久於多比仁)侍(天)由紀・須岐二国(乃)獻(礼留)黒紀・白紀(乃)御酒(乎)赤丹(乃)保仁)多末倍恵良伎常(毛)賜酒幣(乃)物(乎)賜(方利)以(天)退(止)為(天奈毛)御物賜(方久止)宣。復勅(久)神等(乎方)三宝(余利)離(天)不(触物)曾止奈毛)人(乃)念(天)在。然経(乎)見(末都礼方)仏(乃)御法(乎)護(末都利)尊(末都流方)諸(乃)神(多知仁)伊末志(家利)。故是以、出家人(毛)白衣(毛)相雜(天)供奉(仁)豈障事(波)不(在)止念(天奈毛)本忌(之可)如(久方)不(忌)之天、此(乃)大嘗(方)聞行(止)宣御命(乎)諸聞食(止)宣。

c〔統日本紀〕卷卅九延暦七年七月癸酉〔二十八日〕条
癸酉、前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨。(中略)宝字中、至從四位參議左大弁兼神祇伯。歴三居頭要、見(礼)勤恪。神護元年、仲満平後、加勲四等。其年十一月、高野天皇、更行大嘗之事。清麻呂、時為神祇伯(供)奉其事。天皇嘉其累任(神祇官)清慎自守、特授從三位。(後略)

〔註〕※この時の大嘗祭については、場所は明記されていない。最初の大嘗祭と同じ南薬園新宮ではないかとする説がある(上野邦一説。史料三註※参照)が、南薬園新宮は天平勝宝二年正月(史料三)を最後に史料上確認できないので、確証はない。称徳朝の殿舎の使用状況からみると、西宮が最有力候補か。

天平神護二年（七六六）

一月八日 大極殿において御齋会を行う。

大極殿

〔年中行事秘抄〕正月 八日大極殿御齋会始事
称徳天皇天平神護二年正月八日、於大極殿、修
始御齋会。

【註】※御齋会の創始については諸説あるが、天平神護二年
説は他に徴証がなく、神護景雲二年の誤写の可能性も考えら
れるか。御齋会の創始については、史料異註※を参照。

二月二十日 近江国近郡の稲穀の供出を募り松原倉に運ばせる
ために、叙位の法を定める。

松原倉

a 〔続日本紀〕卷廿七天平神護二年二月丙午〔二十日〕条
丙午、勅、夫蕃貯者、為国之本。宜令募運近江
国近郡稻穀五万斛、貯納於松原倉。白丁、運
五百斛叙一階。每加三百五十斛進一階。有
位、每三百斛加叙一階。並勿過正六位上。
【註】1 松原倉―平城宮松林苑にあつた松林倉廩（『続日本
紀』天平十七年五月乙亥条〔史料二五〕）のこと。

松原倉

b 〔続日本紀〕卷廿七天平神護二年六月丙申〔十二日〕条
丙申、勅、去二月廿日、令募運近江国近郡稻穀五
万斛、貯納於松原倉。其酬叙法者、下勅既畢。
（後略）

五月四日 中壬生門の西に二本の柱を立て、官司から不当な処
遇を受けた官人、及び人々の訴訟を弾正台に受付させる。

中壬生門

〔続日本紀〕卷廿七天平神護二年五月戊午〔四日〕条
戊午、大納言正三位吉備朝臣真備奏、樹二柱於中
壬生門西。其一題曰、凡被官司抑屈者、宜至此
下申訴。其一日、百姓有冤枉者、宜至此下申
訴。並令彈正台受其訴状。

【註】1 中壬生門―平城宮南面東門である壬生門の内側の門、

墨

六月十二日 二月二十日に法令が出た近江国近郡の稲穀の松原
倉への供出が実効をあげないため、叙位の法を改定する。

松原倉

〔続日本紀〕卷廿七天平神護二年六月丙申〔十二日〕条
丙申、勅、去二月廿日、令募運近江国近郡稻穀五
万斛、貯納於松原倉。其酬叙法者、下勅既畢。
而經旬月、未見一人運送。誠是階級有卑、人
情不勸。宜下運滿一万斛者、超授外從五位下。

墨

十月二十日 隅寺の毘沙門天像から出現した舍利を法華寺に奉
納する儀式を行う。また、これを祝って道鏡を法王とし、円興
を法臣、基真を法参議に任じる。

法花寺

〔続日本紀〕卷廿七天平神護二年十月壬寅〔二十日〕条
壬寅、奉請隅寺・沙門像所現舍利於法花寺。
簡点氏々年壯有容貌者。五位已上廿三人、六位
已下一百七十七人、捧持種々幡蓋、行列前後。
其所着衣服、金銀・朱紫者、悉聽之。詔百官主典
已上、礼拜。詔曰、今勅（久）無上（岐）（仏）（乃）
御法（波）至誠心（乎）以（天）拜尊（備）献（礼
波）必異奇驗（乎阿良波之）授賜物（尔）伊末志
（家利）。然今示現賜（弊流）如来（乃）尊（岐）
大御舍利（波）常奉見（余利波）大御色（毛）光

照(天)甚美(之)大御形(毛)円満(天)別好(久)大(末之末世波)特(尔)久須之(久)奇事(乎)思議(許止)極難(之)是以、意中(尔)昼(毛)夜(毛)倦怠(己止)无(久)謹(美)礼(末比)仕奉(都々)侍(利)是実(尔)化(能)大御身(波)縁(尔)随(天)度導賜(尔波)時(乎)不(過行)尔(相応)天(慈(備)救賜(止)云言(尔)在(良之止奈毛)念(須)猶(之)法(乎)興隆(之牟流尔波)人(尔)依(天)繼(比呂牟流)物(尔)在。故諸(乃)大法師等(乎)比岐為(天)上(止)伊麻須太政大臣禪師(乃)如(理)久(勸行(波之米)教導賜(尔)依(天之)如此(久)奇(久)尊(岐)驗(波)頭賜(弊利)然此(乃)尊(久)宇礼志岐事(乎)朕独(乃味夜)嘉(止)念(天奈毛)太政大臣朕大師(尔)法王(乃)位授(末都良久止)勅天皇御命(乎)諸聞食(止)宣。復勅(久)此(乃)世間(乃)位(乎波)樂求(多布)事(波)都(天)無、一道(尔)志(天)菩薩(乃)行(乎)脩(比)人(乎)度導(牟止)云(尔)心(波)定(天)伊末須。可久波(阿礼止毛)猶朕(我)敬報(末川流)和佐(止之天奈毛)此(乃)位冠(乎)授(末川良久止)勅天皇(我)御命(乎)諸聞食(止)宣。次(尔)諸大法師(可)中(仁毛)此二禪師等(伊)同心(乎)以相從、道(乎)志(天)世間(乃)位冠(乎波)不(樂伊末佐倍(止毛奈毛)猶不(得止)天)円興禪師(尔)法臣位授(末川流)基真禪師(尔)法參議大律師(止之天)冠(波)正四位上(乎)授(氣)復物部淨(之乃)朝臣(止)云姓(乎)授(末川流止)勅天皇(我)御命(乎)諸聞食(止)宣。復勅(久)此寺(方)朕外祖父先(乃)太政大臣藤原大臣之家(仁)在。今其家之名(乎)繼(天)明(可仁)淨(岐)心(乎)以(天)朝廷(乎)奉(助)理(仕奉

太政大臣藤原大臣之家
朝廷

天平神護三年
神護景雲元年

(七六七) 八月十六日改元

翌 一月 平城宮内において、諸大寺の僧を呼んで最勝王經の講説を行う。

(流)右大臣藤原朝臣(遠婆)左大臣(乃)位授賜(比)治賜。復吉備朝臣(波)朕(我)太子(等)坐(之)時(余利)師(等之天)教悟(家留)多(乃)年歴(奴)今(方)身(毛)不(敢)阿流良牟(物(乎)夜昼不(退(之天)護助奉侍(遠)見(礼婆)可多自氣奈弥(奈毛)念(須)然人(止之天)恩(乎)不(知恩(乎)不(報(奴乎波)聖(乃)御法(仁毛)禁給(弊流)物(仁)在。是以(天)吉備朝臣(仁)右大臣之位授賜(止)勅(布)天皇(我)御命(乎)諸聞食(止)宣。授(參議)從三位弓削御淨朝臣淨人正三位、為(中納言)。正四位下道嶋宿祢嶋足正四位上。

【註】※翌二十一日には舍利出現を祝う叙位も行われている(『続日本紀』同月癸卯条)。また、二十三日には、法王などの月料が定められている(同月乙巳条)。1 此寺云々―法華寺が藤原不比等邸の後身であることを明確に示す史料。

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年八月癸巳〔十六日〕条 癸巳、改元神護景雲。詔曰、(中略)復、去正月(尔)二七日之間諸大寺(乃)大法師等(乎)奏請(良倍天)最勝王經(乎)令(講説)末都利、又吉祥天(乃)悔過(乎)令(仕奉)流尔(諸大法師等(我)如(理)久)勤(天)坐佐比、又諸臣等(乃)天下(乃)政事(乎)合(理)天)奉仕(尔)依(天之)三宝(毛)諸天(毛)天地(乃)神(太知毛)共(仁)示現賜(弊流)奇(久)貴(伎)大瑞(乃)雲(尔)在(良

之止奈毛)念行(須)。(後略)

【註】※瑞雲出現(史料^{四六}など)による神護景雲改元の宣命のうち、それに至る経緯を述べる部分。明記はないが、諸大寺の大法師らを呼んでいることからみて、平城宮内のしかるべき施設において、最勝王経講説すなわち御齋会を挙げたことを示す。吉祥天悔過についても言及があるが、これはこの年正月八日からの畿内・七道諸国分寺における吉祥天悔過の実施が命じられている(『続日本紀』神護景雲元年正月己未条)ことと関係するか。あるいは京内の諸大寺において行ったのかも知れない。なお、御齋会の始行時期については、神護景雲二年説が一般的であるが、本史料の存在は重視すべきで、神護景雲元年に遡る可能性が高い(山本崇説)。神護景雲二年説は、主として『続日本後紀』承和六年九月己亥条の「所^一以神護景雲二年以遠、令^二諸国分寺每年起^三正月八日^一至^二于十四日^一奉^レ讀^三最勝王経^一、并修^レ吉祥悔過^四者、為^レ下消^二除不祥^一保^レ安国家上也。」とあるのに基づくが、これは諸国における行事であつて、宮中における創始を示すものとはいえない(これは前述の『続日本紀』神護景雲元年正月己未条にみえる諸国分寺における吉祥天悔過が翌年から恒例化したことを示す)。史料的には他に、天平元年説(『公事根源』御齋会に、「天平元年十月に、大極殿にて講ぜらる。(中略)桓武の御宇延暦廿一年正月より、斯様に年々の事にはなりぬるなるべし。」とあるのによる)、天平神護二年説(『年中行事秘抄』(史料^{四七})、神護景雲三年説(『扶桑略記』(史料^{四八})c)などがある。このうち天平元年説は、天平元年五月とされる大般若経転読の恒例化の記事(史料^{三三}a)と関連するのであろう。天平神護二年説は他に徴証がないが、あるいは神護景雲二年の誤記の可能性も想定すべきかも知れない。神護景雲三年説については、『続日本紀』が吉祥悔過についてしか言及していないことからみると、御齋会の創始をこの年とみななければならぬ必然性はなく、宮内における吉祥悔過と創始と関連する可能性がある。1去正月―この年天平神護三年(神護景雲元年)正月か。

○ 一月十八日 称徳天皇が東院に出御して叙位を行い、特に老齡

の諸王を優遇する。

東院

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年正月己巳(十八日)条
己巳、御^一東院^二、詔曰、今見^三諸王^一、年老者衆。其中、或勤勞可^レ優、或朕情所^レ憐。故随^二其状^一、並賜^二爵級^一。宜^レ告^三衆諸^一令^レ知^二此意^一焉。无位依智王・篠嶋王・広川王・浄水王・名方王・調使王・飯野王・鴨王・老志濃王・田中王・八上王・津守王・名草王・春階王・中村王・池原王・積殖王・高倉王・磯部王・長尾王・浄名王並授^二從五位下^一。從五位上百濟王理伯正五位上。外正五位下大原連家主、外從五位下池原公禾守、正六位上弓削御浄朝臣広方・大野朝臣石本・文室真人忍坂麻呂・三嶋真人嶋麻呂・藤原朝臣雄依・藤原朝臣長道・石川朝臣真人・石川朝臣名継・石上朝臣真足・大原真人年継・石川朝臣人麻呂・巨勢朝臣苗麿・当麻真人永嗣、從六位上安倍朝臣草麿、正六位上佐伯宿祢家主・川辺朝臣東人・吉備朝臣直事・笠朝臣乙麻呂並從五位下。正六位上林連雜物・船連庭足・堅部使主人主、從六位上昆解沙弥麿、正六位上高屋連赤麿・秦忌寸葦守・品治部公嶋麿・難破連足人並外從五位下。從四位下藤原朝臣家子正四位下。

【註】1東院―平城宮東張り出し部南半に設けられた施設。皇太子のいる時期にはその居所東宮として、皇太子のいない時期には宮内の内裏に準じた別宮東院として用いられ(橋本義則説)、宝龜年間には楊梅宮に改造された(岩本次郎説)。

○ 二月七日

称徳天皇が大学に行幸し、釈奠を行う。

大学

a(『続日本紀』卷廿八神護景雲元年二月丁亥(七日)条
丁亥、幸^一大学^二釈奠。座主直講從八位下麻田連真淨授^二從六位下^一。音博士從五位下袁晋卿從五位上。問者大学少允從六位上濃宜公水通外從五位下。贊引及博士弟子十七人賜^二爵人一級^一。

『四坊六坪発掘調査報告』。

聖 三月二十日 法王宮職を新設し、造宮卿高麗福信に法王宮大夫を兼任させる。

造宮卿

〔註〕1 〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年三月己巳(二十日)条 己巳、(中略)始置法王宮職。以造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信為兼大夫。大外記遠江守從四位下高丘連比良磨為兼亮。勅旨大丞從五位上葛井連道依為兼大進。少進一人、大属一人、少属二人。(後略)

〔註〕1 造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信—高麗福信の造宮卿任官日時は不詳。

聖 四月十四日 東院の玉殿が完成し、群臣に披露する。

東院玉殿
玉宮

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年四月癸巳(十四日)条 癸巳、東院玉殿新成。群臣畢會。其殿、葺以瑠璃之瓦、画以藻績之文。時人謂之玉宮。(後略)

〔註〕1 瑠璃之瓦—緑釉瓦をいうか。平城宮東張り出し部南半に所在するいわゆる東院は、緑釉の瓦がまとまって出土する地域として著名で東院の推定地とされ、玉殿もここにあったと考えられている。ただ、平城宮・京で最も高密度で緑釉瓦が出土しているのは、実は平城宮東院地区ではなく、法華寺南辺に近い左京二条二坊十一・十二坪である。両坪は一体として使用され、最も充実するのは天平末年から宝龜初年頃までであるという(『奈良国立文化財研究所年報』1997—III)。東院への出御を「幸」とする事例のあること(『続日本紀』神護景雲元年二月甲午条(史料聖二))と併せて、この地が東院である可能性は小さくないであろう。2 藻績之文—水草の模様。壁に描かれたものか。法華寺周辺は、いわゆる水波文埴の出土地として著名で、これも藻績之文を描いた裝飾と関連する可能性がある。3 玉宮—玉殿を中心とする施設、さらには広く東院そのものの称か。

大学寮

〔註〕1 大学—平安京では朱雀門前の左京三条一坊西北隅に位置したが、平城京での位置は未詳。但し、この記事に「幸」とあることや、平城宮出土木簡、発掘調査の所見によると、平城宮の大学寮は、左京三条一坊七・八の二坪に所在したと考えられる(奈良国立文化財研究所『平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告』)。

b 〔年中行事抄〕二月 上丁日積奠事

天平神護三年二月丁亥、大学寮行積奠礼。此日、天皇御之。

聖 二月十四日 称徳天皇が東院に行幸し、出雲国造が神賀詞を奏上する儀式を行う。

東院

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年二月甲午(十四日)条 甲午、幸東院。出雲国造外從六位下出雲臣益方奏神事。仍授益方外從五位下。自余祝部等、叙位賜物有差。

〔註〕1 幸東院—東院への天皇の出御を『続日本紀』は、「御」と「幸」の両様で記す(「幸」は本史料のみ。「御」の例にはとしては史料聖・聖がある)。「幸」とあることは必ずしも宮外を意味しないけれども、東院が宮外である可能性が全くないわけではない(史料聖註1参照)。

聖 三月三日 称徳天皇が西大寺の法院に行幸し、三月三日節の曲水の宴会を催す。

西大寺法院

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年三月壬子(三日)条 壬子、幸西大寺法院。令文士賦曲水。賜五位已上及文士祿。

〔註〕1 西大寺法院—所在地不詳。西大寺の苑池としては、この他に西大寺嶋院が知られ(『続日本紀』神護景雲元年九月己酉条(史料聖七))、あるいは同一のものかも知れない(岸俊男説)。また、いわゆる称徳山荘はこの法院(嶋院)の後身の可能性がある(奈良国立文化財研究所『平城京右京北辺

癸 八月八日 西宮の寢殿において、慶雲の出現を祝い六百人の僧を呼んで齋会を行う。

西宮寢殿

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年八月乙酉《八日》条
乙酉、参河国言、慶雲見。屈僧六百口、於西宮寢殿設齋。以慶雲見也。是日、緇侶進退無復法門之趣。拍手歡喜一同俗人。

〔註〕※この慶雲出現によって、年号は神護景雲に改められる〔続日本紀〕神護景雲元年八月癸巳条（史料癸）に一部抜粋。1 西宮寢殿―西宮にあつた称徳天皇の居所。なお、称徳天皇の西宮については、史料癸註1を参照。

癸 九月二日

西大寺嶋院

称徳天皇が西大寺嶋院に行幸する。

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年九月己酉《二日》条
己酉、幸西大寺嶋院。（後略）

〔註〕※『続日本紀』同年三月壬子条（史料癸）にみえる西大寺法院と同一のもの可能性がある。

癸

十月二十四日 称徳天皇が大極殿に出御し、僧六百人を呼んで大般若経の転読を行う。また、この日、女踏歌を行う。

大極殿

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年十月庚子《二十四日》条
庚子、御大極殿。屈僧六百、転読大般若経。奏唐・高麗楽及内教坊蹋歌。

癸

十二月九日 多治比長野を造東内次官に任じる。

造東内次官

〔続日本紀〕卷廿八神護景雲元年十二月乙酉《九日》条
乙酉、（中略）従五位下多治比真人長野為造、東内次官。（後略）

〔註〕1 東内―東の内裏の意で、実質的には東院と同義か。東院に遅れてこれ以後神護景雲三年にかけて集中的に現われるので、東院内に設けられることになった新たな御在所とみる見方もある。但し、日本の場合、西内の語は確認できず、東内のみがみえる理由は不詳。

神護景雲二年（七六八）

癸

一月一日 称徳天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。この日、八十歳の大和長岡に特に座席を設け、叙位を行う。

大極殿 殿上

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲二年正月丙午朔《一日》条
丙午朔、御大極殿受朝。旧儀少納言侍立殿上。是日設坐席。余儀如常。授従四位下大和宿祢長岡正四位下。

〔註〕※史料bは、賀正の宴におけることとする。

b 〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年十月癸亥《二十九日》条
癸亥、大和国造正四位下大和宿祢長岡卒。刑部少輔従五位上五百足子也。少好刑名之学、兼能属文。靈龜二年、入唐請益。凝滞之处、多有發明。当时言法令者、就長岡而質之。勝宝年中、改忌寸一賜宿祢。宝字初、仕至正五位下民部大輔兼坤宮大忠。四年、遷河内守。政无仁惠、吏民患之。其後授従四位下、以散位還第。八年、任右京大夫。以年老自辞去職。景雲二年、賀正之宴、有詔特侍殿上。時鬢髮未衰、進退無忒。天皇問之曰、卿年幾。長岡避席言曰、今日方登八十一。天皇嘉嘆者久之。御製授正四位下。（後略）

〔註〕※史料aは、元日朝賀の儀式におけることとする。

癸

一月七日 内裏において、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

内裏

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲二年正月壬子《七日》条
壬子、宴五位已上於内裏。賜禄有差。授従三位円方女王正三位。従四位上伊福部女王正四位下。

癸

二月五日 出雲国造が神賀事を奏上する儀式を行う。

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲二年二月庚辰《五日》条
庚辰、出雲国造外従五位下出雲臣益方奏神事。

授^二外從五位上^一。賜^二祝部男女百五十九人爵各一級^一。禄亦有^レ差。(後略)

【註】※この日の神賀事奏上の儀式の場所は不詳。

聖 十月二十八日 造東内司が小子門より芻の運搬を行う。

〔平城宮出土木簡〕

造東内司 小子門

〔造東カ〕
〔表〕□□内司運芻一百□ □出小子門
〔裏〕 十月廿八日□□ □小野滋野

平城宮木簡三一三〇〇六号 (186 + 116)・(22)・3 081

【註】※小子門付近の東一坊大路西側溝 SD4951 出土。東内の造営は、神護景雲元年末(造東内次官の任命(史料^{聖九}))から神護景雲三年初め(吉祥悔過(史料^{聖八}a))にかけてと考えられるので、取り敢えず神護景雲二年にかけておく。

聖 十一月十三日 朝廷において任官を行うが、欠席者が多いため式部・兵部の省掌に特に把笏を許して替わりに応答させる。

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲二年十一月癸未(十三日)条

癸未、從四位下藤原朝臣楓磨為^二右大弁^一。從五位下石上朝臣家成為^二勅旨少輔^一。從五位下紀朝臣門守為^二大丞^一。從四位下藤原朝臣雄田磨為^二中務大輔^一。左中弁・内匠頭・武藏守如^レ故。從五位下石川朝臣真守為^二少輔^一。從四位上藤原朝臣是公為^二侍從兼内蔵頭^一。從三位石川朝臣豊成為^二宮内卿^一。兵部卿從三位藤原朝臣宿奈磨為^二兼造法華寺長官^一。從四位下藤原朝臣繼繩為^二外衛大將^一。正五位上石上朝臣息繼為^二左衛士督^一。河内守如^レ故。從五位下上毛野朝臣馬長為^二員外佐^一。從四位下阿倍朝臣息道為^二左兵衛督^一。從五位下坂上王為^二左馬頭^一。從五位下紀朝臣広庭為^二河内介^一。從五位上佐伯宿祢助為^二山背守^一。從五位上息長丹生真人大國為^二美作員外介^一。外從五位下飛鳥戸造少東人為^二長門介^一。大納言衛門督正三位弓削御淨朝臣清人為^二兼大宰帥^一。從四位上藤原朝臣田磨為^二大式^一。

庭

是日、被^レ任^レ官者、多不^レ會^レ庭。省掌代^レ之稱唯。於^レ是、詔^二式部・兵部省掌^一、始賜^二把笏^一。

【註】1庭―朝庭。ここでは東区朝堂院の朝庭部分をいう。

聖 十一月二十二日 西宮の前殿において、新嘗祭の豊明節会の宴会を催す。

西宮前殿

西宮前殿

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲二年十一月壬辰(二十二日)条
壬辰、設^二新嘗豊樂於西宮前殿^一。賜^二五位已上禄^一各有^レ差。

【註】※『続日本紀』に記事はないが、新嘗祭は十一月の下卯の日に行われ、前日の辛卯(二十一日)がこれにあたる。

神護景雲三年(七六九)

聖 一月一日 雨のため、元日朝賀の儀式を中止する。

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲三年正月庚午朔(一日)条

庚午朔、廢^レ朝。雨也。

聖 一月二日 称徳天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲三年正月辛未(一日)条

辛未、御^二大極殿^一受^レ朝。文武百官及陸奥蝦夷、各依^レ儀拜賀。是日、勲六等已上、身有^二七位^一而帶^二職事^一者、始著^二当階之色^一、列^二於六位之上^一。六位諸王著^レ纁者次^レ之。

聖 一月三日 西宮前殿において道鏡が朝賀を受け、自ら寿詞を述べる。

西宮前殿

西宮前殿

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲三年正月壬申(三日)条
壬申、法王道鏡居^二西宮前殿^一。大臣已下賀拜。道鏡自告^二寿詞^一。

【註】※ここにおける法王道鏡の所為は天皇に準じるもので

あり（天皇ならば「御西宮前殿」とあるべきところ）、自らを天皇に擬した行為といえる。

聖

一月七日 称徳天皇が法王宮に出御し、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。道鏡が、参加者に対し、五位以上の官人には摺衣一領ずつ、蝦夷には緋色の袍一領ずつを与える。

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲三年正月丙子《七日》条

丙子、御法王宮、宴於五位已上。道鏡、与三五位已上摺衣人一領、蝦夷緋袍人一領。賜左右大臣綿各一千屯。大納言已下亦有差。

〔註〕1 法王宮―所在地未詳。「御」とあるから、平城宮内の可能性が高い。

法王宮

聖

一月八日 大極殿において御齋会を行う。また、称徳天皇が東内に出御し、吉祥悔過を行う。

東内

a 〔続日本紀〕卷廿九神護景雲三年正月丁丑《八日》条
丁丑、御東内、始行吉祥悔過。

東門

b 〔日本紀略〕神護景雲三年正月丁丑《八日》条
丁丑、御東門、始行吉祥悔過。

大極殿

c 〔扶桑略記〕抄二 称徳天皇
三年正月八日、於大極殿、始修御齋会。有二行幸。

〔註〕1 三年―神護景雲三年か。2 行幸―史料aみえる東内への出御を指すとみれば、a・bは矛盾なく理解でき、大極殿における御齋会と東院における吉祥悔過を併行して実施したことになる。なお、『扶桑略記』は御齋会についてもこの年の創始とするが、史料aの『続日本紀』が吉祥悔過についてしか言及していないことからみると、御齋会の創始をこの年とみななければならぬ必然性は必ずしもないであろう。御齋

大極殿

聖

一月十七日 称徳天皇が東院に出御し、侍臣に対して踏歌節の宴会を催す。また、朝堂においてそれ以外の主典以上の官人と蝦夷に対して宴会を催す。

東院
朝堂

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲三年正月丙戌《十七日》条
丙戌、御東院、賜宴於侍臣。饗文武百官主典已上、陸奥蝦夷於朝堂。賜蝦夷爵及物、各有差。

〔註〕1 東院―東内と同義で、平城宮東張り出し部南半のいわゆる東院を指すか。2 朝堂―行事としての一体性からみて、東院から離れた東区朝堂院の朝堂とみるよりは、これまでに遺構としては確認されていないものの、東院にもその正殿の正面南側に朝堂相当施設の存在を想定すべきであろう。なお、侍臣に対する宴会の場が朝堂ではない点は注意を要する。天平宝字三年（史料三六）や天平宝字七年（史料三六）の踏歌節の際には、五位以上（侍臣）の宴会の場も、その他の官人と同じ朝堂であった。

聖

五月二十九日 大宮において佐保川の鬪儀に称徳天皇の髪を入れて厭魅を行った県犬養姉女らを配流する。

〔続日本紀〕卷廿九神護景雲三年五月丙申《二十九日》条
丙申、県犬養姉女等坐巫蠱配流。詔曰、現神止大八洲国所知倭根子挂畏天皇大命（乎）、親王・王・臣・百官人等、天下公民、衆聞食（止）宣（久）。大部姉女（乎波）内（都）奴（止）為（弓）冠位奉給（比）根可波祢改給（比）治給（伎）。然流物（乎）反（天）逆心（乎）抱藏（弓）己為首（弓）忍坂女

朝庭

大宮

王・石田女王等〔乎〕率〔弓〕、挂畏先朝〔乃〕依
 過〔弓〕棄給〔弓之〕厨真人厨女許〔尔〕窃往〔乍〕
 岐多奈〔久〕悪奴〔止母止〕相結謀〔家良久。〕
 傾〔奉朝庭〕、乱〔国家〕〔弓〕岐良比給〔弓之〕氷
 上塩焼〔我〕児志計志磨〔乎〕天日嗣〔止〕為〔牟
 止〕謀〔氏〕挂畏天皇大御髪〔乎〕盜給〔波利弓〕
 岐多奈伎佐保川〔乃〕鬪饑〔尔〕入〔弓〕、大宮内〔尔〕
 持参入来〔弓〕、厭魅為流〔己止〕三度〔世利。〕然
 〔母〕盧舍那如来、最勝王経、觀世音菩薩、護法善
 神梵王・帝釈・四大天王〔乃〕不可思議威神力、挂
 畏開闢已来御宇天皇御靈、天地〔乃〕神〔多知乃〕
 護助奉〔都流〕力〔尔〕依〔弓〕、其等〔我〕穢〔久〕
 謀〔弓〕為〔留〕厭魅事皆悉發覺〔奴。〕是以、檢
 法〔尔〕皆当〔死刑罪〕。由〔此〕〔弓〕、理〔波〕法
 〔末尔末尔〕岐良比給〔倍久〕在〔利。〕然〔止毛〕
 慈賜〔止〕為〔弓〕一等降〔弓〕、其等〔我〕根可
 婆祢替〔弓〕遠流罪〔尔〕治賜〔布止〕宣〔布〕天
 皇大命〔乎〕、衆聞食〔止〕宣。

【註】※この事件に関わつた不破内親王（厨真人厨女）を京
 外に追放し、その子氷上志計志磨を土左に配流したことが、
 この詔の四日前にみえる『続日本紀』神護景雲三年五月壬
 辰条。1 大宮―広く平城宮の意味にもとれるが、ここは称
 徳の住む内裏を指すか。

八月十九日 阿倍清成を造宮大輔に任じる。

造宮大輔

〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年八月甲寅〔十九日〕条
 甲寅、〔中略〕從五位上阿倍朝臣清成為**造宮大輔**。〔後
 略〕

十月一日

稱徳天皇が、元正太上天皇の遺詔や聖武天皇の詔を
 引用して、皇位を狙う動きを戒める詔を出し、五位以上の官人
 と藤原氏に紫綾の帯を与えて忠誠を誓わせる。

〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年十月乙未朔〔一日〕条

新城乃大宮

朝庭

乙未朔、詔曰。天皇〔我〕御命〔良麻止〕詔〔久、〕
 挂〔万久毛〕畏〔支〕、**新城〔乃〕大宮〔尔〕**天下治
 給〔之〕中〔豆〕天皇〔乃〕臣等〔乎〕召〔テ〕後
 〔乃〕御命〔仁〕勅〔之久、〕汝等〔乎〕召〔豆流〕
 事〔波〕**朝庭〔尔〕**奉侍〔良牟〕状教詔〔牟止曾〕
 召〔豆流。〕於太比〔尔〕侍〔弓〕諸聞食。貞〔久〕
 明〔尔〕淨〔伎〕心〔乎〕以〔天〕朕子天皇〔仁〕
 奉侍〔利〕護助〔万豆礼。〕繼〔天方〕是太子〔乎〕
 助奉侍〔礼。〕朕〔我〕教給〔布〕御命〔尔〕不〔順
 〕之天〕王等〔波〕己〔我〕得〔万之字支〕帝〔乃〕
 尊〔支〕宝位〔乎〕望求〔米、〕人〔乎〕伊射奈〔比〕
 惡〔久〕穢心〔乎〕以〔天〕逆〔尔〕在謀〔乎〕起、
 臣等〔方〕己〔我〕比伎婢企是〔尔〕託彼〔尔〕依
 〔豆々〕頑〔尔〕无〔礼〕支〔心〕乎〕念〔テ〕横〔乃〕
 謀〔乎〕構。如〔是在〕〔牟〕人等〔乎波、〕朕必天翔
 給〔天〕見行〔之、〕退給〔比〕捨給〔比〕岐良〔比〕
 給〔牟〕物〔曾〕。天地〔乃〕福〔毛〕不〔蒙〕〔自。〕
 是状知〔天〕明〔仁〕淨〔岐〕心〔乎〕以〔テ〕奉
 侍〔牟〕人〔乎波〕慈給〔比〕愍給〔天〕治給〔牟〕
 物〔曾〕。復天〔乃〕福〔毛〕蒙〔利、〕永世〔尔〕
 門不〔絶奉侍〕〔利〕昌〔牟。〕許已知〔天〕謹〔万利〕
 淨心〔乎〕以〔テ〕奉侍〔止〕将命〔止奈毛〕召〔都
 流止〕勅〔比〕於保世給〔布〕御命〔乎、〕衆諸聞
 食〔止〕宣。復詔〔久、〕掛〔毛〕畏〔支〕朕〔我〕
 天〔乃〕御門帝皇〔我〕御命以〔天〕勅〔之久、〕
 朕〔尔〕奉侍〔牟〕諸臣等朕〔乎〕君〔止〕念〔牟〕
 人〔方〕太皇后〔仁〕能奉侍〔礼。〕朕〔乎〕念〔天〕
 在〔我〕如〔久〕異〔奈〕念〔曾。〕繼〔天方〕朕
 子太子〔尔〕明〔仁〕淨〔久〕二心无〔之天〕奉侍
 〔礼。〕朕〔方〕子二〔利止〕云言〔波〕无。唯此
 太子一人〔乃未曾〕朕〔我〕子〔波〕在。此心知〔テ〕
 諸護助奉侍〔礼。〕然朕〔波〕御身都可良之〔久〕
 於保麻之麻須〔尔〕依〔テ〕太子〔尔〕天〔豆〕日

繼高御座〔乃〕繼〔天方〕授万豆流〔止〕命〔天、〕
朕〔尔〕勅〔之久、〕天下〔乃〕政事〔波〕慈〔乎〕
以〔天〕治〔与、〕復上〔波〕三宝〔乃〕御法〔乎〕
隆〔之米〕出家道人〔乎〕治万豆〔利、〕次〔波〕
諸天神地祇〔乃〕祭祀〔乎〕不絶、下〔波〕天下〔乃〕
諸人民〔乎〕愍給〔へ、〕復勅〔之久、〕此帝〔乃〕
位〔止〕云物〔波、〕天〔乃〕授不給〔奴〕人〔尔〕
授〔天方〕保〔己止毛〕不_レ得。亦變〔天〕身〔毛〕
滅〔奴流〕物〔曾、〕朕〔我〕立〔天〕在人〔止〕
云〔止毛、〕汝〔我〕心〔尔〕不_レ能〔止〕知目〔尔〕
見〔天牟〕人〔乎波〕改〔天〕立〔牟〕事〔方〕心
〔乃〕麻〔尔〕麻〔尔〕世与〔止〕命〔支〕。復勅
〔志久、〕朕〔我〕東人〔尔〕授刀〔天〕侍〔之牟
留〕事〔波、〕汝〔乃〕近護〔止之天〕護近〔与止〕
念〔天奈毛〕在。是東人〔波〕常〔尔〕云〔久、〕
額〔尔方〕箭〔波〕立〔止毛〕背〔尔波〕箭〔方〕
不_レ立〔止〕云〔テ、〕君〔乎〕一心〔乎〕以〔テ〕
護物〔曾、〕此心知〔天〕汝都可弊〔止〕勅〔比之〕
御命〔乎〕不_レ忘。此状悟〔テ〕諸東国〔乃〕人等謹
〔之麻利〕奉侍〔礼〕。然挂〔毛〕畏〔伎〕二所〔乃〕
天皇〔我〕御命〔乎〕朕〔我〕頂〔尔〕受賜〔天、〕
昼〔毛〕夜〔毛〕念持〔天〕在〔止毛、〕由无〔之
テ〕人〔尔〕云聞〔之牟流〕事不_レ得。猶此〔尔〕依
〔テ〕諸〔乃〕人〔尔〕令聞〔止奈毛〕召〔豆留〕。
故是以、今朕〔我〕汝等〔乎〕教給〔牟〕御命〔乎、〕
衆諸聞食〔止〕宣。夫君〔乃〕位〔波〕願求〔乎〕
以〔天〕得事〔方〕甚難〔止〕云言〔乎波〕皆知〔テ〕
在〔止毛、〕先〔乃〕人〔波〕謀〔乎〕遲奈〔之、〕
我〔方〕能〔久〕都与〔久〕謀〔テ〕必得〔天牟止〕
念〔天〕種々〔尔〕願禱〔止毛、〕猶諸聖・天神・
地祇御靈〔乃〕不_レ免給、不_レ授給物〔尔〕在〔波、〕
自然〔尔〕人〔毛〕申頭、己〔我〕口〔乎〕以〔テ
毛〕云〔豆、〕變〔天〕身〔乎〕滅災〔乎〕蒙〔天〕

終〔尔〕罪〔乎〕己〔毛〕他〔毛〕同〔久〕致〔都、〕
因_レ茲〔天、〕天地〔乎〕恨君臣〔乎毛〕怨〔奴、〕
猶心〔乎〕改〔天〕直〔久〕淨〔久〕在〔波、〕天
地〔毛〕憎多万波〔受、〕君〔毛〕捨不_レ給〔之天〕
福〔乎〕蒙身〔毛〕安〔家牟〕生〔天方〕官位〔乎〕
賜〔利〕昌、死〔弓波〕善名〔乎〕遠世〔尔〕流伝
〔天牟〕。是故先賢人云〔テ〕在〔久、〕体〔方〕灰
〔止〕共〔仁〕地〔仁〕埋〔利奴礼止、〕名〔波〕
烟〔止〕共〔仁〕天〔仁〕昇〔止〕云〔利、〕又云
〔久、〕過〔乎〕知〔天方〕必改〔与、〕能〔乎〕得
〔天方〕莫_レ忘〔止〕伊布。然物〔乎〕口〔尔〕我〔方〕
淨〔之止〕云〔天〕心〔仁〕穢〔乎波〕天〔乃〕不
覆地〔能〕不_レ載〔奴〕所〔止〕成〔奴、〕此〔乎〕
持〔伊波〕称〔乎〕致〔之、〕捨〔伊方〕謗〔乎〕
招〔豆〕。深朕〔我〕尊〔備〕拜〔美〕誦誦〔之〕
奉〔留〕最勝王經〔乃〕王法正論品〔尔〕命〔久、〕
若造_二善惡業_一、令_下於_二現在中_一、諸天共護持、示_中其
善惡報_上。国人造_二惡業_一、王者不_二禁制_一、此非_レ順_二正
理_一。治擯_当如_レ法〔止〕命〔天〕在。是〔乎〕以〔天〕
汝等〔乎〕教導〔久、〕今世〔尔方〕世間〔能〕榮
福〔乎〕蒙〔利〕忠淨名〔乎〕頭〔之、〕後世〔尔
方〕人天〔能〕勝樂〔乎〕受〔天〕終〔尔〕仏〔止〕
成〔止〕所念〔天奈毛〕諸〔尔〕是事〔乎〕教給〔布
止〕詔〔布〕御命〔乎、〕衆諸聞食〔止〕宣。復詔
〔久、〕此賜〔布〕帶〔乎〕多万波利〔豆、〕汝等〔能〕
心〔乎〕等等能倍直〔シ〕朕〔我〕教事〔仁〕不_レ違
〔之天〕束〔祢〕治〔牟〕表〔止奈毛〕此帶〔乎〕
賜〔八久止〕詔〔布〕御命〔乎、〕衆諸聞食〔止〕
宣。其帶、皆以_二紫綾_一為之。長各八尺、其二端以_二金
泥_一書_二怨字_一、賜_二五位已上_一。其以_二才伎并貢獻_一叙
位者、不_レ在_二賜限_一。但藤原氏者、雖_レ未_二成人_一、皆
賜之。

【註】1 新城乃大宮―遷都間もない平城宮を指す。

癸五 十月十七日 称徳天皇が由義宮に行幸する。

〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年十月辛亥《十七日》条

由義宮

辛亥、進幸由義宮。

〔註〕※由義宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。前々日の飽浪宮行幸に続くもの。

癸六 十月三十日 由義宮を西京とする。

〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年十月甲子《三十日》条

由義宮 西京

甲子、詔以由義宮為西京。河内国為河内職。(後略)

〔註〕※由義宮に関わる記事であるが、便宜掲げる。

癸七 十一月十八日 造宮長上秦倉人皆主らに秦忌寸の氏姓をたまう。

造宮長上

〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年十一月壬午《十八日》条

壬午、彈正史生從八位下秦長田三山・造宮長上正七位下秦倉人皆主・造東大寺工手從七位下秦姓綱磨、賜三姓秦忌寸。

癸八 十一月二十六日 称徳天皇が朝堂に臨み、隼人の風俗・歌舞を見る。

臨軒

〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年十一月庚寅《二十六日》条

庚寅、天皇臨軒。大隅・薩摩隼人奏俗伎。外從五位下薩摩公鷹白・加志公嶋麻呂並授外從五位上。正六位上甕隼人麻比古、外正六位上薩摩公久奈都・曾公足磨・大住直倭、上正六位上大住忌寸三行並外從五位下。自余隼人等、賜物有差。(後略)

〔註〕1 臨軒―東区大極殿への出御をいう。従つて、隼人奏樂の会場は、東区朝堂院の朝廷か。

癸九 十一月二十八日 五位以上の官人に対し、新嘗祭の豊明節会の宴會を催す。

〔続日本紀〕卷卅神護景雲三年十一月壬辰《二十八日》条

癸十 天平神護年間から神護景雲年間頃 西大宮で正月の仏事が行われる。

西大宮

壬辰、賜宴於五位已上。詔曰、今勅(久、)今日(方)新嘗(能)猶(良比乃)豊(能)明聞(許之)女須(日(仁)在。然昨日(能)冬至日(仁)天雨(天)地(毛)潤、万物(毛)萌(毛延)始(テ)、好(何流良牟止)念(仁、)伊与国(与利)白祥鹿(乎)献奉(天)在(礼方、)有礼志与呂許保志(止)奈毛(見(留、)復三(能)善事(能)同時(仁)集(天)在(己止、)甚希有(止)念畏(末利)尊(美、)諸臣等(止)共(仁)異奇(久)麗白(岐)形(乎奈毛)見喜(流、)故是以、黒記白記(能)御酒食(倍)恵良伎、常(毛)賜酒幣(乃)物賜(礼止之天)御物給(波久止)宣。賜(禄有)差。(後略)

〔註〕※この日の豊明節会の宴會の場所は不詳。

〔平城宮出土木簡〕平城宮発掘調査出土木簡概報一六、一〇頁下

(表)西大宮正月仏 御供養雜物買□錢

(裏) 一貫五百六十文 □□ 油五升 正月十六日 添石前

166・19・6 032

〔註〕※平城宮中央区朝堂院の東第二堂東側、第二次朝堂院との間の官衙の南北溝SD一〇三二五bから出土した木簡。この溝は第一次大極殿院II期に相当する時期の遺構で、天平勝宝四、五年以降長岡遷都までの時期が与えられる。西大宮が西宮と同一のものを指すとすれば、この時期の中でも西宮が頻出するようになる称徳朝が木簡の年代の最有力候補と考えられるので、便宜この時期にかけることとする。

西宮で仏事を行った明確な事例はないが、西大宮―西宮の可能性が高い(正倉院文書には、西宮に經典が貸し出された記録があり(史料三二―天平十六年、史料三九―天平感宝元年、史料三六―天平勝宝二年)、西宮と仏事の関連を想起させるが、これは称徳朝よりも前の時期のもので、称徳朝の西宮と同一

ものかどうかは明証を欠く。一方、正月の「仏御供養」として思い浮かぶのは御齋会であるが、西宮で御齋会を行った例はなく、御齋会の会場としてみえるのは大極殿である（史料器・四〇）。従って、「仏御供養」＝御齋会であるとしたならば、西宮は内裏と東区（第二次）大極殿の一郭という結論が導き出されることになる。このように、この木簡は、西宮の比定をめぐる議論にも一石を投じる史料である。

なお、この木簡は、「仏御供養」に用いる油などを購入するための銭の付札であるが、表面下から二字めの「□」は、写真から見る限り「残」と判読できそうである。従って、これは仏事終了後に付けた、用度を調達した残りの銭の付札で、正月十六日には仏事は終了していることになる。正月八日から八日間、十五日まで行われる御齋会の用度として相応しい日付といえることができる。

四二 四月二十六日 百万塔が完成し、諸寺に分置する。

〔続日本紀〕卷卅宝亀元年三月丙寅〔三日〕条
丙寅、車駕臨博多川、以宴遊焉。是日、百官・文人及大学生等各上三曲水之詩。
【註】※由義宮行幸中のことであるが、便宜掲げる。

a 〔続日本紀〕卷卅宝亀元年四月戊午〔二十六日〕条

戊午、初天皇、八年乱平、乃發弘願、令造三重小塔一百万基。高各四寸五分、基径三寸五分。露盤之下、各置根本・慈心・相輪・六度等陀羅尼。至是功畢、分置諸寺。賜供事官人已下仕丁已上一百五十七人爵、各有差。

【参考】『東大寺要録』卷第一本願章第一、天平宝字八年九月十一日条にも、ほぼ同文の記載がある。史料b註2参照。

b 〔東大寺要録〕卷第四 諸院章第四

一、東西小塔院

1 神護景雲元年丁未、造東西小塔堂。実忠和尚所建也。2 天平宝字八年甲辰秋九月十一日、孝謙天皇造二百万小塔、分置配十大寺。各籠無垢淨光陀羅尼摺本（口伝云、惠美乱誅之間懺悔料云云。）

【註】1 神護景雲元年丁未―法隆寺に現存す百万塔の墨書銘によると、神護景雲元年の段階では百万塔はまだ製作途上であり、製作のかなり早い段階から、少なくとも東大寺に収める計画があったことになる。2 天平宝字八年甲辰秋九月十一日―藤原惠美押勝の乱の勃発した日。孝謙太上天皇方が淳仁天皇の許にある鈴印奪取を企てたことに端を発し、平城宮内で戦闘が勃発する。藤原惠美押勝は近江に逃れ、九月十三日頃敗死している（史料a・b参照）。『東大寺要録』は史料aとほぼ同文の記事を巻第一本願章第一天平宝字八年九月十一日にかけて収めており、この点では一貫している。この日に発願したとは考えにくい、藤原惠美押勝の乱が発願

神護景雲四年 宝亀元年

（七七〇） 十月一日改元

東西小塔堂

四一 一月八日 東院において、次侍従以上の官人に対して宴会を催す。

東院

〔続日本紀〕卷卅宝亀元年正月辛未〔八日〕条
辛未、宴次侍従已上於東院。賜御被。
【註】※白馬節の宴会に相当するか。

四二 一月十五日 宮中において仁王会を行う。

宮中

〔続日本紀〕卷卅宝亀元年正月戊寅〔十五日〕条
戊寅、設仁王会於宮中。
【註】1 宮中―内裏または大極殿を指すか。

四三 三月三日 称徳天皇が博多川に臨み、三月三日節の曲水の宴会を催す。

の契機であったことは認めてよいであろう。3十大寺―多数の百万塔が現存する法隆寺の他、史料的に分置を確認できるのは、東大寺（本史料）、西大寺（小塔院。『西大寺資財流記帳』）、元興寺（少塔院。『続日本後紀』承和元年九月戊午条）、薬師寺（西院正堂。『薬師寺縁起』）、興福寺（東院東瓦葺堂。『興福寺流記』）である。他の四寺としては、大安寺・弘福寺・四天王寺・西隆寺（または崇福寺）が想定されている。

聖 八月四日 西宮の寝殿において称徳天皇が死去する。藤原永手らが白壁王を擁立して皇太子とする。また、固関を実施し、葬送諸司を任じる。

西宮寝殿

禁中

〔続日本紀〕卷卅宝龜元年八月癸巳〔四日〕条
癸巳、天皇崩于¹西宮寝殿。春秋五十三。左大臣従一位藤原朝臣永手・右大臣正二位吉備朝臣真吉備・参議兵部卿従三位藤原朝臣宿奈麻呂・参議民部卿従三位藤原朝臣繩麻呂・参議式部卿従三位石上朝臣宅嗣・近衛大将従三位藤原朝臣藏下麻呂等、定²策²禁中¹、立^レ諱^レ為^レ皇太子¹。左大臣従一位藤原朝臣永手受³遺宣¹曰、今詔^レ久^レ事卒然^レ有依^レ天^レ諸臣等議^レ天^レ白壁王^レ波^レ諸王^レ能^レ中^レ仁^レ年齒^レ毛^レ長^レ奈利^レ又先帝^レ能^レ功^レ毛^レ在故^レ仁^レ太子^レ止^レ定^レテ^レ奏^レ流^レ麻^レ仁^レ麻^レ尔^レ宣給^レ布止^レ勅^レ久止^レ宣。遣^レ使固^レ守三関¹。以³従三位文室真人大市・高麗朝臣福信・藤原朝臣宿奈磨・藤原朝臣魚名、従四位下藤原朝臣楓麻呂・藤原朝臣家依、正五位下葛井連道依・石川朝臣垣守、従五位下太朝臣犬養、六位十一人、為²御装束司¹。従三位石川朝臣豊成・従五位上奈癸王・正四位下田中朝臣多太麻呂・従四位上佐伯宿祢今毛人・従四位下安部朝臣毛人・従五位上安倍朝臣浄成・従五位下小野朝臣石根、六位已下八人、為²作山陵司¹。従五位下石川朝臣豊人・外従五位下高松連笠麻呂、六位二人、為²作路司¹。外従五位下佐太忌寸味村・外従五

位下秦忌寸真成、判官・主典各二人、宮内・大膳・大炊・造酒・管陶・監物等司各一人、為²養役夫司¹。興²左右京、四畿内、伊賀・近江・丹波・播磨・紀伊等国役夫六千三百人¹、以供²山陵¹。

〔註〕※称徳天皇がこの年二月から四月にかけての由義宮行幸以降体調を崩していたことは、『続日本紀』同年六月辛丑条（初天皇、自^レ幸²由義宮¹之後、不予^レ経^レ月¹）、同八月丙午条（天皇、自^レ幸²由義宮¹、便覺²聖体不予¹。於^レ是、即還²平城¹。自^レ此積²百餘日¹、不^レ親^レ事。群臣曾无^レ得²謁見¹者¹。典蔵従三位吉備朝臣由利、出^レ入^レ臥戸¹、伝²可^レ奏事¹。に詳しい。なお、白壁王擁立の経緯は、『続日本紀』卷卅一光仁天皇即位前紀にも見える。1 西宮寝殿―東区（第二次）大極殿院北方の内裏地区とあったとみる説と、中央区（第一次）大極殿院の跡地に設けられたいわゆる百柱の間を中心とする地域に所在したとみる説の両説があつて、一応後者を有力とみるが、現段階では決しがたい。西宮については、史料¹註1を参照。2 禁中―内裏など特定の場所を指すか。

聖 八月六日

朝廷

近江国の騎兵二百騎を徴発し、朝廷を守らせる。
〔続日本紀〕卷卅宝龜元年八月乙未〔六日〕条
乙未、天下¹举哀、服限²二年¹。差²近江国兵二百騎¹、守²衛¹朝廷¹。以³従三位藤原朝臣宿奈磨¹為²騎兵司¹。従五位上阿倍朝臣浄成為²次官¹。判官・主典各二人。
〔註〕1 守衛朝廷―広く平城宮の警備を指すが、直接的には皇太子白壁王の護衛とみるべきか。

聖

八月九日 鈴鹿王の旧宅に称徳天皇の山陵を造営するため、鈴鹿王の子の位階を昇叙させる。

鈴鹿王旧宅

〔続日本紀〕卷卅宝龜元年八月戊戌〔九日〕条
戊戌、授²正五位下豊野真人出雲¹従四位下¹。従五位上豊野真人奄智¹正五位下¹。従五位下豊野真人五十戸¹従五位上¹。以³其父故式部卿¹従二位鈴鹿王旧宅¹為²山

陵一故也。(後略)

【註】※称徳天皇の高野山陵は、大和国添下郡佐貴郷にあつた(史料**咒**)。現在も高塚の地名が残る平城京右京一条四坊とその西に隣接する地域が有力候補地(井上和人説)。

咒 八月十七日 称徳天皇の葬儀に際し、皇太子白壁王は平城宮に残る。

〔続日本紀〕卷卅宝亀元年八月丙午《十七日》条

丙午、葬高野天皇於大和国添下郡佐貴郷高野山陵。以從三位藤原朝臣魚名為御前次第司長官。從五位下桑原王為次官。判官・主典各二人。從四位下藤原朝臣繼繩為御後次第司長官。從五位下大伴宿祢不破磨為次官。判官・主典各一人。皇太子在宮留守。道鏡法師奉梓宮、便留廬於陵下。天皇、自幸由義宮、便覺聖躬不予。於是、即還平城。自積二百余日、不親事。群臣曾无下得謁見者。典藏從三位吉備朝臣由利、出入臥内、伝可奏事。天皇尤崇仏道、務恤刑獄。勝宝之際、政称儉約。自太師被誅、道鏡擅權、輕興力役、務繕伽藍。公私彫喪、国用不足。政刑日峻、殺戮妄加。故後之言事者、頗称其冤焉。

【註】1宮—平城宮。

咒 十月一日 白壁王が大極殿において即位し、光仁天皇となる。

〔続日本紀〕卷卅一宝亀元年十月己丑朔《一日》条

己丑朔、即天皇位於大極殿。改元宝亀。詔曰、天皇詔旨勅命(乎)、親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞宣。掛(母)恐(伎)奈良宮御宇倭根子天皇、去八月(尔)此食国天下之業(乎)拙劣朕(尔)被賜而仕奉(止)負賜授賜(伎)勅天皇詔旨(乎)頂(尔)受被賜恐(美)、受被賜懼、進(母)不(知)退不(知)恐(美)坐(久止)勅命(乎)衆聞宣。然此(乃)天日嗣高御座

奈良宮

大極殿

之業者、天坐神地坐神相宇豆(奈比)奉相扶奉事(尔)依(弓志)此座者平安御坐(弓)天下者所知物(尔)在(良之)止奈母所念行(須)又皇坐而天下治賜君者、賢臣能人(乎)得而(志)天下(乎波)平安治物(尔)在(良志止奈母)聞看行(須)故是以、大命坐勅(久)朕雖拙弱、親王始而王臣等(乃)相穴(奈比)奉相扶奉(牟)事(尔)依而(志)此之負賜授賜食国天下之政者、平安仕奉(止奈母)所念行(須)故是以、衆淨明心正直言以而、食国政奏(比)天下公民(乎)惠治(倍之止奈母)所念行(須止)勅天皇命、衆聞宣。辞別詔、今年八月五日、肥後国葦北郡人日奉部広主亮献白龜。又同月十七日、同国益城郡人山稻主献白龜。此則並合大瑞。故天地貺大瑞者、受被賜歡、受被賜可貴物(尔)在。是以、改神護景雲四年為宝亀元年。又仕奉人等中(尔)志何仕奉状随(弓)一二人等冠位上賜(比)治賜(布)又大赦天下。又天下六位已下有位人等給三位一階。大神宮始(弓)諸社之祿宜等給三位一階。又僧綱始(弓)諸寺師位僧尼等(尔)御物布施賜(布)。又高年人等養賜。又困乏人等惠賜(布)又孝義有人等、其事免賜。又今年天下田租免賜(久止)宣天皇勅、衆聞宣。授從一位藤原朝臣永手正一位。從三位大中臣朝臣清麻呂・文室真人大市・石川朝臣豊成・藤原朝臣魚名・藤原朝臣良繼並正三位。從五位上奈紀王正五位下。无位河内王。從五位下掃守王並從五位上。從四位上藤原朝臣田麻呂・藤原朝臣雄田麻呂並正四位下。從四位下阿倍朝臣毛人・藤原朝臣繼繩・藤原朝臣楓麻呂・藤原朝臣家依並從四位上。正五位下大伴宿祢三依從四位下。從五位上阿倍朝臣淨成・大伴宿祢家持・大伴宿祢駿河麻呂・佐伯宿祢三野・藤原朝臣雄依並正五位下。從五位下佐伯宿祢国益・石上朝臣家成・大野朝臣真本・藤原朝臣小黒麻呂並從五位上。正六位

上巨勢朝臣公足從五位下。正六位上村国連子老外從五位下。

宝龜二年（七七二）

一月一日 光仁天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。

大極殿 [統日本紀] 卷卅一宝龜二年正月己未朔《一日》条 己未朔、御、大極殿受朝。

【註】1 大極殿—平城宮東区の第二次大極殿。

一月十六日 朝堂において、主典以上の官人に対して踏歌節の宴會を催す。

朝堂 [統日本紀] 卷卅一宝龜二年正月甲戌《十六日》条 甲戌、饗主典已上於朝堂。賜祿有差。

【註】1 朝堂—東区朝堂院の朝堂。

閏三月一日 文室真老を造宮少輔に任じる。

造宮少輔 [統日本紀] 卷卅一宝龜二年閏三月戊子朔《一日》条 戊子朔、(中略)從五位下文室真人真老為造宮少輔。(後略)

九月十六日 榎井子祖を造宮大輔に、息長丹生大國を造宮少輔にそれぞれ任じる。

造宮大輔 [統日本紀] 卷卅一宝龜二年九月己亥《十六日》条 己亥、(中略)從五位上榎井朝臣子祖為造宮大輔。造宮少輔 正五位下息長丹生真人大國為少輔。

十一月二十一日 光仁天皇が太政官院に出御し、大嘗祭を行う。

太政官院 [統日本紀] 卷卅一宝龜二年十一月癸卯《二十一日》条 癸卯、御、太政官院、行大嘗之事。参河國為由機、因幡國為須岐。参議從三位式部卿石上朝臣宅嗣・丹波守正五位上石上朝臣息嗣・勅旨少輔從五位

門

上兼春宮員外亮石上朝臣家成・散位從七位上榎井朝臣種人、立神榊樺。大和守從四位上大伴宿祢古慈斐・左大弁從四位上兼播磨守佐伯宿祢今毛人、開門。内蔵頭從四位下阿倍朝臣息道・助從五位下阿倍朝臣草麻呂、奏諸司宿侍名簿。右大臣大中臣朝臣清麻呂奏神壽詞。弁官史奏兩國獻物。賜右大臣繩六十疋。賜五位已上衾人一領。

【註】1 太政官院—東区上層の朝堂院を指す。東区上層の朝堂院は太政官院と呼ばれ、『統日本紀』は淳仁・光仁・桓武の三代の天皇の大嘗祭の祭場を「太政官院」（淳仁は「乾政官院」と記すが、東区朝堂院の朝庭からは五時期にわたる大嘗祭の遺構が発見されており、太政官院と記すものだけでなく、場所を明記しない場合も含めて、東区朝堂院の朝庭が大嘗祭の祭場として用いられたと考えられる（史料註※参照）。

十一月二十三日 大極殿閣門の前の握舎において、五位以上の官人に対して大嘗祭の巳の日の宴會を催す。

閣(閣)門前幄 [統日本紀] 卷卅一宝龜二年十一月乙巳《二十三日》条 乙巳、(中略)是日、宴五位已上於閣門前幄。賜五位已上及内外命婦祿、各有差。

【註】1 閣門—閣門の誤りか。すなわち、握舎の位置は東区(第二次)大極殿閣門の前、朝堂院の朝庭の北端であろう。

十一月二十五日 五位以上の官人に対して大嘗祭の豊明節會の宴會を催し、また主典以上の官人に対しては朝堂においてこれを催す。

朝堂 [統日本紀] 卷卅一宝龜二年十一月丁未《二十五日》条 丁未、(中略)是日、宴於五位已上。其内外文武官主典已上於朝堂。賜五位已上綿有差。賜下神祇官及主典已上、至三國郡司・役夫物上、各有差。

【註】1 宴—午の日ではないが、豊明節會に相当する宴會か。会場は不詳。2 朝堂—東区(第二次)朝堂院の朝堂。

五七 十一月二十七日 光仁天皇が由機厨に出御し、由機国司として

奉仕した藤原田麻呂らに叙位を行う。

由機厨

〔続日本紀〕卷卅一宝龜二年十一月己酉〔二十七日〕条
己酉、御_二由機厨_一、授_三正四位上藤原朝臣田麻呂・藤原朝臣繼繩_二三位_一。從四位上佐伯宿祢今毛人正四位下。

〔註〕※前日十一月二十六日にも由機・須岐両国司に対する叙位が行われており（『続日本紀』同月戊申条）、本史料は特に由機厨に出御して行われた由機国司に対する重ねての叙位。1 由機厨―太政官院に設けられた大嘗祭の施設のうち、東側に位置する悠紀院の膳所・盛膳所。

五八 十一月二十八日 光仁天皇が須岐厨に出御し、須岐国司として

奉仕した船井王らに叙位を行う。

須岐厨

〔続日本紀〕卷卅一宝龜二年十一月庚戌〔二十八日〕条
庚戌、御_二須岐厨_一、叙_三正三位文室真人大市_二從二位_一。正五位下船井王正五位上。從五位上大伴宿祢潔足正五位下。无位粟田朝臣人成本位從五位下。正五位下藤原朝臣蔭正五位上。從五位下藤原朝臣人数・藤原朝臣諸姉・因幡国造浄成從五位上。

〔註〕※前々日十一月二十六日にも由機・須岐両国司に対する叙位が行われており（『続日本紀』同月戊申条）、本史料は特に須岐厨に出御して行われた須岐国司に対する重ねての叙位。1 須岐厨―太政官院に設けられた大嘗祭の施設のうち、西側に位置する主基院の膳所・盛膳所。

宝龜三年（七七二）

五九

一月一日 光仁天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。また、内裏において、次侍従以上の官人に対して元日節の宴会を催す。

大極殿
内裏

六〇 一月三日 天皇が朝堂に臨み、渤海国使の方物貢進を受ける。

また、叙位を行う。

臨軒

〔続日本紀〕卷卅二宝龜三年正月甲申〔三日〕条
甲申、天皇_レ臨_レ軒。渤海国使青綬大夫老万福等貢_二方物_一。復_三无位粟田朝臣深見本位_二。從五位上河内王正五位下。大田王從五位上。无位三方王・宗形王並從五位下。從五位上甘南備真人伊香・佐伯宿祢助・佐伯宿祢真守・巨勢朝臣公成・大藏忌寸麻呂・佐伯宿祢三方並正五位下。從五位下大伴宿祢不破麻呂・石川朝臣名繼・路真人鷹養・安曇宿祢石成・大伴宿祢形見並從五位上。无位山辺真人笠、正六位上石川朝臣名主・安倍朝臣諸上・多治比真人歳主・粟田朝臣鷹主・藤原朝臣長繼・石上朝臣繼足・布勢朝臣清直・佐伯宿祢藤原麻呂並從五位下。正六位上伊福部宿祢人外從五位下。

〔註〕1 臨軒―東区（第二次）朝堂に臨むこと、すなわち東区（第二次）大極殿への出御をいうか。なお、叙位の場所は明記がないが、同じ会場か。

六一 二月二日 文室大市が致仕を願い出る。また、この日、朝堂において、五位以上の官人と渤海国使に対して、宴会を催す。

〔続日本紀〕卷卅二宝龜三年二月癸丑〔二日〕条

癸丑、大納言從二位文屋真人大市上_レ表乞_二骸骨_一曰、臣大市言、臣以_三愚質_二、幸逢_三聖朝_一。拖_レ紫懷_レ金、叨掌_二喉舌_一、貪_レ采負_レ貴、戰過_二薄深_一。臣之如_レ斯、不_レ知_二所措_一。伏惟、陛下、徳洽仁厚、邦旧命新。維城之遇千年。終眷之儀一会。今臣、蒲柳向_レ衰、桑榆方晏。病亦稍篤、垂_レ尽無_レ期。伏願、辞_二官俊_一、

朝堂

朝堂

闕庭

賜_二老丘園_一。止_レ足以送_二余年_一、返_レ初而待_二終日_一、則上有_二成物之主_一、下無_二戸祿之臣_一矣。矜_レ老存_レ疾、有_レ国嘉猷。天鑒曲垂、暫慰_二朽邁_一。不_レ任_二前路之至促_一、_一謹詣_二朝堂_一、奉_レ表陳_レ乞以聞。詔報、省_二所_一上表_一、感念兼懷。宜_下随_二力所_一堪、如_レ常仕奉_上。是日、饗_二五位已上及渤海蕃客於_二朝堂_一。賜_二三種之樂_一。万福等入欲_レ就_レ座言上曰、所_レ上表文、縁_レ乖_二常例_一、返_二却表函并信物_一訖。而聖朝厚_レ恩垂_レ矜、万福等、預_二於客例_一、加賜_二爵祿_一。不_レ勝_二慶躍_一、奉_レ拜_二闕庭_一。授_二大使老万福從三位_一。副使正四位下。大判官正五位上。少判官正五位下。録事并訳語並從五位下。着_レ緑品官已下、各有_レ差。賜_二国王美濃絶卅疋・絹卅疋・糸二百紵・調綿三百屯_一。大使老万福已下、亦各有_レ差。

【註】1 謹詣朝堂—上表文の常套句。2 朝堂—東区朝堂院の朝堂か、中央区朝堂院の朝堂かは不詳。

五三 三月三日 光仁天皇が靱負の御井に行幸し、三月三日節の曲水の宴会を催す。

靱負御井

a (続日本紀) 卷卅二宝龜三年三月甲申《三日》条
甲申、置_二酒、靱負御井_一。賜_下陪從五位已上及文士賦_二曲水_一者祿_上有_レ差。

【註】1 靱負—「ゆげいのつかさ」は衛門府のことであり、ここも衛門府を指すか。本史料には行幸とはみえないが、史料bに「幸」とあり、また「陪從五位已上」云々とあることからみて、光仁天皇の行幸があつたとみられる。時期も季節も異なるが、萬葉集には靱負御井への行幸が見える(『萬葉集』卷第二十、四四三九題詞。「冬日、幸_二于靱負御井_一之時、内命婦石川朝臣応_レ詔賦雪歌一首(諱曰_二邑婆_一)」。この歌が詠まれたのは天平九年頃だが、「幸」とあることは靱負御井が平城宮内の衛門府の井戸ではなく、京内にあつた衛門府の施設の井戸である可能性を示唆する。その所在地は不詳だが、あるいは二条大路木簡に見える「御井於門」の「御井」は年

靱負御井

五三 六月十五日 宮中、京内の諸寺、及び諸国の国分寺において、仁王会を行う。

宮中 京師

【註】(続日本紀) 卷卅二宝龜三年六月甲子《十五日》条
甲子、設_二仁王会於_二宮中及京師大小諸寺、并畿内七道諸国分金光明寺_一。

【註】1 宮中—内裏または莫然と平城宮を指すか。

五四 六月三十日 光仁天皇が大蔵省に行幸する。

大蔵省

【註】(続日本紀) 卷卅二宝龜三年六月己卯《三十日》条
己卯、幸_二大蔵省_一。賜_レ物有_レ差。

【註】※六月晦日は大祓の日にあたるが、この行幸の目的は不詳。1 大蔵省—大蔵省は平城宮の北端に位置していたと考えられるが宮内であり、大蔵省への天皇の出御を「御」と記した例もある(『続日本紀』天平十年七月癸酉条《史料二〇三》)。

五五 十二月二十三日 楊梅宮において、彗星出現の災厄を除くため、僧百人を齋会を行う。

楊梅宮

【註】(続日本紀) 卷卅二宝龜三年十二月己巳《二十三日》条
己巳、彗星見_二南方_一。屈_二僧一百口_一、設_二齋於_二楊梅宮_一。

【註】※本条は、実質的には楊梅宮の初見記事。1 楊梅宮—宝龜年間に平城宮東院を改造して造営された宮内離宮と考えられる施設(岩本次郎説)。その完成は翌宝龜四年二月のこととされている(『続日本紀』宝龜四年二月壬申条《史料三〇九》)。現在東院に所在する宇奈太理坐高御魂神社が楊梅天神と呼ばれていたことは、東院の地が楊梅宮の故地でもある有力な根拠となる(このことはまた、平城天皇楊梅陵についても、現

宝亀四年（七七三）

五七 一月一日 光仁天皇が大極殿に出御し、元日朝賀の儀式を行う。また、内裏において、五位以上の官人に対して、元日節の宴会を催す。

大極殿
内裏

〔続日本紀〕卷卅二宝亀四年正月丁丑朔〔一日〕条
丁丑朔、御大極殿受朝。文武百官及陸奥・出羽夷俘、各依儀拝賀。宴五位已上於内裏賜被。（後略）

五八

一月七日 光仁天皇が重閣中院に出御し、叙位を行う。また、五位以上の官人に対して、白馬節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷卅二宝亀四年正月辛未条

辛未、勅曰、朕以寡薄、忝承洪基。風化未洽、恒深納隍之懷。災祥屢臻、弥軫臨潤之念。今者、初陽啓曆、和風扇物。天地施仁、動植仰沢。思順時令、式覃寬宥。宜可大赦天下。自宝亀四年正月七日味爽已前大辟已下、罪無輕重、已發覺・未發覺、已結正・未結正、繫囚・見徒、咸皆赦除。但八虐、強窃二盜、私鑄錢、常赦所不免者、不在赦限。是日、御重閣中院、授從五位上依智王正五位下。從五位下矢口王從五位上。從四位上藤原朝臣是公正四位下。正五位下紀朝臣広庭從四位下。從五位下文室真人高嶋・紀朝臣広純・美和真人土生・中臣朝臣常・当麻真人永繼並從五位上。從六位上紀朝臣真乙、從六位下藤原朝臣菅繼、正六位上石川朝臣在麻呂・多治比真人林・田中朝臣広根・安倍朝臣弟當並從五位下。正六位上志我戸造東人・上毛野公息麻呂並外從五位下。礼畢、宴於五位已上。賜物有差。

〔註〕1 辛未―この月に辛未はなく、勅に「自宝亀四年正月七日味爽已前」とあることからみて、癸未の誤りか。癸未ならば七日で整合する。2 重閣中院―不詳。重閣門は朱雀

五五 十二月二十九日 的門の土牛と偶人、弁官曹司の南門の戸のしきみが、狂馬によって食いちぎられる。

〔続日本紀〕卷卅二宝亀三年十二月乙亥〔二十九日〕条
乙亥、有狂馬、喫破的門土牛・偶人、及弁官曹司南門限。

〔註〕1 的門―平城宮では平城宮東張出部南面の西端に、東一坊大路に向かって南向きに開く門。的門は、平安宮では郁芳門と改称される宮東面の南門。一方、藤原宮では東面南門は小子部門と呼ばれた考えられ、平城宮にも天平宝字八年に小子（部）門の存在が確認されるので（史料〇〇）、初め小子部門といったものが、宝亀年間に入つて的門と改称されたと考えられる。この改称は、東院の楊梅宮への改造と対応するものかも知れない。2 弁官曹司―狂馬は的門から宮内に入ったとみるのが自然であるから、的門からさほど距離のない場所、南面に道路をもつ位置に所在したとみられる。平安宮では朝堂院の東側に太政官が所在するので、的門北方は弁官曹司の所在地として位置的には悪くない。3 限―闕。

重閣中院

門、またはその一つ内側の中央区朝堂院南門を指すと考えられる。重閣中院は、重層の建物を中心にもつ一区画、あるいは重層の建物の内側の一区画の意味と考えられるが、重閣門の用例からみると、後者とみるべきか。そうであるならば、あるいは中央区の朝堂院を指すか。但し、そう考えた場合でも、この年に限って東区の大極殿・朝堂院を用いなかった理由を明瞭には説明できない。3 宴―白馬節の宴会。

五九 二月二十七日 楊梅宮が完成し、光仁天皇が楊梅宮に移る。

造宮卿 楊梅宮

楊梅宮

〔続日本紀〕卷卅三宝龜四年二月壬申《二十七日》条

壬申、初造宮卿從三位高麗朝臣福信專知造楊梅宮。至是宮成。授其男石麻呂從五位下。是日、天皇徙居楊梅宮。

【註】※楊梅宮については史料五三註1を参照。なお、この後光仁天皇が楊梅宮から内裏に戻ったとの記事はなく、光仁天皇が日常的に内裏と楊梅宮のどちらに起居したのか、史料的には明証を欠く。

宝龜五年（七七四）

五三 一月一日 内裏において、五位以上の官人に対して元日節の宴会を催す。

内裏

〔続日本紀〕卷卅三宝龜五年正月辛丑朔《一日》条

辛丑朔、宴五位已上於内裏、賜被。

五三 一月七日 天皇が朝堂に臨み、叙位を行う。その後、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

臨軒

〔続日本紀〕卷卅三宝龜五年正月丁未《七日》条

丁未、天皇臨軒。授正三位藤原朝臣良繼從二位。從五位下三閔王・三方王並從五位上。正四位下藤原朝臣百川正四位上。正五位下巨勢朝臣公成・石川朝

五三

一月十六日 楊梅宮において、五位以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。また、朝堂において、出羽の蝦夷と俘囚に対して饗宴を催す。

楊梅宮 朝堂

臣垣守・藤原朝臣雄依並正五位上。從五位上安倍朝臣三巢・石川朝臣豊人・多治比真人木人・榎井朝臣子祖・大中臣朝臣子老並正五位下。從五位下石川朝臣真永・小野朝臣石根・藤原朝臣種継・佐伯宿祢久良麻呂並從五位上。正六位上紀朝臣本・多治比真人黒麻呂、正六位下藤原朝臣里麻呂・藤原朝臣真葛並從五位下。事畢、宴於五位已上。賜祿有差。

【註】1 臨軒―ここでは東区（第二次）大極殿への出御をいう。2 宴―白馬節の宴会。但し、実施の場所は不詳。

a 〔続日本紀〕卷卅三宝龜五年正月丙辰《十六日》条

丙辰、宴五位已上於楊梅宮。饗出羽蝦夷俘囚於朝堂。叙位賜祿有差。

【註】1 朝堂―楊梅宮の朝堂か。bに蝦夷を召したとされる「御所」は、光仁天皇が出御している楊梅宮の正殿（恐らくその南面に広がる庭の部分）と考えられるから、召された蝦夷が引き続き饗と祿をたまわったとされる「閤門外幄」の閤門は、楊梅宮の正殿の周囲を取り囲む区画施設の南門とみられる。とすれば、この朝堂は楊梅宮の朝堂ということになる。東区（第二次）朝堂院の朝堂の可能性も否定はできないが、楊梅宮の正殿と、その朝堂を使い分けたと考えておく。

b 〔年中行事抄〕正月 十六日節会事

宝龜五年正月十六日、天皇御楊梅院安殿豊樂。五位已上參入。舞訖賜摺衣并饗。喚蝦夷于御所、賜位并祿。即於閤門外幄、賜饗及樂。訖而女孺卅人分頭奏踏歌。五位已上奏踏歌。

【註】1 楊梅院安殿―楊梅宮の正殿。2 御所―楊梅宮の正殿を含む一郭を指す。具体的には、正殿の南面に想定される庭部分を指すか。3 閤門外幄―閤門は、楊梅宮の正殿の周囲を

取り囲む区画施設の南門であろう。幄舎は閤門の南に想定される朝堂空間の朝庭部分北端に設けられたか。

三月五日 文室高嶋を造宮大輔に任じる。

〔続日本紀〕卷卅三宝龜五年三月甲辰《五日》条
甲辰、(中略)從五位上文室真人高嶋為「造宮大輔」。(後略)

八月二十二日 光仁天皇が新城宮に行幸し、新城宮別当に対する叙位を行う。

〔続日本紀〕卷卅三宝龜五年八月己丑《二十一日》条
己丑。幸「新城宮」。授²別當從五位上藤原朝臣諸姉正五位下。外從五位下刑部直虫名外正五位下。
〔註〕1 新城宮―新城は固有名詞ではなく、新しく完成した宮の意味と解すべきであり、その点では楊梅宮のこととみるのが最も自然ではある。しかし、楊梅宮が東院の地を繼承する宮内離宮であるならば、「幸」とあるのは不自然で、また既に楊梅宮という固有名詞を用いているのに新城宮という普通名詞で呼称している点をどう解釈するかなど疑問も残る。
2 別當―新城宮の別當。いずれも女官。

九月四日 伊勢子老を造宮少輔に任じる。

〔続日本紀〕卷卅三宝龜五年九月庚子《四日》条
庚子、(中略)外從五位下伊勢朝臣子老為「造宮少輔」。(後略)

十二月 宮中において、僧十口と沙弥七口を呼んで初めて方広梅過を行う。

a 〔政事要略〕卷廿八年中行事十二月上 御仏名事所引
官曹事類云、宝龜五年十二月、¹請僧十口・沙弥七口、設²方広梅過於「宮中」。宮中方広自^レ此始也。
三宝御布施綿十屯、導師繩三疋・布三端・綿四屯、定沙弥布二端、沙弥庸布各一段。

宮中

〔註〕1 宮中―内裏を指すか。
b 〔年中行事抄〕十二月 十九日御仏名事
宝龜五年十二月、請²僧十口・沙弥七口、設²方広梅過於「宮中」。宮中方広自^レ此始也。
〔註〕1 宮中―内裏を指すか。

宮中

c 〔年中行事秘抄〕十二月 十九日御仏名事所引
官曹事類云、宝龜五年十二月、¹請僧十口・沙弥七口、設²方広梅過於「宮中」。方広梅過自^レ此始。
〔註〕1 宮中―内裏を指すか。

宝龜六年(七七五)

一月一日 内裏において、五位以上の官人に対して元日節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年正月乙未朔《一日》条
乙未朔、宴²五位已上於内裏。賜^レ祿有^レ差。

一月七日 楊梅宮において、五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

a 〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年正月辛丑《七日》条
辛丑、宴²於五位以上、賜^レ衾。
〔註〕※実施の場所については明記がない。なお、『柱史抄』上、正月七日節会は、a、dの史料にはみえない叙位の宣命を掲げ、「宝龜六年正月、初有²此詔。」としている。

楊梅院(後)安殿

b 〔袖中抄〕第五とよのあかり所引
¹官曹部類云、宝龜六年正月七日、天皇御²楊梅後安殿、設²宴於五位已上。中納言石上朝臣、就²版位¹宣命。其詞曰、今詔、今日正月の七日豊明聞食(ス)日在。是以(テ)、思小登羹莫遊といとも思に、明の庭(ニハ)遊(ビ)御座諸(ニ)、今日羹御酒、

常(ニモ)青馬見退為(シテ)被_レ賜宣。

【註】1 官曹書類『続日本紀』編纂史料を内容別に分類した『官曹書類』のこと。2 楊梅後安殿―橋本義則氏の指摘のように、「後」は「院」の誤りであろう。楊梅宮の正殿を指すか。

c 「年中行事抄」正月 七日節会事

宝龜六年正月七日、天皇御_ニ楊梅院安殿_一、設_ニ宴於五位已上_一。中納言石上朝臣、進就_ニ版位_一宣命。其詞曰、令詔(久)、正月(乃)七日(乃)豊明聞食(ス)日(尔)在。是以、岡(尔)登(止)云々。青馬見(多末倍氏)退(止)云々。

【註】1 楊梅院安殿―楊梅宮の正殿を指すか。

d 「河海抄」卷五

宝龜六年正月七日、天皇御_ニ楊梅院安殿_一、設_ニ宴於五位以上_一。既而内厩_ニ宴進_ニ青御馬_一。兵部省五位以上装馬。中納言石上朝臣、進就_ニ版位_一宣命。其詞曰、令詔(久)、今日(ハ)正月(ノ)七日(ノ)豊明聞食日(尔)在。是以、岡(仁)登遊(止)云々。青馬見(多末位)退(止)云々。

【註】1 楊梅院安殿―楊梅宮の正殿を指すか。2 宴―寮の誤写か。

楊梅院安殿

楊梅院安殿

五二 一月十六日 五位以上の官人に対して踏歌節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年正月庚戌(十六日)条

庚戌、從五位下參河王・伊刀王・田上王並授_ニ從五位上_一。從四位上藤原朝臣家依・大伴宿祢伯麻呂並正四位下。正五位下多治比真人木人正五位上。從五位下高向朝臣家主・藤原朝臣鷲取・中臣習宜朝臣山守・佐伯宿祢国守並從五位上。外從五位上坂上忌寸老人、外從五位下淨岡連広嶋、正六位上百濟王玄鏡・坂本朝臣繩麻呂・小治田朝臣諸成・田中朝臣難波麻呂・大伴宿祢上足並從五位下。正六位上高市連屋守・越

智直入立並外從五位下。事畢_ニ宴_ニ於五位已上_一。賜_レ祿有_レ差。

【註】1 宴―明記はないが、日付からいうと、踏歌節の宴会であろう。会場は不詳。

五三 三月二十六日 田村旧宮において群臣に対して宴会を催す。

田村旧宮

〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年三月己未(二十六日)条
己未、置_ニ酒_一田村旧宮_一。群臣奉_レ觴上_レ寿、極_レ日尽_レ歡。賜_レ祿有_レ差。

【註】1 田村旧宮―藤原仲麻呂の田村第の後身か。孝謙や淳仁が内裏として用いたことがあるため、宮と称したのである。宝龜八年三月にも田村旧宮において宴会を催している(『続日本紀』宝龜八年三月癸丑朔条(史料五))。

五四 五月十三日 朝堂の大納言藤原魚名の朝座に、野狐がうづくま

大納言藤原朝臣魚名朝座

〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年五月乙巳(十三日)条
乙巳、有_ニ野狐_一、居_ニ于_ニ大納言藤原朝臣魚名朝座_一。
【註】1 大納言藤原朝臣魚名朝座―東区(第二次)朝堂院の朝堂に置かれた藤原魚名の朝座。大納言の朝座は朝堂院東第二堂(含章堂)に置かれていた。

五五 八月七日 閨門に野狐がうづくま

閨(閨)門

〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年八月戊辰(七日)条
戊辰、有_ニ野狐_一、踞_ニ于_ニ閨門_一。(後略)

【註】1 閨門―蓬左文庫本は「閨」に作るが、諸本はみな「閨」とする。「重閨門」であれば重層の門の意味であるが、「閨門」にはそのような語義は考え難く、「閨門」よりはむしろ「閨門」の方が相応しい。東区(第二次)大極殿院の南門、いわゆる大極殿閨門のことであろう。

五六 八月十二日 蓮葉の宴を初めて行う。

〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年八月癸酉(十二日)条

癸酉、始設蓮葉之宴^一。

【註】※この時の宴会の会場は不詳であるが、楊梅宮の南池に一茎二花の蓮が生じたことがみえ（『続日本紀』宝龜八年六月戊戌条（史料^{五七}））、楊梅宮の南池は、宴会の会場として最も相応しい。

五三 十月十三日 官人に対して天長節の宴会を催す。

a 〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年十月癸酉（十三日）条
癸酉、（中略）是日、天長。大酺。群臣獻^二翫好酒^一。宴畢、賜^レ祿有^レ差。

b 〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年九月壬寅（十一日）条
壬寅、勅、十月十三日、是朕生日。每^レ至^二此辰^一、感慶兼集。宜^レ令^二諸寺僧尼、每年是日、転経・行道^一。海内諸国、並宜^レ断^レ屠。内外百官、賜^二酺宴^一一日。仍名^二此日^一、為^二天長節^一。庶使^下廻^二斯功德^一、虔奉^二先慈^一、以^二此慶情^一、普被^中天下^上。

【註】※天長節の宴の場所は不詳。平城宮から、「宮内天長節」と書かれた墨書土器が出土している（奈良国立文化財研究所『平城宮出土墨書土器集成』I、二一七号）。

五四 十月十九日 内裏と朝堂において、二百人の僧を呼んで大般若經の転読を行う。

内裏 朝堂
〔続日本紀〕卷卅三宝龜六年十月己卯（十九日）条
己卯、屈^二僧二百口^一、読^二大般若經^一於^二内裏及朝堂^一。

五五 宝龜七年（七七六）

五五 一月一日 前殿において、五位以上の官人に対して元日節の宴会を催す。

前殿
〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年正月庚寅朔（一日）条
庚寅朔、宴^二五位已上^一於^二前殿^一。授^二正四位上藤原朝

臣浜成從三位^一。賜^二五位已上祿有^レ差^一。是日、始列^二諸王裝馬無^レ蓋者於^レ諸臣有^レ蓋之下^一。

【註】1 前殿―光仁朝における「前殿」は、本史料から宝龜八年正月までの間、その後であれば内裏を用いている元日節の宴会などの会場として集中的に現われ、しかもこれは宝龜七年五月と八年三月にみえる「宮中」の出現時期とオーヴァーラップしている。この事実から橋本義則氏は、宝龜六年末から八年四月初めにかけて、光仁天皇は「内裏」ではなく、「前殿」が存在していた「宮中」を御在所としていたと考えられるとする。具体的には、中央区のⅡ期の遺構、楊梅宮のいずれかの可能性が考えられるが、強いていえば前者か。

五七 二月八日 光仁天皇が南門に出御し、大隅・薩摩の隼人の風俗・歌舞を見る。

南門
〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年二月丙寅（八日）条
丙寅、御^二南門^一。大隅・薩摩隼人奏^二俗伎^一。

【註】1 南門―大極殿院の南門、いわゆる大極殿閣門か。

五八 三月五日 藤原鷲取を造宮少輔に任じる。

造宮少輔
〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年三月癸巳（五日）条
癸巳、（中略）從五位上藤原朝臣鷲取為^二造宮少輔^一。（後略）

五九 四月三日 太政官院において、任地で死去した陸奥出羽按察使大伴駿河麻呂に対する贈位と贈物支給についての宣旨が下される。

太政官院
a 〔公卿補任〕宝龜七年条
參議 正四位下 大伴駿河麿（陸奥出羽按察使、鎮守府將軍、勲三等。於^二任所^一三月壬辰日薨。或本八年七月五日壬辰卒。四月三日贈^二從三位^一、賜^二繩卅疋・布一百段^一。遣^二右大弁從四位下石川朝臣豊人於^二太政官院^一宣下。在^レ官二年。）

【註】1 太政官院―東区（第二次）朝堂院を指すか。

b〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年七月壬辰《七日》条
壬辰、参議正四位上陸奥按察使兼鎮守將軍勳三等大
伴宿祢駿河麻呂卒。贈_二從三位_一。賻_二絶卅疋。布一百
端_一。

【註】※任地で死去していることから考えると、死去と賻物
支給が同日であるのは不自然で、死去は三月四日（壬辰）と
みるべきであろう。賻物支給の日付は、『続日本紀』の七月
七日、『公卿補任』の四月三日のいずれとも決めがたい。『続
日本紀』は死去の日の干支壬辰に引かれた可能性があり（干
支の一致）、『公卿補任』は死去の日付三月四日に引かれた可
能性がある（月日の入れ替わり）。また、『公卿補任』には、
石川豊人の位階と官職が時期的に相応しくないという難点も
ある（従四位下昇叙は宝龜七年八月。『続日本紀』同月壬午
条。また右大弁ではなく右中弁と考えられる）。ただ、ここ
では暫く、太政官院の史料のみえる『公卿補任』の日付に従
っておくこととする。

四〇 四月十五日 前殿において、遣唐大使佐伯今毛人と遣唐副使大伴益立に節刀を賜う。

前殿

〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年四月壬申《十五日》条
壬申、御_二前殿_一、賜_二遣唐使節刀_一。詔曰、天皇（我）
大命（良麻等）遣_二唐国_一使人（尔）詔大命（乎、）
聞食（と）宣。今詔、佐伯今毛人宿祢・大伴宿祢益
立二人、今汝（等）二人（乎）遣_二唐国_一者、今始（与）
遣物（尔波）不_レ在。本（与利）自_レ朝使其国（尔）
遣（之、）其国（与利）進渡（祁里、）依_レ此（与）
使次（と）遣物（曾、）悟_二此意_一（与）其人等（乃）
和（美）安（美）応_レ為（久）相言（部、）驚（呂之
岐）事行（奈世曾、）亦所_レ遣使人判官已下死罪已下
有_レ犯者、順_レ罪（与）行（止之与、）節刀給（久と）
詔大命（乎、）聞食（と）宣。事畢、賜_二大使・副使
御服_一。賜_二前入唐大使藤原河清書_一曰、汝奉_二使絶域_一、
久經_二年所_一。忠誠遠著、消息有_レ聞。故今因_二聘使_一、

五一 五月三十日 宮中と朝堂において、六百人の僧を呼んで大般若經の転読を行う。

宮中 朝堂

a〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年五月丙辰《三十日》条
丙辰、屈_二僧六百_一、読_二大般若經_一於_二宮中及朝堂_一。
【註】1宮中―天皇の居所。内裏の可能性もあるが、光仁朝
のこの時期にみえる宮中は、中央区を指す可能性がある。史
料_三異_二註_一を参照。
b〔元享釈書〕卷廿三資治表四光仁皇帝
六年、（中略）夏五月、転_二大般若經_一于_二宮中_一。（中略）
宝龜六年、五月、召_二沙門六百人_一于_二宮中_一、読_二大般
若經_一。攘_レ災也。（後略）
【註】※宝龜六年にかけるのは誤りか。

五二 九月二十日 光仁天皇が大蔵省に行幸する。

大蔵省

〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年九月甲戌《二十日》条
甲戌、幸_二大蔵省_一。賜_二陪從五位已上_一禄。並皆尽
レ重而出。
【註】※この大蔵省行幸も目的不詳。1大蔵省―大蔵省の位
置については、史料_三五_二註_一と史料_三五_二註_一を参照。

五三 九月 内堅曹司と京中の家々に、二十日間余りにわたって瓦・石・土塊が降る。

内堅曹司
京中往々屋

〔続日本紀〕卷卅四宝龜七年九月是月条
是月、毎_レ夜、瓦・石及塊自落_二内堅曹司及京中往々
屋上_一。明而視之、其物見在。經_二廿余日_一乃止。
【註】※内堅省は宝龜三年二月に廃止されている（『続日本

宝亀八年（七七七）

五 一月一日 前殿において、五位以上の官人に対して元日節の宴会を催す。

前殿

〔続日本紀〕卷卅四宝亀八年正月甲寅朔《一日》条
甲寅朔、宴五位已上於前殿。賜禄有差。
【註】1 前殿—中央区Ⅱ期の建物の一つか。光仁朝の前殿については、史料三〇一を参照。

五 一月十六日 次侍従以上の官人には前殿において、その他の官人に対しては朝堂において、それぞれ踏歌節の宴会を催す。

前殿 朝堂

〔続日本紀〕卷卅四宝亀八年正月己巳《十六日》条
己巳、宴次侍従已上於前殿。其余者於朝堂賜饗。
【註】1 前殿—中央区Ⅱ期の建物の一つか。光仁朝の前殿については、史料三〇一を参照。2 朝堂—中央区（第一次）朝堂院の朝堂か。

五 一月二十五日 藤原鷲取を造宮大輔に、文室子老を造宮少輔にそれぞれ任じる。

造宮大輔
造宮少輔

〔続日本紀〕卷卅四宝亀八年正月戊寅《二十五日》条
戊寅、（中略）従五位上藤原朝臣鷲取為造宮大輔。
従五位下文室真人子老為少輔。（後略）

五 三月一日 田村旧宮において、官人に対して宴会を催す。

田村旧宮

〔続日本紀〕卷卅四宝亀八年三月癸丑朔《一日》条
癸丑朔、置酒田村旧宮。賜禄有差。授外従五位下内蔵忌寸全成従五位下。
【註】※宝亀六年三月にも田村旧宮で宴会を催している〔続

五 三月三日 内嶋院において、次侍従以上の官人に対して三月三日節の曲水の宴会を催す。

内嶋院

〔続日本紀〕卷卅四宝亀八年三月乙卯《三日》条
乙卯、宴次侍従已上於内嶋院。令文人賦曲水。賜禄有差。

【註】1 内嶋院—所在地不詳。平城宮内で曲水の宴を行える施設としては、宮東南隅のいわゆる東院庭園の蛇行溝（南岸から流れ出るものと西岸へ流れ込むものの二条がある）、あるいは宮西南隅の園池（但し未確認）などが知られるが、東院庭園はこの時期には楊梅宮の一部であったと考えられ、内嶋院がこれにあたるかどうかは明らかでない。また、「中嶋宮」（『扶桑略記』天平廿一年正月十四日条〔史料三七a〕）、「奈良宮中嶋院」（大日古一〇—二六六〔史料三四〕）との関係も不詳。なお、内裏には庭園施設の存在は知られていない。

五 三月十六日 光仁天皇が藤原魚名の曹司に行幸する。

大納言藤原朝臣
魚名曹司

〔続日本紀〕卷卅四宝亀八年三月戊辰《十六日》条
戊辰、幸大納言藤原朝臣魚名曹司。賜従官物有差。授其男従六位上藤原朝臣末茂従五位下。百済・箕師正六位上難金信外従五位下。
【註】1 大納言藤原朝臣魚名曹司—平城宮内における藤原魚名の曹司とみられるが、所在地は不詳。あるいは太政官における大納言の曹司か。

五 三月十九日 宮中に妖怪があるため、大祓を行う。

宮中

〔続日本紀〕卷卅四宝亀八年三月辛未《十九日》条
辛未、大祓。為宮中頗有妖怪也。
【註】1 宮中—天皇の居所、内裏を指すか。但し、光仁朝のこの時期にみえる宮中は、中央区を指す可能性もある。史料三〇一を参照。

三 三月二十一日 宮中において、僧六百人と沙弥百人を呼んで、大般若経の転読を行う。

宮中
a 「続日本紀」卷卅四宝龜八年三月癸酉《二十一日》条
癸酉、屈僧六百口・沙弥一百口、転読大般若経於宮中。

【註】※『元享釈書』（史料b）にみえるように、三月十九日の宮中における妖怪の出没に関連する可能性が考えられる。1宮中―天皇の居所。内裏の可能性もあるが、光仁朝のこの時期にみえる宮中は、中央区を指す可能性もある。史料
五天註1参照。

宮中
b 「元享釈書」卷廿三資治表四光仁皇帝
七年、春三月、転大般若経于宮中。（中略）
宝龜七年、三月、六百人、大般若、攘宮怪也。（後略）

【註】※宝龜七年にかけるのは誤り。

三 四月十三日 太政官と内裏の建物に落雷する。

太政官 内裏之序
「続日本紀」卷卅四宝龜八年四月甲午《十三日》条
甲午、雨水。震、太政官・内裏之序。

【註】1 太政官―太政官曹司のことか。いわゆる博積基壇官衙を太政官に充てる説もあるが、太政官曹司が東区（第二次）朝堂院の東側に所在したことはまず動かないものの、博積基壇官衙と断定するには明証を欠く。また、太政官院は東区朝堂院を指すので、この太政官が朝堂を指す可能性もある。

三 四月十七日 遣唐大使らが光仁天皇に辞見の挨拶を行い出発するが、大使佐伯今毛人は羅城門まで出向くものの病氣と称して都に留まる。

羅城門
「続日本紀」卷卅四宝龜八年四月戊戌《十七日》条
戊戌、遣唐大使佐伯宿祢今毛人等辞見。但大使今毛人到羅城門、称病而留。

【註】※その後大使佐伯今毛人は輿に乗って摂津職まで赴く

三 四月二十七日 光仁天皇が朝堂に臨み、渤海使に対する叙位を行い、物を賜う。

臨軒
「続日本紀」卷卅四宝龜八年四月戊申《二十七日》条
戊申、天皇臨軒、授渤海大使献可大夫司賓少令開国男史都蒙正三位。大判官高祿思・少判官高鬱琳並正五位上。大録事史通仙正五位下。少録事高璋宣従五位下。余皆有差。賜国王祿、具載勅書。史都蒙已下亦各有差。

【註】1 臨軒―東区（第二次）朝堂院に臨むことか。大極殿閣門への出御の可能性もあるが、大極殿への出御とみるのが穏当か。

三 五月七日 光仁天皇が重閣門に出御し、渤海使も参加させて五月五日節の騎射を行う。また、舞台において田舞を行う。

重閣門 舞台
「続日本紀」卷卅四宝龜八年五月丁巳《七日》条
丁巳、天皇御重閣門、觀射騎。召渤海使史都蒙等、亦会射場。令五位已上進装馬及走馬。作田舞於台。蕃客亦奏本国之乐。事畢、賜大使都蒙已下綵帛。各有差。

【註】1 重閣門―重層の二階建ての門。同様の行事と考えられる獵騎の観覧が神龜元年には重閣中門に天皇が出御して行われている（『続日本紀』神龜元年五月癸亥条《史料三》）。天皇出御の場である重閣門ないし、重閣中門の南には騎射を行い得る相当の空間（射場）を想定すべきであるから、七二四年の重閣中門は、中央区ならば大極殿院南門（射場は朝堂院）か朝堂院南門（射場は朝堂院と朱雀門の間の広場）、東区ならば下層正殿の南門（射場は朝堂院）か朝堂院南門（射場は朝集堂院）が考えられる。またこの年の重閣門は、中央区ならば百柱の間の区画の南門（射場は朝堂院）か朝堂院南

門（射場は朝堂院と朱雀門の間の広場）、東区ならば大極殿院閣門（射場は朝堂院）か朝堂院南門（射場は朝集堂院）が候補地になり得る。このうち、東区の大極殿院閣門と朝堂院南門（いずれも上層・下層とも）は、発掘調査の所見では重層の門とは考えられていない。とすれば中央区の大極殿院または百柱の間の区画の南門か朝堂院南門ということになるが、大極殿院南門や百柱の間の区画の南門を中門と呼ぶとは考えがたく、重閣中門としては朝堂院南門が最有力候補とだろう。この年の重閣中門が神龜元年の重閣中門と同一であるとは断定できないけれども、類似の行事に時代を越えて類似の場が用いられていることを重視すれば、重閣門と重閣中門が同一実態を指し、中央区の朝堂院南門である可能性が最も高く、射場としては朝堂院と朱雀門の間の空間を想定するのが穏当であろう。2舞台―広場空間に臨時に設営されたものか。

【参考】本史料は、『本朝月令』五月 五日節会事、にもみえる（但し、日付は「宝龜七年五月五日」とする）。

丑 五月十九日 藤原惠美押勝の乱以降、内裏に保管し毎日出納していた太政官印を、再び太政官に常置することとする。

内裏
太政官

〔続日本紀〕卷卅四宝龜八年五月己巳《十九日》条
己巳、自_二宝字八年乱_一以来、太政官印収_二於内裏_一、毎日請進。至_レ是復置_二太政官_一。

【註】1 太政官―太政官曹司のことであろう。

子 六月十八日 楊梅宮の南の池に、一本の茎に二つの花のある蓮が咲く。

楊梅宮南池

〔続日本紀〕卷卅四宝龜八年六月戊戌《十八日》条
戊戌、「楊梅宮南池生_二蓮一茎二花_一」。

【註】1 楊梅宮南池―平城宮東南隅のいわゆる東院庭園の池を指すか。

宝龜九年（七七八年）

丑 一月一日 皇太子の病気のため、元日朝賀の儀式を中止する。次侍従以上の官人に対しては内裏において、その他の五位以上の官人に対しては朝堂において、それぞれ元日節の宴会を催す。

内裏
朝堂

〔続日本紀〕卷卅五宝龜九年正月戊申朔《一日》条
戊申朔、廢_レ朝。以_二皇太子枕席不_レ安也_一。是日、宴_二次侍従已上_一於内裏_一。賜_レ禄有_レ差。自余五位已上者、於_二朝堂_一賜_レ饗焉。

【註】1 朝堂―内裏との使い分けからみて、東区（第二次）朝堂院の上層の朝堂であろう。

子 一月七日 内裏において、侍従と五位以上の官人に対して白馬節の宴会を催す。

内裏

〔続日本紀〕卷卅五宝龜九年正月甲寅《七日》条
甲寅、宴_二侍従五位已上_一於内裏_一、賜_レ被。

【註】1 侍従五位已上―次侍従已上、または五位已上の錯簡の可能性もある。

丑 一月十六日 五位以上の官人に対して、踏歌節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷卅五宝龜九年正月癸亥《十六日》条
癸亥、「宴_二五位已上_一。其儀如_レ常。是日、從五位上矢口王・菅生王・三開王並授_二正五位下_一。從四位上大伴宿祢家持正四位下。從四位下藤原朝臣小黒麻呂・藤原朝臣乙繩並從四位上。正五位上多治比真人長野從四位下。從五位下藤原朝臣鷹取・大中臣朝臣宿奈麻呂・紀朝臣犬養・藤原朝臣刷雄・石川朝臣豊麻呂・藤原朝臣黒麻呂並從五位上。正六位上多治比真人人足・文室真人八嶋・息長真人長人・紀朝臣真子・三嶋真人大湯坐・路真人石成・阿倍朝臣石行・大神朝臣人成・紀朝臣作良・大伴宿祢人足・阿倍朝臣船道・当麻真人弟麻呂・大宅朝臣吉成・佐伯宿祢牛

養・河辺朝臣鳴守、從六位上紀朝臣家繼並從五位下。外從五位下堅部使主人主外從五位上。正六位上阿倍志斐連東人・槻本公老並外從五位下。
【註】1 宴―日付からみて踏歌節の宴会。但し場所は不詳。

癸二 二月二十三日 紀大養を造宮大輔に、石川豊麻呂を造宮少輔にそれぞれ任じる。

造宮大輔 〔統日本紀〕卷卅五宝龜九年二月庚子《二十三日》条
庚子、(中略) 從五位上紀朝臣大養為「造宮大輔」。從
造宮少輔 五位上石川朝臣豊麻呂為「少輔」。(後略)

癸三 三月三日 内裏において、五位以上の官人に対して三月三日節の曲水の宴会を催す。

内裏 〔統日本紀〕卷卅五宝龜九年三月己酉《三日》条
己酉、宴「五位已上於内裏」。令「文人賦「曲水」。賜
「禄有差」。是日、以「大納言從二位藤原朝臣魚名」為「
内臣」。近衛大将・大宰帥如「故」。(後略)
【註】※平城宮の内裏では曲水に用いられるような蛇行溝の
遺構は見つかっておらず、具体的な場所は不詳。

宝龜十年 (七七九)

癸三 一月一日 光仁天皇が大極殿に出御し、渤海使も参加させて元日朝賀の儀式を行う。

大極殿 〔統日本紀〕卷卅五宝龜十年正月壬寅朔《一日》条
壬寅朔、天皇御「大極殿」受「朝」。渤海国遣「献可大夫
司賓少令張仙寿等」朝賀。其儀如「常」。以「忠臣從二位
藤原朝臣魚名」為「内大臣」。近衛大将・大宰帥如「故」。

癸四 一月七日 朝堂において、五位以上の官人と渤海使に対して、白馬節の宴会を催す。

朝堂

〔統日本紀〕卷卅五宝龜十年正月戊申《七日》条
戊申、「宴」五位以上及渤海使仙寿等於「朝堂」。賜「禄
有差」。詔「渤海国使」曰、「渤海王使仙寿等来朝拜觀。
朕有「嘉焉」。所以加「授位階」、兼賜「禄物」。
【註】1 宴―日付からみて白馬節の宴会。2 朝堂―東区(第
二次) 朝堂院の上層の朝堂か。

癸五 一月十六日 朝堂において、五位以上の官人と渤海使に対して踏歌節の宴会を催す。

朝堂 〔統日本紀〕卷卅五宝龜十年正月丁巳《十六日》条
丁巳、「宴」五位已上及渤海使於「朝堂」、賜「禄」。
【註】1 宴―日付からみて踏歌節の宴会。2 朝堂―東区(第
二次) 朝堂院の上層の朝堂か。

癸六 一月十八日 内裏において、渤海使も参加させて大射を行う。

内 〔統日本紀〕卷卅五宝龜十年正月己未《十八日》条
己未、「内射」。渤海使亦在「射列」。授「從四位下紀朝
臣形名正四位上」。
【註】1 内射―内裏における大射か。外国使節も参加させた
事例としては、靈龜元年の南園における「大射」〔統日本紀〕
靈龜元年正月庚子条(史料三)、神龜五年の中宮における方
物貢進に続く「大射」(同神龜五年正月甲寅条(史料四))、
天平十二年の大極殿南門における「大射」(同天平十二年正
月甲辰条(史料五))、天平宝字三年の内裏における「内射」
(同天平宝字三年正月丙戌条(史料六))、天平宝字四年の
内裏における「内射」(同天平宝字四年正月己卯条(史料七))、
天平宝字七年の内裏における「内射」(同天平宝字七年正月
甲子条(史料八))などがある。

癸七 三月三日 三月三日節の曲水の宴会を催す。

〔統日本紀〕卷卅五宝龜十年三月甲辰《三日》条
甲辰、「宴」五位已上。令「文人上「曲水之詩」。賜「禄
有差」。

癸 四月三十日 京城門外の三橋において、唐使を迎える。

京 京城門外三橋
〔続日本紀〕卷卅五宝龜十年四月庚子《三十日》条
庚子、唐客入京。將軍等、率三騎兵二百、蝦夷廿人、迎接於京城門外三橋。

〔註〕1 唐客―宝龜八年六月に出航した持節副使小野石根らによる遣唐使とともに、前年宝龜九年十月から十一月にかけて来着した趙宝英ら四人の判官を中心とする唐からの送使。但し、趙宝英は難船して水没し、この時入京したのは、四人の副使のうち、孫興進と秦愆期の二人。2 三橋―三橋とも。史料元註2 参照。

〔註〕1 宴―三月三日節の曲水の宴会。但し、場所は不詳。

癸 五月三日 唐使朝見の儀式を行い、皇帝の勅書と信物を受け取る。

a 〔続日本紀〕卷卅五宝龜十年五月癸卯《三日》条
癸卯、唐使孫興進・秦愆期等朝見。上唐朝書、并貢信物。詔曰、唐使上書、朕見之。唯客等遠来、艱辛行路。宜歸休於館。尋欲相見。
〔註〕※この時の朝見の場所は不詳だが、内容からみて東区の第二次大極殿であろう。

b 〔大沢清臣旧蔵壬生官務家文書〕

(前略) 維宝龜十年歲次己未、四月卅日、唐国使孫興進等入京。五月三日、將欲礼見。余奉勅撰朝儀。時有大納言石上卿言、爾、彼大此小。須用藩国之儀。余对曰、昔仲尼辱齊侯於夾谷、相如叱秦王於澠池。自古以來、賢人君子、皆欲致己君於他君之上。不下以大小強弱而推謝。此忠臣義士之志也。今畏海外一个使、欲降萬代楷定天子之号。是大不忠大不孝之言也。時人皆服此言之有理。然遂降御座。嗚呼痛哉。不任憤鬱之懷。聊緝此論、垂示後昆。

癸 五月十七日 朝堂において、唐使に対して宴会を催す。

朝堂

〔註〕※本史料は、現在所在・存否不詳。引用は栗田寛「石上宅嗣補伝」(『栗里先生雜著』卷八所収)による。『古事類苑』外交部十二にも収められているが、若干異同がある。1 余―藤原家依か(岩波『続日本紀』四、補注35―57)。2 大納言石上卿―石上宅嗣。3 爾―僞の誤りであろう。

〔続日本紀〕卷卅五宝龜十年五月丁巳《十七日》条
丁巳、饗唐使於朝堂。中納言從三位物部朝臣宅嗣宣勅、唐国天子及公卿、国内百姓、平安以不。又海路艱險、一二使人、或漂没海中、或被掠耽羅。朕聞之、懷愴於懷。又客等来朝道次、国宰祇供、如法以不。唐使判官孫興進等言、臣等来時、本国天子、及公卿・百姓、並是平好。又朝恩遐覃、行路无恙。路次国宰、祇供如法。又勅曰、客等比在館中、旅情愁鬱。所以聊設宴饗、加授位階、兼賜禄物。卿等宜知知之。
〔註〕※唐使一行は五月二十五日に辞見し(『続日本紀』同月乙丑条)、五月二十七日に帰国している(『続日本紀』同月丁卯条)。1 朝堂―外国使節に対するものであるから、中央区の可能性があり、東区(第二次)朝堂院上層の朝堂か、中央区朝堂院の朝堂かは俄には決めがたい。

癸 十月十三日 群臣に対して、天長節の宴会を催す。

〔続日本紀〕卷卅五宝龜十年十月己酉《十三日》条
己酉、是日、当天長節。仍宴群臣、賜禄有差。又詔、贈外祖父從五位上紀朝臣諸人從一位。
〔註〕※この時の天長節の宴会の場所は不詳。

宝龜十一年(七八〇)

丑三 一月一日 雨のため、元日朝賀の儀式を中止し、内裏において五位以上の官人に対して、元日節の宴会のみを催す。

〔続日本紀〕卷卅六宝龜十一年正月丁卯朔〔一日〕条
内裏 丁卯朔、廢朝。雨也。宴五位已上於内裏。宴訖、賜被。

丑三 一月二日 光仁天皇が大極殿に出御し、唐使・新羅使も参加させて元日朝賀の儀式を行う。

大極殿
〔続日本紀〕卷卅六宝龜十一年正月己巳〔二日〕条
己巳、天皇御大極殿受朝。唐使判官高鶴林、新羅使薩儻金蘭蓀等、各依儀拝賀。

〔註〕1 唐使―宝龜八年の遣唐使の送使として日本に派遣された四人の判官の一人。遣唐使判官海上三狩らとともに帰途耽羅に抑留される。宝龜十年七月に、海上三狩を迎えるための遣新羅使下道長人ら一行とともに来日〔続日本紀〕宝龜十年七月丁丑条。2 新羅使―海上三狩を迎えるための遣新羅使とともに来日〔続日本紀〕宝龜十年十月己巳条。

丑四 一月五日 朝堂において、唐使と新羅使に対して宴会を催す。

〔続日本紀〕卷卅六宝龜十一年正月辛未〔五日〕条
辛未、新羅使献三方物。仍奏曰、新羅国王言、夫新羅開國以降、仰頼聖朝世世天皇恩化、不乾舟楫、貢奉御調、年紀久矣。然近代以来、境内奸寇、不獲入朝。是以、謹遣薩儻金蘭蓀・級儻金巖等、貢御調、兼賀元正。又訪得遣唐判官海上三狩等、随使進之。又依常例進学語生。参議左大弁正四位下大伴宿祢伯麻呂宣勅曰、新羅国世連舟楫、供奉国家、其来久矣。而泰廉等還國之後、不修常貢、每事无礼。所以頃年、返却彼使、不加接遇。但今朕時、遣使修貢、兼賀元正。又搜求海上三狩等、随使送来。此之勤勞、朕有嘉焉。自今以後、如是供奉、厚加恩遇、待以常礼。宜以兹状語汝国王知上。是日、

朝堂

宴唐及新羅使於朝堂。賜祿有差。授女孺无位大伴宿祢義久從五位下。〔註〕1 朝堂―東区(第二次)朝堂院上層の朝堂か、中央区朝堂院の朝堂かは俄には決めがたい。

丑五 一月七日 朝堂において、五位以上の官人及び唐使と新羅使に対して、白馬節の宴会を催す。

朝堂
〔続日本紀〕卷卅六宝龜十一年正月癸酉〔七日〕条
癸酉、宴五品已上及唐・新羅使於朝堂。賜祿有差。授從五位上田上王・山辺王並正五位下。正五位下安倍朝臣東人・大伴宿祢潔足並正五位上。從五位上石川朝臣真守・大中臣朝臣宿奈麻呂並正五位下。從五位下紀朝臣古佐美從五位上。正六位上豊国真人船城・人多真人唐名・阿倍朝臣祖足・多治比真人繼兄・文室真人与企・路真人玉守・紀朝臣真人・藤原朝臣真友・藤原朝臣宗嗣・巨勢朝臣広山・佐伯宿祢鷹守・紀朝臣馬借並從五位下。正六位上縵連宇隨麻呂・小塞宿祢弓張並外從五位下。

〔註〕1 朝堂―叙位を伴うことからみて、東区(第二次)朝堂院上層の朝堂であろう。

丑六 十月三日 左右兵庫の鼓が鳴り、箭の動く音がし、その響きが内兵庫にまで届く。

左右兵庫 内兵庫
〔続日本紀〕卷卅六宝龜十一年十月癸巳〔三日〕条
癸巳、左右兵庫鼓鳴。後聞箭動声。其響達内兵庫。

〔註〕※左右兵庫・内兵庫とも平城宮における位置は不詳。平安宮の兵庫寮は宮の北西隅に位置しており、内兵庫が内裏近傍にあり、平城宮でも同様の位置関係にあったとするならば、相当の距離に鳴動が届いたというニュアンスを伝える記事ということになる。

天応元年（七八一年）一月一日改元

壬 四月一日 左兵庫の兵器が自然に鳴る。

左兵庫

〔統日本紀〕卷卅六天応元年四月己丑朔「一日」条
己丑朔、左兵庫兵器自鳴。其声如下以三大石投地也。
遣散位從五位下多治比真人三上於伊勢、伯耆守從五位下大伴宿禰繼人於美濃、兵部少輔從五位下藤原朝臣菅繼於越前、以固閑焉。以天皇不豫也。

癸 四月十五日 桓武天皇が大極殿に出御し、即位の儀式を行う。

大極殿

近江大津乃宮

〔統日本紀〕卷卅六天応元年四月癸卯「十五日」条
癸卯、天皇御大極殿、詔曰、明神（止）大八洲所知天皇詔旨（良万止）宣勅、親王・諸王・百官人等、天下公民、衆聞食宣。挂畏現神坐倭根子天皇（我）皇、此天日嗣高座之業（乎）掛畏近江大津（乃）宮（尔）御宇（之）天皇（乃）勅賜（比）定賜（部流）法隨（尔）被賜（弓）仕奉（止）仰賜（比）授賜（閑婆、）頂（尔）受賜（利）恐（美）受賜（利）懼進（母）不知（尔）退（母）不知（尔）恐（美）坐（久止）宣天皇勅、衆聞食宣。然皇坐（弓）天下治賜君者賢人（乃）能臣（乎）得（弓）天下（乎婆平（久）安（久）治物（尔）在（良之止）奈母聞行（須。）故是以、大命坐宣（久）朕雖拙劣親王始（弓）王・臣等（乃）相穴（奈比）奉（利）相扶（牟）事依（弓之、）此之仰賜（比）授賜（夫）食国天下之政者平（久）安（久）仕奉（倍之止）奈母所念行。是以、無諂欺之心以忠明之誠、天皇朝廷（乃）立賜（部流）食国天下之政者衆助仕奉（止）宣天皇勅、衆聞食宣。辞別宣（久、）朕一人（乃未也）慶（之岐）貴（岐）御命受賜（牟）凡人子（乃）蒙（福（麻久）欲為（流）事（波）於夜（乃）多米（尔止）奈母聞行（須。）故是以、朕親母高野夫人（乎）

天皇朝廷

壬 五月七日

造宮卿

藤原鷹取を造宮卿に任じる。

〔統日本紀〕卷卅六天応元年五月乙丑「七日」条
乙丑、（中略）從四位上藤原朝臣鷹取為造宮卿。越
称三皇太夫人（弓）冠位上奉（利）治奉（流。）又仕奉人等中（尔）自何仕奉状隨（弓）一二人等冠位上賜（比）治賜（夫。）又大神宮（乎）始諸社祢宜・祝等（尔）給三位一階。又僧綱（乎）始（弓）諸寺智行人及年八十已上僧尼等（尔）物布施賜（夫。）又高年、窮乏、孝義人等治賜養賜（夫。）又天下今年田租免賜（久止）宣天皇勅、衆聞食宣。授三四品禊田親王三品。從三位石上大朝臣宅嗣・藤原朝臣田麻呂・藤原朝臣是公並正三位。從四位下老志濃王從四位上。從五位下石城王從五位上。无位浅井王從五位下。正四位下大伴宿禰伯麻呂・大伴宿禰家持・佐伯宿禰今毛人・坂上大忌寸苺田麻呂並正四位上。從四位下石川朝臣名足・藤原朝臣雄依・大中臣朝臣子老・藤原朝臣鷹取・紀朝臣船守・藤原朝臣種繼並從四位上。正五位上豊野真人奄智・安倍朝臣東人・佐伯宿禰久良麻呂並從四位下。正五位下百濟王利善正五位上。從五位下柴井宿禰蓑麻呂・紀朝臣犬養・山上朝臣船主並正五位下。從五位下多治比真人人足從五位上。外正五位下吉田連古麻呂、正六位上石川朝臣公足・紀朝臣千世・大中臣朝臣安遊麻呂・安倍朝臣木屋麻呂並從五位下。外從五位下河内連三立麻呂外從五位上。正六位上船連田口・和史国守・伊勢朝臣水通・武生連鳥守・上毛野公薩摩・土師宿禰道長、正七位上物部多藝宿禰国足並外從五位下。
【註】※山部親王は、この年四月三日に父光仁天皇から皇位を譲り受けて即位し〔統日本紀〕同月辛卯条、翌四月四日には弟早良親王の立太子を行い〔統日本紀〕同月壬辰条、四月十一日に伊勢神宮に使者を派遣して即位を報告している〔統日本紀〕同月己亥条。

前守如レ故。(後略)

【註】※前任はこの日弾正尹に転任した高麗福信。

五月二十五日 石川豊麻呂を造宮大輔に、葛井根主を造宮少輔にそれぞれ任じる。

造宮大輔 〔続日本紀〕卷卅六天応元年五月癸未《二十五日》条

造宮少輔 癸未、(中略) 從五位上石川朝臣豊麻呂為_レ造宮大輔_一。

從五位下葛井連根主為_レ少輔。(後略)

九月三日 内裏において、五位以上の官人に対して宴会を催す。

内裏 〔続日本紀〕卷卅六天応元年九月戊午《三日》条

戊午、宴五位已上於内裏。授從三位藤原朝臣繼繩

正三位。藤原朝臣是公拝中納言。宴訖賜_レ禄有_レ差。

【註】※この日の宴会の趣旨は不詳。

十一月十三日 桓武天皇が太政官院に出御して大嘗祭を行い、由機・須機兩國が、朝廷において国ぶりの歌を奏する。

太政官院 〔続日本紀〕卷卅六天応元年十一月丁卯《十三日》条

丁卯、御_二太政官院_一、行_二大嘗之事_一。以_二越前国_一

為_二由機_一、備前為_二須機_一。兩國献_二種種_一所好之物、

奏_二土風歌舞於庭_一。五位已上賜_レ禄有_レ差。

【註】1 太政官院―東区(第二次) 朝堂院を指す。史料未註

※を参照。

十一月十五日 太政官院において、五位以上の官人に対して大嘗祭の巳の日の宴会を催し、雅楽寮の樂と大歌が奏される。

庭 〔続日本紀〕卷卅六天応元年十一月己巳《十五日》条

己巳、宴五位已上_一、奏_二雅楽寮樂及大歌於_一庭_一。

授_二正四位上_一大伴宿祢家持從三位_一。從五位上当麻王

正五位下。從五位下調使王・浄原王並從五位上。无

位大伴王從五位下。正五位下石上朝臣家成從四位下。

正五位下佐伯宿祢真守正五位上。從五位下多治比真

人年主・紀朝臣難波麻呂並從五位上。正六位上中臣

十二月二十六日 兵庫の南院の東の庫が鳴動する。

兵庫南院東庫 〔続日本紀〕卷卅六天応元年十二月庚戌《二十六日》条

庚戌、兵庫南院東庫鳴。

【註】1 兵庫南院東庫―ここでいう兵庫が左兵庫・右兵庫・

内兵庫のいずれであるかは不詳。左兵庫の兵器の鳴動を伝える

事例がある(『続日本紀』天応元年四月己丑朔条(史料未))

一方、左右兵庫の鼓の鳴動を伝える史料もある(同宝龜十一

年十月癸巳条(史料未))。ので、左右兵庫の兵庫は実際には

同一の一郭に設けられていた可能性もある。なお、南院東庫

という表現から、兵器を収納する倉庫がいくつかのブロック

に分けて設置され、それぞれの中にさらに方位を冠して呼ば

れる複数の兵庫が設けられていたことが知られる。こうした

倉庫の存在形態は、郡衙に置かれた正倉の存在形態と酷似す

る(例えば、天平九年の和泉監正税帳の正倉に、南院、東院

などのブロックがみえる。『大日本古文書』編年文書卷二、

八四・八七・九六頁など)。

天応二年 延暦元年 (七八二) 八月十九日改元

閏正月十日

氷上川繼が謀反を企て、資人大和乙人らを平城宮

北門から侵入させようとする。

〔続日本紀〕卷卅七延暦元年閏正月丁酉《十四日》条

丁酉、獲_二氷上川繼於大和国葛上郡_一。詔曰、氷上川

繼、潜謀_二逆乱_一、事既発覺。抛_レ法処断、罪合_二極刑_一。

其母不破内親王、返逆近親、亦合_二重罪_一。但以_二諒闇

宮中

北門 朝庭

後門

之始^一、山陵未^レ乾、哀感之情、未^レ忍論^レ刑。其川繼者、宜^下免^二其死^一、処^二之遠流^一、不破内親王并川繼姉妹者、移^中配淡路国^上。川繼、塩焼王之子也。初川繼資人大和乙人、私帯^二兵仗^一、闖^二入^一宮中^一。所司獲而推問、乙人款云、川繼陰謀、今月十日夜、聚^レ衆入^レ自^二北門^一、將^レ傾^二朝庭^一。仍遣^二乙人^一、召^二將其党宇治王^一以赴^二三日^一。於^レ是、勅、遣^レ使、追^二召川繼^一。川繼、聞^レ勅使到^一、潛出^二後門^一而逃走。至^レ是、捉獲。詔、減^二死^一一等、配^二伊豆国三嶋^一。其妻藤原法菴、亦相隨焉。

【註】※本史料は、宮中に進入して捕えられた大和乙人の供述によつて、未然に追捕を受けて逃走していた氷上川繼の逮捕、及び関係者の処分に関わるもの。この事件に関わる処分は、『続日本紀』同年閏正月辛丑条、同月壬寅条、三月戊申条にもみえる。1 氷上川繼―氷上志計志磨と同一人の可能性があるが、「比門」では意味が不明瞭で、諸本が「北門」とするのに従う。

癸 四月十一日 造宮省を廃止し、その工人は技能に応じて木工寮か内蔵寮に配属し、その他の工人は本司に返す。

宮室
造宮省
府庫
造宮省

〔続日本紀〕卷卅七延暦元年四月癸亥〔十一日〕条 癸亥、(中略)是日、詔曰、朕君^二臨区宇^一。撫^二育生民^一、公私彫弊、情実憂之。方欲^下屏^二此興作^一、務^二茲稼穡^一、政遵^二儉約^一、財盈^中倉廩^上。今者、宮室堪^レ居、服翫足^レ用。仏廟云畢、錢価既賤。宜^下且罷^二造宮^一・勅旨^二二省^一、法花・鑄錢両司^一、以充^二府庫之寶^一、以崇^中簡易之化^上。但造宮・勅旨雜色匠手、随^二其才幹^一、隸^二於木工・内蔵等寮^一。余者各配^二本司^一。

癸七 四月十三日 重閣門に白狐が現われる。

重閣門

〔続日本紀〕卷卅七延暦元年四月乙丑〔十三日〕条 乙丑、(中略)重閣門白狐見。

癸 七月三日 落雷のため、大蔵省の東の長蔵で火災が起き、また内蔵寮の馬二疋が死ぬ。

大蔵東長蔵
内蔵寮

〔註〕1 重閣門―宝亀八年五月に光仁天皇が騎射を見た重閣門〔続日本紀〕同月丁巳条〔史料^五〕〕と同一の施設か。中央区(第一次)朝堂院の南門のことである。
〔続日本紀〕卷卅七延暦元年七月甲申〔三日〕条 甲申、雷雨。1 大蔵東長蔵災、2 内蔵寮馬二疋震死。
【註】1 大蔵―平城宮の大蔵省も、平安宮と同様に宮北方に想定されているが、これまでのところ遺構としては確認されていない。大蔵省の蔵の火災としては、他に天平宝字八年の北行東第二双倉の例がある(史料^四)。2 内蔵寮―天平神護元年二月設置〔続日本紀〕同月甲子条)。所在地は不詳だが、平城宮西端の馬寮推定地(左右馬寮、及びそれらを統合した主馬寮)からは、「主馬」の墨書土器とならんで「内蔵」の墨書土器も出土しており(『平城宮出土墨書土器集成』I、一〇一一号)、内蔵寮もこの地域に設けられていた可能性がある。

癸 七月二十一日 内裏に百一歳になる松尾山寺の僧尊鏡を招き、高齡を賞して大法師に叙する。

内裏

〔続日本紀〕卷卅七延暦元年七月壬寅〔二十一日〕条 壬寅、松尾山寺僧^一尊鏡、生年百一歳。請^二入内裏^一、叙^二位大法師^一。優^二高年^一也。
【註】1 尊鏡―『類聚国史』(卷百八十五仏道十二僧位)は「尊鏡」に作るが、尊鏡、尊饒いずれも他に見えない。取り敢えず、『続日本紀』に従つておく。

癸 七月二十七日 桓武天皇が、勅旨宮に移る。

勅旨宮

〔続日本紀〕卷卅七延暦元年七月戊申〔二十七日〕条 戊申、天皇移^二御^一勅旨宮^一。
【註】1 勅旨宮―所在地、移御の理由ともに不詳。「移御」という表現からみて、平城宮内の施設と考えられ、あるいは

この年四月に廃止された〔統日本紀〕同月癸亥条。史料(五六)勅旨省の施設を利用したのか。移御の理由は、方違的なものによる、あるいは内裏の改作によるなどさまざまに考え得るが、未詳。なお、平城宮東院西辺の第二・三南調査で、「勅旨省」の墨書土器が出土しており〔平城宮出土墨書土器集成〕I、四三九号)、勅旨省は、東院周辺に所在した可能性が考えられる。

五二 十一月十九日 田村後宮の今木大神を、従四位上に叙する。

田村後宮

〔統日本紀〕卷卅七延暦元年十一月丁酉〔十九日〕条 丁酉、叙_二田村後宮今木大神_一従四位上_一。

【註】1 田村後宮―藤原惠美押勝の跡地の田村旧宮のことか。

【参考】本史料は、『本朝月令』四月 上申平野祭事、にもみえる。

延暦二年(七八三)

五三 一月一日 元日朝賀の儀式を中止する。

〔統日本紀〕卷卅七延暦二年正月戊寅朔〔一日〕条 戊寅朔、廢_レ朝也。(後略)

【註】※元日朝賀を中止した理由は不詳。

五四 一月十六日 天皇が大極殿閣門に出御し、五位以上の官人に対して踏歌節の宴を催す。

大極殿閣門

〔統日本紀〕卷卅七延暦二年正月癸巳〔十六日〕条 癸巳、天皇御_二大極殿閣門_一、賜_二宴於五位已上_一。授_二従五位下_一広川王_一従五位上_一。正六位上伊香賀王_一従五位下。正五位上大伴宿祢潔足・佐伯宿祢真守並_二四位下_一。正五位下石川朝臣真守・巨勢朝臣苗麻呂並_二正五位上_一。従五位下藤原朝臣菅継・文室真人_一与企。

五五

一月二十八日 朝堂において、大隅・薩摩の隼人に対して饗宴を催し、桓武天皇が大極殿閣門に出御してこれを見る。

朝堂
閣門

〔統日本紀〕卷卅七延暦二年正月乙巳〔二十八日〕条 乙巳、饗_二大隅・薩摩隼人_一等於_二朝堂_一。其儀如_レ常。天皇御_二閣門_一而臨觀。詔、進_レ階賜_レ物各有_レ差。

【註】1 朝堂―天皇が閣門(註2参照)に出御していることからみて、東区朝堂院の朝堂であろう。2 閣門―大極殿閣門、すなわち、東区(第二次)大極殿院南門。

五五

二月五日 桓武天皇が大極殿に出御し、故式部卿藤原百川に右大臣の官職を贈る。また、叙位と女叙位を行う。

大極殿

〔統日本紀〕卷卅七延暦二年二月壬子〔五日〕条 壬子、天皇御_二大極殿_一。詔、贈_二故式部卿藤原朝臣百川_一右大臣_一。又授_二正五位下_一当麻王_一正五位上_一。无位若江王_一従五位下。従五位下百済王_一仁貞・安倍朝臣_一謂奈麻呂_一並_二従五位上_一。正六位上忌部宿祢人_一上外_一従五位下。従三位藤原朝臣曹子、无位藤原朝臣乙牟漏_一並_二正三位_一。无位藤原朝臣吉子_一従三位。従四位下飽浪王_一・尾張王_一並_二従四位上_一。无位八上王_一・犬甘王_一並_二従五位下_一。正四位下藤原朝臣教基_一・紀朝臣_一宮子_一・平群朝臣_一邑刀_一自_一・藤原朝臣_一産子_一並_二正四位上_一。従四位上藤原朝臣_一諸姉_一正四位下。正五位下大原真人_一室子_一従四位下。従五位下武藏宿祢_一家刀_一自_一・大宅朝臣_一宅女_一並_二正五位下_一。従五位下草鹿酒人_一宿祢_一水女_一・美努宿祢_一宅良_一・足羽臣_一真橋_一並

從五位上。外從五位下平群豊原朝臣静女・若湯坐宿
祢子虫、无位藤原朝臣甘刀自・紀朝臣須惠女・安倍
朝臣黒女・藤原朝臣兄倉・坂上大忌寸又子・三嶋宿
祢広宅・山宿祢子虫並從五位下。正七位上他田舍人
直枚女外從五位下。

壬 四月十八日 藤原乙牟漏の立后に伴う祝宴を催す。

〔続日本紀〕卷卅七延暦二年四月甲子《十八日》条

甲子、詔、立正三位藤原夫人_一為皇后_一。是日、引_二
群臣_一宴飲、賜_レ禄有_レ差。授正四位下藤原朝臣種繼
從三位_一。從五位下葛井連根主從五位上。正六位上飛
鳥戸造弟見外從五位下。命婦從五位下藤原朝臣綿手
從五位上。

〔註〕※祝宴の会場は、「引群臣」とあることから考えて、
内裏に置かれた後宮とみるのが自然であろう。

癸 十月十四日 桓武天皇が、鷹狩のため交野に行幸する。

〔続日本紀〕卷卅七延暦二年十月戊午《十四日》条

戊午、行_二幸交野_一、放_レ鷹遊獵。

〔註〕※直接平城宮に関わる記事ではないが、便宜掲げる。

延暦三年（七八四）

癸 一月七日 白馬節の宴會を行う。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年正月己卯《七日》条

己卯、_一宴五位已上_一。授_二无位小倉王・石浦王並從
五位下_一。從四位下多治比真人長野・紀朝臣家守並從
四位上。正五位下紀朝臣鯖麻呂正五位上。從五位下
大中臣朝臣諸魚從五位上。外從五位下和朝臣国守・
安都宿祢真足、正六位上文屋真人真屋麻呂・藤原朝
臣真作・大伴宿祢永主・大原真人越智麻呂・和朝臣

三具足・石川朝臣魚麻呂・巨勢朝臣家成・大春日朝
臣諸公・安倍朝臣広津麻呂・坂本朝臣大足・田口朝
臣清麻呂・笠朝臣小宗・三方宿祢広名・紀朝臣兄原
・佐伯宿祢老並從五位下。正六位上下道朝臣長人・
丹比宿祢稻長・船連稻船・秦忌寸長足並外從五位下。
宴訖、賜_レ禄各有_レ差。

〔註〕1 宴―日付からみて白馬節の宴會であるが、その会場
は不詳。

癸 一月十六日 五位以上の官人に対しては内裏において、その他 の主典以上の官人に対しては朝堂において、それぞれ踏歌節の 宴會を催す。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年正月戊子《十六日》条

戊子、_一宴五位已上於内裏_一、饗_二百官主典已上於朝
堂_一。賜_レ禄各有_レ差。授_二右大臣正三位藤原朝臣是公
從二位_一。正五位下大伴宿祢不破麻呂正五位上。從五
位下紀朝臣白麻呂・健部朝臣人上並從五位上。以_二正
三位藤原朝臣小黒麻呂・從三位藤原朝臣種繼_一並為_二
中納言_一。

〔註〕1 宴―日付からみて踏歌節の宴會。2 朝堂―東区（第
二次）朝堂院の朝堂であろう。

癸 三月三日 五位以上の官人に対して、三月三日節の曲水の宴會 を催す。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年三月甲戌《三日》条

甲戌、宴_二五位已上_一。令_二文人賦_二曲水_一。賜_レ禄有_レ差。
〔註〕※この日の曲水の宴會の場所は不詳。宝龜年間以降三
月三日節の曲水の宴會の記事がまとまってみられ、宝龜三年
―朝負御井（史料_三三 a・b）、宝龜八年―内嶋院（史料_三五）、
延暦三年―場所不詳（本史料）、延暦四年―嶋院（以下、長
岡宮・京）、延暦六年―内裏、のように場所の記載がある。
延暦四年以降は長岡宮の記事であるが、それ以前の記事のみ

る限り、内裏に曲水の宴会のための施設が整備されていたかのような感を呈するが、平城宮の内裏にはそのような施設は見つかっていない。宮内の内裏相当施設で曲水を行い得る場所としては、宝亀年間には楊梅宮と呼ばれたと考えられる東院の東南隅にある東院庭園が最も可能性が高いが、ここを内裏、あるいは内と呼称したとは考えにくい。

六一 五月七日 難波市近辺から四天王寺に向けて、二万匹余りの蝦蟇が移動する。

〔続日本紀〕卷卅八延暦二年五月癸未〔十三日〕条
癸未、撰津職言、今月七日卯時、蝦蟇二万許、長可四分、其色黒斑、從難波市南道、南汚池列可三町。随道南行、入四天王寺内。至於午時、皆悉散去。

〔註〕※これは、難波宮の廃止、及び遷都の予兆を語ると考えられる記事である。

六二 五月十六日 中納言藤原小黒麻呂・藤原種継、左大弁佐伯今毛人、参議紀船守・大中臣子老、右衛士督坂上苺田麻呂、衛門督佐伯久良麻呂、陰陽助船田口らを遷都予定地の山背国乙訓郡長岡村に派遣し、土地の相を調べさせる。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年五月丙戌〔十六日〕条
丙戌、勅、遣中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂・從三位藤原朝臣種継、左大弁從三位佐伯宿祢今毛人、参議近衛中将正四位上紀朝臣船守、参議神祇伯從四位上大中臣朝臣子老、右衛士督正四位上坂上大忌寸苺田麻呂、衛門督從四位上佐伯宿祢久良麻呂、陰陽助外從五位下船連田口等於山背国、相乙訓郡長岡村之地。為遷都也。

〔註〕※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六三 六月十日 中納言藤原種継、左大弁佐伯今毛人、参議紀船守らを造長岡宮使に任じ、長岡宮・京の造営を開始する。

造長岡宮使
都城 宮殿

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年六月己酉〔十日〕条
己酉、以中納言從三位藤原朝臣種継、左大弁從三位佐伯宿祢今毛人、参議近衛中将正四位上紀朝臣船守、散位從四位下石川朝臣垣守、右中弁從五位上海上真人三狩、兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚、造東大寺次官從五位下文室真人忍坂麻呂、散位從五位下早部宿祢雄道・從五位下文部大麻呂・外從五位下丹比宿祢真淨等、為造長岡宮使。六位官八人。於是、經始都城、營作宮殿。

〔註〕※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六四 六月十三日 賀茂社に奉幣して長岡京への遷都への着手を報告する。また、この年の調庸、及び造宮のための用度を長岡宮に進上するよう、諸国に指示する。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年六月壬子〔十三日〕条
壬子、遣参議近衛中将正四位上紀朝臣船守於賀茂大神社奉幣。以告遷都之由焉。又今年調庸、并造宮工夫用度物、仰下諸国、令進於長岡宮。

〔註〕※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六五 六月二十三日 長岡京における邸宅造営の費用として、右大臣以下参議以上と内親王・夫人・尚侍などに、諸国の正税計六十万束を支給する。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年六月壬戌〔二十三日〕条
壬戌、有勅、為造新京之宅、以諸国正税六十万束、賜右大臣以下参議已上、及内親王・夫人・尚侍等。各有差。

〔註〕※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六六 六月二十八日 新京の宮予定地に私宅をもつ百姓に、山背国の正税計四万三千束余を支給する。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年六月丁卯〔二十八日〕条
丁卯、百姓私宅入新京宮内一五十七町、以当国正

新京宮内

税四万三千余束^一、賜^二其主^一。

【註】※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。1当国―山背国。

七〇 七月四日 阿波・讃岐・伊予三国に、山崎橋造管用の材木の調達を指示する。

山崎橋
〔続日本紀〕卷卅八延暦三年七月癸酉《四日》条
癸酉、仰^二阿波・讃岐・伊予三国^一、令^レ造^二山崎橋料材^一。

【註】※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六一 九月五日 平城京で大雨が降り、百姓の家屋に被害が出たため、東西京において賑給を実施する。

京 東西京
〔続日本紀〕卷卅八延暦三年九月癸酉《五日》条
癸酉、^一京中大雨、壞^二百姓廬舍^一。詔、遣^二使^二東西京^一賑^二給^一之^一。

【註】1京―平城京。2東西京―左京と右京。あるいは「市」の誤写の可能性もあるか。

六二 閏九月十七日 桓武天皇が、右大臣藤原是公の田村第に行幸する。

田村第
〔続日本紀〕卷卅八延暦三年閏九月乙卯《十七日》条
乙卯、天皇、幸^二右大臣田村第^一宴飲。授^二其第三男弟友^一從五位下^一。

【註】1右大臣田村第―右大臣は藤原是公（黒麻呂）。是公は藤原乙麻呂の第一子で、武智麻呂の孫、仲麻呂の甥にあたる。藤原仲麻呂の田村第は、孝謙の内裏に準じる施設として田村宮とも呼ばれ（厳密には田村宮は田村第に包摂される施設であろうが、田村宮を内部にもつ田村第全体が田村宮として呼称され機能していくことになったのであろう）、仲麻呂の死後も田村旧宮、田村後宮として機能し続けた。ただ、「旧」「後」という表現からみると、日常的には内裏相当施設としての実質的な機能を失っていたとみられる。従って、南家傍

系に継承されて是公の邸宅となつていても不思議ではなく、是公の田村第が仲麻呂の田村第を継承する施設である可能性は高いのではなからうか。

六〇 十月五日 長岡宮行幸のため、御装束司と前後次第司を任じる。

長岡宮
〔続日本紀〕卷卅八延暦三年十月壬申《五日》条
壬申、任^二御装束司并前後次第司^一。為^レ幸^二長岡宮^一也。

【註】※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六一 十月七日 長岡宮行幸に従う親王以下五位以上に、装束を賜う。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年十月甲戌《七日》条
甲戌、賜^二陪從親王已下五位已上装束物^一。各有^レ差。

【註】※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六三 十月二十六日 長岡京行幸のため、平城京に左右鎮京使を任じる。

〔続日本紀〕卷卅八延暦三年十月癸巳《二十六日》条
癸巳、以^三從五位下石川朝臣公足^一為^二主計頭^一。從五位下大伴宿禰永主為^二右京亮^一。又任^二左右鎮京使^一。各五位二人、六位一人。以^レ將^レ幸^二長岡京^一也。

左右鎮京使
長岡京

六三 十月三十日 平城京において盗賊の被害が頻発するため、令に基づく隣保組織による取締りの徹底を図り、刑罰を強化する。

京
〔続日本紀〕卷卅八延暦三年十月丁酉《三十日》条
丁酉、勅曰、如聞、比来^二京中盜賊稍多、掠^二物街路、放^二火人家^一。良由^二職司不^レ能^二肅清^一、令^二彼凶徒生^二茲賊害^一。自^レ今以後、宜^レ作^二隣保^一檢^二察非違^一、一如^二令条^一。其遊食・博戲之徒、不^レ論^二蔭贖^一、決杖一百。放火・劫略之類、不^二必拘^レ法、懲^二以^二殺罰^一、勤加^二捉搦^一、遏^二絶^二奸宄^一。

【註】1京―平城京。

b〔類聚三代格〕卷十九禁制事

京

勅、如聞、比来京中盜賊稍多、掠物街路、放火人家。良由職司不能肅清、令彼凶徒生茲賊害。自今以後、宜仰隣保檢察非違、一如令条上。其遊食・博戲之徒、不論蔭贖、決杖一百。放火・劫略之類、不必拘レ法、懲以殺罰、勤加捉搦、遏絶奸宄。主者施行。

延曆三年十月、廿日

【註】1 廿—あるいは「卅」の誤写か。

c (類聚三代格) 卷二十断罪贖銅事承和七年二月廿五日 太政官符所引延曆三年十月卅日勅書

延曆三年十月卅日勅書備、如聞、比来京中盜賊稍多、掠物街路、放火人家。良由職司不能肅清、令彼凶徒生茲賊害。自今以後、宜仰隣保檢察非違、一如令条上。其放火・劫略之類、不必拘レ法、懲以殺罰者。

京

六四 十一月十一日 桓武天皇が長岡宮に行幸し、ここに居を移す。

長岡宮

a (続日本紀) 卷卅八延曆三年十一月戊申《十一日》条 戊申、天皇移幸長岡宮。

b (日本靈異記) 下卷災与善表相先現而後其災善答被縁第卅八

(前略) 山部天皇代、延曆三年歲次甲子冬十一月八日乙巳日夜、自戌時至于寅時、天星悉動、續紛而飛遷。同月十一日戊申、天皇并早良皇太子、自諾楽宮移坐于長岡宮也。天星飛遷者、是天皇移宮表也。(後略)

【註】※長岡遷都に関わる記事であるが、便宜掲げる。

六五 十一月十七日 桓武天皇の長岡宮行幸に同行できず平城宮に留

まっていた皇后藤原乙牟漏と中宮高野新笠を迎えるため、前後次第司を平城宮に派遣する。

〔続日本紀〕卷卅八延曆三年十一月甲寅《十七日》条

平城

甲寅、先是、皇后遭母氏憂、不從車駕。中宮復留在平城。是日、遣出雲守從四位下石川朝臣豊人・摂津大夫從四位下和氣朝臣清麻呂等、為前後次第司、奉迎焉。

六六 十一月二十四日 皇后藤原乙牟漏と中宮高野新笠が、平城宮より長岡宮に到着する。

平城

〔続日本紀〕卷卅八延曆三年十一月辛酉《二十四日》条 辛酉、中宮・皇后、並自平城至。

延曆四年(七八五)

六七 八月二十三日 長岡宮の太政官院の築地塀を造営した大秦宅守

に対し、叙位を行う。

太政官院垣

〔続日本紀〕卷卅八延曆四年八月乙酉《二十三日》条 乙酉、授從七位上大秦公忌寸宅守從五位下。以築太政官院垣也。(後略) 【註】※長岡宮の記事であるが、便宜掲げる。1 太政官院—太政官の曹司ではなく、長岡宮の朝堂院を指す。

六八

八月二十四日 平城宮における潔斎を終えて伊勢に向かう伊勢齋王朝原内親王の出発を見送るため、桓武天皇が平城宮に行幸し、皇太子早良親王・藤原是公・藤原種継を長岡宮留守に任じる。

平城宮
平城

a (続日本紀) 卷卅八延曆四年八月丙戌《二十四日》条 丙戌、天皇行幸平城宮。先是、朝原内親王、齋居平城。至是、齋期既竟、将向伊勢神宮。故車駕親臨登入。

【註】1 齋居平城—平城宮における具体的な潔斎場所は不詳。

b (続日本紀) 卷卅八延曆四年九月丙辰《二十四日》条 丙辰、(中略) 至于於行幸平城、太子及右大臣藤原

平城

長岡宮留守

朝臣是公・中納言種繼等、並為^二留守^一。(後略)

【註】1 留守―長岡宮留守。早良親王は皇太子監国の事例か。

平城

長岡宮留守

c [日本紀略] 延暦四年九月庚申《二十八日》条

庚申、(中略) 至^三於行^二幸平城^一、太子及大臣藤原朝

臣是公・中納言種繼等、並為^二留守^一。(後略)

【註】※藤原種繼暗殺事件の経過に関する『続日本紀』の記事に数度に及ぶ筆削が加えられた(史料^{三六}a参照)結果、この事件に関する『続日本紀』と『日本紀略』の記事には、構成・精粗に差異が生じており、この史料もほぼ同文でありながら『続日本紀』にない九月庚申条にかけられている。1 留守―長岡宮留守。

六九 九月七日

発つ。

伊勢齋王朝原内親王が、伊勢神宮に向けて平城宮を

【統日本紀】卷卅八延暦四年九月己亥《七日》条

己亥、齋内親王向^二伊勢大神宮^一。百官陪從、至^二大和国堺^一而還。

【註】※記事はないが、桓武天皇は平城宮にあつてこの出発を見送っている。

六〇 九月八日

水雄岡

桓武天皇が水雄岡に行幸し、遊獵を行う。

【統日本紀】卷卅八延暦四年九月庚子《八日》条

庚子、行^二幸水雄岡^一遊獵。授^二正六位上巨勢朝臣嶋人從五位下^一。正六位上池原公綱主外從五位下。

【註】※『日本紀略』にも見える。1 水雄岡―宝龜三年に光仁天皇が行幸した山背国水雄岡(『続日本紀』宝龜三年十二月辛未条)に同じ。但し、現在の京都市右京区水尾と考えると、平城宮から一日の行程ではややきつい。長岡宮に戻るのが二十四日であるから、あるいは水雄に向けて出発したの意であろうか。

六三 九月二十三日 亥時、中納言藤原種繼が賊に射られる。

朝廷

a [統日本紀] 卷卅八延暦四年九月乙卯《二十三日》条
乙卯、中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼被^二賊射^一薨。
【註】※aからdは長岡宮・京の記事であるが、便宜掲げる。

b [日本紀略] 延暦四年九月乙卯《二十三日》条
乙卯、中納言兼式部卿近江按察使藤原種繼被^二賊襲射^一。両箭貫^レ身。

c [日本紀略] 延暦四年九月庚申《二十八日》条

庚申、詔曰、云々。中納言大伴家持・右兵衛督五百枝王・春宮亮紀白麿・左少弁大伴継人・主税頭大伴真麿・右京亮同永主・造東大寺次官林稻麿等、式部卿藤原朝臣(乎)殺(之)、**朝廷**傾奉、早良王(乎)為^レ君(止)謀(氣利)。今月廿三日夜亥時、藤原朝臣(乎)殺事(尔)依(豆)勸賜(尔)申(久)、藤原朝臣在(波)不^レ安。此人(乎)掃退(牟止)、皇太子(尔)掃退(止豆)仍許訖。近衛桴麿・中衛木積麿二人(乎)為(豆)殺(支止)申云々。(中略)至^三於行^二幸平城^一、太子及大臣藤原朝臣是公・中納言種繼等並為^二留守^一。照^レ炬催檢、燭下被^レ傷。(後略)

長岡宮留守

平城

【註】※後略部分は史料^{三三}cに掲載している。

d [日本靈異記] 下卷災与^レ善表相先現而後其災善答被^レ縁第卅八

長岡京嶋町

(前略) 次年乙丑年秋九月十五日之夜、竟夜月面黒、光消失空闇也。同月廿三日亥時、式部卿正三位藤原朝臣種繼、於^二長岡京嶋町^一、而為^二近衛舍人雄鹿宿祢木積・波々岐将丸^二所射死^一也。彼月光失者、是種繼卿死亡之表相也。(後略)

【註】1 次年乙丑年―延暦四年。

六三 九月二十四日 賊に射られた藤原種嗣が、桓武天皇の平城宮からの還御を待たずに、死去する。

平城

長岡 宮室
平城
長岡宮留守
第

平城

a〔続日本紀〕卷卅八延暦四年九月丙辰〔二十四日〕条
丙辰、車駕至_レ自_二平城_一。捕_レ獲大伴繼人・同竹良并
党与数十人、推_レ鞫之、_一並皆承伏。依_レ法推断、或
斬或流。其種繼、参議式部卿兼大宰帥正三位宇合之
孫也。神護二年、授_二從五位下_一、除_二美作守_一。稍遷、
宝龜末、補_二左京大夫兼下總守_一、俄加_二從四位下_一、
遷_二左衛士督兼近江按察使_一。延暦初、授_二從三位_一、
拜_二中納言兼式部卿_一。三年、授_二正三位_一。天皇、
甚委_レ任之、中外之事、皆取_レ決焉。初首建_レ議、
遷_二都長岡_一。宮室草創、百官未_レ就、匠手・役夫、
日夜兼作。至_三於行_二幸平城_一、太子及右大臣藤原朝
臣是公・中納言種繼等、並為_二留守_一。照_レ炬催檢、
燭下被_レ傷、明日薨_二於第_一。時年卅九。天皇、甚
悼_レ惜之。詔、贈_二正一位左大臣_一。

【註】1 留守—長岡宮留守。2 明日—九月二十四日。

b〔日本紀略〕延暦四年九月丙辰〔二十四日〕条
丙辰、車駕至_レ自_二平城_一云々。種繼已薨。乃詔_二有司_一
搜_レ捕其賊云々。仍獲_二竹良并近衛伯耆桴磨・中衛
牡鹿木積磨_一。勅_二右大弁石川名足等_一、推_レ勘之。
桴磨款云、主税頭大伴真磨・大和大掾大伴夫子・春
宮少進佐伯高成、及竹良等同謀、遣_二桴磨・木積磨_一、
害_二種繼_一云々。繼人・高成等並款云、故中納言大伴
家持相謀曰、宜_下唱_二大伴・佐伯兩氏_一、以除_中種繼_上。
因啓_二皇太子_一、遂行_二其事_一。窮_二問自余党_一、皆承伏。
於_レ是、首惡左少弁大伴繼人・高成・真磨・竹良・湊
磨、春宮主書首多治比浜人、同誅斬。及射_二種繼_一者
桴磨・木積磨二人、斬_二於山崎榎南河頭_一。又右兵衛
督五百枝王・大藏卿藤原雄依、同坐_二此事_一。五百枝
王、降_レ死流_二伊予国_一。雄依及春宮亮紀白磨、家持息
右京亮永主、流_二隱岐_一。東宮学士林忌寸稻磨、流_二伊
豆_一。自余随_レ罪亦流。

c〔日本紀略〕延暦四年九月庚申〔二十八日〕条

平城
長岡宮留守
第

庚申、(中略)至_三於行_二幸平城_一、太子及大臣藤原朝
臣是公・中納言種繼等並為_二留守_一。照_レ炬催檢、燭下
被_レ傷。明日薨_二於第_一。時年卅九。天皇甚悼_レ惜之、
詔贈_二正一位左大臣_一。又伝_二桴磨等_一、遣_下就_二樞前_一
告_中其狀_上、然後斬決。

【註】1 明日—九月二十四日。

六三 九月二十四日 皇太子早良親王が内裏から東宮に戻り、戌時に
乙訓寺に幽閉される。その後自ら飲食を断った早良親王は、淡
路国に護送される途次死去する。

〔日本紀略〕延暦四年九月庚申〔二十八日〕条

庚申、(中略)是日、皇太子、自_二内裏_一歸_二於東宮_一。
即日戌時、出_二置乙訓寺_一。是後、太子不_二自飲食_一、
積_二十余日_一。遣_二宮内卿石川垣守等_一、駕_レ船移_二送淡
路_一。比_レ至_二高瀬橋頭_一、已絶。載_レ屍至_二淡路_一。(後
略)

【註】※長岡宮・京に関わる記事であるが、便宜掲げる。

延暦五年(七八六)

六四 七月十九日 長岡宮の太政官院が完成し、官人たちが初めて朝
座に着く。

太政官院

〔続日本紀〕卷卅九延暦五年七月丙午〔十九日〕条
丙午、**太政官院**成。百官始就_二朝座_一焉。
【註】※長岡宮の記事であるが、便宜掲げる。1 太政官院—
後文に「就_二朝座_一」とあることから明瞭なように、奈良時代
後半の平城宮の場合と同様に、朝堂院を指す。

延暦十年(七九一)

六三 九月十六日 平城宮の宮城門の長岡宮への移築を、越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊予の諸国に命じる。

〔続日本紀〕卷卅延暦十年九月甲戌《十六日》条
甲戌、仰_二越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊予等国_一、壞_二運平城宮諸門_一、以移_二作長岡宮_一矣（後略）

延暦十一年（七九二）

六二 二月二十八日 平城旧宮を諸衛府に守らせる。

〔日本紀略〕延暦十一年二月癸丑《二十八日》条
癸丑、率_二諸衛府_一守_二平城旧宮_一。

延暦二十一年（八〇二）

六〇 十二月一日 平城京の地一町を式部省にたまく。

a 〔類聚国史〕卷百七職官部十二 式部省
延暦二十一年十二月癸未朔《一日》条
癸未朔、平城京地一町、賜_二式部省_一。
b 〔日本紀略〕延暦二十一年十二月癸未朔《一日》条
癸未朔、平城京地一町、賜_二式部省_一。

大同四年（八〇九）

六六 十一月五日 藤原真夏らを摂津国の豊嶋野と為奈野、及び平城旧京に派遣し、平城太上天皇の宮を造るべき場所を占定させる。

〔類聚国史〕卷廿五帝王部五太上天皇 平城天皇
大同四年十一月丁未《五日》条
丁未、遣_二右近衛中将從四位下藤原朝臣真夏・左馬頭

平城旧都
太上天皇宮

六五 十一月十二日 藤原仲成らを派遣し、平城宮を造営する。

a 〔類聚国史〕卷廿五帝王部五太上天皇 平城天皇
大同四年十一月甲寅《十二日》条
甲寅、遣_二右兵衛督從四位上藤原朝臣仲成_一・左少弁從五位上田口朝臣息繼等_一、造_二平城宮_一。

b 〔日本紀略〕大同四年十一月甲寅《十二日》条
甲寅、遣_二右兵衛督從四位上藤原朝臣仲成等_一、造_二平城宮_一。

六四 十二月四日 平城太上天皇が水路を取り平城に行幸するが、平城宮の宮殿が未完成のため、故右大臣大中臣清麻呂の家を仮の御在所とする。

a 〔類聚国史〕卷廿五帝王部五太上天皇 平城天皇
大同四年十二月乙亥《四日》条
乙亥、太上天皇取_二水路_一、駕_二双船_一、幸_二平城_一。于_レ時、宮殿未_レ成。権御_二、故右大臣大中臣朝臣清麻呂家_一。

〔註〕1 故右大臣大中臣朝臣清麻呂家―『中臣氏系図』に「延暦七年秋七月廿八日薨_二平城右京二条_一」とあり、平城宮の西辺近くに所在した可能性が高い。

b 〔日本紀略〕大同四年十二月乙亥《四日》条
乙亥、太上天皇取_二水路_一、駕_二双船_一、幸_二平城_一。于_レ時、宮殿未_レ成。権御_二、故右大臣大中臣朝臣清麻呂家_一。

c 〔日本後紀〕卷十七大同四年四月戊寅《三日》条
戊寅、(中略)天皇遂伝_レ位、避_二病於数処_一。五遷之後、宮_二于平城_一。而事乖_二积重_一、政猶煩出。尚侍從三位藤原朝臣葉子常侍_二帷房_一、嬌託百端。太上天皇甚愛、

遷都 平城 不知其奸。遷都平城、非是太上天皇之旨。(後略)

三三 十二月二十日 撰津・伊賀・近江・播磨・紀伊・阿波国の米稻を、平城宮造営の費用に充てる。

造平城宮料

〔日本紀略〕大同四年十二月辛卯〔二十日〕条
辛卯、撰津国・伊賀国・近江国・播磨国・紀伊国・阿波国等、米稻、充造平城宮料。
〔註〕1米稻―正税の稻穀と類稻の総称か。

三三 十二月二十七日 平城宮造営のため、畿内諸国から雇工と雇役夫二千五百人を徴発する。

平城宮

〔日本紀略〕大同四年十二月戊戌〔二十七日〕条
戊戌、令畿内諸国雇工及夫二千五百人。以造平城宮也。

大同五年
弘仁元年 (八一〇) 九月十九日改元

三三 正月二十四日 藤原真夏を造平城宮使に任じる。

造平城宮使

〔公卿補任〕大同五年条
参議 従四位下 藤原真夏〔二十七〕正月廿四日為造平城宮使。四月廿一日叙正四下。(中略) 九月十日解任。左降備中權守。在官六ヶ月。

三三 四月十九日 平城宮造営の功績により、叙位を行う。

a 〔類聚国史〕卷九十九職官部四 叙位四
弘仁元年四月戊子〔十九日〕条
戊子、従五位下儀野王授従五位上。従四位下藤原朝臣真夏正四位下。従四位下藤原朝臣継業従四位上。正五位下紀朝臣田上・菅野朝臣庭主正五位上。従五位上藤原朝臣綱継・藤原朝臣弟貞正五位下。従五位

平城宮

平城宮

三三 四月三十日 平城宮造営の功績により、叙位を行う。

造平城宮之事

〔類聚国史〕卷九十九職官部四 叙位四
弘仁元年四月己亥〔三十日〕条
己亥、従五位上大中臣朝臣魚取授正五位下。外従五位下山田連弟分外正五位下。並以供奉造平城宮之事也。

三三 九月一日 大和国の田租と地子稻を、平城宮雑用料に充てることとする

平城宮雑用料

〔日本後紀〕卷廿弘仁元年九月戊戌朔〔一日〕条
戊戌朔、(中略) 勅、大和国田租・地子稻、永充平城宮雑用料。

三三 九月六日 平城太上天皇が平城京への遷都を図り、坂上田村麻呂・藤原冬嗣・紀田上らを造宮使に任じる。

遷都 平城

〔日本後紀〕卷廿弘仁元年九月癸卯〔六日〕条
癸卯、依太上天皇命、擬遷都於平城。正三位坂上大宿祢田村麻呂・従四位下藤原朝臣冬嗣・従四位下紀朝臣田上等、為造宮使。

三三 九月十日 遷都で動揺する人心を抑えるため、伊勢・近江・美濃三国に使者を派遣し、国府と故関に嚴戒体制を敷く。また、藤原仲成を拘禁して佐渡権守に左遷し、藤原菓子を宮中から追放する。

a 〔日本後紀〕卷廿弘仁元年九月丁未〔十日〕条

遷都

右兵衛府

柏原朝廷

二所朝廷
平安京
平城古京

宮中

柏原大朝廷

丁未、縁遷都事、人心騒動。仍遣使鎮固伊勢・近江・美濃等三國府并故関。正四位下巨勢朝臣野足・從五位下佐伯宿祢永繼為伊勢使。正五位下御長真人広岳・從五位下小野朝臣岑守・坂上大宿祢広野為近江使。正五位上大野朝臣直雄為美濃使。繫右兵衛督從四位上藤原朝臣仲成於右兵衛府。詔曰、天皇詔旨良麻止勅御命乎、親王・諸王・諸臣・百官人等天下公民衆聞食止宣。尚侍正三位藤原朝臣菓子者、挂畏柏原朝廷乃御時尔、春宮坊宣旨止為氏任賜比支。而其為性能不能所乎知食氏退賜比去賜氏支。然物乎百方趁逐氏太上天皇尔近支奉流。今太上天皇乃讓国給閑流大慈深志乎不知之氏己我威權乎擅為止之氏非御言事乎御言止云都々、褒貶許止任心氏曾无所恐懼。如此惡事種種在止毛太上天皇尔親仕奉尔依氏思忍都々御坐。然猶不飽足止之氏、二所朝廷乎母言隔氏遂尔波大乱可起。又先帝乃萬代宮止定賜閑流平安京乎、棄賜比停賜氏之平城古京尔遷左牟止奏勸氏天下乎擾乱、百姓乎亡弊。又其兄仲成、己我妹乃不能所乎波不教正之氏、還恃其勢氏、以虚詐事、先帝乃親王夫人乎凌侮氏、棄家乘路氏東西辛苦世之牟。如此罪惡不可數尽。理乃任尔勸賜比罪奈閑賜布閑久有止毛、所思行有依氏、輕賜比宥賜比氏、菓子者位官解氏自宮中退賜比、仲成者佐渡国權守退止宣天皇詔旨乎衆聞食止宣。又遣使告于柏原陵曰、天皇御命坐、挂畏支柏原大朝廷尔申賜閑止申久。内侍尚侍正三位藤原朝臣菓子者、初太上天皇乃東宮止

平安京
平城古京

宮中

宮中

宮外

平城宮
左衛士府
平城

奈良

九月十一日 藤原真夏と文室綿麻呂を平城宮から召喚する。この日早朝平城太上天皇が東国に向けて出立、との急使が平城から到来したため、坂上田村麻呂を派遣してこれを迎え撃たせる。また、この夜、藤原仲成を射殺する。

坐之、時尔、東宮宣旨止為氏任賜比支。而其為性乃不能所乎知食氏退賜比去賜氏支。然物乎百方趁逐氏太上天皇尔近支奉氏非御言事乎御言止云都々、褒貶任心意氏曾无所恐懼。又萬代宮止定賜之平安京乎毛、棄賜比停賜氏之平城古京尔遷左牟止奉勸氏天下乎擾乱、百姓乎亡弊。又其兄仲成、恃己妹勢氏、以虚詐事、親王夫人乎凌侮氏、棄家乘路氏東西辛苦世之牟。如此罪惡不可數尽。因茲、菓子者官位解氏自宮中退賜。仲成者佐渡国權守退比都。又続日本紀所載乃崇道天皇与贈太政大臣藤原朝臣不好之事、皆悉破却賜氏支。而更依二人言氏、破却之事如本記成。此毛亦无礼之事奈利。今如前改正之状、差參議正四位下藤原朝臣緒嗣、畏弥畏牟毛申賜久止奏。是日宮中戒嚴。(後略)

a [日本後紀] 卷廿弘仁元年九月戊申〔十一日〕条
戊申、正四位下、藤原朝臣真夏・從四位下文室朝臣綿麻呂等、被召自平城宮來。禁綿麻呂於左衛士府。大外記外從五位下上毛野朝臣穎人從平城急來言、太上天皇今日早朝取三川口道入於東国。凡其諸司并宿衛之兵、悉皆從焉。于時、遣大納言正三位坂

b [日本後紀] 卷十七大同四年四月戊寅〔三日〕条

戊寅、(中略) 天皇慮其乱階、擯於宮外、官位悉免焉。(後略)

宇治橋 山崎橋
与渡市津
禁所

上大宿祢田村麻呂等^一、率^二輕銳卒^一、從^二美濃道^一邀^レ之。田村麻呂奏請、綿麻呂武芸之人、頻^レ經^二辺戰^一、募^レ將^二同行^一。即授^二正四位上^一、拜^二參議^一、以遣^レ之。歡喜踊躍、即駕^二兵馬^一。又置^二宇治・山崎兩橋^一、与渡市津頓兵^一。是夜、令^二左近衛將監紀朝臣清成^一、右近衛將曹住吉朝臣豐繼等^一、射^二殺仲成於禁所^一。仲成者、參議正三位宇合之曾孫、贈太政大臣正一位種繼之長子也。性狼抗使^レ酒、或昭穆无^レ次。忤^二於心^一不^レ憚^二擊蹶^一。及^二乎女弟葉子專^レ朝、佞^レ威益驕。王公宿德、多見^二凌辱^一。民部大輔笠朝臣江人之女適^二仲成^一也。其姨頗有^レ色。仲成見而悅^レ之。嫌^二其不^レ和、欲^二以^レ力強^一。女脱奔^二佐味親王^一。仲成入^二王及母夫人家^一認^レ之、僞言逆行、甚失^二人道^一。及^レ遭^レ害、僉以為^二自取^レ之矣。外從五位下上毛野朝臣穎人授^二從五位上^一。賞^二歸順之功^一也。

【註】1 藤原真夏―前日の九月十日に参議を解任され、伊豆権守に左降されている『日本後紀』弘仁元年九月丁未条。『公卿補任』大同五年条（史料三三）。但し、後者は備中権守に左降とする。

b 〔日本後紀〕卷十七大同四年四月戊寅〔三日〕条
戊寅、(中略)太上天皇大怒、遣^レ使^二發^二畿内并紀伊国兵^一。与^二葉子^一同^レ輿、自^二三川口道^一向^二於東国^一。(後略)

杏 九月十二日 劣勢を悟った平城太上天皇は、平城宮に戻って剃髪入道し、藤原葉子は自殺する。

大和国添上郡越田村
宮

a 〔日本後紀〕卷廿弘仁元年九月己酉〔十二日〕条
己酉、太上天皇至^二大和国添上郡越田村^一。即聞^二甲兵遮^レ前、不^レ知^レ所^レ行。中納言藤原朝臣葛野麻呂・左馬頭藤原朝臣真雄等、先^二未^レ然^一雖^二固諫^一、猶不^レ納、催^レ駕^二發進焉^一。天皇遂知^二勢蹙^一、乃旋^レ、宮剃髪入道。藤原朝臣葉子自殺。葉子、贈太政大臣種繼之女、中納言藤原朝臣繩主之妻也。有^二三男二女^一。長女、太

宮

上天皇為^二太子^一時、以^レ選入^レ宮。其後葉子以^二東宮宣旨^一、出^二入臥内^一、天皇私焉。皇統弥照天皇慮^二姪之傷^レ義、即令^二駢逐^一。天皇之嗣^レ位、徵為^二内侍^一。巧求^二愛媚^一、恩寵隆渥。所^レ言之事、无^レ不^二聽容^一。百司衆務、吐納自由。威福之盛、熏^二灼四方^一。属^二倉卒之際^一、与^二天皇^一同^レ輦。知^二衆患之帰^レ己、遂仰^レ藥而死。

【註】1 宮―平城宮。

b 〔日本紀略〕卷十七大同四年四月戊寅〔三日〕条
戊寅、(中略)士卒逃去者衆、知^二事不^レ可^レ遂。廻^レ輿旋^レ宮、落髮為^二沙門^一。

弘仁二年(八一二)

杏 七月十三日 平城宮を警備する諸衛府の官人の勤務を、平城宮にいる参議に監督させることとする。

〔日本後紀〕卷廿一弘仁二年七月乙巳〔十三日〕条
乙巳 勅、聞、平城宮諸衛府官人等、出入任^レ意、不^レ勤^二宿衛^一。宜^二直^レ彼参議加^二督察^一焉。

杏 九月十六日 平城宮を警備する諸衛府の官人の勤務の管理を、衛府の少将以上に行わせることに改める。

〔日本後紀〕卷廿一弘仁二年九月丁未〔十六日〕条
丁未、勅、侍^二平城宮^一諸衛府官人等、任^レ意不^レ直、已闕^二宿衛^一。宜^レ改^二前勅^一即命^二少将已上^一便檢校^レ焉。

弘仁七年(八一六)

杏 六月八日 平城宮などにも配置するため造酒司の酒部が不足するので、その定員を令制の六十人に戻す。

〔日本後紀〕卷廿一弘仁七年六月己酉〔八日〕条
己酉、造酒司酒部、平城宮等にも配置するに不足す。令制六十人に戻す。

〔類聚三代格〕卷四 加減諸司官員并廢置事
太政官符

依補充造酒司酒部事

合六十人（元卅人、今加廿人）

右得宮内省解一、造酒司解一、案職員令一、酒部
數六十人。而去大同二年減廿人定卅人。今分
配平城宮并皇后宮、無二人充奉、每事難堪。望請、
依令被給六十人、將濟公事者、右大臣宣、奉
勅、依請。

平城宮 皇后宮

弘仁七年六月八日

〔註〕※造酒司酒部の平城宮への配置がいつまで遡るか史料
的には確認できないが、平城太上天皇が平城に入った大同四
年からとみてよからう（史料查）。

六四 九月二十三日 平城宮などにも配置するため主水司の水部が不
足するので、その定員を十三人加増する。

〔類聚三代格〕卷四 加減諸司官員并廢置事
太政官符

依増加水部十三人（並名負雑色人）

右得宮内省解一、主水司解一、水部員卅人。今
依奉御并平城宮・皇后宮。而其數少、不足充
用。望請、増加件員數、將令直皇后宮者、
中納言從三位兼行兵部卿藤原朝臣繩主宣、奉勅、依
請。

弘仁七年九月廿三日

〔註〕※主水司水部の平城宮への配置がいつまで遡るか史料
的には確認できないが、平城太上天皇が平城に入った大同四
年からとみてよからう（史料查）。1十三人―『令集解』職
員令主水司条所引の本太政官符は、「十二人」とする。2卅人
―同じく「卅人」とする。『類聚三代格』には「五十人」とす
る写本もある。

弘仁十四年（八二三）

六五 四月二十二日 平城宮の諸司を停止したいとの平城太上天皇の
書状を返却する。

平城宮諸司
平城諸司

a 〔類聚国史〕卷廿五帝王部五太上天皇 平城天皇
弘仁十四年四月丙午（二十二日）条

丙午、先太上天皇差前大和守從三位藤原朝臣真夏、
令費下可停止平城宮諸司状。即率官人廿許奉
返。

b 〔日本紀略〕弘仁十四年四月丙午（二十二日）条
丙午、先太上天皇差前大和守從三位藤原朝臣真夏、
令費下可停止平城諸司状。即率官人少許奉
返。

〔註〕※平城宮諸司の停止は、平城太上天皇の太上天皇号辭
退に伴うもの。結局、この申し出は容れられなかった。

六六 弘仁年間 平城太上天皇が、唐招提寺に塔を造営し、また平城
宮の建物を移築して長廊を設ける。

a 〔日本紀略〕弘仁元年四月甲申（十五日）条
甲申、遣散位外從五位下江沼臣小並等、造招提寺
塔。

〔註〕※史料bによると、本史料は平城太上天皇による塔の
造営開始を示す記事と解される。完成時期は不詳であるが、
平城太上天皇生存中の弘仁年間にかけておく。

b 〔招提寺建立縁起〕護国寺本『諸寺縁起集』所引
維招提寺元大唐鑒真和上、去天平宝字三年八月三日、
奉為応神聖武皇帝所創建也。（中略）平城天皇、
復欽先帝之崇師、更仰和上之塵躅。粉則珠、
建制底、似多宝之湧出、毀王宮以作長廊、
疑能仁之化城。（後略）

〔註〕1制底―奈良六大寺大觀『唐招提寺』は、「塔」と
疑能仁之化城。

王宮

する。史料 a の存在や文脈からみて首肯できよう。2 王宮―平城宮を指すか。塔の造営と同時に、平城宮の建物を移築することによって回廊が造営されたこと示すとみられ、一般に天平宝字四年から六年といわれる東朝集殿の唐招提寺講堂としての移築も、弘仁年間にこれと同時に平城太上天皇によって行われた可能性がある（山崎信二説）。

弘仁十五年
天長元年
(八二四) 一月五日改元

天長元年 七月七日 平城太上天皇が死去する。

- a 「類聚国史」 卷廿五帝王部五太上天皇 平城天皇 天長元年七月甲寅《七日》条
- 甲寅、平城天皇崩。
- b 「日本紀略」 天長元年七月甲寅《七日》条
- 甲寅、平城天皇崩。

天長元年 七月十二日 平城太上天皇を楊梅陵に葬る。

楊梅陵

a 「類聚国史」 卷廿五帝王部五太上天皇 平城天皇 天長元年七月己未《十二日》条

己未、葬_二於_一楊梅陵_一。天皇識度沈敏、智謀潜通。躬親_二万機_一、尅_レ己_レ励_レ精。省_一撤煩費_一、棄_二絶珍奇_一。法令嚴整、群下肃然。雖_二古先哲王_一、不_レ過也。然性多_二猜忌_一、居上不_レ寬。嗣_レ位之初、殺_二弟親王子母_一、并令_二逮治_一者衆。時議以為_二淫刑_一、其後傾_二心内寵_一、委_二政婦人_一、牝鷄戒_レ晨。惟家之喪、嗚呼惜哉。春秋五十一。諡曰_二天推国高彦天皇_一。

【註】1 楊梅陵―現在の治定は平城宮北方の市庭古墳。しかし、市庭古墳は全国一五位の規模の大前方後円墳の後円部であることが確認されており、再利用したのでなければ九世紀の陵墓には相応しくない。これ以外に楊梅陵の候補地を求め

楊梅陵

天長二年 (八二五)

天長二年 十一月二十三日 平城太上天皇の親王に、平城西宮の管理・居住を認める。

平城西宮

- 〔類聚符宣抄〕第六 雜例事
- 平城西宮事
- 右奉_レ勅、件宮者、先太上天皇之親王等湏_レ任_二其意_一左之右之上。
- 天長二年十一月廿三日 左近衛大将藤原朝臣奉

承和二年 (八三五)

承和二年 一月六日 平城旧京の地四十町余りを、高岳親王にたまう。

平城旧宮処

〔続日本後紀〕 卷四承和二年正月壬子《六日》条

壬子、(中略)、平城旧宮処水陸地卅余町、永賜_二高岳親王_一。親王者、天推国高彦天皇第三子也。大同年末、少登_二儲式_一。世人号曰_二蹲居太子_一。遂遭_二時變_一、失_レ位、落_レ髮披_レ緇、住_二于東寺_一。

【註】1 平城旧宮処―平城の旧き宮処(みやこ)と読めば、平城宮内の地というよりは、それを含みつつも京内の田地とみるべきであろう。

承和三年（八三六）

五月二十五日 平城京内の空閑地二百三十町を、太皇太后朱雀院にたまう。

平城京内空閑地

〔続日本後紀〕卷五承和三年五月癸亥（二十五日）条
癸亥、以平城京内空閑地二百卅町、奉充太皇太后朱雀院。

貞観二年（八六〇）

十月十五日 平城京の水田五十五町四段二百八十八歩を、不退寺と超昇寺に施入する。

平城京中水田

〔日本三代実録〕卷四貞観二年十月十五日辛卯条
十五日辛卯、（中略）大和国平城京中水田五十五町四段二百八十八歩、施不退・超昇兩寺。先是、伝灯修行賢大法師真如上表曰、件田、大同四年、勅賜上毛野・叡睿・石上内親王等。彼親王等偏謂私地捨充功德。而歷代以降、尽被収公、聞諸俗務。理縦宜然、仮之真論、義有未允慥。当今慈雲広覆、慧日更明。凡縁仏事之莊嚴、必賜恩綸、而印可。請特哀許、施入不退・超昇等寺。不破亡靈之宿心、將資聖朝之冥助。勅、許之。真如者、平城太上天皇々子、弘仁之廢皇太子也。

貞観四年（八六二）

六月十四日 平城旧京内の勅旨田三十町を、改めて高岳親王ら四人にたまう。

平城旧京中勅旨田

〔日本三代実録〕卷六貞観四年六月十四日辛亥条
十四日辛亥、平城旧京中勅旨田、卅町、返賜无品高

貞観六年（八六四）

十一月七日 平城旧京内の開墾地から、田租を徴収することとする。

平城旧京

古京 平城

遷都 長岡

都城

〔日本三代実録〕卷九貞観六年十一月七日庚寅条
七日庚寅、（中略）先是、大和国言、平城旧京、其東添上郡、西添下郡。和銅三年、遷自古京、都於平城。於是、兩郡自為都邑。延暦七年、遷都長岡。其後七十七年、都城道路、變為言田畝。内蔵寮田百六十町、其外私竊墾開、往々有数。望請収公、令輸其租。許之。
【註】※平城京内の宅地が開墾により田地と化しつつある状況を窺わせる史料。但し、京城全体が田地化したことを意味するものではないし、まして平城宮の廢墟化を示すものではない。1 古京―藤原京。2 収公―対象は「其外私竊墾開」した田であろう。

貞観八年（八六六）

三月二十八日 平城太上天皇陵の傍らに建てた精舎の維持費用に充てるため、在原善淵に平城京内の開墾地の私有を許可する。

平城京内田地

〔日本三代実録〕卷十二貞観八年三月廿八日甲辰条
廿八日甲辰、（中略）大和国平城京内田地十六町三段

旧京荒地

百廿歩、賜ニ從四位下行山城權守在原朝臣善淵一。先
レ是、善淵奏言、奉ニ為平城太上天皇一建ニ精舎於陵
次一、買ニ得旧京荒地一、墾闢為レ田、充下修ニ理精舎一
之資上。而内蔵寮称ニ格旨一、収為ニ勅旨田一。請頼ニ恩
弊一、永為ニ私田一。詔許レ之。

【註】※在原善淵が楊梅陵の傍らに精舎を建てた年次は不詳。
1格―貞觀六年十一月七日の制度（史料竊）を指すか。

昌泰元年（八九八）

奏 十月二十三日 宇多上皇が、吉野行幸の途次、法華寺に立ち寄
り、また平城宮重閣門の故地で、路傍に酒菓が用意されている
のを見る。

法華寺

寺門 旧宮重閣門

〔扶桑略記〕第廿三昌泰元年十月廿三日条

廿三日、早朝進發。枉レ道過ニ法華寺一、礼レ仏捨ニ綿二
百屯一。1上皇出入往反巡ニ覽寺中一。每レ見ニ破壊之堂
舎一、彈指歎息。出ニ寺門一、至ニ2旧宮重閣門所一。路
傍有ニ酒醴果子一。往々生レ炭、不レ見ニ一人一。群臣不
レ問ニ其主一、任意飲喫。或人曰、此物大安寺別当僧
安曇聞ニ3右大将来一、所ニ相待一也。乍レ見ニ御駕一、僻
易迷惑、隱ニ伏草中一矣。（後略）

【註】1上皇―宇多上皇。2旧宮重閣門―旧宮は平城宮。重
閣門は朱雀門か。3右大将―菅原道真。

平城宮編年史料集成(稿)

索引

- 1、本索引は、標出に掲げた史料中の語句を中心として編集したものである。掲出は概ね五十音順に従った。同一語句を含む事項は、原則として同一語句を――で示して子項目としたが、多数の事例のあるものは親項目とした場合がある。
- 2、掲載箇所は、その語句が含まれている史料の網文番号(数字とアルファベット)で示した。
- 3、()内の語句、及び網文番号は、語句としてはみえないが、内容的に推定されることを示す。
- 4、ゴチック数字は、その項目または関連する内容についての編者の見解を示す註のあることを示す。なお、別項目の註で論じている場合は、→**234**の要領でその網文番号を示した
- 5、宮・京・市・門・楼・曹司・垣・屋・幄・家・宅・池・嶋・苑などの項目については、これらの語句からも検索できるよう配慮した。
- 6、五十音順の事項索引とは別に、網文に示した行事別の索引を付した。

あ

幄 512b
 (大極殿)閣門前― 505
 (楊梅院)閣門外― 522b
飛鳥浄御原宮 246 →浄御原宮
四阿殿 228
阿弥陀浄土院 419
安殿
 (紫香樂宮) 268
 (楊梅院) 522b,528b,528c,528d
 大――(平城宮) 82,134,292,354a
 大――(恭仁宮) 230,243
 大――(紫香樂宮) 277
 大――(薬園宮カ) 332
 大――(大郡宮カ) **333**
 中宮―― 335
 内―― 57a,57b,94,400,403
 内南―― 359
 平城宮中―― **59**
行宮 6,222,323
 不破―― 40
 智識寺南―― 360

い

家
 故右大臣大中臣清麻呂― 630a.630b
 大臣―(藤原不比等) 137
 太政大臣藤原大臣之一 458
 大納言藤原― 343c
 内相― 376c,382
 奈良麻呂― 374,376a,381
的門 **516**
池
 (保良宮西南)―亭 426
 北―辺新造宮 57b
 楯波― 98
 鳥―塘 106
 西―辺 192 註
 西―宮 192
 南汚― 601
 楊梅宮南― 557
石原宮 236,247
 ――楼 244
板屋草舎 76
板屋司 25

市

 (恭仁京) 258
 (紫香樂宮) 278
 平城二― 221
 難波― 601
 東―司 351
 与渡―津 639a
市麿 450
市人 258
 恭仁京―― 288
飲酒之庭 375

う

右京(恭仁京) 224
 ――宅(道祖王) 379
宇治橋 639a
樹(台) 97
内 52,359
 (皇后宮)173
 ―射(内裏での大射) 397,409,437,
 566
 ―安殿 57a,57b,94,400,403

一坐所(皇后宮) 173
一嶋院 548
一庭 387b
一兵庫 576
大一 108a,108b,431b
東一 469,475,480a
右兵衛府(長岡宮) 638a

え

當厨司 127
衛(府)官人 641,642
衛士府
左—— 379,380,639a
左右—— 118,365

お

大内 108a,108b,431b
王宮(平城宮) **646b**
大藏(節部)省 192,514,542
——倉 55
——北行東第二双倉 442a
——双倉 442c
——(省)東長藏 588
大郡宮 324,330,332,334
大殿
 (皇后宮) 173
 (田村第) 376a,376c,381,382
 ——上(中宮西院) 301
 東常宮南—— 353b
淡海大津宮 70
近江大津(乃)宮 322,441,578
近江国保良宮 421b,422
大宮
 (平城宮) 301,302,372,482
 (平城宮内裏) 315
 (恭仁宮) 230
 (田村宮) 377
 ——垣 234
平城—— 70
大養德恭仁—— 227

新城之—— 484
西—— **490**
岡田離宮 6
岡宮 429
小治田宮 412a,417
小治田岡本宮 412b
坐所
 内——(皇后宮) 173
 天子大——(皇后宮) 173

か

垣
 一牆 276
 宮一(平城宮) 22
 宮一(恭仁宮) 210
 大宮一 234
 内裏之東屋一下 386
 太政官院一 617
 保良宮諸殿及屋一 427
牆
 宮中屋一(恭仁宮) 239
 垣一 276
閣(閣カ)門 532
柏原大朝庭 638a
柏原朝廷 638a
春日山宮 23
賀世山
 ——西路 224
 ——東河 226
交野 597
廁 74

き

北池辺新造宮 57b
北松林 164
旧宮重閣門 656
旧京荒地 655
宮闕 74
旧皇后宮 289
宮室 2,58,76,232,276,423,586,622a

宮城
 (平城宮)42
 (恭仁宮)237
 (紫香樂宮)280
宮中
 (平城宮) 80a,80b,93b,110,166,181,
 183,294,308,320,383,410・411
 (法華寺?)492,513,526a,526b,
 526c,541a,541b,550,551a,551b,
 585
 (恭仁宮) 239,294
 (紫香樂宮) 268
 (平安宮) 638a
 ——屋牆 239
平城——安殿 59
奈良——中嶋院 314
宮殿 229,603,630a,630b
宮内 58
 ——殿(難波宮) 215
 新京——(長岡宮) 606
宮南梨原宮 **331**
宮門 57b,291
宮裡 134
京 258,281,283
 (平城京) 28,303,331,355a,355b,
 355c,362,381,568,569b,608,
 613a,613b,613c
藤原一 19
平城一 317c,627a,627b,651,652,655
奈良一 20c,20d
恭仁一 221,257,258,264,285,288
難波一 257
保良一 401a,418
長岡一 612
平安一 638a
北一 401b,421b,422
西一 486
左右一(平城京) 20c
東西一(平城京) 608
左一(恭仁京) 224
右一(恭仁京) 224

平城古一 638a
平城旧一 653,654
古一(藤原京) 654
旧一(平城京) 655
新一(平城京) 12
新一(恭仁京) 211,232
新一(紫香楽宮) 276
新一(保良京) 413,414
新一(長岡京) 605,606
京師 →けいし
京職 259
京城門 →けいじょうもん
京中 145
——往々屋 543
京都(恭仁京) →けいと
浄御原宮 61 →飛鳥浄御原宮
禁所 639
禁内 441
禁中 370b,371b,495
禁掖 443b

<

恭仁
——郷 208
——宮 209,210,252,254,255,261,263,
282,284,285,299
——宮大極殿 304
——宮留守 262
(——宮)留守 225,238,241,245,
248,260,293
——留守 294
——京 221,257,258,264,285,288
——京泉橋 285
——京東北道 232
大養徳——大宮 227
供養 355a,355b
——大会 346
孟蘭盆一 155a,155b
中宮——院 185
仏御—— 490

(燃灯——) (275)
(開眼——) (343),(346)
倉
大蔵省一 55
大蔵省双一 442c
節部省北行東第二双一 442a
松林一廩 290
松原一 455a,455b,457
蔵
大蔵東長一 588
函書一 374,376a,381
庫
兵一 22,263,452a,452b
内兵一 576
左右兵一 576
左兵一 577
兵庫南院東一 584
府一 436(大宰府),586
厨
由機一 507
須岐一 508
當一司 127

け

京師 2,19,76,294,443b,513
京城門 568
京都(=恭仁京) 209,222,224
關 143
——庭 96,349,511
宮一 74
楼一(閣カ) 215
乾政官院 390 →太政官院

こ

甲賀
(——)寺 279
——宮 273,287,289
——宮留守 284
皇后宮
(平城京左京三条二坊) 134,(173),

(174),177,188
(平城京法華寺) 289(旧——)
(恭仁宮) 231,233
(平安宮) 643,644
皇后宮職施薬院 137
皇城門
(藤原宮)17
皇太后朝 376c,382
皇太后宮 376a,381
故右大臣大中臣清麻呂家 630a.630b
皇都 119 参考,266
閣門
(大極殿) 391,406,434,436,505,
(532),594
(楊梅宮) 522b
大極殿—— 128,593
中宮—— 202
古京(藤原京) 654
獄
(平城京) 145,381
平城一 214,240
御在所 84,121,196,206,289
(紫香楽宮) 276
(薬師寺宮) 321
(田村第) 343a,380
(平城宮武部曹司) 417
太上天皇—— 301
中宮—— 346
越田村 640
御所
(楊梅院) 522b
太上天皇—— 400
竹波命婦—— 438
後門(氷上川繼宅) 585
金光明寺 268,(271)
金鍾寺 275
さ
西京 486
西宮 271,315,319,336,342 →394

——寢殿 466,495
——前殿 **446**,475,478
——東一門 315
(——)東二門 315
——三門 315
——南門 315
平城—— 649
西大宮 **490**
齋宮(齋王宮) 57b
——南北二門(大嘗宮) 77
西朝 **39**
催造司 72
西大寺
——法院 463
——嶋院 467
前少領角家足之宅 443b
左京(恭仁京) 224
桜井頓宮 260
左衛士府 379,380,639a
左兵庫 577
左右衛士府 118,365
左右京(平城京) 20c
左右鎮京使 612
左右兵衛府 118
左右兵庫 576

し

四阿殿 →あずまやどの
紫香樂 245,252
——村 235
——宮 238,241,248,250,251,255,
265,268,270,272
式部省 (**161**),**165**.,627
市廩 →いちくら
嶋
内一院 548
西大寺一院 467
外一堂 346
長岡京一町 621d
奈良宮中中一院 314

平城中一宮 317a
平城京中一宮 317c
重閣
——中院 518
——門
(藤原宮) **18**
(平城宮) **555**,587,656
——中門 73
城
(平城京) 119(参考)
(恭仁京) 244
(紫香樂) 270
——北苑 229
宮一 42
新一乃大宮 484
新一宮 524
都一 603,654
小子門 444,473
松林 125,191
——苑 121
——宮 136a
——倉廩 290
北—— 164
神祇官
——曹司 138,366
——屋 139
深宮 33a
新宮
(恭仁宮) 219,220
(平城宮) 415
新京
(平城京) 12
(恭仁京) 211,232
(紫香樂宮) 276
(保良京) 413,414
(長岡京) 605,606
寢殿 313,363a
西宮—— 466,495
天皇—— 369a

す

菅原 4,9
須岐厨 508
朱雀路 275
(藤原京) 17
朱雀門
(平城宮) 29,158
(紫香樂宮) 268
図書寮 389
——西北之地 444
図書藏辺庭 374,376a,381
鈴鹿王宅 120
——旧宅 497

せ

西朝 →さいちよう
正殿 95
節部省 442b →大蔵省
——北行東第二双倉 442a
施薬院 137
前殿 **536**,540,544,545
西宮—— 475,478
南宮(西宮カ)—— **446**
遷都 1,2
(平城) 20a,(20b).20c,20d,
20e
(恭仁) 208,(210)
(難波) (266)
(紫香樂) (276)
(保良) 420
(長岡) 602,604,654
(平城)(平城太上天皇による)
630c,637,638a

そ

造宮 58,223,604,
造宮使 422,637
造宮省 27,586,
——卿 3,32,58,222,229,235,407,
464,519,579

——輔 235,282,401a
——大輔 425,435,440,445,483,503,
523,546,561,580,
——少輔 53,356,435,440,502,503,
525,538,546,561,580,
——録 234,
——史生 27,
——長上 487
——將領 13

曹司

神祇官—— 138,366
大納言藤原朝臣魚名—— 549
内豎—— 543
兵部—— **161** →武部曹司
武部—— **417** →兵部曹司
弁官—— 362,381,**516**
本曹 289

造都 22

造東内司 473

——次官 469

造長岡宮使 603

造平城宮

——使 633

——料 631

——之事 635

造平城京司 15

——長官 7

——次官 7

——大匠 7

——判官 7

——主典 7

造離宮司 235

外嶋堂 346

苑

松林— 121,(125)

南— **84**,92,96,98,104,111,150,159,
184,200,**305**,306,307,308,309

南樹— 144

城北— 229

た

大安殿 →中宮 →**62**

(平城宮) 82,134,,292,**354a**

(恭仁宮) 230,243

(紫香樂宮) 277

(菓園宮カ) **332**

(大郡宮カ) 333

大学 318,442c,461a

——寮 **135**,461b

大(太)極殿 →**305.364**

(藤原宮) **17**

(平城宮) (**21**),**29**,33b,45,67,70,

90,103,122,129,132,146,167,186,

197,255,322,388,**393**,402,432,454,

468,470a,477,480c,480d,499,500,

509,517,563,573,578,595

(恭仁宮) 213,228(未成),242,

(255),304

——閤門 **128**,593

(——)閤門 391,406,434,436,

505,(532),594

——南院 337,354b

——南門 201

(——)南門 537

(——院) (21),(351)

太師第 405

太政官 552,556

——之庭 215

——坊 376c,382

太政官院 →乾政官院

(平城宮) 376b,381,504,539a,582

(長岡宮) 624

——庭 374,376a,381

——垣 617(長岡宮)

大嘗祭 (**36**),(77),(**325**),(390),

(453a),(453b),(504),(582)

太政大臣藤原大臣之家 458

太上天皇宮 628

——御在所 301

——御所 400

大納言藤原朝臣魚名曹司 549

大納言藤原朝臣魚名朝座 531

大納言藤原家 343c

大膳 155a

——職 155b,(438),449

内裡 78,88,130

内裏

(平城宮) 101,142,179,210,246,253,

298,311,341,348,352,384,385,387a,

389,398,402,439,448,471,509,517,

520,527,535,556,558,559,562,572,

581,589,599

(長岡宮) 623

——之東屋垣下 386

——之庁 552

高殿 →楼

南—— **312a**

高御座 263

宅

右京—(道祖王) 379

長屋王— 116,117

鈴鹿王— 120

鈴鹿王旧— 497

道祖王— (379)

茨田弓束女之一 323

答本忠節— 373,379

内相— 376a,381

角家足之一 443b

額田部— 376 参考③,381

建部門 371c

楯波池 98

玉宮 **465**

田村第 343a,371a,371b,398,609(右

大臣藤原是公邸)

(——)南門 380

——南面之門 439

田村宮 372,375,376 参考①,376

参考②,378a

——囿 376 参考③,381

田村旧宮 530,547

田村後宮 591

田村記 375

ち

小子門 →しょうしもん

智識寺南行宮 360

中安殿 **59**

中院

重閣—— 518

中宮 **62**,63,68,75,93a,99,100,105,112,
140,141,151,157,160,187,189,190,
193,199 →大安殿

——安殿 335

——供養院 185

——閤門 202

——西院 301

平城—— 295

中宮(中宮藤原宮子の宮) **357**

——御在所 **346**

中宮院 289,428a,430,443a,443b,444

中外門(難波宮) 267

中朝 133

中門

(平城宮) 30

重閣—— 73

庁

朝—— 123

内裏之—— 551

朝

一政 47

西— 39

中— 133

朝座

大納言藤原魚名—— 531

朝集殿

平城—— **431a** →**646b**

朝庁 123

朝庭(「国家」「天皇」の意) 20b,345,
362,381,403,444,453,458,482,

484,585,621c,638a(二所——)

天皇—— 246,322,344,578

難波—— 165

奈良—— 363b

柏原大—— 638a

朝庭(「宮城」の意) 227,318,496,

朝庭(「朝堂」の「庭」の意) 186,

朝廷(「国家」「天皇」の意)

柏原—— 638a

朝堂

(平城宮東区・中央区) 26,34,65,

78,79,86,91,100,113,(123),126,

149,151,157,160,189,198,200,311,

345,350,392,396,408,**429**,436,**481**,

501,506,511,522a,535,541a,545,

558,564,565,570,574,575,594,599,

(恭仁宮) 256,257

(紫香樂宮) 277

(——院)門 26,

→臨軒・臨朝・西朝・中朝

勅旨宮 590

鎮京使

左右—— 612

朕之住屋 369b

つ

竹波命婦御所 438

角家足之宅 443b

て

第

(道祖王宅) 370a,370b,371b

(大和長岡宅) 470b

(藤原種継宅) 622a,622c

太師(=田村第) 405

田村— 343a,371a,371b,398,609

帝都 20b

天子大坐所 173

殿上 50,470a,470b

大—— 301

殿前 56,153

——梅樹 192

天皇寢殿 369a

天皇朝庭 246,322,344,578

と

東市司 351

東院 **353a**,460,462,**481**,491

——玉殿 **465**

東宮 54,109,342,343b

(長岡宮) 623

春宮 367

東西厠 74

東西京

(平城京) 608

東西小塔堂 494b

東内 469,473,480a,(480b)

答本忠節宅 373,379

東楼 (351)

都城 603,654

都邑 2

都里 196

鳥池塘 106

頓宮 260

な

内安殿 57a,57b,94,400,403

内南安殿 359

内坐所(皇后宮) 173

内院南門 **364**

内外諸門 379

内厩寮 588

内射 397,409,437,566

内豎曹司 543

内相宅 376a,381

内相家 376c,382

内寝 51

内庭 387b

長岡 622a,654

乙訓郡——村 602

——宮 604,610,614a,614b,625

——京 612

——京嶋町 621d
造——宮使 603
中嶋院
奈良宮中—— 314
中嶋宮
平城—— 317a
平城京—— 317c
中務南院 347
中壬生門 456
長屋王宅 116,117
梨原宮
宮南—— **331**
難波 20e,258,274,360,362,381
——市 601
——京 257
——朝庭 165
難波宮 20c,20d,203,(215),260,261,
262,263,264,265,266,267,
(273),293,294,(296)
——中外門 267
——東西樓殿 269
寧楽 19
——宮 19
奈良
——宮 499
——京 20c,20d
——留守 225
——宮中中嶋院 314
——朝庭 363b
諾楽宮 614b
平城乃宮 322
平城朝 439,443b
奈良麻呂家 374,376a,381
南闈 31
南院 339,376c,378b,382
大極殿—— 337,354b
中務—— 347
兵庫—— 584
南苑 **84**,92,96,98,104,111,150,159,184,
200,**305**,306,307,308,309,
南宮(西宮カ)前殿 **446**

南樹苑 144
南高殿 →みなみのたかどの
南殿(南高殿カ) 312b
南面之門 439
南門
(大極殿院)—— 537
(田村第) 380
大極殿—— 201
内院—— 364
西宮—— 315
弁官曹司—— 516
南野樹 →みなみののうてな
南楼 **169a**,169b,169c,(312a)
に
新城乃大宮 484
新城宮 524
二所朝庭 638a
庭(東大寺大仏殿前庭) 343a
庭 345 →朝庭
(朝庭) 376a,381,396,434,474,582,
583
明の— 528b
飲酒之— 375
内— 387b
闕— 96,349,511
図書藏辺— 374,376a,381
太政官院— 374,376a,381
太政官之—(難波宮) 215
朝— 186
朝—之儀 186
西池宮 192
——辺 192 註
西大宮 **490**
西宮 →さいくう
西楼 (351)

ぬ
額田部宅 376 参考③,381

は
橋
宇治— 639a
恭仁京泉— 285
三—(椅) 28,(355),568
山崎— 607,639a

ひ
東市司 →とういちのつかさ
東常宮南大殿 353b
東内 →とうだい
東門(東内カ) 480b
兵衛府
左右—— 118
右——(長岡宮) 638a
兵庫 452a,452b
(平城宮) 22
(恭仁宮) 263
——南院東庫(平城宮) 584
左右——(平城宮) 576
左——(平城宮) 577
内——(平城宮) 576
兵部(武部)曹司 **161**,417

ふ
府庫 436(大宰府),586
藤原宮 19,61,70
藤原京 19
藤原大臣之家 458
舞台 396,555
仏殿 61
(道祖王宅) 379
武部曹司 **417**
不破行宮 40

へ
平安京 638a
平城 2,5,14,20a,20b,20c,20d,20e,218,
258,281,283,288,289,296,299,615,

616,618a,618b,618c,621c,622a,
622b,622c,630a,630c,637,639a,
654
——大宮 70
——器仗 254
——旧宮 626
——旧京 654
——旧京中勅旨田 653
——旧都 628
——旧宮処 650
——古京 638a
——獄 214,240
——西宮 649
——諸司 645a
——大極殿并歩廊 255
——中宮 295
——朝 439,443b
——朝集殿 431a
——中嶋宮 317a
——二市 221
——乃宮 322
——別宮 428b,(429)
——薬師寺 283
——留守 238,294
平城宮 8,10,11,16,217,(42),(174),262,
286,288,294,297,(361),363b,
421b,422,428a,(459),(498),
(551b),618a,629a,629b,632,
(634a),(634b),639a,(640a),
(640b),643,644
——諸司 645b
——諸衛(府)官人 641,642
——諸門 625
——中安殿 59
——留守 245,262
(——)留守 203,207,218,241,293
——雑用料 636
造——使 633
造——料 631
造——之事 635
平城京 (608),(613a),(613b),(613c),

627a,627b
——中水田 652
——内空閑地 651
——内田地 655
——中嶋宮 317c
造——使 15
別宮 **429**
平城—— 428b
弁宮
——曹司 362,381
——南門限 **516**

ほ

法王宮 479
北門(平城宮) 448,585
細殿
南—— 301
北京 401b,421b,422
法華(花)寺 428a,(438),(441),
458,656
(——)阿弥陀浄土院 419
保良 420,428b
——宮 421a
(——)宮西南 426
——宮諸殿及屋垣 427
——京 401a,418
近江国——宮 421b,422
歩廊(平城宮) 255
本曹 289

ま

松林倉廩 290
松林苑 →しょうりんえん
松原
——宮 136b,136c
——倉 455a,455b,457
松本宮 **346**
茨田弓束女之宅 323

み

三橋(椅) 28,(355),568
甕原宮 217,237
甕原離宮 (97)
南汚池 601
南樹苑 →なんじゅのその
南高殿 312a →南楼
南野樹 97
南浜望海楼 450
南細殿 301
南薬園新宮 **325**,(326),(327),(328),
(329),(330)
水雄岡 620
宮
(平城宮) 174,361,498,551b,640a,
640b
(平城宮内裏) 348
(平城斎王宮) 57b
(平城宮北池辺新造宮)57b
(保良宮) 426
(飛鳥)浄御原— 61,246
行— 6,40,222,323,360
石原— 236,244,247
淡海大津— 70
大郡— 324,330,**332**,334
近江大津(乃)— 322,441,578
王— **646b**
大— 230,234,301,302,315,372,
377,482
岡— 429
岡田離— 6
小治田— 412a,417
小治田岡本— 412b
春日山— 23
北池辺新造— 57b
旧皇后—(平城京) 289
恭仁— 209,210,252,254,255,261,
262,263,282,284,285,299,304
甲賀— 273,284,287,289
→紫香樂宮

皇后—
 (平城京) 134,177,188,
 (恭仁京) 231,233
 (平安京) 643,644
皇太后— 376a,381
皇太子— 246
西— 271,315,319,336,342,446,466,
 475,478,495
齋—(平城) 57b,77
桜井頓— 260
紫香樂— 238,241,248,250,251,255,
 265,268,270,272 → 甲賀宮
紫— 2,56
松林— 136a
新—
 (恭仁宮) 219,220
 (平城宮) 415
深— 33a
太上天皇— 628
玉— **465**
田村— 372,375,376 参考①,
 376 参考②,376 参考③,378a,
 381
田村旧— 530,547
田村後— 591
智識寺南行— 360
中— **62**,63,68,75,93a,99,100,105,
 112,140,141,151,157,160,187,189,
 190,193,199,**357**
 ——安殿 335
 ——院 289,428a,430,443a,443b,
 444
 ——供養院 185
 ——閤門 202
 ——御在所(中宮藤原宮子) 346
 ——西院 301
勅旨— 590
東— 54,109,342,343b,623(長岡宮)
春— 367
長岡— 604,610,614a,614b,625
 (宮南)梨原— **331**,332

難波— 20c,20d,203,(215),260,261,
 262,263,264,265,266,267,269,293,
 294
寧樂— 19
奈良— 314,499
諾樂— 614b
南—(西—カ) 446
新城乃大— 484
新城— 524
西池— 192
西大— **490**
東常— 353b
藤原— 19,61,70
不破行— 40
平城— 8,10,11,16,59,217,245,262,
 286,288,294,297,363b,421b,422,
 428a,618a,625,629a,629b,631,632,
 633,634a,634b,635,636,639a,641,
 642,643,644,645a,656
平城乃— 322
平城大— 70
平城旧— 626,(650)
平城旧— 処 650
平城西— 649
平城中— 295
平城中嶋— 317a
平城京中嶋— 317c
平城別— 428b
別— **429**
法王— 479
 (近江国)保良— 421a,421b,422,426,
 427
松林— 136a
松原— 136b,136c
松本— 346
甕原宮 217,237
南薬園新— **325**, (326), (327),
 (328), (329), (330)
薬園— **332**
薬師寺— 321,334
大養德恭仁大— 227

由義— 485,486
楊梅— 439,**515**,519,522a,557
芳野離— 172a,(172b),(173),
 (174)
—外 638b
—垣
 (平城宮)—— 22
 (恭仁宮)—— 210
 (恭仁宮)大—— 234
—川 249
—關 74
—室 2,58,76,232,276,423,586,622a
—城 42,237,280
—西南 426
—中 80a,80b,93b,110,166,181,183,
 239,268,294,308,320,383,410,411,
 492,513,526a,526b,526c,541a,
 541b,550,551a,551b,585,638a
—寺 289
—殿 229,603,630a,630b
—内 58,215,606
—門 57b,291
—裡 134
都 158,230,257,258,281,283
—下 280
—城 603,654
—邑 2
—里 196
京—(恭仁京) 209,222,224
皇— 119(参考),266
造— 22
帝— 20b
平城旧— 628
も
門
 (宮城門カ) 303
 (大嘗宮) 504
的— **516**
大宮南—— 315

宮一(平城宮) 57b,291
旧宮重閣一 656
京城一 568
閣一(平城宮) 391,406,434,436,
505,532,594
閣一(楊梅宮) 522b
後一(氷上川繼宅) 585
皇城一(藤原宮) 17
内外諸一 379
西宮東一一 315
(西宮)東二一 315
西宮三一 315
西宮南一 315
齋宮南北二一 77
寺一(法華寺) 656
重閣一(藤原宮) 18
重閣一(平城宮) 555,587,656
重閣中一 73
小子一 444,473
朱雀一(平城宮) 29,158
朱雀一(紫香樂宮) 268
大極殿閣一 128,593
大極殿南門 201
建部一 371c
中宮閣一 202
中一 30
(朝堂院)一 26
東一(東内方) 480b
内院南一 364
内外諸一 379
難波宮中外一 267
中壬生一 456
南門(大極殿院) 537
南門(田村第) 380
南面之一(田村第) 439
平城宮諸一 625
弁官曹司南一 516
北一(平城宮) 448,585
羅城一 310,355a,355b,355c,553

や

屋
神祇宮—— 139
宮中一牆 239
朕之住一 369b
内裏東一垣下 386
保良宮諸殿及一垣 427
九間一(平城宮東朝集殿) 431b
押勝臥一 443b
京中往々一 543
薬園宮 332 →南薬園新宮
薬師寺 283
薬師寺宮 321,334
櫓 439
山崎橋 607,639a
大養徳恭仁大宮 227
大和国添上郡越田村 640a

ゆ

由機厨 507
由義宮 485,486
靱負御井 512a,512b

よ

楊梅院安殿 522b,528b,528c,528d
楊梅宮 439,515,519,522a
——南池 557
楊梅陵 648a,648b,(655)
芳野離宮 171,(172),(173),(174)
与渡市津 639a

ら

羅城門 (303),310,355a,355b,355c,553

り

離宮
岡田—— 6
(春日——) 23

(甕原——) 97
芳野—— 172a
造——司 235
臨軒 40,71,83,85,87,394,396,404,416,
424,488,510,521,554
臨朝 81,156,168,170,176,178,216

る

留守 498
——官(平城宮) 342
——百官 451
(藤原宮) 20
(平城宮) 203,207,218,241,293
(恭仁宮) 225,238,241,245,248,
260,293
(長岡宮) 618b,618c,621c,622a,622c
奈良—— 225
平城—— 238,294
平城宮—— 245,262
恭仁—— 294
恭仁宮—— 262
甲賀宮—— 284
東宮(——) 342
西宮(——) 342

ろ

楼 →高殿
(田村第) 439
一闕(閣方) 215
石原宮一 244
難波宮東西一殿 269
西一 (21),(351)
東一 (351)
南一 169a,169b,169c
南浜望海一 450

行事別索引

- ・アンダーラインは、海外使節、または蝦夷・隼人の参加を示す。
- ・取消しラインは、行事の中止を示す。

元日朝賀	<u>17,29,45,67,90,103,132,146,</u> <u>197,210,228,242,332,393,402,432,</u> 446,470,477, (478) ,500, <u>509,517,</u> <u>563,573,</u>	426,463,493,512,548,562,567,600,	外国使節賜宴	48,65,86,105,149,202, 345,350,511,570,574
廃朝	34,44,66,89,102,131,256,276,300, 305,311,316,347,358,368,415,423, 476,558,572,592,	五月五日節の宴会(騎射) 73,97,125, 164,246,308, <u>555,</u>	遣唐・新羅・渤海使辞見	24,37,38, 41,49,60,107,147,152,154,171,204, 205,340,341,540,553,
元日節の宴会	50,112,141,151,157,160, 189,210,256,276,301,305,311,332, 347,352, (386) ,402,509,517,520,527, 536,544,558,572,	相撲(七夕節) 159,192,339, 冬至の宴会 82,111,144,150, その他の賜宴 75,92,100,134,220,231, 233,244,253,298,359,530,533,534, 547,571,581,596,	遣唐・新羅・渤海使拝見	43,46, 162,163,175,180,194,
白馬節の宴会	68,91,104,113,133, <u>198,</u> 229,243,277, (306) ,312,353,387, 395, <u>406,434,447,471,479,</u> (491) ,518,521, 528,559, <u>564,575,</u> 598,	賜物 84,95,96,99,121,129,290,302,413, 414,420, 出雲国造神賀詞奏上 35,69,333,338, 462,472,	外国使節の拝賀・方物貢進	85,105, 140,148,195,344,349,394,399,404, 433,510,554,569,
踏歌節の宴会	<u>18,30,63,114,115,134,</u> 169,191,200,213,230,337, <u>396,408,</u> <u>436,481,501,522,529,545,560,565,</u> 593,599,	叙位・任官 62,71,81,83,122,170,176, 178,184,193,199,216,277,306,354, 400,403,416,422,424,448,460,510, 518,521,529,560,595,	蝦夷・隼人饗宴	39,64,128,167,247, 488,522,537,594
大射	<u>31,105,201,</u> 212	即位式 33,70,322,388,499,578,	大般若経転読	80,124,166,181,183, 268,269,288,295,411,468,535,541, 551
内射	397, <u>409,437,566,</u>	新嘗祭 366	金剛般若経転読	93
三月三日節の宴	23,84,106,121,136,	大嘗祭 36,77,325,390,453,504,582, 新嘗祭賜宴 187,385,475,489, 大嘗祭賜宴 78,79,326,327,328,329, 391,392,505,506,583,	仁王会(仁王経転読)	126,309,335, 383,410,492,513
			御齋会(金光明最勝王経転読)	183, 186,454, (459) ,480, (490) ,
			その他の齋会・悔過	292,515,526,